

沖ノ島研究

第九号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和五年

沖ノ島研究 第九号 目次

鏡からみた沖ノ島祭祀の展開	岩本 崇	1
五世紀末における鉄製工具の画期と新原・奴山古墳群	魚津 知克	29
瀬戸内の神々と倭王権―住吉・大山積・宗像―	森田 克行	47
沖ノ島の自然と祭祀遺跡	岡 崇	71
宗像大社所蔵「河野家文書」の紹介	津江 聡実	79
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇二二年度調査概要		89
宗像大社辺津宮境内「高宮出土として伝世する品」が提起する問題について	清喜 裕二	(1) 120

鏡からみた沖ノ島祭祀の展開

岩本 崇

はじめに

玄界灘に浮かぶ絶海の孤島である沖ノ島では、じつに多数の銅鏡が確認されている。それらの主たるものは発掘調査によって出土したが、ほかにも沖ノ島からの出土が伝えられる鏡や出土の推定される鏡が少なからず存在する⁽¹⁾。発掘調査による出土資料を中心として、沖ノ島での出土をほぼ確実視できる鏡は七六面にのぼる。そのうち漢鏡の可能性のある例が一面⁽²⁾、三国西晋鏡一二面（うち三角縁神獸鏡九面）、同型鏡群二面、倭鏡四六面、隋唐鏡二面、詳細不明（破片のため）一三面である。さらに、これらとは別に沖ノ島の出土と伝わる、あるいは出土の推定される鏡が一面あり、総数八七面もの存在を推定できる。

本稿では、沖ノ島のなかでも充実した資料群である古墳時代銅鏡に着目し、その鏡群構成の通時的検討を出発点に沖ノ島祭祀の展開の一端を明らかにする。また、鏡群の様相を古墳出土鏡と比較し、沖ノ島祭祀と在地勢力の動向をつきあわせることによって、祭祀の主体を担った集団の把握を試み、祭祀にたいする王権の関与のあり方について論じる。

一 沖ノ島の鏡

沖ノ島の鏡については、一連の調査報告書が刊行されながらも不明な点が多かったが、重住真貴子・水野敏典・森下章司の悉皆的な調査・検討によってその全体像がおおよそ把握された（重住・水野・森下二〇一〇）。また、それとは別に沖ノ島の出土と推定される資料の探索がなされるなど（花田一九九九・二〇一二）、着実に資料整備がすすめられてきた。さらには、資料の基礎的整備をふまえて、下垣仁志が沖ノ島出土鏡の総括的な評価をおこなった（下垣二〇一八）。このように沖ノ島の鏡については資料の蓄積とそれにもとづく検討が一定程度すすめられた現状にあるが、かといって必ずしも論点がだしつくされているわけではない。そこで以下では、先行研究をトレースする部分も少なくないが、あらためて出土鏡を俯瞰するところから検討をはじめ、沖ノ島祭祀の動向を把握するための基礎的な材料を整理する。まずは検討の俎上にのせる沖ノ島の鏡の一覧を掲げたい（表1）、資料が豊富な倭鏡と三角縁神獸鏡についてその特徴を確認する。

表 1 沖ノ島の鏡

出土地点	鏡式・系列	直径 (cm)	位置づけ	備考
4号遺跡 (御金蔵)	外区片 (4-1-1)	破片	後期倭鏡新段階	
	外区片 (4-1-3)	破片	後期倭鏡新段階新相	
	珠文鏡充墳系 (4-1-4)	破片	後期倭鏡	
	外区片 (4-1-5)	破片	後期倭鏡新段階新相	
	瑞祥文鏡 (4-1-2)	14 ~ 15	後期隋唐式鏡	
4号遺跡 (御金蔵) [伝]	三角縁波文帝三神三獸鏡 (伝-3)	21.6	舶載第5段階	花田 2012 で推定 18号遺跡
	旋回式獸鏡系 (伝-8-3)	12.2	後期倭鏡新段階古相	
	乳脚文鏡麻手文系	11.2	後期倭鏡新段階新相	
	乳脚文鏡Ω字文系 (伝-8-2)	9.2	後期倭鏡新段階新相	
	乳脚文鏡麻手文系 (伝-8-1)	8.9	後期倭鏡新段階新相	
7号遺跡	珠文鏡充墳系 (7-1-2)	9.2	後期倭鏡新段階新相	
	盤龍鏡 (7-3-1)	破片	同型鏡群	(8-2-3) と同型
	外区片 (7-3-a)	破片	後期倭鏡新段階新相	
	外区片 (7-3-2)	破片	—	
	素文鏡? (7-3-2・b)	破片	—	
8号遺跡	乳脚文鏡麻手文系 (8-2-1)	復 10.3	後期倭鏡新段階新相	
	方格規矩鏡渦文系 (8-2-2)	14.1	前期倭鏡新段階新相	
	盤龍鏡 (8-2-3)	11.6	同型鏡群	(7-3-1) と同型
15号遺跡	神像鏡系 (15-1)	9.2	前期倭鏡中段階	
16号遺跡	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (16-1)	20.6	「仿製」第4段階	(18-2) と同型
	方格T字文鏡 (16-2-1)	9.1	華北系鏡群第7段階	
	内行花文鏡Ⅲ系 (16-2-2)	6.9	前期倭鏡中～新段階	
	素文鏡系 (16-2-3)	2.8 ~ 3.0	前期倭鏡?	
17号遺跡	八鳳鏡 (17-1)	22.1	西晋鏡 (280 ~ 300年ごろ)	
	方格規矩鏡獸文系 (17-2)	27.1	前期倭鏡中段階	
	方格規矩鏡獸文系 (17-3)	26.1	前期倭鏡中段階	
	方格規矩鏡獸文系 (17-4)	22.1	前期倭鏡中段階	
	方格規矩鏡渦文系 (17-5)	21.5	前期倭鏡新段階	
	方格規矩鏡鳥文系 (17-6)	16.6	前期倭鏡中段階	
	方格規矩鏡獸文系 (17-7)	17.8	前期倭鏡中段階	
	内行花文鏡Ⅱ系 (17-8)	18.7	前期倭鏡中段階	
	内行花文鏡Ⅰ系 (17-9)	17.6	前期倭鏡古段階	
	内行花文鏡Ⅲ系 (17-10)	17.0	前期倭鏡新段階	
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (17-11)	24.3	「仿製」第1段階	
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (17-12)	21.6	「仿製」第5段階	
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (17-13)	20.0	「仿製」第5段階	
	暹羅鏡双胴系 (17-14)	12.9	前期倭鏡新段階新相	
	暹羅鏡省略系 (17-15)	23.7	前期倭鏡新段階	
	分離式神獸鏡 A系 (17-16)	16.7	前期倭鏡新段階新相	
	斜縁獸鏡系 (17-17)	10.0	前期倭鏡古段階	
	画象鏡系 (17-18)	22.0	前期倭鏡新段階	
	斜縁神獸鏡 A系 (17-19)	16.4	前期倭鏡新段階	
	方格T字文鏡 (17-20)	18.0	華北系鏡群第7段階	
斜縁獸鏡系 (17-21)	15.0	前期倭鏡古段階		
18号遺跡	三角縁・天・王・日・月・獸文帝三神三獸鏡 (18-1)	22.1	舶載第2段階	
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (18-2)	20.6	「仿製」第4段階	(16-1) と同型
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (18-3)	23.4	「仿製」第4段階	
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (18-4)	21.1	「仿製」第3段階	
	獸鏡 A系? (18-5-1)	破片	前期倭鏡中段階	
	三角縁神獸鏡? (18-5-2)	破片	—	
	八鳳鏡 (18-5-3)	破片	西晋鏡 (280 ~ 300年ごろ)	
	方格規矩四神鏡 (18-5-4)	18.0	漢鏡 5期?	漢鏡ではなく同型鏡群とする見方もあり
	鈕片 (18-5-5)	破片	—	
	破片 (18-5-6・伝-7-2)	破片	—	
18号遺跡 [推定]	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (伝-7-4)	破片	「仿製」第5段階	(伝-6-1) と同型
	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (伝-5)	22.1	「仿製」第3段階	
	方格規矩四神文系 (伝-4)	25.3	前期倭鏡中段階	
	三角縁神獸鏡 (内区片・外区片)	破片	—	
	内行花文鏡Ⅲ系	10.0	前期倭鏡中段階	
	振文鏡羽文系	7.9	前期倭鏡中段階	
	素文鏡系 (21-2-2)	3.5 ~ 3.9	—	
19号遺跡	内行花文鏡Ⅱ系 (19-1)	24.8	前期倭鏡中段階	
	破片	破片	—	
21号遺跡	浮彫式獸鏡 (21-1-1・21-2-a)	17.6	同型鏡群	
	浮彫式獸鏡 (社外品)	17.6	同型鏡群	鍔の特徴から推定
	乳脚文鏡Ω字文系 (21-1-2・21-1-b・21-2-b)	11.7	後期倭鏡新段階新相	
	振文鏡獸毛文系 (21-1-3)	13.0	前期倭鏡古段階	
	破片 (21-1-c)	破片	—	
	破片 (21-2-c)	破片	—	
	破片 (21-2-1)	破片	—	
	不明 (21-1-14)	破片	—	
	素文鏡系 (21-2-2)	2.2	—	
23号遺跡	鳥頭四神鏡 B系 (伝-7-1)	12.1	中期倭鏡	鍔の特徴から推定
	渦文鏡 B系 (伝-7-3)	8.5	中期倭鏡	附着する土から推定
	珠文鏡列状系 (23-1)	6.0	前期倭鏡	
沖ノ島 [伝]	珠文鏡充墳系 (伝-9-1)	復 9.0	後期倭鏡新段階新相	
	双頭龍文鏡 (伝-6-2)	9.1	西晋鏡	
	乳脚文鏡系	6.1	後期倭鏡	
	乳脚文鏡系	—	後期倭鏡	
沖ノ島 [推定]	「仿製」三角縁唐草文帝三神三獸鏡 (伝-6-1)	20.8	「仿製」第5段階	(伝-7-4) と同型
	斜縁神獸鏡 B系	14.1	中期倭鏡	
宮地嶽付近古墳 [伝] (沖ノ島遺跡 [推定])	八鳳鏡 (18-5-3)	約 18	西晋鏡 (280 ~ 300年ごろ)	花田 1999 で推定 18号遺跡
	方格規矩鏡獸文系	約 14	前期倭鏡中段階	花田 1999 で推定 18号遺跡
	画文帯同向式神獸鏡	20.7	同型鏡群	花田 1999 で推定 21号遺跡
	画象鏡系 (17-18)	18.2	前期倭鏡中段階	花田 1999 で推定 21号遺跡
宮地嶽神社境内 [伝] (沖ノ島遺跡?)	内行花文鏡Ⅱ系	20.5	前期倭鏡中段階	花田 1999 で推定沖ノ島

[凡例] 鏡式名・系列名のあとの括弧内表記は重住・水野・森下 2010 の番号。

(一) 沖ノ島の倭鏡

鏡から沖ノ島祭祀の動向に迫るには、出土鏡の主体をなし、かつ遺跡各号から比較的まんべんなく確認される倭鏡の年代を参照するのが有効である。そこで、議論の基盤を整備するためにも、遺跡各号から出土した倭鏡の時期^③を整理した(表2)。

全体の傾向 沖ノ島では一〇ヶ所もの遺跡各号で古墳時代倭鏡が確認されている。それらは倭鏡の年代という点から、大まかに三つの様相(様相①～③)として把握できる。様相①は前期倭鏡の大型鏡を主体とする鏡群構成であり、一七号遺跡が典型的である。様相②は後期倭鏡新段階を主体とする鏡群構成であり、七号遺跡を指標とするものである。そして、様相③は前期倭鏡・中期倭鏡・後期倭鏡新段階にばらつく鏡群構成であり、二一号遺跡が該当する。

様相① 前期倭鏡を主体とし、古段階・中段階・新段階にまたがる鏡群構成を示す。数量的には古段階、新段階、中段階の順に多くなり、とりわけ中段階の大型鏡五面、新段階の大型鏡三面の存在が注目される^④。

また、様相①にみる鏡式の特徴に方格規矩

表2 沖ノ島の倭鏡

出土地点	鏡式・系列	直径(cm)	前期倭鏡			中期倭鏡	後期倭鏡		
			古段階	中段階	新段階		古段階	新・古	新・新
4号遺跡 (御金蔵)	外区片(4-1-1)								●
	外区片(4-1-3)	破片							● 4式
	珠文鏡充填系(4-1-4)	破片						●	
	外区片(4-1-5)	破片							● 4式
4号遺跡 [伝] (御金蔵)	旋回式獣鏡系(伝-8-3)	12.2						● 2式	
	乳脚文鏡麻手文系	11.2							● 4式
	乳脚文鏡Ω字文系(伝-8-2)	9.2							● 3式
	乳脚文鏡麻手文系(伝-8-1)	8.9							● 4式
7号遺跡	珠文鏡充填系(7-1-2)	9.2							● 4式
	外区片(7-3-a)	破片							●
8号遺跡	素文鏡系?(7-3-2・b)	破片							
	乳脚文鏡麻手文系(8-2-1)	復10.3							● 4式
15号遺跡	方格規矩鏡渦文系(8-2-2)	14.1			○新相				
	神像鏡系(15-1)	9.2		○					
16号遺跡	内行花文鏡Ⅲ系(16-2-2)	6.9			○				
	素文鏡系(16-2-3)	2.8~3.0		○					
17号遺跡	方格規矩鏡獣文系(17-2)	27.1		○					
	方格規矩鏡獣文系(17-3)	26.1		○					
	方格規矩鏡獣文系(17-4)	22.1		○					
	方格規矩鏡渦文系(17-5)	21.5			○				
	方格規矩鏡鳥文系(17-6)	16.6		○					
	方格規矩鏡獣文系(17-7)	17.8		○					
	内行花文鏡Ⅱ系(17-8)	18.7		○					
	内行花文鏡Ⅰ系(17-9)	17.6	○						
	内行花文鏡Ⅲ系(17-10)	17.0			○				
	龍鏡雙胴系(17-14)	12.9			○新相				
	龍鏡省略系(17-15)	23.7			○				
	分離式神獣鏡A系(17-16)	16.7			○新相				
	斜縁獣鏡系(17-17)	10.0	○						
	画象鏡系(17-18)	22.0			○				
斜縁神獣鏡A系(17-19)	16.4			○					
斜縁獣鏡系(17-21)	15.0	○							
18号遺跡	獣鏡A系?(18-5-1)	破片		○					
18号遺跡 [推定]	方格規矩鏡四神文系(伝-4)	25.3		○					
	内行花文鏡Ⅲ系	10.0		○					
	振文鏡羽文系	7.9		○					
	素文鏡系(21-2-2)	3.5~3.9		—					
19号遺跡	内行花文鏡Ⅱ系(19-1)	24.8		○					
21号遺跡	乳脚文鏡Ω字文系(21-1-2・21-1-b・21-2-b)	11.7							● 4式
	振文鏡獣毛文系(21-1-3)	13.0	○						
	鳥頭四獣鏡B系(伝-7-1)	12.1				○			
	渦文鏡B系(伝-7-3)	8.5				○			
23号遺跡	珠文鏡列状系(23-1)	6.0		○					

[凡例] 鏡式名・系列名のあとの括弧内は重住・水野・森下 2010 の番号。倭鏡の区分は本文註(3)を参照のこと。

鏡系や内行花文鏡系がまとまって確認される点があり(図1)、このことは中段階に多い方格規矩鏡系や内行花文鏡系の大型鏡が目立つ点と関連すると考えてよい。いわば大型鏡指向であるがゆえに、必然的にそれが多く中段階に位置づけられるこれら資料の占める割合が高いのである。沖ノ島

にみるこの大型鏡指向は様相①に顕著であり、三角縁神獸鏡とセットをなす傾向を示すことも整合する。なお、様相①は大型鏡を指向するが、それだけでなく中型鏡さらには小型鏡におよぶ多彩な鏡を構成に含む点も特徴的といえよう。

では、様相①の倭鏡にみる時期幅の存在についてはいかに理解すべきであろうか (e.g. 下垣二〇二二:一〇四一―一二二)。一つは、複数回の「奉獻」行為の累積によって古段階から新段階に至るまでの鏡群構成が形成されたとする理解である。そしていま一つが、古段階から新段階までの鏡群が一括して限られた時期に「奉獻」された結果とみる理解である (原田一九六一 a 二五、岡崎一九七九 a など)。そこでこの点を解決するために、複数時期の倭鏡がみられる一七号遺跡の出土状況を確認する (原田一九六一 a 一二―二七)。以下にまず、報告書にみえる



1. 方格規矩鏡獸文系 (17-2) 27.1cm 2. 方格規矩鏡獸文系 (17-3) 26.1cm 3. 方格規矩鏡獸文系 (17-4) 22.1cm



4. 方格規矩鏡獸文系 (17-7) 17.8cm 5. 方格規矩鏡鳥文系 (17-6) 16.6cm 6. 方格規矩鏡渦文系 (17-5) 21.5cm



7. 内行花文鏡Ⅰ系 (17-9) 17.8cm 8. 内行花文鏡Ⅱ系 (17-8) 18.7cm 9. 内行花文鏡Ⅲ系 (17-10) 17.0cm

図1 17号遺跡 (様相①) にみる方格規矩鏡系・内行花文鏡系倭鏡の卓越 [縮尺不同]

注目すべき点を列挙する。

・五号鏡（八鳳鏡・一七七一）以外の二〇面が鏡面を上にして重なりをもって集積されていたこと。

・方格規矩鏡系のなかでも最大径の七号鏡（一七七一）が最上部から、最下部からも方格規矩鏡系が出土したこと。

・方格規矩鏡系、内行花文鏡系、三角縁神獸鏡は、同一鏡式が近接して出土したこと。

・刀剣が二〇・二二号鏡の上面に配置されたとみられる状況で出土し、原位置から大きな移動が想定されないこと。

・車輪石が鏡と鏡の間に配置され、かつ一三号鏡上の二号車輪石が破損しているもののほぼ原位置をとどめる状態で出土したこと。

くわえて、倭鏡の時期と出土状況の対応をみると（図2）、最下部の二〇号鏡（二七一一五）ならびに二二号鏡（一七七一五）は、いずれも前期倭鏡新段階に位置づけられる。また、時期的に古相を示す三面の出土位置をみると、九号鏡（一七一七）は比較的上部から、一五号鏡（一七一九）は中位から、六号鏡（一七一七）は下位から出土している。時期的にもっとも新相を示す一四号鏡（一七一四）は中位から、三号鏡（一七一一六）も中位からの出土である。このように、一七号遺跡では鏡の新古と出土位置には相関関係がみとめられないのである。

以上の出土状況と倭鏡の時期のつきあわせからは、一七号遺跡では限られた時期に鏡が一括して集積されたとみるのが妥当である。したがって、倭鏡の構成からその集積行為がなされた時期は鏡群の最新相を示す前期倭鏡新段階新相以降となり、古墳時代の相對編年^⑤においては中期前葉古相（広域編年Ⅵ期）に比定

なり、古墳時代の相對編年^⑤においては中期前葉古相（広域編年Ⅵ期）に比定

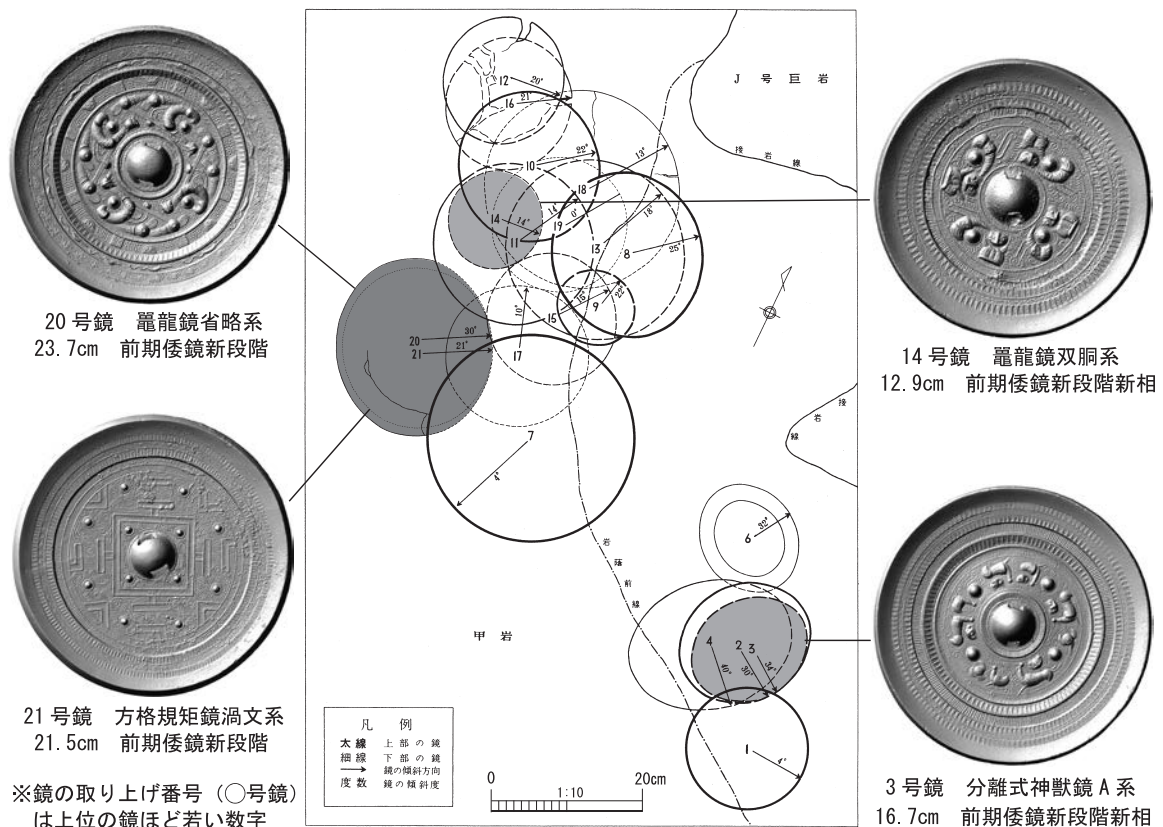


図2 沖ノ島17号遺跡における鏡の出土状況〔鏡は縮尺不同〕

できる(岩本二〇二〇a・二〇二二)。

様相② 後期倭鏡でも新段階の鏡を主体とし、小型鏡以下を中心とする。時期的には後期倭鏡新段階でも新相の例が圧倒的多数を占める(図3)。後期倭鏡新段階古相は古墳時代中期後葉新相(XI期)から、後期倭鏡新段階新相は後期前葉古相(XII期)から、それぞれ古墳への副葬がはじまる。様相②においては、後期倭鏡新段階でも最新相を示す例が主体を占めており、それらは後期中葉新相以降(Ⅱ陶邑TK一〇型式新段階)に副葬されはじめ、中心的な副葬時期は後期後葉(Ⅱ陶邑TK四三型式段階)における「奉獻」行為が複数回におよぶのか、一回に限定されるものなのかを明確にはしがないが⁶⁾、倭鏡の構成においては後期後葉を中心とした時期に「奉獻」行為の一つのピークをみとめうる。

様相③ 前期倭鏡・中期倭鏡・後期倭鏡新段階の鏡が併存する(図4)。様相①と様相②の要素をみいだせるだけでなく、ほかの遺跡各号では確認できない中期倭鏡の存在がひときわ注目される。中期倭鏡は伝資料にさらに一面あり、総数が三面と少ないながらもその時期にあたる「奉獻」行為が沖ノ島でおこなわれた可能性を示唆する点で重要である。このように、様相③は段階的かつ長期におよぶ倭鏡の構成である点特徴的である。古墳出土鏡では異なる時期の鏡が同時に副葬される例は少なくないが、様相③のように段階的かつこれほど長期におよぶ鏡群が一括副葬される例はほかに現状ではみあたらない。したがって、様相③は前期倭鏡、中期倭鏡、後期倭鏡新段階新相の三つの時期の累積と評価しうる余地があり、単一時

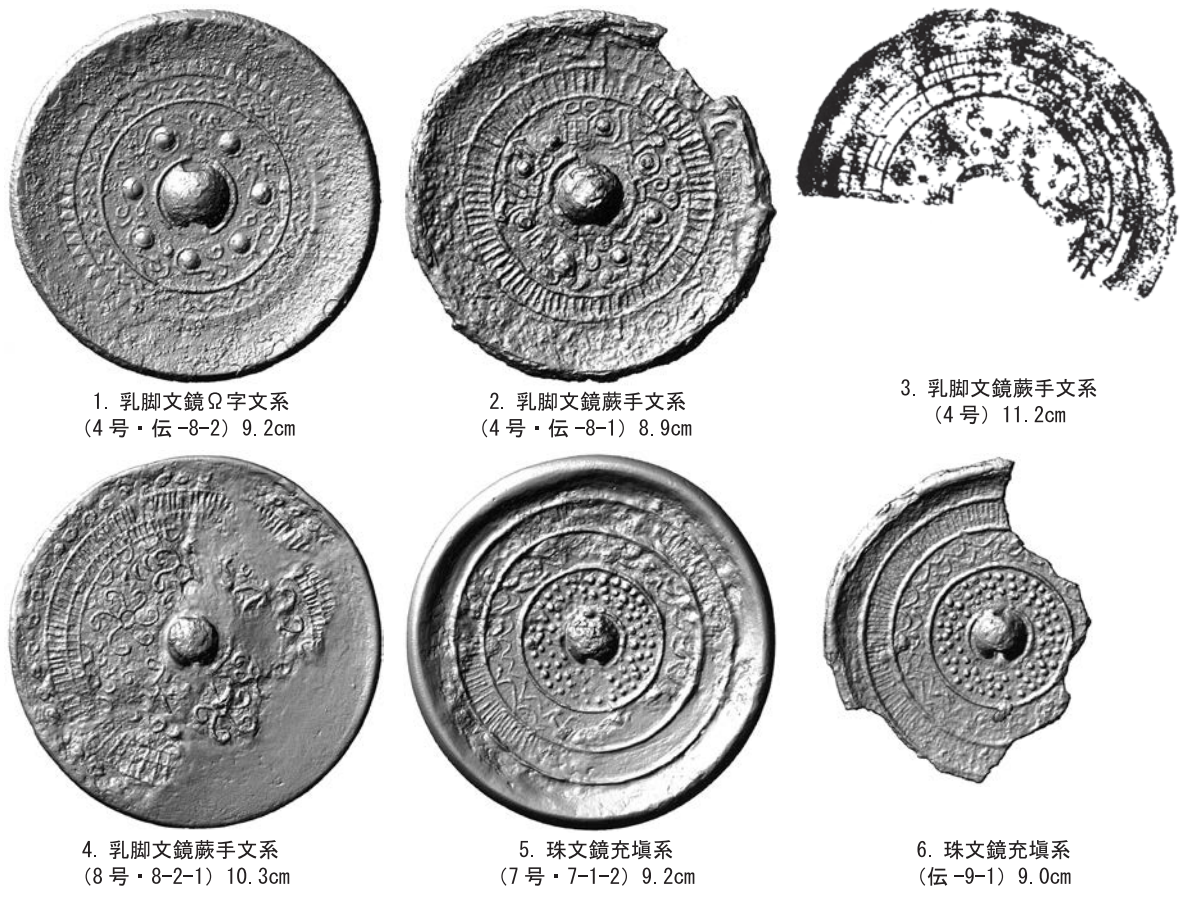
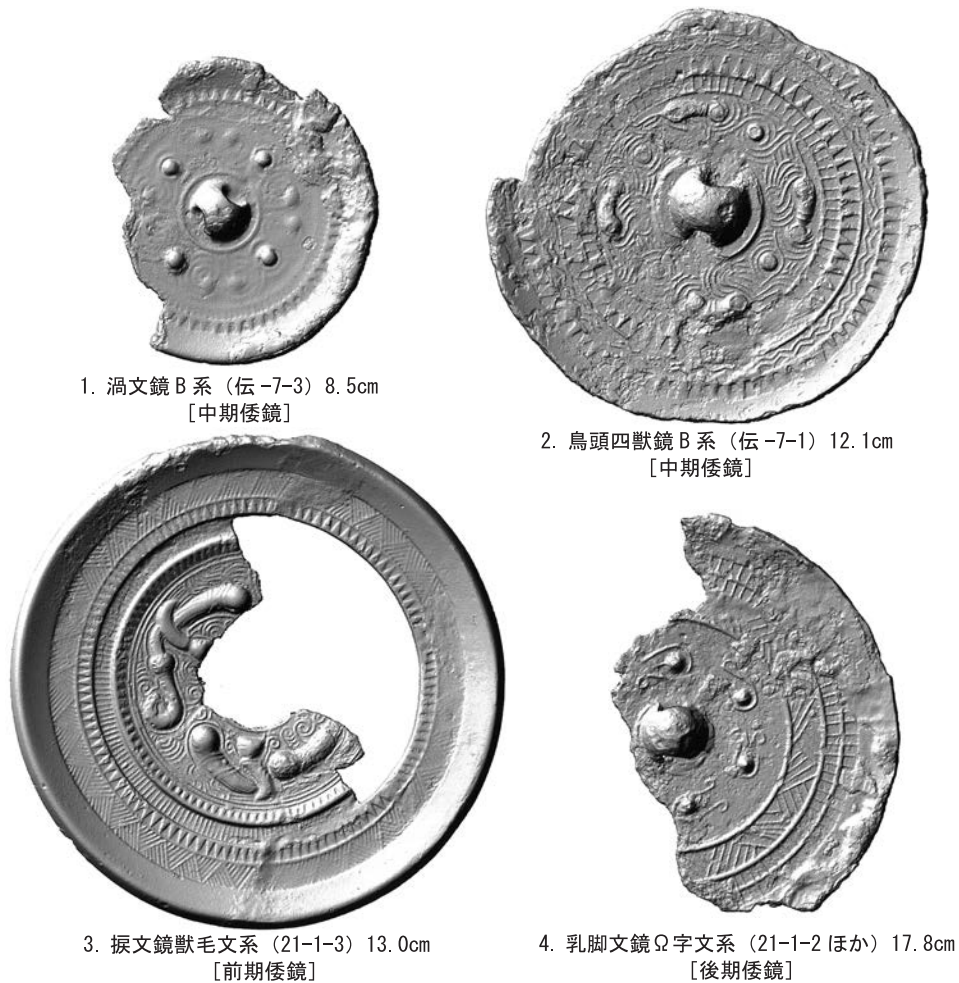


図3 様相②の後期倭鏡新段階鏡群 [縮尺不同]



1. 渦文鏡 B 系 (伝-7-3) 8.5cm
[中期倭鏡]

2. 鳥頭四獣鏡 B 系 (伝-7-1) 12.1cm
[中期倭鏡]

3. 振文鏡 獸毛文系 (21-1-3) 13.0cm
[前期倭鏡]

4. 乳脚文鏡 Ω 字文系 (21-1-2 ほか) 17.8cm
[後期倭鏡]

図4 様相③にみる前期倭鏡・中期倭鏡・後期倭鏡の併存〔縮尺1:2〕

期の「奉献」行為に起因するものではない可能性がある。そして、三つの時期はおおよそつぎのように把握できる。まず前期倭鏡段階は、様相①との関係から古墳時代中期前葉古相 (VI期) に比定しうる。そして中期倭鏡段階は、中期倭鏡が古墳においては中期前葉古相 (VI期) に副葬がはじまり、中期中葉新相 (IX期) ごろまでは副葬例が一定数は目立つことから (e.g. 岩本二〇二二)、この時期幅でとらえておくのが妥当である。さらに後期倭鏡新段階新相の段階は、様相②でも述べたように後期後葉 (ITK四三型式段階) を中心とした時期を想定できる。

なお、様相③には二一号遺跡が該当し、その形成年代を限られた時期とするこれまでの定説的な見方 (松本一九七九) と、ある程度の時間幅においてなされた複数回の「奉献」行為の累積とする見方 (花田二〇一二・三九、e.g. 篠原二〇一一) とがある (7)。

鏡の構成をみるかぎりには、二一号遺跡の形成は後者の見解のように複数時期におよぶ可能性が高いと考える。

(二) 沖ノ島の三角縁神獸鏡

沖ノ島では特徴的な三角縁神獸鏡の出土傾向があり、それは東アジア史的な観点から沖ノ島祭祀の成立時期をとらえるうえできわめて重要な知見をもたらす。論点の重なる部分もあるが、倭鏡の様相①の評価とも密接にかかわるのであらためてとりあげておこう (表3)。

表3 沖ノ島の三角縁神獸鏡

出土地点	鏡番号	鏡式・系列	直径 (cm)	配置	系統	鏡群	位置づけ
4号遺跡(御金蔵)〔伝〕	124	三角縁波文帯三神三獸鏡(伝-3)	21.6	K1	表現①	舶載K2群	舶載第5段階
16号遺跡	249	〔仿製〕三角縁唐草文帯三神三獸鏡(16-1)	20.6	K1	系統Ⅲ	〔仿製〕I群	〔仿製〕第4段階
	204	〔仿製〕三角縁唐草文帯三神三獸鏡(17-11)	24.3	K2	系統I	〔仿製〕D1群	〔仿製〕第1段階
	244	〔仿製〕三角縁唐草文帯三神三獸鏡(17-12)	21.6	K1	系統Ⅲ	〔仿製〕J群	〔仿製〕第5段階
17号遺跡	253	〔仿製〕三角縁獸文帯三神三獸鏡(17-13)	20.0	K1変	系統Ⅲ	〔仿製〕J群	〔仿製〕第5段階
	91	三角縁・天・王・日・月・獸文帯二神二獸鏡(18-1)	22.1	J1	表現⑤	舶載F2群	舶載第2段階
	不明	外区片・内区片(18-5-2)	破片	—	—	—	—
18号遺跡	237	〔仿製〕三角縁獸文帯三神三獸鏡(18-4)	21.1	K1	系統Ⅱ	〔仿製〕G群	〔仿製〕第3段階
	240	〔仿製〕三角縁獸文帯三神三獸鏡(18-3)	23.4	K1	系統Ⅲ	〔仿製〕I群	〔仿製〕第4段階
	249	〔仿製〕三角縁唐草文帯三神三獸鏡(18-2)	20.6	K1	系統Ⅲ	〔仿製〕I群	〔仿製〕第4段階
	214	〔仿製〕三角縁獸文帯三神三獸鏡(伝-5)	22.1	K2	系統I	〔仿製〕E群	〔仿製〕第3段階
18号遺跡〔推定〕	255	〔仿製〕三角縁獸文帯二神三獸鏡(伝-7-4)	破片	K1変	系統Ⅲ	〔仿製〕J群	〔仿製〕第5段階
	沖ノ島〔推定〕	255	〔仿製〕三角縁獸文帯二神三獸鏡(伝-6-1)	20.8	K1変	系統Ⅲ	〔仿製〕J群

〔凡例〕鏡番号は三角縁神獸鏡目録の番号(岩本2020b)。配置は神獸像配置分類(小林1971)。系統は神獸像表現の異同を記し、舶載鏡については岸本文による分類(岸本1989)、「仿製」鏡は筆者分類(岩本2003)に依拠する。鏡群および位置づけは筆者分類と時期比定を記す(岩本2020a)。トーンは終焉段階鏡群。

終焉段階鏡群の量的出

土 沖ノ島遺跡から出土した三角縁神獸鏡の最大の特徴は、「仿製」三角縁神獸鏡の第四・五段階に位置づけられる、いわゆる終焉段階鏡群の存在につきる(図5)(岩本二〇〇五・二〇二〇a)。この終焉段階鏡群を出土した古墳は、伝出土を含めると近畿地方の縁辺部を中心に一二基がこれまでに確認されており、ほかの中国鏡や倭鏡との共伴例はみとめられるものの、三角縁神獸鏡は一面のみの副葬にとどまる傾向を示す。また、終焉段階の三角縁神獸鏡の総数は三七面を数え(⑧)、沖ノ島遺跡ではそのうちの七面、じつに全体の約一九%が出土していることになる。また、沖ノ島遺跡から出土した三角縁

神獸鏡は総数一三面あり、そのうち五三・八%が終焉段階鏡群となるが、三角縁神獸鏡全体に占める終焉段階鏡群の割合は六・八%にすぎない。これらの数量的なデータからも、沖ノ島遺跡における三角縁神獸鏡の終焉段階鏡群の量的出土はきわめて特徴的かつ特異な現象なのである。

この三角縁神獸鏡にみる終焉段階鏡群への偏在は、沖ノ島で三角縁神獸鏡がおもに確認されたI号巨岩周辺の一六・一七・一八号遺跡の形成時期と不可分ではない。一六号遺跡で二四九鏡の一面、一七号遺跡で二四四・二五三鏡の二面、一八号遺跡(推定品を含む)で二四〇・二四九・二五五鏡の三面が集中的に出土しており、この時期に「奉獻」行為のピークがみとめられる。終焉段階鏡群は古墳時代中期前葉古相(VI期)に古墳への副葬時期を想定でき、その暦年代は鏡の製作年代ならびに馬具の製作年代と韓半島南部地域との併行関係の整理によって四世紀第四四半期ごろと推定できる(岩本二〇二〇a)。ここでは、三角縁神獸鏡の終焉段階鏡群が出土したI号巨岩周辺の一六・一七・一八号遺跡の形成ピークが古墳編年上の中期前葉古相(VI期)であること、その暦年代が四世紀第四四半期ごろとなることを確認しておく。

終焉段階に先行する三角縁神獸鏡の評価

沖ノ島遺跡においては終焉段階の三角縁神獸鏡が量的に出土するいっぽうで、より古相を示す三角縁神獸鏡も少数ながら確認できる(図6)。それでは、終焉段階に先行する三角縁神獸鏡についてはいかに評価すべきであろうか。前節の倭鏡の項でも同様の検討をおこなったが、終焉段階鏡群に先行する三角縁神獸鏡を根拠に沖ノ島祭祀の成立時期が遡上する可能性がないのかをここでも確認し



1. 「仿製」三角縁唐草文帯三神三獸鏡 (17号・17-12)
[244鏡] 21.6cm



2. 「仿製」三角縁唐草文帯三神三獸鏡 (17号・17-13)
[253鏡] 20.0cm



3. 「仿製」三角縁唐草文帯三神三獸鏡 (18号・18-2)
[249鏡] 20.6cm



4. 「仿製」三角縁唐草文帯三神三獸鏡 (18号・18-3)
[240鏡] 23.4cm



5. 「仿製」三角縁獸文帯三神三獸鏡 (16号・16-1)
[249鏡] 20.6cm



6. 「仿製」三角縁獸文帯二神三獸鏡 (伝-6-1)
[255鏡] 20.8cm

図5 三角縁神獸鏡における終焉段階鏡群の卓越〔縮尺不同〕



1. 三角縁・天・王・日・月・獸文帯二神二獸鏡 (18号・18-1)
[91鏡] 22.1cm



2. 三角縁波文帯三神三獸鏡 (4号・伝-3)
[124鏡] 21.6cm



3. 「仿製」三角縁唐草文帯三神三獸鏡
(17号・17-1) [204鏡] 24.3cm



4. 「仿製」三角縁獸文帯三神三獸鏡
(18号・伝-5) [214鏡] 22.1cm



5. 「仿製」三角縁獸文帯三神三獸鏡
(18号・18-4) [237鏡] 21.1cm

図6 終焉段階に先行する三角縁神獸鏡〔縮尺不同〕

ておく必要がある。

一七号遺跡では、終焉段階鏡群の二面(二四四・二五三鏡)とともに「仿製」第一段階の二四四鏡が重ねられて出土している(原田一九六一a・一九)。この出土状況からは、一括して三角縁神獸鏡が配置されたことが明らかである。また、I号巨岩周辺の遺跡各号の形成ピークとみられる中期前葉古相(VI期)の古墳に副葬された「仿製」第一段階の例は、奈良県佐味田宝塚古墳や岡山県鶴山丸山古墳にもあり、これらの古墳副葬鏡が倭鏡の構成においても一七号遺跡と共通性を指摘できる点は示唆的である(註 辻田二〇〇七・三三四―三三七・二〇一九・二四六―二五四、下垣二〇一八)。以上の状況から、時期幅のある三角縁神獸鏡が一括「奉献」された可能性はきわめて高いと考える。

一八号遺跡では、沖ノ島でもともと古相の三角縁神獸鏡が出土している。舶載第二段階に位置づけられる九一鏡である。また、終焉段階鏡群よりわずかに先行する例として「仿製」第三段階の二三七鏡がある。まず、舶載第二段階の鏡は出土例全体の二三%が「伝世」(註 例であり、I号巨岩周辺の遺跡各号の形成ピークとみられる中期前葉古相(VI期)と同時期の古墳からも二〇面近くが出土している。また、「仿製」第三段階の例は前期後半新相(V期)に副葬が開始するので、中期前葉古相(VI期)での沖ノ島への「奉献」は短期間の保

有でも生じうる。一八号遺跡では九一鏡と終焉段階鏡群を含めた四面の鏡が岩下に列状に配置されていたとの証言が残されており（原田一九六一b）、限られた時期の「奉獻」行為によるものであった可能性が濃厚である。

以上のように、出土状況が明らかな例は限られるが、沖ノ島出土の三角縁神獸鏡には短期とはいいがたい時期差がありながらも、それらが「奉獻」された時期はきわめて限定的であったと判断できる。したがって、沖ノ島祭祀の上限はやはり古墳編年上の中期前葉古相（Ⅵ期）にあり、四世紀第4四半期のなかで理解しうることを追認できるのである。

一 鏡からみた沖ノ島遺跡の動向

先の検討結果をふまえて、鏡からみた沖ノ島祭祀の動向を整理する。同様の試みはすでに下垣仁志によっておこなわれているが（下垣二〇一八）、筆者の理解とは若干の違いもある。またそれだけでなく先行研究の多くも含めると、細かな部分でそれぞれに認識差が生じているので、ここでは諸見解を相対化させつつ記述をすすめよう。

沖ノ島祭祀の成立（第一期：成立期） いささか迂遠な検討によって追認したように、沖ノ島祭祀の成立は一七・一八号遺跡の形成段階とみてよい。しかし、その古墳時代における相対編年上の位置づけにはこれまでも論者によって微妙な認識の違いがあった。そもそも第二次調査の報告では、例示された諸古墳との関係から一七号遺跡を古墳時代前期後半新相（Ⅴ期）ごろに位置づけていたようである（原田一九六一a）。また、第三

次調査の報告段階では、「仿製」三角縁神獸鏡・大型倭鏡・腕輪形石製品などから大まかに前期後半に比定しようとする意図がうかがわれる（岡崎一九七九b）。ところが、近年に三角縁神獸鏡および古墳の編年研究が進展した結果、鏡群構成や遺物組成から一七・一八号遺跡の形成時期は帯金式甲冑の出現時期と重なることがほぼ確定的となったのである（大賀二〇〇二、森下二〇〇五、岩本二〇〇五・二〇一〇a、白石二〇一一）。

このように、相対編年上の沖ノ島祭祀の成立時期についての近年の諸見解は基本的に一致する。いっぽうで、暦年代についてはなおずれがある。具体的には、白石太一郎が四世紀中葉から第三四半期（白石二〇一一）、下垣仁志も四世紀第三四半期に沖ノ島の形成年代を想定するが（下垣二〇一八）、筆者は四世紀第四四半期とみる（岩本二〇一〇a）。四世紀第三四半期説は須恵器の出現時期を一部の年輪年代資料^⑩にもとづき四世紀第四四半期に比定するため、それにもない中期の開始年代を遅くとも四世紀第三四半期に遡上させる（白石二〇一一）。しかし、前期後半古相（Ⅳ期）は交差年代によって金官加耶Ⅲ段階^⑪と接点をもち（岩本二〇一六）、金官加耶Ⅲ段階は三燕系の各種金工品から四世紀第二四半期に比定できる（沈二〇一三・二〇一六）。そして、前期後半新相（Ⅴ期）がやはり交差年代によって金官加耶Ⅳ段階にほぼ併行し（岩本二〇一六）、金官加耶Ⅳ段階の古墳から出土する馬具からその年代は四世紀第三四半期ごろと大まかに推定しうる（諫早二〇〇八）。このように、日本列島と韓半島南部との併行関係を矛盾なく把握でき、かつ韓半島南部において一定数の暦年代資料が存在する状況からは、沖ノ島祭祀の成立時期となる中期

前葉古相(Ⅵ期)を四世紀第3四半期に引き上げることには賛同できない。後続する中期前葉新相(Ⅶ期)が金官加耶Ⅵ段階と併行することは陶質土器や馬具からも想定されるところであり(岩本二〇二二)、馬具からその年代が四世紀末を下ることは確実なため(諫早二〇〇八)、やはり中期前葉古相(Ⅵ期)は四世紀第4四半期のなかでとらえておくのが妥当である。要するに、沖ノ島祭祀の成立年代を四世紀第4四半期とする見方が、東アジアの考古資料全体をもっとも整合的に理解しうるのである。

沖ノ島祭祀の変質〔第二期・変質期〕 複数面の中期倭鏡が確実に存在しており、中期前葉から中葉(ⅥⅠⅨ期)に「奉獻」行為がおこなわれたとみられる。ただし、中期倭鏡は前期倭鏡に比べると面数が圧倒的に少なく(二一号遺跡で二面)、一七・一八号遺跡などI号巨岩周辺でおこなわれた「奉獻」行為とは内容はもとより背景をも異にする可能性が高い。

いっぽうで、七・八・二一号号遺跡では同型鏡群が確認されており、それらがこの時期に該当する可能性はある(eg. 小田二〇一二、辻田二〇一二・二〇一八)。しかし、同型鏡群については後述するように第三期との関連性を考えたほうが、出土鏡全体の様相を整合的に説明できる。

なお、下垣仁志は第二期を「停滞期」とし、鏡を用いた祭祀が細々ではあるが継続していたとみる(下垣二〇一八)。

沖ノ島祭祀の再興〔第三期・再興期〕 鏡の「奉獻」行為がふたたび活性化するのは、後期倭鏡新段階の時期である。遺跡各号における鏡の構成をみると、あきらかに後期倭鏡新段階のなかでも最新相の資料が多く、ここにピークがみとめられる。後期倭鏡新段階古相の例も含めて、後期倭鏡

新段階新相の時期にまとまった数の鏡が「奉獻」されたとみてよいだろう。また、同型鏡群が確認されている七・八・二一号遺跡では、いずれも後期倭鏡新段階新相の鏡が出土しており、同型鏡群と後期倭鏡新段階新相鏡群との时期的な親和性をよみとることが可能である(eg. 小田二〇一二、辻田二〇一二・二〇一八)。そして、上述したように、後期倭鏡新段階でも最新相の鏡の中心的な副葬時期は後期後葉(≠TK四三型式段階)にある。したがって、鏡からみた沖ノ島祭祀の再興は古墳時代後期後葉の事象と位置づけられよう。

小 結 以上、出土鏡の様相にもとづき、鏡からみた沖ノ島祭祀の展開を大まかに三つの時期として把握した。しかし、この見方は必ずしも先行研究の理解とは合致していない。その原因は二一号遺跡の評価の違いにつきる。そして、その評価は沖ノ島祭祀における同型鏡群の位置づけとも密接にかかわる。具体的には、下垣仁志は本稿の第三期にあたる時期を「復興期」とするが、その時期を中期後葉新相(Ⅵ期)とし、同型鏡群の出現時期にさかのぼらせる(下垣二〇一八)。あるいは、辻田淳一郎は二一号遺跡と勝浦峯ノ畑古墳の関係性を高くみて、その時期をおおよそ中期中葉新相(Ⅸ期)とし、同型鏡群の出現時期をも古くとらえる(辻田二〇一八)。辻田の理解では、二一号遺跡の同型鏡群は第二期に位置づけることになり、そこにも沖ノ島祭祀の一時的な勃興を想定することになる。このように、沖ノ島祭祀の実態に迫るうえで二一号遺跡の評価はきわめて重要な位置を占めており、その再検討は喫緊の課題なのである。

三 鏡からみた沖ノ島祭祀の主体

それでは、鏡からみた沖ノ島祭祀の展開として示した三つの時期の背景に迫るため、各時期の沖ノ島祭祀の主体について検討をおこなうことにしよう。その際、とりわけ宗像地域の古墳の築造動態との対比にもとづいて沖ノ島祭祀への在地勢力のかかわりを勘案しつつ、この問題を考えることとする。

鏡の「伝世」と成立期祭祀の主体 沖ノ島祭祀の成立の問題は、鏡の「伝世」と無関係ではない。というのは、第一期の沖ノ島祭祀の成立を中期前葉古相（Ⅵ期）とするならば、倭鏡にせよ三角縁神獸鏡にせよ数は多くないが、「伝世」した鏡が含まれるからである。鏡の「伝世」については、製作後スムーズに授受されることが基本的なあり方であるため、各地の地域社会でおこなわれたとする理解が趨勢を占める（小林一九五五、森下一九九八・二〇二二、下垣二〇〇三b・二〇一三など）。しかし裏を返せば、この理解は配布元である倭王権周辺での「伝世」を小さくみつめることになる。その場合、第一期における沖ノ島の鏡群構成については、古相を示す鏡が地域社会で「伝世」したのち、リアルタイムにもたらされた鏡とともに「奉献」されたか、王権による複数回におよぶ鏡の「奉献」の累積とする評価を下すことになる。しかし、そうした見方が成り立ちがたいことはすでに述べた。なぜなら、特定鏡式の大型鏡が集積される状況は、保有対象の選択に偶然がつきまとう地域社会での「伝世」の累積では説明しづらい。また新古の鏡が一括して配置された出土状況は複数回の「奉献」と

そぐわないからである。したがって、「伝世」された鏡が第一期の沖ノ島祭祀で一括「奉献」されるには、倭王権周辺での恒常的な鏡のストック形成を考慮するのがもつとも無理がないのである。

成立期前後における周辺古墳の鏡副葬 成立期における沖ノ島祭祀への在地勢力の直接的な関与を積極的には評価せず、王権の主導によるものとする理解は、この時期の北部九州における大型鏡の不在傾向から導出された（辻田二〇〇七、*et al.* 岡崎一九七九bなど）。この見方は、先に述べた鏡の「伝世」を背景とした王権の沖ノ島祭祀への直接的関与を高くみる想定とも調和的である。

そこで沖ノ島祭祀成立期の宗像地域の古墳出土鏡、つまり中期前葉古相（Ⅵ期）前後までの例を確認してみると（表4）、墳丘規模二〇m級以下の小規模墳では径一〇cm以下の鏡が、墳丘規模三〇m級の中規模墳では径一五cm未満の小型鏡が副葬され、いずれも保有量は一面にとどまる傾向を確認できる（図7）。しかも、沖ノ島祭祀成立期の宗像地域の中心的墓域となる津屋崎古墳群では古墳の築造そのものがやや低調といわざるを得ず（*cf.* 池ノ上・花田二〇〇〇、重藤二〇一一・二〇一八など）、卓越した規模を誇る古墳の存在を確実視できない（図8）。こうした現状においては、I号巨岩周辺の一七・一八号遺跡出土鏡の質・量にみる卓越は明白であり、在地勢力が沖ノ島祭祀の成立に主体的に関与したとはいいがたい。宗像地域の動向において沖ノ島祭祀の成立はきわめて画期的かつ大規模な事象であることから、やはりその主体を担ったのは倭王権であったと考えるのがふさわしいのである。

表 4 宗像地域の古墳出土鏡

所在地	古墳名	墳形(墳丘規模)	鏡式名・系列名	直径 (cm)	鏡の位置づけ	共伴副葬品	古墳時期
宗像市	徳重本村 2 号墳 (盛土)	前方後円墳 (19)	鳥頭四獣鏡 A 系	8.2	前期倭鏡古段階	—	Ⅲ期?
	久原Ⅲ-4 号墳	円墳 (18m)	蝙蝠座内行花文鏡 (破鏡)	[12.8]	漢鏡 6 期	斧 1、刀子 1	古墳前期
	稲元久保 14 号墳	円墳 (14m) か 前方後円墳 (30?)	内行花文鏡 (破鏡)	[復 14.7]	漢鏡 5 期	玉類	V・Ⅵ期ごろ
	上高宮古墳	円墳 (25～28)	神頭鏡系	12.1	前期倭鏡新段階	長方板革綴短甲 1、刀 剣 6 以上、銅鏃 6、鉄 鏃 40、勾玉 20、管玉 11、斧 2、刀子 4 など	Ⅵ・Ⅶ期
	大井池ノ谷 3 号墳 (第 2 主体)	円墳 (15)	振文鏡俵文系	7.7	前期倭鏡中段階	刀子	Ⅵ・Ⅶ期
	田熊下平井 1 号墳	円墳 (15)	振文鏡羽文系	8.1	前期倭鏡新段階	鉄鏃、堅櫛 2	Ⅵ・Ⅶ期ごろ
福津市	渡	不明	方格 T 字文鏡	9.2	西晋鏡	—	—
	手光長畑古墳	円墳 (6～18)	珠文鏡系?	6.4	—	—	—
	福間割畑 1 号墳	円墳 (10)	分離式神獸鏡 B 系	7.3	中期倭鏡	刀 4、鉄鏃 1、鉄鋌 11、 斧 1、鏝 1、鉈 2、鏝 3、 刀子 2、鑿子 1	Ⅵ・Ⅶ期ごろ
	奴山正園古墳	円墳 (29～28)	双頭龍文鏡	復 10.1	西晋鏡	筒形銅器 1、滑石有孔 円板 7、各種玉類、三 角板革綴短甲 1、刀剣 68、斧 5、鎌 1、鏝 5、 鉈 3、刀子 4、鋤先 1、 針 36 以上	Ⅷ期
	勝浦峯ノ畑古墳	前方後円墳 (97)	細線式獸帯鏡 (1 号鏡)	復約 23	同型鏡群	横刎板鉄留短甲 1、銀 装素環頭大刀 1、鹿角 装刀剣 43 以上、鉄鏃 285、輪鏃 1、壺鏡 1、冠、 銅釧、各種玉類、その 他金銅製品、土師器、 須恵器など	Ⅺ期
			画文帯同向式神獸鏡 (2 号鏡)	復約 21	同型鏡群		
			画文帯同向式神獸鏡 (3 号鏡)	復約 21	同型鏡群		
内行花文鏡Ⅲ系 (4 号鏡)			約 9.7	前期倭鏡中段階			
獸像鏡 B 系か 鳥頭獸像鏡系 (6 号鏡)			約 14.5	後期倭鏡古段階			
獸像鏡 B 系 (7 号鏡)	復約 14	後期倭鏡古段階					
乳脚文鏡Ω字文系 (8 号鏡)	約 8.5	後期倭鏡新段階古相					
不明倭鏡片 (その他)	不明	後期倭鏡古段階か					

(凡例) 直径の [] は破鏡であることを示す。墳丘規模の単位は m。資料の集成に際しては下垣 2016 を参照した部分が大きい。



1. 斜縁四獣鏡 A 系 (徳重本村 2 号墳盛土) 8.2cm
2. 蝙蝠座内行花文鏡 (久原Ⅲ-4 号墳) 破鏡 12.8cm
3. 内行花文鏡 (稲元久保 14 号墳) 破鏡 14.7cm
4. 神頭鏡系 (上高宮古墳) 12.1cm
5. 振文鏡俵文系 (大井池ノ谷 3 号墳) 7.7cm
6. 振文鏡羽文系 (田熊下平井 1 号墳) 8.1cm
7. 分離式神獸鏡 B 系 (福間割畑 1 号墳) 7.3cm

図 7 在地勢力の古墳出土鏡〔縮尺不同〕



1. 伝沖ノ島 (伝-6-2) 9.1cm



2. 奴山正園古墳 復10.1cm

図9 沖ノ島と奴山正園古墳の双頭龍文鏡 [縮尺不同]

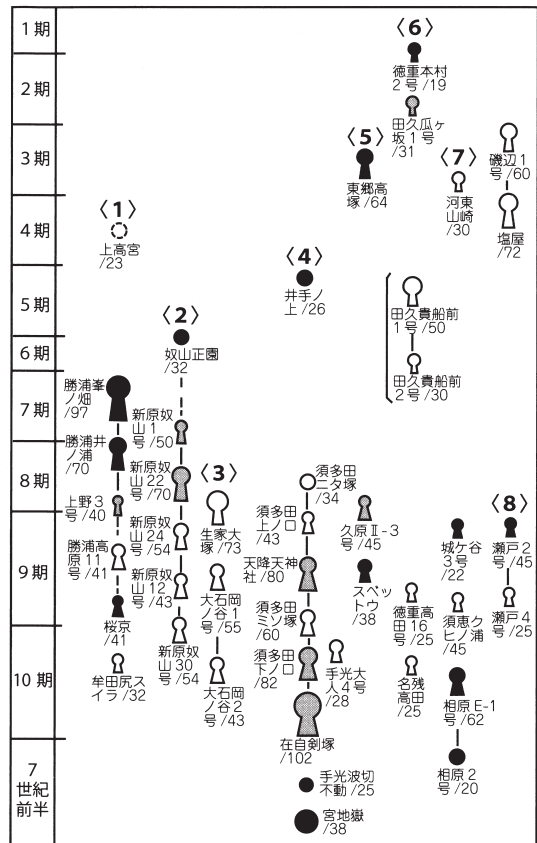


図8 宗像地域の古墳にみる在地勢力の動向 (重藤 2018 を引用)

ただし、厳密には成立期のものといえるかが不明であるが、一五・一六号遺跡の一部では同時期の宗像地域で副葬された古墳出土鏡と近似するサイズの小型鏡が確認されている点には注目しておきたい。想像の域を出ないうが、これら小型鏡が在地勢力によって「奉獻」された可能性は少なからず考慮しておく必要がある。その場合、王権と在地勢力が連携した可能性が生ずるが、そうだとした場合、沖ノ島祭祀の成立に際しての倭王権の直接的関与の大きさは揺るがないであろう。

変質期の沖ノ島祭祀とその主体 成立期にたいして著しく鏡の量・質が変化することから、変質期を設定しうることがすでに述べたとおりである。そして、この変質期を評価するうえで重要な位置を占めるのが、F号巨岩上に展開する二一号遺跡である。二一号遺跡については不明な点が多いが、石製品・滑石製品からは中期前葉古相 (VI期) 以降、中期中葉新相 (IX期) ごろまでは断続的に資料がみつめられるという (篠原二〇一一)。さらに、清喜裕二が示唆するように、有孔円板など新たな祭祀具の導入が共通する点で、二一号遺跡と奴山正園古墳に関係が想定される点には注目しておく必要がある (清喜二〇一八)。津屋崎古墳群でも新原・奴山系列の初造墳にあたる奴山正園古墳は、各種の副葬品から中期中葉古相 (VIII期) に比定でき、二一号遺跡にみる中期倭鏡と時期的にも整合的なあり方を示す。沖ノ島では伝資料ながら双頭龍文鏡が確認されており、近似した鏡が奴山正園古墳に副葬されていることも関連性の深さを傍証する (図9)。在地勢力による沖ノ島祭祀への直接的関与をこの時期に想定しうるのである。

くわえて、滑石製品の石材の一部が中期中葉新相 (IX期) ごろに現

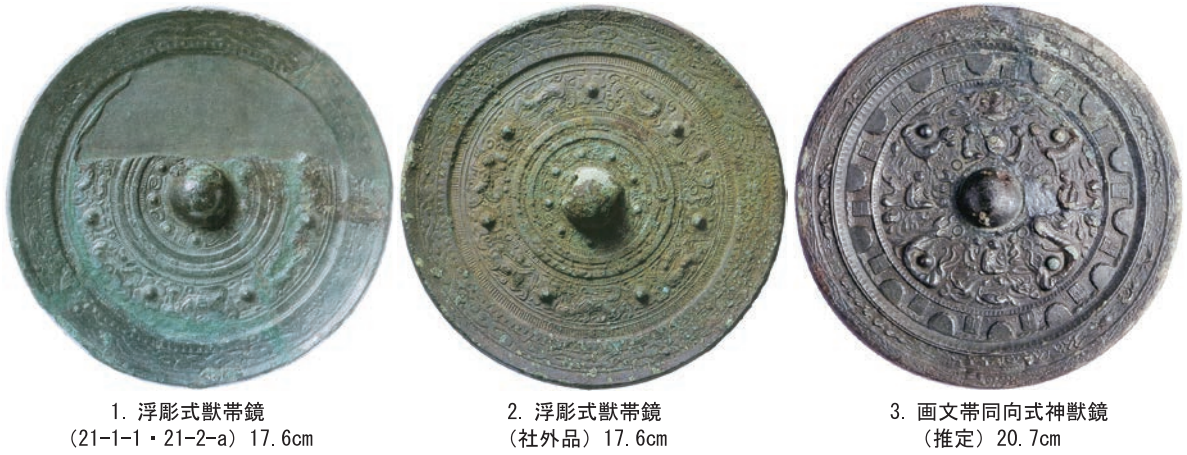
地調達されたものへとシフトしているという指摘も重要である（篠原二〇一一）。この指摘が妥当ならば、奴山正園古墳との関係も含めて、第二期の変質期に沖ノ島祭祀への在地首長の関与が発生したとする根拠がさらにもたらされることになる。またそう考えると、二一号遺跡の形成は単一時期ではなく、複数時期におよぶ「奉獻」行為の累積によるものである可能性が高まることになる。

いっぽうで、同型鏡群の存在から二一号遺跡と勝浦峯ノ畑古墳との関連性が指摘されるが（小田二〇一二、辻田二〇一二・二〇一八）、この点については少なからず留保が必要と考える（図10）。同型鏡群という共通性だけでなく、勝浦峯ノ畑古墳の築造時期を中期中葉新相（Ⅸ期）に引き上げると見方も二一号遺跡との関連を想定する重要な根拠となっており（辻田二〇一八）、これについても再考の余地がある。たしかに、勝浦峯ノ畑古墳には鉄鏃や馬具に石室や埴輪の時期より古相を示す資料がある。しかし、それらを初葬時の副葬品と限定し、古墳の築造年代を遡上させる再報告の時期比定の手続きには注意を要する（e.g. 池ノ上・岸本二〇一一）。副葬鏡の組み合わせをみると、複数面の同型鏡群のほか前期倭鏡、後期倭鏡古段階、後期倭鏡新段階古相におよぶ幅広い製品があり（図11）、下限を示す後期倭鏡新段階古相の年代は石室や埴輪から導出される年代と一致する（岩本二〇二二）。その時期は中期後葉新相（Ⅺ期）である。これを勝浦峯ノ畑古墳の築造時期とみると、それは鏡からみた沖ノ島祭祀においてもとても低調な時期に相当する可能性が高い。さらに、この時期は鏡以外のほかの遺物も二一号遺跡においては希薄であり、勝浦峯ノ畑古墳との関連を

積極的に評価する材料は乏しいといわざるを得ない⁽¹²⁾。

再興期の沖ノ島祭祀とその主体 変質期のあとの空白期を経てふたたび鏡の「奉獻」行為がおこなわれるのは、後期後葉（FTK四三型式段階）である。この段階は、四・七・八号遺跡といった岩陰祭祀が本格始動する時期にあたる（e.g. 小田一九七九、佐田一九八八）。注目すべきは、この時期に津屋崎古墳群においてはいったん縮小傾向にあった首長墓の規模がふたたび拡大傾向に転ずる点である。すなわち、須多田下ノ口古墳（前方後円墳八二m）や在自剣塚古墳（前方後円墳一〇二m）が築造されるのである。沖ノ島祭祀と古墳築造の画期が合致する状況からは、両者の高い連動性と再興期の沖ノ島祭祀に在地勢力が深く関与した可能性を指摘できよう。そして、こうした大型前方後円墳とのかかわりを考慮すれば、再興期に同型鏡群が倭鏡とともに「奉獻」された可能性が浮上する。またその場合、再興期に関与した在地勢力は須多田系列に属することになり、変質期に関与したとみられる在地勢力の新原・奴山系列や、先行研究で二一号遺跡との関連が想定されてきた勝浦峯ノ畑古墳が属する勝浦系列とは異なる点が注目される⁽¹³⁾。変質期以降の沖ノ島祭祀の勃興に際しては、首長墓系譜の変動が少なからず影響をおよぼした可能性が考慮されよう。

なお、鏡からは再興期の沖ノ島祭祀は岩陰祭祀に限定されず、岩上祭祀にあたる二一号遺跡においてもおこなわれており、先行した祭祀を踏襲するような対応がみとめられる点には一定の注意を払っておきたい。こうした対応は、変質期以降に二一号遺跡で想定されるような複数次におよぶ「奉獻」行為にも通ずる可能性がある⁽¹⁴⁾。



1. 浮彫式獸帶鏡
(21-1-1・21-2-a) 17.6cm

2. 浮彫式獸帶鏡
(社外品) 17.6cm

3. 画文帯同向式神獸鏡
(推定) 20.7cm

図10 沖ノ島21号遺跡の同型鏡群〔縮尺不同〕



1. 細線式獸帶鏡 (1号鏡)
復約23cm

2. 画文帯同向式神獸鏡 (2号鏡)
復約21cm

3. 画文帯同向式神獸鏡 (3号鏡)
復約21cm

4. 内行花文鏡Ⅲ系 (4号鏡)
約9.7cm

5. 獸像鏡B系か鳥頭獸像鏡系 (6号鏡)
約14.5cm

6. 獸像鏡B系 (7号鏡)
復約14cm

7. 不明倭鏡片 (その他)

8. 乳脚文鏡Ω字文系 (8号鏡)
約8.5cm

図11 勝浦峯ノ畑古墳出土鏡〔縮尺不同〕

四 沖ノ島の鏡と古墳副葬鏡

方格規矩鏡と内行花文鏡の卓越 本稿では、沖ノ島祭祀の成立に倭王権の直接的関与をみとめうることを出土鏡に即して論じてきた。ここでは、その見方をさらに別の観点から補強する。一七号遺跡では方格規矩鏡系と内行花文鏡系の倭鏡が量的にまとり、そこに大型鏡が含まれている点特徴的であることは上述したとおりである。同様の構成は、古墳においてもみとめられる。倭鏡であれば岡山県鶴山丸山古墳や奈良県新山古墳⁽¹⁶⁾、船倭の別を問わなければ奈良県大和天神山古墳などがその典例となる。このうち、大和天神山古墳では副葬鏡群に占める大型鏡の主体をなすのが方格規矩鏡と内行花文鏡であり、船倭の違いはあるにしても一七号遺跡と鏡式や面径の選択に通じるところがある。一七号遺跡に限らず、沖ノ島で大型の内行花文鏡や方格規矩鏡が多いことは、鏡にたいする王権の意図的な選択の結果による可能性が高いのである。

沖ノ島における文様不鮮明鏡 上記した大和天神山古墳の副葬鏡群に顕著な特徴として、文様不鮮明鏡にみる一定のパターンの存在を指摘できる。すなわち、副葬鏡群のなかでも①内行花文鏡⁽¹⁶⁾、あるいは②総じて面径の小さな鏡に文様不鮮明鏡が偏在する傾向がみられる(図12-1-4)。これは必ずしも絶対的なものではないが、ほかの古墳出土鏡においても同様の傾向はあり、とくに②副葬鏡群のなかで面径の小さな鏡に文様不鮮明を認める例は散見される(図12-7-9)。たとえば、三角縁神獸鏡出土古墳でも山口県長光寺山古墳の内行花文鏡、宮ノ洲古墳の内行花文鏡、

兵庫県の山古墳の斜縁四獸鏡、西求女塚古墳の浮彫式獸帶鏡、へボン塚古墳の画文帯環状乳神獸鏡、阿保親王塚古墳の内行花文鏡、大阪府茶臼塚古墳の斜縁四獸鏡A系、京都府百々ヶ池古墳の上方作系浮彫式獸帶鏡、園部垣内古墳の盤龍鏡、福井県花野谷一号墳の連弧文銘帶鏡、山梨県大丸山古墳の八禽鏡などは、副葬鏡群でも最小の鏡に顕著な文様不鮮明をみとめる例である。したがって、文様不鮮明鏡にみるダブルスタンダードのようない方は、個々の事例に限定されるのではなく、広域に共通する規範を反映している可能性がある。

そして、この文様不鮮明鏡にみる傾向は沖ノ島遺跡でもみいだせる(図13)。具体的には、一七号遺跡では径一〇・〇cmの斜縁獸像鏡系(一七一七)が最小であり、一七号遺跡で唯一の文様不鮮明鏡である。内区については顕著ではないものの、外区文様が不鮮明になるとともに、縁頂部は丸みを帯びている。ほかにも一五号遺跡の神像鏡系(一五一)が径九・二cm、一六号遺跡の内行花文鏡Ⅲ系(一六一-一二)が径六・九cm、二一七号遺跡と推定される渦文鏡B系(伝一七-三)が径八・五cmであり、いずれも遺跡各号において最小サイズの製品が文様不鮮明鏡である⁽¹⁷⁾。こうした沖ノ島の文様不鮮明鏡にみる古墳副葬鏡との共通性は、沖ノ島の鏡が古墳副葬鏡とまったく別の枠組みで用意されたわけではない可能性をうかがわせる。また文様不鮮明鏡の存在は、沖ノ島の鏡が成立期祭祀においても必ずしも大型鏡のみに特化していたのではなく、中型鏡ならびに小型鏡をも鏡群に含む点において古墳副葬鏡との同質性を示すものと評価できよう。ただし、これらの文様不鮮明鏡が小型鏡以下にとどまる点は、すでに



1. 内行花文鏡
(大和天神山古墳 3 号鏡) 19.7cm



2. 方格規矩鏡
(大和天神山古墳 19 号鏡) 16.0cm



3. 方格規矩鏡
(大和天神山古墳 21 号鏡) 14.0cm



4. 画文帯四獣鏡
(大和天神山古墳 12 号鏡) 12.9cm



5. 内行花文鏡 (蛭子山 1 号墳) 15.2cm



6. 内行花文鏡 (今林 6 号墳) 10.6cm



7. 斜縁四獣鏡 (城の山古墳) 14.8cm



8. 斜縁四獣鏡 A 系 (茶臼塚古墳) 13.1cm



9. 盤龍鏡 (園部垣内古墳) 14.5cm

図 12 文様不鮮明鏡にみる傾向〔縮尺不同〕

述べたとおり、それらが王権ではなく在地首長による沖ノ島祭祀への関与を示している余地のある点では注意が必要である。

沖ノ島祭祀への王権の関与とその変質

以上に述べたように、沖ノ島に「奉献」された鏡は基本的には古墳副葬鏡と共通する。そして、ここまでの検討結果をふまえるならば、「奉献」に近接した時期に王権が保有するストックから抽出され、沖ノ島に鏡がもちこまれた可能性が高い。いっぽうで、古墳副葬鏡と同質性がありながらも、終焉段階の三角縁神獣鏡、方格規矩鏡、内行花文鏡の多さとこれらの大型鏡が占める割合の高さは、沖ノ島祭祀における成立期の画期性を物語る特徴であることはくりかえし述べてきたとおりである。そして、一七・一八号など I 号巨岩周辺の遺跡各号で「奉献」された鏡の量・質は、変質期や再興期としたほかの時期の「奉献」とは一線を画す内容であり、その内容の違いの背景には沖ノ島祭祀にたいする王権の関与の度



斜縁獣像鏡系 (17号遺跡)



神像鏡系 (15号遺跡)



内行花文鏡Ⅲ系 (16号遺跡)

図13 沖ノ島出土の文様不鮮明鏡

合いが反映されているとみてよいであろう。すなわち、沖ノ島祭祀の成立は王権の直接的関与によって達成された可能性が高く、王権の関与は時期を追って在地勢力を介した間接的な内容にシフトしていったと考えられる (e.g. 下垣二〇一八、cf. 小田二〇一一、辻田二〇一二・二〇一八)。変質期および再興期にあたる中期倭鏡と後期倭鏡の内容は、列島各地の在地首長層の副葬鏡と基本的には変わるところがない点からは、王権による強い介入を想定しにくいのである。

いっぽうで、王権の間接的関与に移行したといっても、変質期から再興期までには空白期間が想定され、その間には在地勢力においても首長墓系譜に変動がみいだされる。その変動を積極的に評価すると、変質期と再興期とは沖ノ島祭祀への王権による間接的関与の背景が異なっていた可能性も考慮できる。再興期が沖ノ島における本格的な岩陰祭祀の始動と重なる点は、在地勢力にみる有力集団の交替といった背景の変化を想定する見方と矛盾しない。後期後半の一〇〇m級前方後円墳の築造が列島規模でも

限定的である点をふまえるならば、再興期の沖ノ島祭祀に関与したとみられる宗像地域が王権主導の対外交渉と地域経営の一拠点として機能した可能性は高い (e.g. 土生田二〇一一、広瀬二〇一〇¹⁸⁾、仁木二〇一九、松木二〇二二など)。とすれば、再興期の沖ノ島祭祀はそうした王権の一拠点を付託された在地勢力の手によるもので、直轄的な意味合いを強く帯びた王権の間接的関与を想定しておくのが妥当であろう。

おわりに

本稿では沖ノ島出土の古墳時代銅鏡を俯瞰して三つの様相をみいだすとともに、それぞれの様相の特徴を明らかにした。そのうえで、沖ノ島における鏡の「奉獻」を大きく三時期に整理し、各時期における王権と在地勢力による沖ノ島祭祀への関与についても検討を試みた。

具体的には以下の内容が要点となる。①成立期(第一期)を古墳時代中期前葉古相(VI期)に比定し、その暦年代を四世紀第4四半期としたこと、②再興期(第三期)を後期後葉(≠TK四三型式段階)とみて、岩陰祭祀の本格始動と関連づけたこと、③変質期(第二期)を中期前葉から中葉(VI-X期)における「奉獻」行為の累積である可能性のあることなどである。そのうえで、沖ノ島祭祀の成立にみる画期性の背後には倭王権の直接的関与を高くみつもれるが、鏡の質・量の変化から変質期以降は在地勢力の関与が想定されることを論じた。また、在地勢力の首長墓系譜にみる変動から、変質期と再興期では沖ノ島祭祀にたいする在地勢力の関与の背景

が異なると考えた。このように変質期以降に沖ノ島祭祀への在地勢力の関与が強まったとしても、それは王権の関与を否定するものではなく（下垣二〇一八）、王権が在地勢力を介して沖ノ島祭祀に間接的に関与した可能性を考慮しておくべきである。とくに、再興期における王権の関与は間接的であったとしても、小さくみつもれるものではない点を強調しておきたい。

以上の仮説を検証するためには、沖ノ島の遺跡各号のさらなる実態把握が不可欠となる。すなわち、鏡はもとよりほかの遺物を含めて、時期差を認識できるまとまりが遺跡各号にどの程度あるのかを明らかにすることがまず必要となる。とくに、二一号遺跡は沖ノ島祭祀の変質を解明するうえで重要な位置を占めるが、その詳細が不明な点は検討を深めるうえでの障壁となっている。さらには、沖ノ島祭祀を古墳時代のなかで相対化させるには、宗像地域における古墳の築造状況や集落動態とのつきあわせが必須となる。これらの諸関係を長期的に追尾することによって、沖ノ島祭祀にたいする在地勢力と倭王権の関係をより詳細に叙述することが可能となるはずである。これらについては今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿は二〇二二年九月一八日に「沖ノ島の鏡」と題しておこなった公開講座（『令和三年度世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座」〔於…世界遺産ガイダンス施設海の道むなかた館〕〕の内容を基礎に、その後の検討をくわえて文章化したものである。本稿の執筆に至るまでの過

程で、宗像大社文化局の福嶋真貴子氏をはじめ、宗像大社のみなさま、福岡県世界遺産室の岡寺未幾氏、宗像市世界遺産課ならびに福津市教育委員会文化財課のみなさまから多大なるご協力とご配慮を頂戴した。末筆ながら記して謝意を表したい。

（島根大学）

註

（1）なお、國學院大學博物館所蔵資料に沖ノ島遺跡出土と伝わる内行花文鏡系倭鏡がある。ただし、沖ノ島出土鏡には赤色顔料の付着がみられないが（奥山二〇一〇）、國學院鏡には赤色顔料が付着することから、これを沖ノ島出土品とは考えたいとする指摘を妥当なものとする判断する（渡辺二〇二二）。したがって、國學院鏡は本稿の検討対象には含まない。

（2）これに該当するのは一八号遺跡の方格規矩四神鏡であるが、漢鏡ではなく同型鏡群とする見方もある（柳田二〇二一、辻田二〇一八）。その根拠についてはいくつか提示されているものの、いずれも当該鏡が漢鏡であることを否定するほどの決定的なものではないと考える。

（3）倭鏡の時期的な評価については、筆者の三様式区分を基本としつつ（岩本二〇一七a）、前期倭鏡については下垣仁志の編年案（下垣二〇〇三a）、中期倭鏡と後期倭鏡古段階については筆者による古墳時代中期における倭鏡の変遷案（岩本二〇一七b）、後期倭鏡新段階については筆者による大別二期（細別四期）区分案（岩本二〇一八b・二〇二三a）に依拠する。なお、前期倭鏡の時期細分は、下垣案と若干の違いがあるので、注意されたい。

(4) 本稿では、辻田一九九九で示された鏡の面径分布をふまえて、二八cm以上を超大型鏡、二〇cm以上を大型鏡、一五cm以上を中型鏡、一〇cm以上を小型鏡、一〇cm未満を超小型鏡とする。

(5) 以下、古墳時代の時期区分については、前・中期を筆者の広域編年案(岩本二〇一八・二〇二二)にもとづき、I期からXI期に区分する。後期については後期前葉(≠陶邑MT一五型式段階)、後期中葉(≠陶邑TK一〇型式段階)、後期後葉(≠陶邑TK四三型式段階)、後期末葉(≠陶邑TK二〇九型式段階)と大まかに区分する。なお、前・中期の集成編年など既往の古墳編年との対応関係は岩本二〇二二掲載の対応表を参照されたい。

(6) 四号遺跡では倭鏡のほかに瑞祥文鏡片(後期隋唐式鏡)が出土しており、遺跡の形成が一時期に限定できず、複数回の「奉獻」行為の累積となる可能性が高い点には注意が必要である。この点は七号遺跡において馬具に時期幅がみとめられるとの指摘(桃崎二〇一八)や、ほかの遺物から想定される時期幅の存在にも通じる。とはいえ、七・八号遺跡から出土した馬具は後期中葉から後半を主体としており(桃崎二〇一八)、これは後期倭鏡新段階でも最新相を示す鏡が様相②の主体をなすことと時期的には整合する。

(7) なお、二二号遺跡の構築過程について、構造と軸の違いから祭壇(石組1)の構築後に別区(石組2)がつくられたとする見解が示されており(岡寺二〇二二)、その形成が一定期間におよぶ可能性を示唆する。

(8) 二〇二〇年に公表した三角縁神獸鏡地名表では、終焉段階鏡群の総数は三六面であった(岩本二〇二〇c)。その後、個人蔵ではあるが二四三鏡の「同範鏡」を一面あらたに確認したため(岩本二〇二三b)、本稿執筆時点の

二〇二三年一月現在は総数三七面となっている。なお、以下で三角縁神獸鏡にたいして〇〇鏡と表記する際には、三角縁神獸鏡目録の目録番号を使用する(岩本二〇二〇b)。

(9) 本稿では岩本二〇二〇aでの検討結果にもとづき、「伝世」を古墳編年上で三時期以上のずれをもつもの、「長期保有」を二時期のずれのものとする(森下一九九八)。

(10) 年輪年代はその材の伐採年代であり、上限年代を示すものにすぎない点をふまえた暦年代論が展開される必要がある。

(11) 金官加耶の時期区分は申二〇〇〇にしたがう。

(12) ここでの議論の趣旨は、勝浦峯ノ畑古墳と二一号遺跡の関係を排除することにあるのではなく、現状で明らかとなっている資料からは両者の関係を積極的に評価しがたいという点にある。たしかに、中期後葉新相(XI期)における勝浦峯ノ畑古墳にはじまる勝浦系列の首長墓の勃興の背景には沖ノ島祭祀との関与が想定されてしかるべきであろう。ただし、それはあくまでも状況証拠にすぎないと考える。

(13) 宗像地域の首長墓には複数の系列があるが、系列をこえた同族集団が存在したとの理解がある(小嶋二〇一七・二〇一八、池ノ上二〇一八など)。この理解と本稿で指摘した首長墓系譜の変動は相反するものではなく、変動は集団内での構造変化を反映したものと考えられよう。

(14) なお、先行する祭祀を踏襲するような対応があったとすれば、その際に器物の二次的な移動が生じた可能性を考慮しておく必要がある。同じ場所で「奉獻」行為が繰り返された可能性と、古い器物を二次的に移動させてリアルタ

イムに持ち込んだ器物と一括して「奉献」した可能性は同程度とまではいえないが生じうるであろう。これについては、遺物の時期と時期ごとの出土量を検討すれば、明らかにしうる部分もあると考える。

(15) 新山古墳の場合は、いわゆる直弧文鏡が内行花文鏡系に相当するであろう。

(16) 内行花文鏡には中・大型鏡でも文様不鮮明な例がみとめられる点、ほかの鏡式とは異なる。なお、古墳副葬鏡のなかでも内行花文鏡は全体に占める出土総数が多く、三角縁神獸鏡以外の鏡としても量的副葬例が散見されることから、その保有に特別な意味が込められていたと考える。内行花文鏡に文様不鮮明鏡が目立つのも同様の脈絡で説明しうる余地がある。なお、内行花文鏡に文様不鮮明鏡が多いのは、鏡式の問題もあるが小型鏡が多い点も少なからず関係する可能性がある。

(17) 一六号遺跡で最小の鏡は厳密には素文鏡系(径二・八(三・〇cm)であるが、この鏡はほかの三面の鏡とは異なって非副葬傾向を示す鏡である。したがって、古墳副葬鏡にみる文様不鮮明鏡の傾向の対象とはしがたいので、除外して検討する。

(18) たとえば、広瀬和雄は杵岐島での古墳の築造状況を中・北部九州の政治的一体性を考慮して、後期後半における対新羅を中核に据えた倭の外交政策を反映した動向と評価する(広瀬二〇一〇)。この見方を大型前方後円墳の築造状況にみる共通性を重視して敷衍すれば、宗像地域の在地勢力を同様の脈絡で評価することは可能であろう。

引用文献

- 池ノ上宏 二〇一八「胸形君の古墳と新原・奴山古墳群」『月刊考古学ジャーナル』
No.707 ニューサイエンス社 一九―二三頁
- 池ノ上宏・岸本 圭 二〇一一「1・勝浦峯ノ畑古墳について」『津屋崎古墳群Ⅱ
勝浦峯ノ畑古墳』福津市文化財調査報告書第四集 福津市教育委員会 八六―八
九頁
- 池ノ上宏・花田勝広 二〇〇〇「筑紫・宮地嶽古墳の再検討」『考古学雑誌』第八
五巻第一号 日本考古学会 一九―五六頁
- 諫早直人 二〇〇八「日韓出土馬具の製作年代」『日韓交流の考古学』嶺南考古学会・
九州考古学会第八回合同考古学会 嶺南考古学会・九州考古学会 一七五―一九
一頁
- 岩本 崇 二〇一六「古墳時代前期暦年代と副葬品様式の試論」『前期古墳編年を
再考するⅢ―地域の画期と社会変動―』中国四国前方後円墳研究会第一九回研究
集会 中国四国前方後円墳研究会 四九―六〇頁
- 岩本 崇 二〇一七a「古墳時代倭鏡様式論」『日本考古学』第四三号 日本考古
学協会 五九―七八頁
- 岩本 崇 二〇一七b「古墳時代中期における鏡の変遷―倭鏡を中心として―」『中
期古墳研究の現状と課題Ⅰ―広域編年と地域編年の齟齬―』中国四国前方後円墳
研究会第二〇回研究集会 中国四国前方後円墳研究会 九―二〇頁
- 岩本 崇 二〇一八「旋回式獸像鏡系倭鏡の編年と生産の画期」『古天神古墳の研究』
島根大学法文学部考古学研究室調査報告第一七冊 島根大学法文学部考古学研究
室・古天神古墳研究会 七三―九〇頁

- 岩本 崇 二〇二〇a 『三角縁神獸鏡と古墳時代の社会』六一書房
- 岩本 崇 二〇二〇b 『附編1 三角縁神獸鏡目録』『三角縁神獸鏡と古墳時代の社会』六一書房 四八七―四九二頁
- 岩本 崇 二〇二〇c 『附編2 三角縁神獸鏡地名表』『三角縁神獸鏡と古墳時代の社会』六一書房 四九三―五〇二頁
- 岩本 崇 二〇二二 『福岡県勝浦峯ノ畑古墳出土鏡群の再検討』『社会文化論集』第一七号 島根大学法文学部社会文化学科 四三―五七頁
- 岩本 崇 二〇二二 『中期古墳年代論―相對編年と曆年代―』『中期古墳研究の現状と課題Ⅵ―新編年で読み解く地域の画期と社会變動―』中国四国前方後円墳研究会 第二五回研究集会 中国四国前方後円墳研究会 一―一九頁
- 岩本 崇 二〇二三a 『乳脚文鏡の評価』『豊橋市寺西一ノ号墳の研究(2) 論考編』愛知大学総合郷土研究所 五〇―五八頁
- 岩本 崇 二〇二三b 『仿製』三角縁神獸鏡の新例と『同範鏡』『島根大学法文学部紀要 社会文化論集』第一九号 島根大学法文学部社会文化学科 六七―七二頁
- 大賀克彦 二〇二二 『凡例 古墳時代の時期区分』『小羽山古墳群』清水町埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ 清水町教育委員会 一―二〇頁
- 岡崎 敬 一九七九a 『第1節 鏡』『宗像沖ノ島』I 本文 宗像神社復興期成会 三〇三―三二七頁
- 岡崎 敬 一九七九b 『第1章 宗像地域の展開と宗像大神』『宗像沖ノ島』I 本文 宗像神社復興期成会 四五二―四八〇頁
- 岡寺未幾 二〇二二 『沖ノ島二一ノ号遺跡についての再検討(予察)―記録写真の分析から―』『沖ノ島研究』第七号 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 五九―七八頁
- 奥山誠義 二〇一〇 『6. 沖ノ島出土青銅鏡の朱の蛍光X線分析』『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』平成一八年度―平成二二年度科学研究費補助金基盤研究(A) (課題番号18202025) 研究成果報告書 奈良県立榎原考古学研究所 五三―五五頁
- 小田富士雄 一九七九 『第4章 沖ノ島祭祀遺跡の時代とその祭祀形態』『宗像沖ノ島』I 本文 宗像神社復興期成会 二五四―二六六頁
- 小田富士雄 二〇二二 『沖ノ島祭祀の再検討2』『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ―1 『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議 一―四一頁
- 川西宏幸 二〇〇四 『同型鏡とワカタケル―古墳時代国家論の再構築―』同成社
- 小嶋 篤 二〇一七 『第1章 歴史をつなぐ海原』『特別展 宗像・沖ノ島と大和朝廷』九州国立博物館 一一―四〇頁
- 小嶋 篤 二〇一八 『前方後円墳の終焉』から見た胸肩君『沖ノ島研究』第四号 神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 一九―三九頁
- 小林行雄 一九五五 『古墳の発生の歴史的意義』『史林』第三八卷第一号 史学研究会 一―二〇頁
- 佐田 茂 一九八八 『四 沖ノ島祭祀の変遷』『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館 七三―二二九頁
- 申 敬徹 二〇〇〇 『金官加耶の土器編年―洛東江下流域前期陶質土器の編年―』『加耶考古学論叢』三 駕洛國史蹟開発研究院 五一―四六頁
- 重住真貴子・水野敏典・森下章司 二〇一〇 『3. 沖ノ島出土鏡の再検討』『考古

- 資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開」平成一八年度～平成二一
年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 18202025）研究成果報告書 奈
良県立権原考古学研究所 一六―三八頁
- 重藤輝行 二〇一一「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」『宗
像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産
推進会議 七一―一〇四頁
- 重藤輝行 二〇一八「宗像氏と宗像の古墳群」『世界のなかの沖ノ島』季刊考古学・
別冊二七 雄山閣 一三一―一八頁
- 篠原祐一 二〇一一「五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材」『宗像・沖ノ島と
関連遺産群』研究報告Ⅰ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 三
二九―三六七頁
- 下垣仁志 二〇〇三a「古墳時代倭製鏡の編年」『古文化談叢』第四九集 九州古
文化研究会 一九―五〇頁
- 下垣仁志 二〇〇三b「古墳時代前期倭製鏡の流通」『古文化談叢』第五〇集（上）
九州古文化研究会 七一―三五頁
- 下垣仁志 二〇一三「鏡の保有と「首長墓系譜」」『立命館大学考古学論集Ⅵ』和田
晴吾先生定年退職記念論集 立命館大学考古学論集刊行会 一八九―二〇一頁
- 下垣仁志 二〇一六『日本列島出土鏡集成』同成社
- 下垣仁志 二〇一八「沖ノ島の鏡」『世界のなかの沖ノ島』季刊考古学・別冊二七
雄山閣 三三―三九頁
- 下垣仁志 二〇二二『鏡の古墳時代』歴史ライブラリー五四七 吉川弘文館
- 白石太一郎 二〇一一「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』
研究報告Ⅰ「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 一七三―一九五
頁
- 清喜裕二 二〇一八「沖ノ島の滑石製品」『世界のなかの沖ノ島』季刊考古学・別
冊二七 雄山閣 四四―四九頁
- 沈 載龍（村松洋介〔訳〕）二〇一三「金海市大成洞八八号墳と九一号墳の性格」『日
韓交渉の考古学―古墳時代』第一回共同研究会「日韓交渉の考古学―古墳時代」
研究会 一五四―一七〇頁
- 沈 載龍 二〇一六「金官加耶의 外来系 威勢品 受容斗 意味」『嶺南考古学』第七
四号 嶺南考古学会 五六―八七頁（肥田翔子・柳本照男〔訳〕）二〇二〇「金官
加耶の外来系威勢財の受容と意味」『古文化談叢』第八四集 九州古文化研究会
九九―一二二頁
- 辻田淳一郎 一九九九「古墳時代前期倭製鏡の多様化とその指向性―製作工程の視
点から―」『九州考古学』七四号 九州考古学会 一一―一七頁
- 辻田淳一郎 二〇〇七『鏡と初期ヤマト政権』すいれん舎
- 辻田淳一郎 二〇一二「九州出土の中国鏡と対外交渉―同型鏡群を中心に―」『沖
ノ島祭祀と九州諸勢力の対外交渉』第一五回九州前方後円墳研究会発表要旨・資
料集 九州前方後円墳研究会 七五―八八頁
- 辻田淳一郎 二〇一八『同型鏡と倭の五王の時代』同成社
- 辻田淳一郎 二〇一九『鏡の古代史』角川選書六三〇 角川書店
- 豊 元国 一九三九「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金藏発見の鏡鑑に就いて」『考
古学』第二〇巻第二号 考古学会 八四―九四頁
- 仁木 聡 二〇一九「継体・欽明朝における出雲の画期」『国家形成期の首長権と

地域社会構造』島根県古代文化センター研究論集第二二集 島根県古代文化セン

ター 三〇五―三三四頁

花田勝広 一九九九「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」『古代学研究』第一四八号

古代学研究会 一―一三頁

花田勝広 二〇一二「1. 宗像地域の古墳群と沖ノ島祭祀の変遷」『沖ノ島祭祀と

九州諸勢力の対外交渉』第一五回九州前方後円墳研究会発表要旨・資料集 九州

前方後円墳研究会 一―七四頁

土生田純之 二〇一二「8. 墳丘の特徴と評価」『馬越長火塚古墳』豊橋市埋蔵文

化財調査報告書第一二〇集 豊橋市教育委員会 三二九―三四一頁

原田大六 一九六一a「第二章 十七号遺跡」『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』

宗像神社復興期成会 七―一四七頁

原田大六 一九六一b「第三章 十八号遺跡」『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』

宗像神社復興期成会 一四九―一六八頁

広瀬和雄 二〇一〇「壹岐島の後・終末期古墳の歴史的意義 6・7世紀の外交と

国境」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五八集 国立歴史民俗博物館 一〇

七―一四〇頁

松木武彦 二〇二二「1章 山陰・瀬戸内・土佐」『シリーズ地域の古代日本 出雲・

吉備・伊予』角川選書六五九 株式会社KADOKAWA 一九―五二頁

松本 肇 一九七九「4. 小結」『宗像沖ノ島』I 本文 宗像神社復興期成会 二

三四―二三五頁

水野敏典・山田隆文・奥山誠義(編) 二〇一〇『考古資料における三次元デジタル

アーカイブの活用と展開』平成一八年度〜平成二二年度科学研究費補助金基盤研

究(A)(課題番号18202925) 研究成果報告書 奈良県立橿原考古学研究所

桃崎祐輔 二〇一八「沖ノ島の馬具」『世界のなかの沖ノ島』季刊考古学・別冊二

七 雄山閣 五五―六〇頁

森下章司 一九九八「鏡の伝世」『史林』第八一卷第四号 史学研究会 一―三四

頁

森下章司 二〇〇五「前期古墳副葬品の組合せ」『考古学雑誌』第八九卷第一号

日本考古学会 一―三一頁

森下章司 二〇二二「鏡の伝世と集団」『考古学研究』第六九卷第二号 考古学研

究会 一六―二七頁

柳田康雄 二〇一一「沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀」『宗像・沖ノ島と関連遺産群

調査報告書I』「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 三六九―三九

六頁

渡辺夏海 二〇二二「館蔵七弧内行花文鏡をめぐる諸問題―岡山県鶴山丸山古墳出

土鏡との比較を通して―」『國學院大學博物館研究報告』第三八輯 國學院大學

博物館 二三―三三頁

※古墳や遺跡にかかわる一次文献については、紙幅の関係から割愛した。

図表出典

図1 水野・山田・奥山(編) 二〇一〇を引用。

図2 原田一九六一aおよび水野・山田・奥山(編) 二〇一〇を引用。

図3 1・2・4・6…水野・山田・奥山(編) 二〇一〇を引用、3…豊一九三九

を引用。

- 図4 水野・山田・奥山(編)二〇一〇を引用。
- 図5 水野・山田・奥山(編)二〇一〇を引用。
- 図6 水野・山田・奥山(編)二〇一〇を引用。
- 図7 1～3・5・6…宗像市蔵、4…宗像大社蔵、7…福津市教育委員会蔵。
- 図8 重藤二〇一八を引用。
- 図9 1…水野・山田・奥山(編)二〇一〇を引用、2…福津市教育委員会蔵。
- 図10 1・2…水野・山田・奥山(編)二〇一〇を引用、3…https://www.britishmuseum.org/collection/object/A_1965-0223-1 (最終確認日：二〇二二年一月二十二日)を引用。
- 図11 九州歴史資料館蔵。
- 図12 1～4…奈良国立博物館蔵、5…東京国立博物館蔵、6…京都府埋蔵文化財調査研究センター蔵、7…朝来市教育委員会蔵8…柏原市教育委員会蔵、9…南丹市立文化博物館蔵。
- 図13 宗像大社蔵。
- 表1～3 岩本作成。

五世紀末における鉄製工具の画期と新原・奴山古墳群

魚津 知克

はじめに

以前、筆者は、「海を舞台とした人間活動と深い関連をもつ脈絡により、海の近くに築造された古墳」を「海の古墳」とみなした（魚津二〇一七）。その中で、「海を舞台とした人間活動」を、次の四つに区分した。

(1) 海・海産物を資源として利用する、生業活動もしくは生産活動。例えば、漁撈や製塩。

(2) 海上で繰り広げられた、人・もの・情報のやりとり。すなわち、海上交通や海上交易。

(3) 列島各地の海域で、あるいは列島をこえて渡海する形で実行される外交・軍事活動。

(4) 列島の範囲外から列島各地への海を越えた移住。

福岡県福津市に所在する新原・奴山古墳群は、まさにこの四つと深い関連を有しつつ、海に面する地域首长墓群として中期前半に築造が開始された。中期後半から後期に至っては、津屋崎古墳群としてさらに大規模となり、近畿中央部政権と連携しつつ倭王権の一翼を担ったことが予測される。

本誌、『沖ノ島研究』の題名が示すように、世界遺産「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の中核となっているのは、沖ノ島の祭祀遺跡群である。倭王権の統治理念の一つである「山海の政」（森田二〇〇九）の根幹を形成する祭祀が、古墳時代から古代にかけて実修されたことを示す遺跡群であり、列島全体、ひいては世界的視野で理解すべき器物が数多く見いだされるのは、改めて述べるまでもない。一方で、沖ノ島祭祀をめぐるのは、中央と地方という祭祀主体の二元性が指摘されている（井上一九八四）。その意味で、新原・奴山古墳群は、この世界遺産の理解に必要な構成資産だと言える。

以上のように位置づけられる新原・奴山古墳群について、考古資料を用いて、さらに具体的に検討するのが、本稿の趣旨である。用いる考古資料としては、副葬された鉄製農具・工具・漁具、とりわけ鉄製工具に焦点を当てる。鉄製工具は、生産活動の基軸となる生産手段であり、地域社会さらには首长層の動向を規定すると言っても過言ではない。「海の古墳」の築造に至った生産基盤の在り方について考察するには、欠かせない考古資料と言えるだろう。

筆者としても、かねてより、各地域における「海の古墳」の築造契機を
実証的に提示していく必要性を認識していた。しかしながら、概念構築ば
かりが先行し、具体的な資料分析は後回しとなってきた。この点を反省し、
本稿において、研究上の責務を少しでも果たしていきたい。

本稿の構成としては、最初に、古墳時代の鉄製工具を対象としたこれま
での研究で、工具編成がどのように理解されてきたのかを概観する。つづ
いて、古墳時代中期から後期にかけての鉄製工具編成の画期を示す。そし
て、鉄製工具の推移において新原・奴山古墳群副葬例が占める位置を、「海
の古墳」としての性格も踏まえつつ考察する。

一、古墳時代鉄製工具研究史における工具編成の理解

まず、古墳時代における鉄製工具様式についての研究史を概観してい
たい。より広範な、鉄製工具資料に対する認識を含めた推移については、
拙稿（魚津二〇二一a）も併せて参考にされたい。

戦後、栃木県那珂川町那須八幡塚古墳（三木・村井一九五七）、大阪府
和泉市和泉黄金塚古墳（末永・島田・森一九五四）、岡山県岡山市金蔵山
古墳（西谷・鎌木一九五九）において埋葬主体部の発掘調査が実施され、
列島各地の首長墓に副葬された各種生産用具の実態が明らかになった。

新資料に立脚しつつ、一九五〇年代末には西谷眞治の論考（西谷一九
五九）が発表された。ここでは、「生産具あるいは建築や日常生活に必要
な器物をつくりだすための道具」（前掲書 五八頁）として工具が位置づ

けられ、木工具として斧、鋸、鉋、鑿などが、金工具として鋤、鉗、鉄床【註
1】などが挙げられた。そして、木工具を中心に、諸型式の推移が簡潔か
つ的確に示される。六五年近く前の、主に古墳時代社会における生産力を
論じた内容であるが、現在の水準からみても、資料分析の大枠にはほとん
ど変更がないことに驚かされる。

つづいて、一九七〇年代に研究の大きな進展がみられた。大阪府藤井寺
市野中古墳（北野編一九七六）や奈良県桜井市メスリ山古墳（伊達編一九
七七）などで、多種多様な鉄製工具副葬例が報告され、基礎資料が充実し
たことが、その背景として挙げられる。増加した資料に立脚しつつ、古瀬
清秀が短冊形斧（古瀬一九七四）、鉋（古瀬一九七七）の研究を相次いで
発表し、古墳時代における各種鉄製工具の型式分類や編年がより詳細に提
示された。そして、後続する一九八〇～一九九〇年代においても、個別品
目研究が大きく進展した。

その中で、工具編成の理解に大きく寄与したのが、一九九〇年代の初め
に古瀬清秀が発表した論考（古瀬一九九一）である。古墳時代における工
具の画期は「四世紀後葉から五世紀前半にかけて」であり、「大型製材用
工具の出現と、鑿・鋸など小型加工工具の機能分化と著しい量的増加は、工
具全般の発展過程において、極めて大きな画期となった。」（前掲書 八八
頁）と評価されている。古瀬が設定した古墳時代工具の画期はこの一つの
みだが、後期に入って工具に「大いなる質的変容がなされたことは十分に
想像でき、今日に続く木工具の祖型がほぼ完成した。」（同 八九頁）と述
べている。

二〇〇〇年以降においても、研究はさらに深化している。なかでも、近年発表された平井洸史による様式的把握（平井二〇二一）は、本稿の主題に深く関連する。平井は、地域的動向の把握と地域間比較を通じた、工具生産・流通の解明をめざす（前掲書四六頁）。ここで、「造り」という製作技術上の概念を、平井は強調する。「造り」の差については、着柄法と着柄部形態とで認識する（同四七頁）。すなわち、平井の立場は、工具の製作にあたり、鉄製部分と木・骨角などそれ以外の部分とを組み合わせ、道具として完成させる局面が、様式の把握に決定的な要素となるというものである。筆者も、鉄製農具・工具の研究史を示す中で、素材をこえた横断的な分析を強調したことがあり（魚津二〇二一a）、道具の全体形状を重視する平井論考の視点は、大きな意義を持つもので、高く評価される。

ただし一方で、工具の「道具立て」を総合的に把握し、生活技術の解明へとつなげていく（山田二〇二二）という、使用技術に立脚した観点も、道具様式についての考古学的分析には欠かせない。個々の道具について、全形復元も視野に入れつつ分析した後、他の道具とどのように組み合わせ使用しているのか。鉄製農具・工具研究を標榜してきた筆者が今一度掘り下げる必要がある。本稿では、この点を再検討していきたい。

二、古墳時代中期から後期にかけての鉄製農具・工具の型式編成―新原・奴山古墳群の資料を中心に―

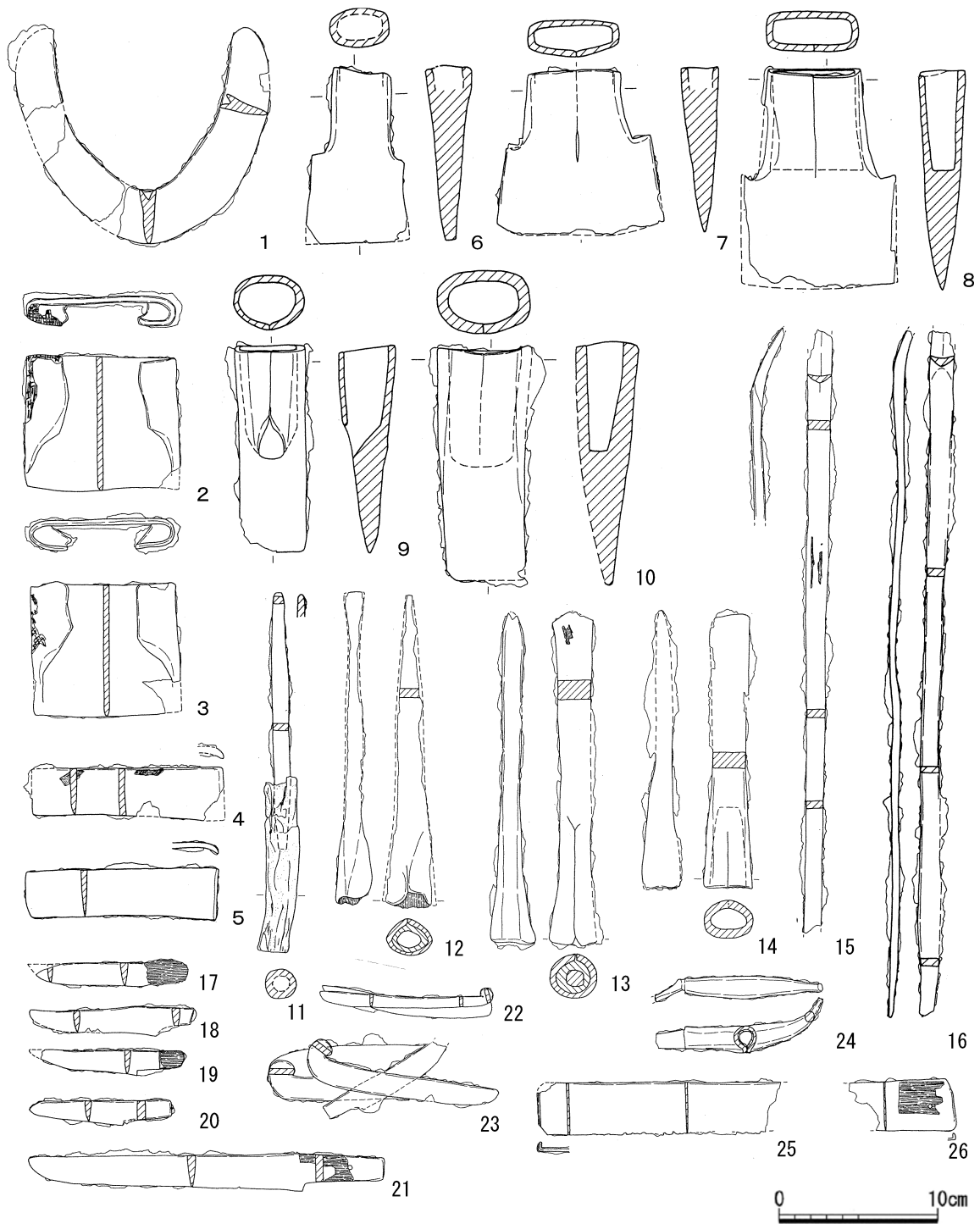
古墳時代中期から後期にかけて、工具の「道具立て」を考えるにあたり、

北部九州の古墳、なかでも新原・奴山古墳群の副葬品には、良好なセット関係を構成する類例が多く認められる。本章では、これらの副葬例について、筆者による副葬農具・工具様式案（魚津二〇二〇・二〇二二）に対応させつつ示す。紙幅の都合上、各型式・様式の要件は上記拙稿をご参照頂きたい。ただし、時期の表示については、従来は小文字のローマ数字を使用していたが、不要に煩雑であり、今後は、アラビア数字を用いることとする。本稿に関連するのは、6期から10期である。以下、概要を示す。

福岡県福岡市老司古墳三号石室副葬例（6期）（山口・吉留・渡辺編 一九八九）

農具は、U字形鋤鋤先I群1型a類（第1図1）、方形鋤鋤先II群1型b1類（第1図2・3）、直刃鎌I組A型1類（第1図4・5）で構成される。このうち、U字形鋤鋤先は早い時期の副葬例である。

工具は、有袋斧のうちIV群（有肩）が目立つ。IVA群4系2型E2式（第1図6）、IVB群4系2型S式（第1図7・8）である。これにI群（無肩）の3系2型E1式（第1図9）及び4系2型E2式（第1図10）が加わる。この時期の鑿は有茎鑿（第1図11）が主体だが、本例では有袋鑿が目立つ。II群3系1型（第1図12・13）、II群4系1型（第1図14）で構成される。刀子は、茎刀子II群2型a類（第1図17・20・21）、同c類（第1図18・19）に加え、鉄柄刀子I群2型b類（第1図24）及びI群3型（第1図22・23）が加わるのが大きな特徴である。これに、身が幅広の鈍I群1型（第1図15・16）、破片であるため確定しないが、I群と考えられる



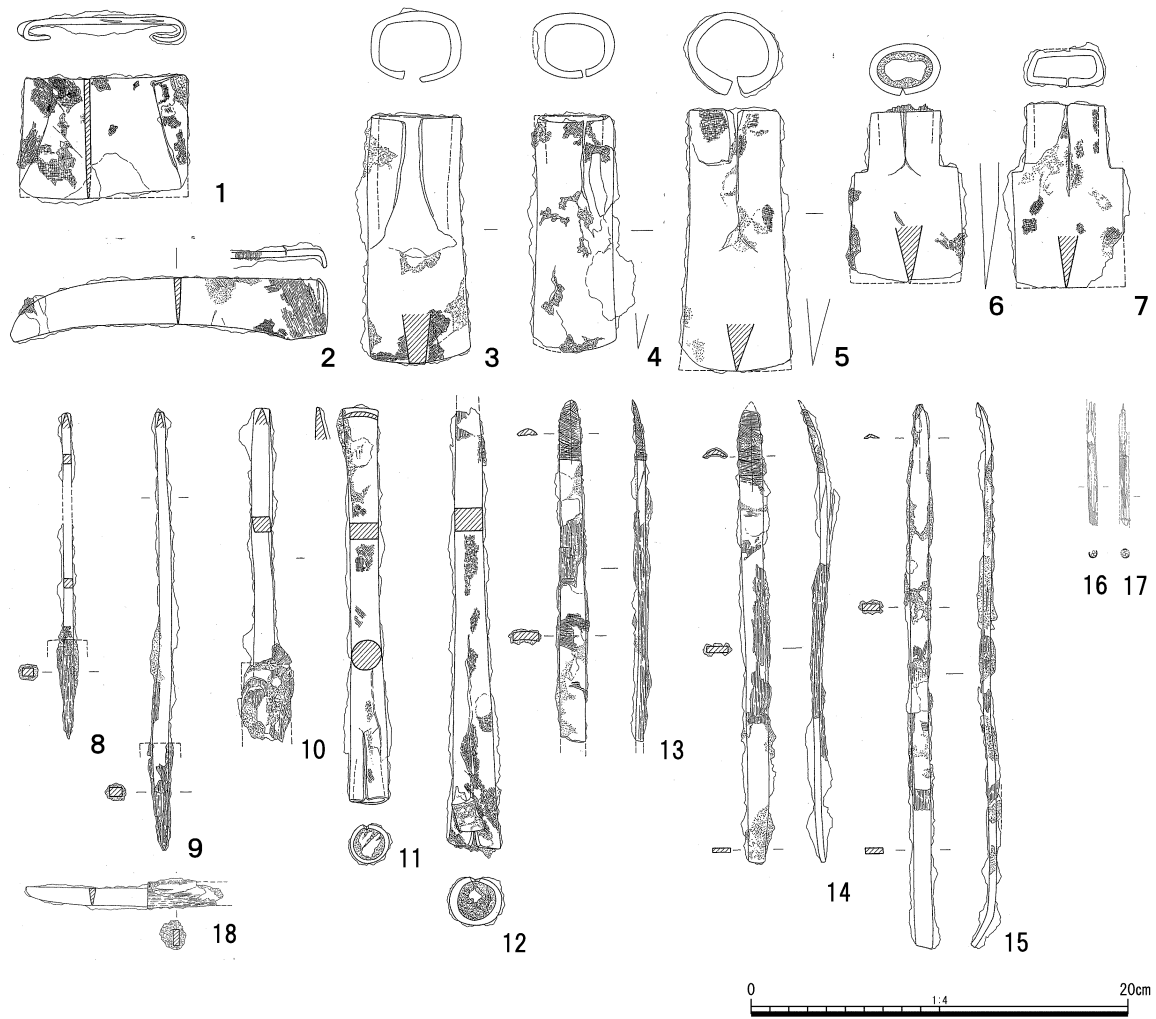
第1図 老司古墳3号石室副葬例 (1/4) (山口・吉留・渡辺編 1989)

無茎鋸(第1図25・26)が相伴している。

福岡県福津市奴山正園古墳副葬例(7期)(佐々

木編二〇二三)

農具は、方形鋤鋤先Ⅱ群1型b1類(第2図1)、曲刃鎌Ⅰ組B型Ⅰ類(第2図2)で構成される。7期は、大阪府藤井寺市アリ山古墳(北野一九六四)、静岡県磐田市堂山古墳前方部埴輪輪棺(原編一九九五)のように、本格的に曲刃鎌が副葬される時期であるが、該期の多くの類例は、先端付近で急速に湾曲するA・a型であり、B・b型は後の時期に一般化する。その点で、奴山正園



第2図 奴山正園古墳副葬例 (1/4) (佐々木編 2013)

古墳副葬例は先進的だと言える。

工具は、老司古墳と同様に、有袋斧においてIV群(有肩)が認められるが(第2図6・7)、袋部より身部が長い3型に形態が変化している。その他、鑿は有茎鑿I群1型(第2図8・10)、有袋鑿I群4型1類(第2図11・12)、茎刀子II群1型A類(第2図18)、鉋I群1型2類(第2図14・15)、針(第2図16・17)で構成される。有袋鑿が目立つ点は、老司古墳三号石室副葬例と共通する。

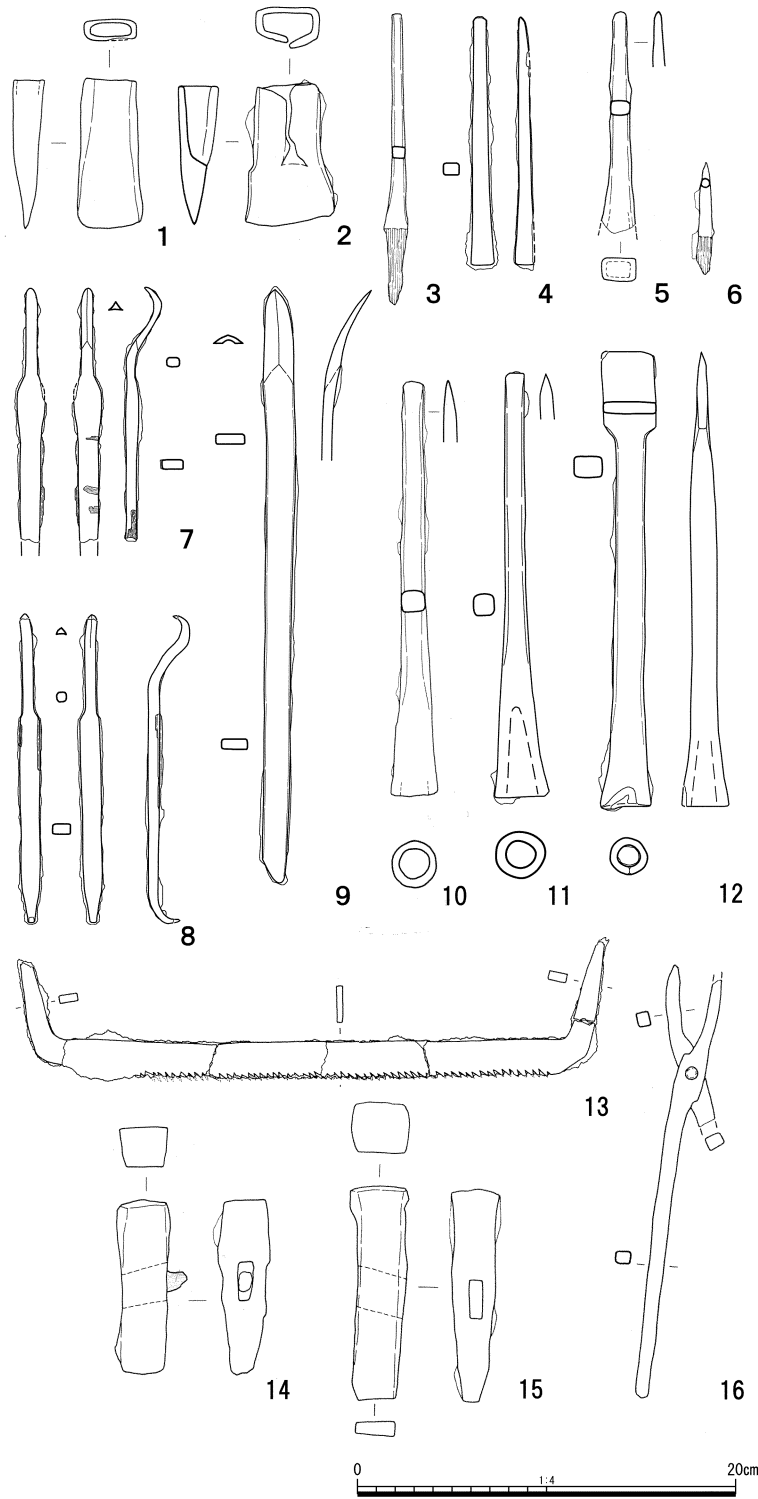
福岡県福津市新原・奴山一号墳副葬例(8期から9期【註2】)(橋口編一九八九)

8期の兵庫県姫路市姫路宮山古墳第三主体(松本・加藤一九七三)、9期の岡山県笠岡市長福寺裏山一号(東塚)古墳(鎌木ほか一九六五)といった基準資料のように、U字形鉄鋤先(I群1・2型)や細長あるいは鳥首状の曲刃鎌(I組B・C型、II組b型)が列島の広範囲で副葬される時期だが、新原・奴山古墳群における農具副葬は、次章で述べるように低調である。一方、工具は奴山一号墳で横穴式石室羨道部分から良好なセットが出土した(第3・4図)。

斧は、有袋I群(無肩) 4系2型S式(第3図1)・II群(なで肩) 3系3型H式であり、張り出しの強い有肩式を欠く。鑿は、有茎鑿I群(第3図3)も存在するが、注目されるのは、

有袋鑿Ⅰ群4系3式という有肩の有茎鑿(第3図12)が認められる点である。同時に、身部断面が正方形に近い、引き締まった形態の無肩有袋鑿(Ⅰ群4系1型・第3図10・11)が存在する。穿孔性能の高い型式の鑿で構成されていると言えよう。

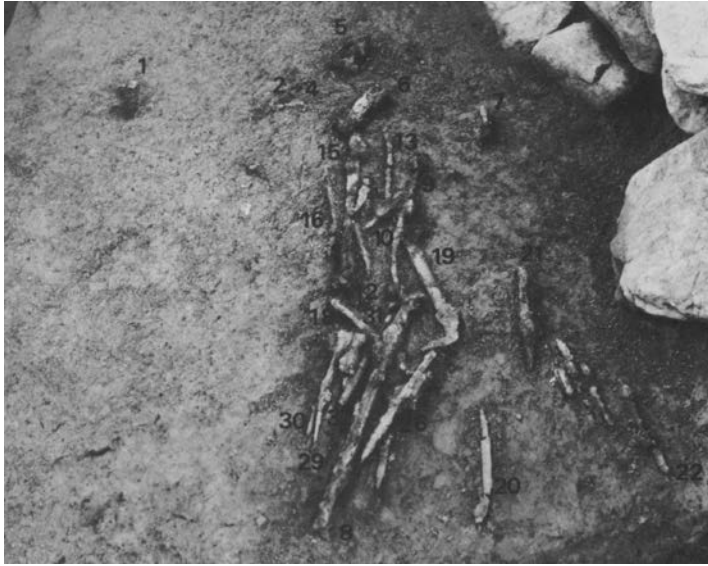
さらに、比較的身部が長い鉤状鉋(第5図7・8)、特殊な形態の無茎鉋(13)、そして鉋(14・15)と鉋(16)が共存する。



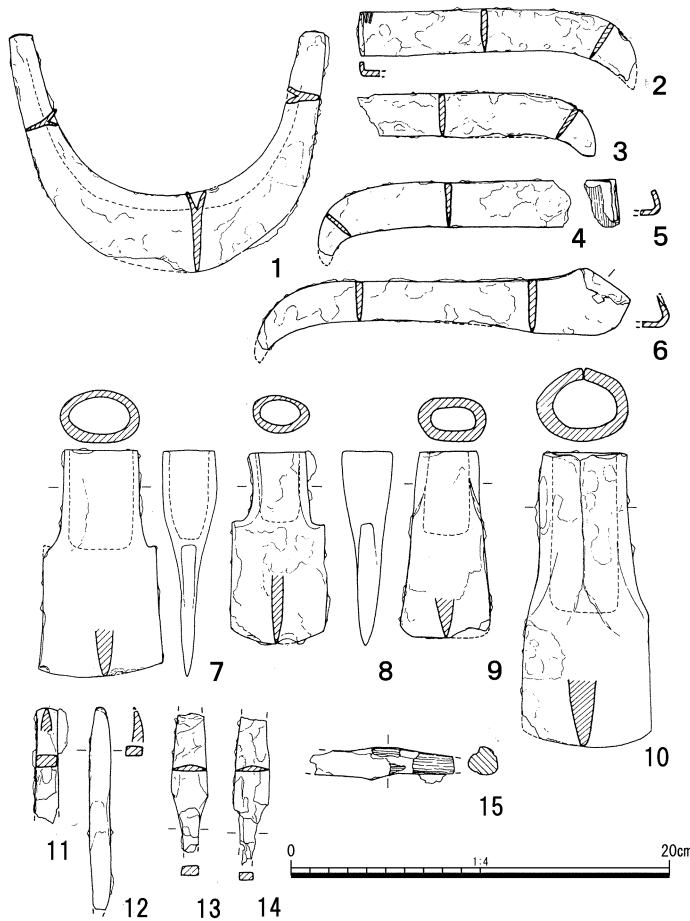
第3図 奴山1号墳副葬例 (1/4)

福岡県飯塚市櫛山古墳副葬例(10期)(嶋田一九九二)
 農具は、U字形鋤鋤先Ⅰ群2型b類(第5図1)、曲刃鎌Ⅰ組B型1類乙式(第5図2)・Ⅱ組c型2類(第5図6)で構成される。このうち、曲刃鎌Ⅱ組c型は、身部が鳥首状を呈し基端を斜めに折り返すため、柄を付けるると鉋状になる。鳥首状身部の曲刃鎌は、多くが基端全辺を折り返すため身と直角に着柄されるⅠ組C型なので、本例は該期の特徴を示す可能性がある。

工具では、鉋Ⅲ群の出現がこの時期の大きな特徴である。本例では、Ⅲ群2型(第5図13・14)が副葬されている。斧は、小ぶりのⅠ群(無肩)4型2類E2式(第5図9)とⅣA群(有肩)4系3型E2式(第5図8)、中型のⅣA群(有肩)4系2型E2式(第5図7)、大型のⅡ群(なで肩)3系2



第4図 奴山1号墳 副葬工具出土状況
(橋口編 1989)



第5図 樫山古墳副葬例 (1/4) (嶋田 1991)

型E1式(第5図10)で構成される。肩の張り具合(群別)が、法量の大
小に対応する類例として注目される。また、有茎鑿I群1型(第5図11・
12)及び鹿角装茎刀子II群4型a類(第5図15)が共伴している。

福岡県福津市新原・奴山四四号墳副葬例(11期から12期)(池ノ上編
二〇〇一)

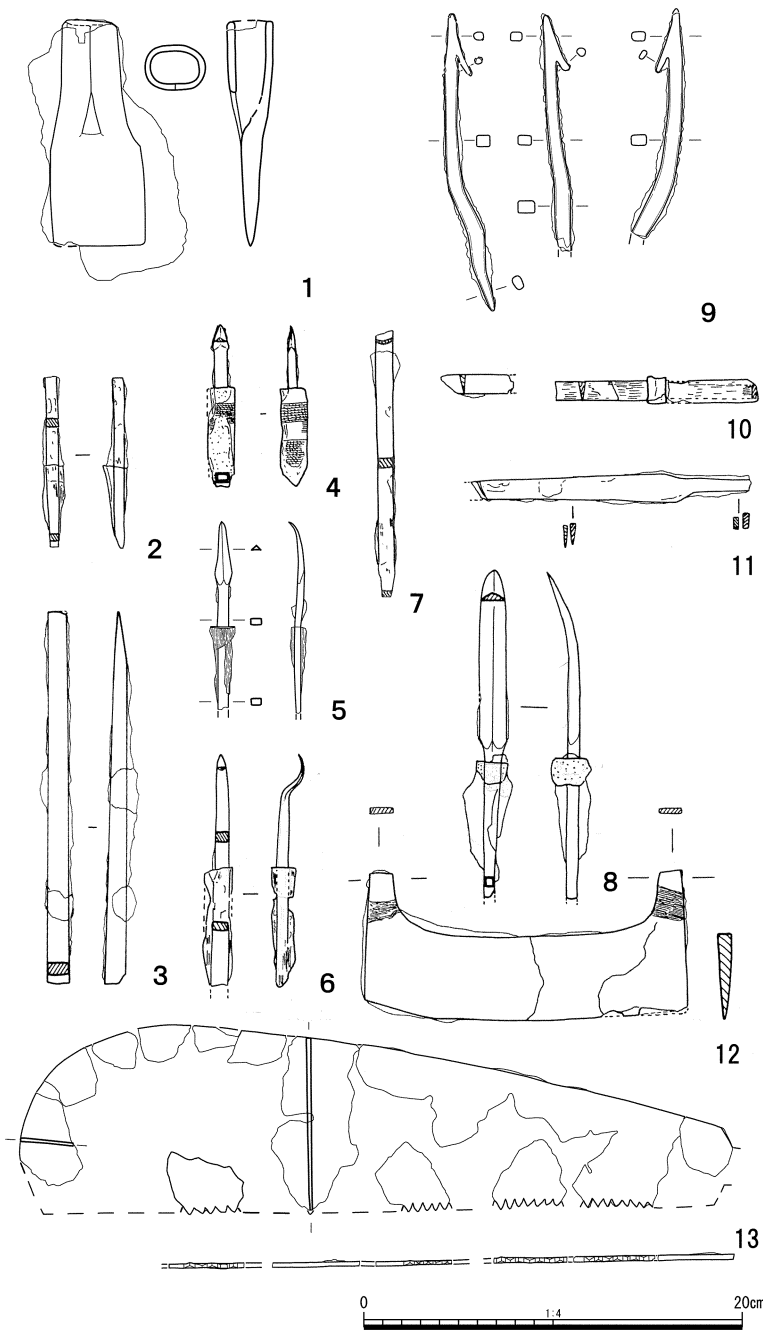
農具は出土していない。この背景として、12期以降の鉄製農具副葬例
が地域によっては減少傾向にある(魚津二〇二三)点も考えられる。ま

た、横穴式石室の奥室が盗掘を受けており、本来の組成が一部欠けている
可能性も捨てきれない。

以上のように留意すべき点が残るものの、工具の種類は豊富である。副
葬数が比較的少数の斧及び鑿は、前者が有袋斧II群3系2型E2式(第6
図1)、後者は有茎鑿I群1型(第6図2)である。一方、鉤の副葬数は多く、
I群1型(第6図7)、特殊なI群2型(第6図4・5)、II群【註3】2型(第
6図8)、鉤状鉤(第6図6)という幅広い構成で、かつ多くが鹿角柄である。
そして、茎刀子III群4型A類(第6図10・11)、有茎鋸I群(第6図13)、

凹形大型刃器（第6図12）が加わる。

また、漁具として、筆者分類（魚津二〇一八）の刺突具Ⅱ群2型（第6図9）が共伴する。中期中頃までの首長墓にしばしば見いだせる刺突具の副葬は、後期古墳においては一挙に減少する傾向にある。その中で、本例は注目される。



第6図 奴山44号墳副葬例 (1/4)

三、鉄製工具の画期と新原・奴山古墳群

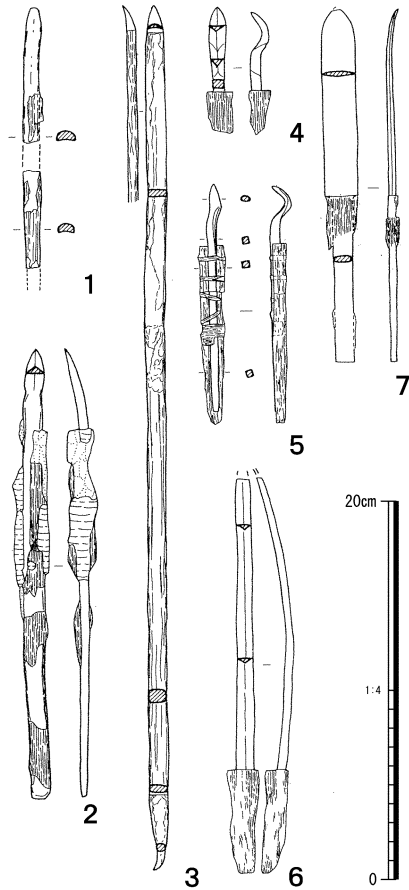
ここまで、古墳時代中期から後期にかけての、鉄製工具の「道具立て」を示した。その内容を検討すると、9期から10期、およそ五世紀の末を前後する時期において、鉄製工具の画期というべき、型式構成の大きな変化が生じたと見なすことができる【註4】。具体的な変化内容は、以下の通りである。

(一) 鉈Ⅱ群（短茎鉈）の出現

まず挙げられるのが、筆者が鉈Ⅱ群とする、短茎を持つ鉈の出現である。日本列島において、鉈に系統がつながる鉄製工具は、弥生時代中期前半の石川県小松市八日市地方遺跡出土品（第7図・中屋ほか二〇一九）まで遡ることができる。本例は木柄も完存しており、明確なグリップエンドを有する形態から、両手で



第7図 八日市地方遺跡出土例
(中屋ほか、2019)



第8図 9期までの鉈副葬例 (1/4)

- 1 石川県加賀市分校マエ山 (カン山) 1号墳 2 京都府宇治市宇治二子山北墳南柳 3 大阪府富田林市真名井古墳 4 岡山県岡山市神宮寺山古墳 5 大阪府和泉市和泉黄金塚古墳 6 岡山県総社市随庵古墳 7 栃木県那珂川町那須八幡塚古墳

把持して押し出すように用いる動作が復元できる。比較的硬質の木製容器などの主に曲面を対象に、突き出すような動作で削り調整するのに用いられたのであろう(樋上・田中・鶴来二〇一八)。これが、弥生時代後期に入ると、筆者が鉈I群とする、長身の形態へと変化する。身の断面形は、U字形・長方形など地域差をもって推移する(野島二〇〇九)ものの、刃が柳葉形となる点は共通する。両手で保持しつつ横方向に刃を動かすような使用動作に変化したことが推測される。田中謙が示すように、刃部の反り具合に応じて様々な木器加工に利用されたと考えられる(田中二〇一七)。刃部長から考えて、対象は小型から中型の木器が中心であったと考えられる。

鉈I群は、古墳時代前期から中期にも継続し、多くの副葬例が認められる(第8図1~3)。身部は長さ四〇センチメートルをこえる副葬例(第

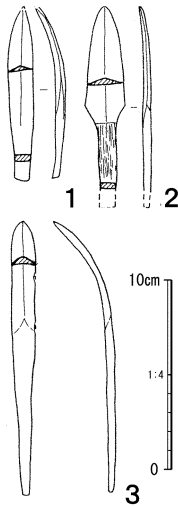
1図16、第8図3)が、3期から6期にしばしば認められるものの、前期の「削り小刀」(第8図7)や中期の著しく長刃の鉈(第8図6)といった特殊な一群を除き、刃部は五センチメートルをこえることはない。著しく長身の類例では、台を片手で握り、台からはみ出した身下部(基部)に片手を添え、かなり刃先に力がかかる動作で仕上げ調整をおこなったことが推測される。

9期から10期を境に、鉈I群の副葬例は比較的少数となり、短茎で幅広の刃を持つ鉈II群の副葬例(第5図13・14、第9図1・2)が列島の広域で認められるようになる。そして、つづく11期から12期には、長茎かつ長刃の鉈III群(第9図3)が西日本の広域で認められる。先述の八日市地方遺跡出土品が、もともとは中国大陸の「削刀」に起源をもつ工具として日本列島に導入された後、鉈という種類自体が列島独自に発展する。鉈II群

の出現は、日本列島内での型式変化であると考えられる。

古代からの伝世品である正倉院宝物例（帝室博物館一九四四：第四十図）は、鈍Ⅱ群の系譜に連なると考えられ、木柄の長さはおよそ一三〇～二五センチメートルを測る。ここから、鈍Ⅱ群の使用動作は、両手で柄を保持し横方向に刃を動かすという点では、鈍Ⅰ群の使用動作と同じだったと考えられる。しかし、鈍Ⅰ群では貫通する鉄身が動作の軸であり木製台は当て具であるのに対し、鈍Ⅱ群・Ⅲ群では木製柄の小口に鉄刃の茎を挿入するものである。とりわけ、短茎の鈍Ⅱ群は、Ⅰ群のように刃先に力をかければ、柄が折れてしまうのが容易に想像できる。鈍Ⅱ群は、鋭利に研がれた刃による、平滑かつ薄いカンナ調整を目指した形態であり、対象物としては建築材あるいは船材【註5】がふさわしいと考えられる。9期から10期の鈍の形態変化は、木工技術の画期的な転換として位置づけられる。

（二）有茎鋸の導入



第9図 10期以降の鈍副葬例 (1/4)

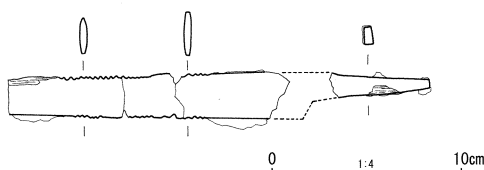
- 1 奈良県二塚古墳 2 群
馬県伊勢崎市恵下古墳
3 愛媛県松山市東山蔦が
森4号墳

また、有茎鋸の導入も、9期から10期にかけての鉄製工具の画期を構成する大きな変化として指摘できる。

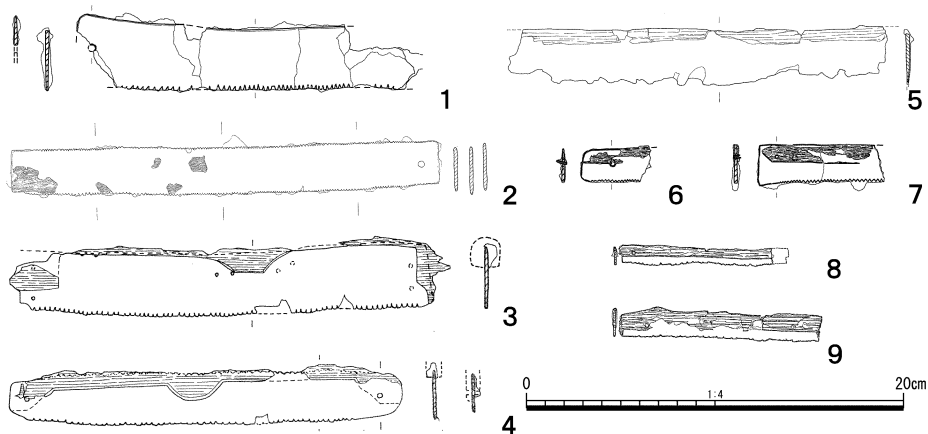
日本列島における最古の鋸副葬例は、現在のところ、前期前葉（2期）の権現山五一号墳（第11図2：近藤編一九九二）である。本例は、薄手の長方形鉄板の両側を穿孔し柄を取り付ける、無茎鋸である。その全形について、伊藤実は、「両端に木栓のようなものをつけて、これをH形に組んだ木枠に装着し、鋸身とは反対側に取り付けた縄を振って鋸身を緊張させた枠付鋸のようなもの」を想定している（伊藤一九九三：五四九頁）。

無茎鋸は、大ぶりの施溝・柄挽鋸（全長二〇～三〇センチメートル、幅三～四センチメートル程度：筆者分類Ⅰ群）と、小ぶりの細工鋸（全長一二センチメートル前後、幅一・五～二・五センチメートル程度：筆者分類Ⅱ群）との二群が併存しつつ（魚津二〇一五）、前期から中期の古墳に副葬される（伊藤前掲書、丹下一九九五）。

ただし、7期以降、特殊な形態を有する鋸が出現する。7期もしくは8期には、京都府南丹市岸ヶ前二号墳埋葬施設三において、両歯で片方に茎状突起を有する形態の鋸が副葬される（第10図：門田編二〇〇一）。有茎鋸の初現例とも捉えられるのだが、茎状突起は図面上側の歯に著しく偏っている

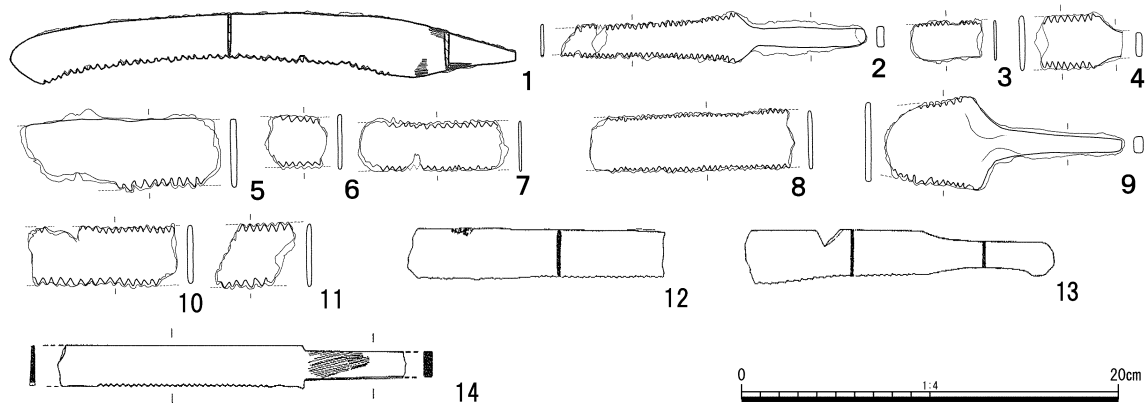


第10図 岸ヶ前2号墳副葬鋸（門田編2001）



第11図 無茎鋸の副葬例 (1/4)

1・6～7：奈良県五條市五條猫塚古墳 2：兵庫県たつの市権現山 51 号墳 3：兵庫県加古川市行者塚古墳 4：千葉縣市原市草刈 1 号墳 5：兵庫県篠山市ずえが谷 1 号墳 8～9：大阪府藤井寺市アリ山古墳



第12図 有茎鋸の副葬例 (1/4)

1 福岡県飯塚市小正西古墳 2 福岡県宗像市城ヶ谷 2 号墳 3～4 福岡県宗像市大井三倉 2 号墳 5 福岡県宗像市朝町百田 B-2 号墳 6～7 福岡県宗像市須恵クヒの浦古墳 8 福岡県宗像市大井三倉 3 号墳 9 福岡県宗像市大井三倉 5 号墳 10～11 福岡県宗像市城ヶ谷 56 号墳 12～13 兵庫県尼崎市園田大塚山古墳 14 奈良県生駒郡平群町烏土塚古墳

る。後の有茎鋸のように一方のみに柄をつけて前後に挽くには、いさかか無理があり、茎状突起も幅が狭く不安定である。図面左側の先端も欠けているとするならば、こちらにも茎状突起を復元する余地があり、身部に平行して柄が付く一種の杵付鋸、もしくは両柄鋸である可能性も残る。本例の位置づけについては、詳細な観察を踏まえた関連資料との比較も必要であり、本稿では保留しておきたい。

前章にて示したように、つづく8期から9期にかけて、奴山一号墳に、両側にL字状の腕部を有する特殊な形態の無茎鋸(第3図13)が副葬される。腕がはね上がる形態から、杵付鋸もしくは両柄鋸だと考えられるものの、岸ヶ前二号墳例も含め、その系譜ははっきりしない。管見ながら、腕を有する鋸は朝鮮半島に類例が見出せず、その点では、鈍同様に列島内での形態変化の結果である可能性も捨てきれない。すくなくとも、有腕という形態は、切削長に加えて切削深度を確保する意図があるのは間違

いなかろう。

後続して有茎鋸の副葬が開始される。代表的な10期の副葬例として、福岡県飯塚市小正西古墳副葬例（第12図1）や兵庫県尼崎市園田大塚山古墳副葬例（第12図12・13）が挙げられる。初期の類例は、斜関があまり明確でないようである。柄が身と一直線に接続する有茎鋸の登場によって、鋸の切削深度は飛躍的に向上した。さらには、切削ではなく、切断に用いられる局面が増加したと考えられる。無茎鋸から有茎鋸への変化は、鈍Ⅱ群の出現と同様に、この時期に建築材あるいは船材の精密な製材【註6】が大きな焦点となった結果であると想定できる。

さらに、宗像地域においては11期から12期においても、多くの有茎鋸が副葬される。その類例としては、宗像市須恵クヒの浦古墳（第11図6・7）といった地域首長墳としての前方後円墳や、地域首長墳と同一墓域の横穴式石室墳である新原・奴山四四号墳（第6図13）だけでなく、城ヶ谷古墳群（第12図2、10・11）や大井三倉古墳群（第12図3・4、8・9）のように、群集墳ごとに複数認められる。阿南翔悟が指摘しているように、鍛冶・木工に関連する工人集団と深く関連しつつ、宗像地域における有茎鋸の副葬が継続したのであろう（阿南二〇一三）。前期から中期にかけての無茎鋸の副葬が首長墳中心であったのと比べると、群集墳における有茎鋸の継続副葬は大きな意義を持つ。

以上のように、新原・奴山古墳群副葬品が先駆となった鋸の形態変化は、鉄製工具の画期の一翼を担うものであり、広域に及ぶ手工業生産体制の編成と表裏一体のものであったと位置づけられる。

四、結論

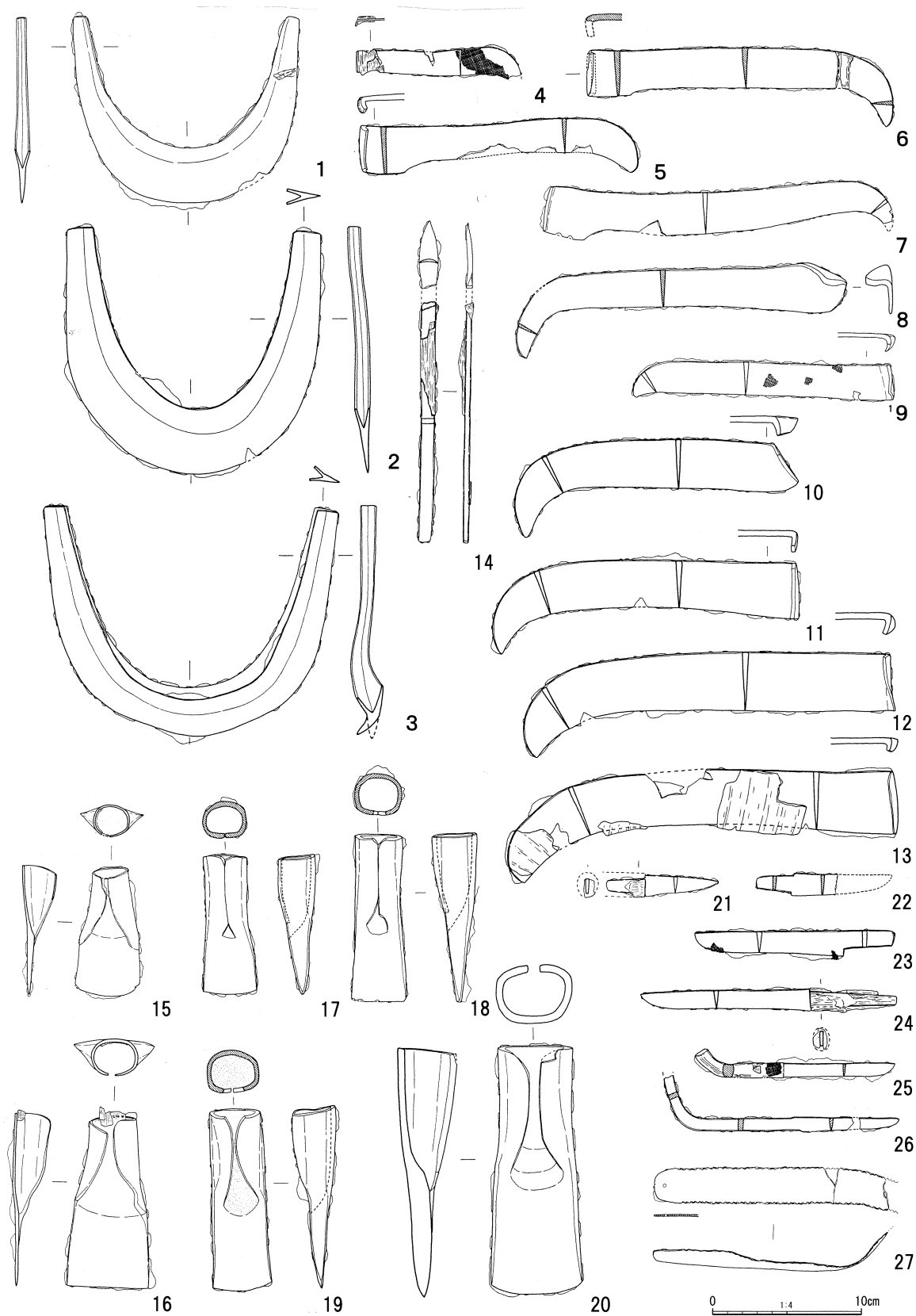
―新原・奴山古墳群における鉄製工具副葬の意義―

これまで、新原・奴山古墳群において、良好なセット関係を持つ鉄製工具が継続して副葬されていることを示してきた。そしてこれらが、鈍や鋸の機能変化を示す重要な資料であることを論じた。その変化は、斧や鑿における主要型式の変化にも連動しており、五世紀末の鉄製工具の画期を構成する。その社会的意義について、最後に言及しておきたい。

比較対象となるのが、7期から9期にほぼ収まると考えられる、福岡県朝倉市古寺墳墓群（橋口編一九八二・一九八三）、池の上墳墓群（橋口編一九七九）（以下、古寺・池の上墳墓群と総称する）の資料である（第13図）。古寺・池の上墳墓群は、陶質土器・初期須恵器など、数多くの渡来系統に属する副葬品が認められることで著名であり（朴天秀一九九五）、その点では新原・奴山古墳群と共通する。しかし、副葬された鉄製農具・工具の内容を比較すると、明確な差異が存在していることに気づく。

古寺・池の上墳墓群においては、U字形鋤先や曲刃鎌Ⅰ組B・C型、Ⅱ組b型といった、渡来系統に属する新式の鉄製農具セットの副葬が多数を占める。鉄製工具は、鉄柄付刀子や無茎鋸など、注目すべき副葬例も含むものの、鉄製農具に比べ明らかに少数である。一方、新原・奴山古墳群では、有袋斧、有茎・有袋鑿、鈍、鋸といった工具のセットが主軸である。

このような鮮やかな対比をなす原因として、まず思い浮かぶのが、造墓



第13図 古寺・池の上墳墓群における鉄製農具・工具副葬例

1・4・15・16：古寺6号土壙墓 2・12・20・24：古寺19号土壙墓 3・10・11：古寺17号土壙墓
 5：池の上D-7 6・17：池の上D-26 7：古寺1号土壙墓 8・19・26：池の上D-4 9・21：古寺7号土壙墓
 13・23：古寺14号土壙墓 14：古寺9号土壙墓 18・22・25：池の上D-3 27：池の上1号墳4号主体

集団の階層の違いである。新原・奴山古墳群が、宗像地域さらにはより広域の首長墓が主体であることはすでに述べた。一方、古寺・池の上墳墓群については、地域首長の傘下にある渡来人集団の墓域との位置づけがなされている（高田二〇一四・一九五頁）。両者の造墓集団には、明らかに階層差が認められる。すなわち、上位集団が新式工具セットを積極的に副葬し、より下位の集団が新式農具セットを積極的に副葬するとの想定が成り立つ。

しかし、宗像地域では有茎鋸の副葬が10期以降も継続し、地域首長墓だけでなく同一群集墳での集中副葬も存在することを前章で示した。仮に、当初は上位集団のみに新式工具セットを副葬する傾向があったとしても、木工や造船に携わった工人集団の紐帯を示すものとして急速に変容していったことがうかがわれる。

これに対して、新式の鉄製農具セットは、8期から9期に列島の広い範囲に急速に拡散する。その内容を見ていくと、先にも触れた、兵庫県姫路市姫路宮山古墳第三主体（松本・加藤一九七三）といった地域首長墓へ副葬されると同時に、集落近辺での祭祀遺構にも供献される点で、大きな社会的広がり呈している（魚津二〇二一b）。工具・農具の副葬志向の違いは、階層差だけでは捉えきれない複雑な様相を呈すると結論付けることができるだろう。

この複雑な様相を具体的に理解する上で有益なのが、北陸地方におけるU字形鋤鋤先副葬の拡散についての線納民之の想定である。線納は、甲冑副葬とも関連する形での、「ある程度規制された流通構造」を見出した（線

納二〇二〇 二三二頁）。新式鉄製農具セットの副葬は、波及当初は階層表示の側面はあったとしても、その後は多面的な要因のもとで各地に受容されたものと考えられる。

一方、前章で示したように、五世紀末における鉄製工具編成の画期は、建築材あるいは船材の精密な製材と深い関連があると予測される。新原・奴山古墳群における新式鉄製工具セットの副葬は、ひとえに「海を舞台とした人間活動」の結実であった。本稿冒頭で示した「海を舞台とした人間活動」の四つの区分を参照するならば、新式鉄製工具セットをもたらしたのは「海上で練り広げられた、人・もの・情報のやりとり」による新技術の導入である。そして、その技術導入は、「列島各地の海域で、あるいは列島をこえて渡海する形で実行される外交・軍事活動」と表裏一体であり、だからこそ、沖ノ島を望む海域に接して築造された「海の古墳」への新式鉄製工具セットの副葬が不可欠だったと言えよう。

おわりに

以上、五世紀末における鉄製工具編成の画期を示しつつ、「海の古墳」として新原・奴山古墳群が有する意義について鉄製工具副葬の側面から考察を試みた。本稿が、その目的をどこまで達成できたか、いささか心許ない。北部九州以外の類例も踏まえた広い視野を持つ諸賢の批判や検討を仰ぐとともに、木工技術が本来対象とする木器の様相も含め、さらなる資料精査を自らに課していきたい。

ただ、本稿で、中期後半の渡来系技術の定着過程で新式鉄製農具セットと新式工具セットとの間に副葬意義の差異が生じたこと、そして該期の社会構造の影響のもとで列島各地で変容していったことを示せた。これは、後期古墳における鉄製農具・工具副葬の地域性という課題（鈴木二〇一六）の解明の糸口になる、大きな収穫であった。

新原・奴山古墳群をはじめとする宗像地域の副葬資料は、五世紀末における鉄製工具の画期だけでなく、六世紀以降における列島社会の編成過程を解明する上でも重要な視座を与える。この指摘を本稿のむすびとしたい。

註

- 1 (西谷一九五九)では「鉄鋤」「鉄鉗」と表記されている。
- 2 本例は8期に属するとみなしているものの、農具を欠いている。本稿では時期幅をもたせておきたい。
- 3 短茎鉤より長茎鉤が後出するのが確実と考えたので、旧稿のⅡ群とⅢ群とを入れかえ、Ⅱ群(短茎鉤)Ⅲ群(長茎鉤)と順序を揃える。
- 4 第一章で引用したように、(古瀬一九九一)では、「四世紀後半から五世紀前半にかけて」が、古墳時代における工具の画期とされる。本稿の対象時期より前(4期から6期)であり、稿を改めて論じたい。
- 5 船材も含めたのは、新原・奴山古墳群など北部九州の該期の類例に、船材加工に必要な、穿孔性能が比較的高い有袋鑿が目立つためである。
- 6 有茎鋸副葬例の集中と造船との関連については、すでに的確な指摘がある(白木二〇一一、亀田二〇一三)。本稿では、鑿や鉤の型式構成も加えた、工具の「道

具立て」の次元で先行研究を補強することができたと考える。

引用・参考文献

- 阿南翔悟 二〇一三 「九州出土鋸について」『福岡大学考古学論集』2 福岡大学考古学研究室 二六五―二七五頁
- 池ノ上宏(編)二〇〇一 『新原・奴山古墳群Ⅱ』津屋崎町文化財調査報告書第一七集 津屋崎町教育委員会
- 伊藤 実 一九九三 「日本古代の鋸」『考古論集』潮見浩先生退官記念論集 潮見浩先生退官記念事業会 五三五―五六一頁
- 井上光貞 一九八四 「古代沖の島の祭祀」『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会 二〇八―二四五頁
- 魚津知克 二〇一五 「五條猫塚古墳に副葬された鉄製農具の構成と要素」『五條猫塚古墳の研究』総括編 奈良国立博物館 三五―一三六四頁
- 魚津知克 二〇一七 『海の古墳』研究の意義、限界、展望』『史林』第一〇〇巻第一号 史学研究会 一七八―二二一頁
- 魚津知克 二〇一八 「漁具資料からみる古墳時代の生業様相、対外交渉、統治理念」『日韓交渉の考古学―古墳時代―』最終報告書論考編 「日韓交渉の考古学―古墳時代―」研究会 「韓日交渉の考古学―三国時代―」研究会 六九四―七〇七頁
- 魚津知克 二〇二〇 「鉄製農具の分類と様式設定」『中期古墳研究の現状と課題Ⅳ』中国四国前方後円墳研究会第二三回研究会発表要旨集・資料集成 中国四国前方後円墳研究会第二三回研究会実行委員会 五一―六八頁
- 魚津知克 二〇二一 a 「鉄製農具・工具研究史からみた古墳時代社会へのアプローチ

チ』『昼飯の丘に集う』中井正幸さん還暦記念論集 中井正幸さんの還暦をお祝い
する会 三三―四二頁

魚津知克 二〇二一b「古墳時代祭祀遺構における鉄製農具供献の意義」『技と慧眼』

塚本敏夫さん還暦記念論集事務局 六七―七八頁

魚津知克 二〇二三「後期古墳における鉄製農具副葬の背景」『高山流水』 赤澤

徳明さん退職記念論集 赤澤徳明さん退職論集刊行委員会 三二五―三三四頁

鎌木義昌(ほか) 一九六五 『長福寺裏山古墳群』 長福寺裏山古墳群・関戸麿寺跡

調査推進委員会

亀田修一 二〇一三 「古代宗像の渡来人」『沖ノ島祭祀遺跡の再検討』「宗像・沖

ノ島と関連遺産群」研究報告三 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会

議 四三―六五頁

北野耕平 一九六四「野中アリ山古墳」『河内における古墳の調査』大阪大学文学部

国史研究室研究報告第一冊 大阪大学文学部国史研究室

北野耕平(編) 一九七六 『河内野中古墳の研究』大阪大学文学部国史研究室研究

報告第二冊 大阪大学文学部国史研究室

近藤義郎(編) 一九九一 『権現山51号墳』『権現山51号墳』刊行会

佐々木隆彦(編) 二〇一三 『奴山正園古墳』福津市文化財調査報告書第六集 福

津市教育委員会

嶋田光一 一九九一「榎山古墳の再検討」『古文化談叢』児島隆人先生喜寿記念論

集 児島隆人先生喜寿記念事業会 五〇七―五五八頁

白木英敏 二〇一一「宗像海人集団の動向」『學術研究集会 海の古墳を考える』

海の古墳を考える会 七九―八七頁

末永雅雄・島田 曉・森浩一 一九五四 『和泉黄金塚古墳』日本考古学報告第五
冊 綜藝舎

鈴木一有 二〇一六 「中原四号墳から出土した生産用具が提起する問題」『伝法

中原古墳群』富土市埋蔵文化財調査報告第五九集 富土市教育委員会 二二一―

二四八頁

線納民之 二〇二〇 「考察―河田山古墳出土鉄製品の様相―」『河田山古墳群』

小松市教育委員会 二一五―二三六頁

高田貫太 二〇一四 『古墳時代の日朝関係』吉川弘文館

伊達宗泰(編) 一九七七 『メスリ山古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第

三五冊 奈良県教育委員会

田中 謙 二〇一七 「木工具」『モノと技術の古代史』金属編 吉川弘文館 一三

―一五一頁

丹下昌之 一九九五 「古代遺跡出土鋸の研究」『民具研究』日本民具学会 一一〇

―一一八頁

帝室博物館 一九四四 『正倉院御物図録』第一五

中屋克彦(ほか編) 二〇一九 『小松市八日市地方遺跡』石川県教育委員会

西谷眞治 一九五九 「農民の生活」『世界考古学大系』三 平凡社 五一―六六頁

西谷眞治・鎌木義昌 一九五九 『金蔵山古墳』倉敷考古館研究報告第一冊 倉敷

考古館

野島 永 二〇〇九 『初期国家形成過程の鉄器文化』雄山閣

朴天秀 一九九五 「渡来系文物からみた伽耶と倭における政治的変動」『待兼山論

叢』第二九号 大阪大学文学部 五三―八四頁

橋口達也(編) 一九七九 『池の上墳墓群』 甘木市文化財調査報告書第五集 甘木市教育委員会

橋口達也(編) 一九八二 『古寺墳墓群』 甘木市文化財調査報告書第一四集 甘木市教育委員会

橋口達也(編) 一九八三 『古寺墳墓群Ⅱ』 甘木市文化財調査報告書第一五集 甘木市教育委員会

橋口達也(編) 一九八九 『新原・奴山古墳群』 津屋崎町文化財調査報告書第六集 津屋崎町教育委員会

原秀三郎(編) 一九九五 『遠江 堂山古墳』 磐田市教育委員会

樋上 昇・田中 謙・鶴来航介 二〇一八 『木製品からみた金属製工具の使用』 『鉄器招来』 石川県埋蔵文化財センター開館二〇周年記念講座当日資料 三七―四六頁

平井泷史 二〇二一 『古墳時代鉄製工具の様式的展開』 『古代古備』 第三二集 古代古備研究会 四六―六六頁

古瀬清秀 一九七四 『古墳時代鉄製工具の研究』 『考古学雑誌』 第六〇巻二号 日本考古学会 三一―五六頁

古瀬清秀 一九七七 『古墳出土の鉈の形態的変遷とその役割』 『考古論集』 慶祝松崎寿和先生六十三歳論文集 松崎寿和先生退官記念事業会 二五七―二七〇頁

古瀬清秀 一九九一 『農工具』 『古墳時代の研究』 第八巻 古墳Ⅱ 副葬品 雄山閣出版 七一―九一頁

松本正信・加藤史郎 一九七三 『宮山古墳第二次発掘調査概報』 姫路市文化財調査報告Ⅳ 姫路市教育委員会

三木文雄・村井富雄 一九五七 『那須八幡塚』 小川町古代文化研究会
森田喜久男 二〇〇九 『日本古代の王権と山野河海』 吉川弘文館

門田誠一(編) 二〇〇一 『園部岸ヶ前古墳群発掘調査報告書』 佛光大学校地調査委員会

山口讓治・吉留秀敏・渡辺芳郎(編) 一九八九 『老司古墳』 福岡市埋蔵文化財調査報告書第二〇九集 福岡市教育委員会

山田昌久 二〇二二 『木工技術と森林利用』 『木の考古学 出土木製品データベース』 海青社 三二八―三三六頁

図面出典(キャプションにて記載したもの以外)
第3図 1、3、5、6、9、16 (橋口編一九八九) を実見のうえ一部改変 / 4、7、8 筆者実測(九州歴史資料館所蔵)

第6図 1・9 筆者実測(福岡市教育委員会所蔵) / 2、8、10、13 (池ノ上編二〇〇二) を実見のうえ一部改変

第8図 1 加賀市教育委員会 一九七九 『分校古墳発掘調査報告』 / 2 杉本宏(編) 一九九一 『宇治二子山古墳発掘調査報告』 宇治市文化財調査報告書第二冊

宇治市教育委員会 / 3 北野耕平 一九六四 『富田林真名井古墳』 『河内における古墳の調査』 大阪大学文学部国史研究室報告第一冊 大阪大学文学部国史研究室 / 4 鎌木義昌 一九六二 『古墳時代』 『岡山市史』 古代篇 岡山市役所 / 5 (末

永・島田・森 一九五四) / 6 鎌木義昌(編) 一九六五 『随庵古墳』 総社市教育委員会 / 7 (三木・村井 一九五七)

第9図 1 上田宏範・北野耕平・伊達宗泰・森 浩一 一九六二 『大和二塚古墳』

奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二一冊 奈良県教育委員会 / 2 小野山

節・本村豪章一九八〇「上毛野・伊勢崎市恵下古墳出土のガラス玉と須恵器と馬具」
『MUSEUM』三五七 東京国立博物館 四一三一頁／3 筆者実測（松山市
考古館所蔵）

第10図 1・6・7 吉澤 悟・川畑 純・初村武寛（編）二〇一四『五條猫塚古
墳の研究 報告編』奈良国立博物館／2（近藤一九九二）／3 加古川市教育
委員会（編）一九九七『行者塚古墳発掘調査概報』加古川市文化財調査報告書
一五 加古川市教育委員会／4 田井知二一九九七『千原台ニュータウン7』千
葉県文化財センター調査報告第二九五集 千葉県文化財センター／5 多賀茂治
二〇一三「ずえが谷古墳群の調査」『三釈迦山北麓遺跡群』兵庫県文化財調査報
告第四五三冊／8（北野一九六四）

第11図 1 毛利哲久（編）二〇〇〇『小正西古墳』穂波町文化財調査報告書第一
二集 穂波町教育委員会 2～11渡辺 誠（編）一九九七『考古資料ソフテッ
クス写真集』第六集 名古屋大学文学部考古学研究室／12～13梅原末治・小林行
雄一九四二「園田村大塚山古墳とその遺物」『兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告』
第一五輯 兵庫県 / 14伊達宗泰（ほか）一九七二『烏土塚古墳』奈良県史跡
名勝天然記念物調査報告第二七冊 奈良県教育委員会

第13図 1・4・7・9、14～16、21（橋口編一九八二）
2・3、10～13、23～24（橋口編一九八三）
5～6、8、17～19、22、25～27（橋口編一九七九）

瀬戸内航路の神々と倭王権 —住吉・大山積・宗像—

森田 克行

一 古代の瀬戸内航路

瀬戸内は日本最大の内海で、七〇〇以上の島が浮かぶ多島海でもある。

先史時代では、九州に伝わった稲作文化の東進に大きな役割を果たしたことが、まずもって特筆されるし、とりわけ邪馬台国の時代を含めた古墳時代以降は、倭の王権の枢要地である畿内地域と九州との往還航路として、交易に加えて軍事、外交の道筋としての位置付けが大きい。しかも、その先に朝鮮半島や中国大陸へ通じる渡航海路が直結しているのが、瀬戸内航路の最大のポイントである。

ところで「瀬戸内海」の呼称は明治時代以来のことで、内実は瀬戸の内海である。一般用語としての「瀬戸」は相対した陸地が迫る海峡の意で、「内海」は海峡によって外洋と繋がっている海域をさす。「瀬戸内海」とはまさに言い得て妙であるが、古代に瀬戸内全体を汎称した用語は寡聞にして知らない。『万葉集』^{〔一〕}巻六に「天平三（七三二）年」冬十二月、大宰帥大伴（旅人）卿の京に上る時に、（児島）娘子の作る歌の一首0966（『国歌大観』整理番号、以下同様）として、

倭道は 雲隠りたり しかれども 我が振る袖を 無禮しと思ふな

と、大納言を兼任することになり帰京する大伴卿の和うる歌0967の

倭道の 吉備の児島を 過ぎて行かば 筑紫の児島 思ほえむかも
の二首一対があり、また卷十二には相聞歌 別れを悲しぶる歌3206
として

筑紫道の 荒磯の玉藻 刈るとかも 君が久しく 待てど来まさぬ

がある。それぞれの歌意はいま措くとして、当時の瀬戸内航路のことを、さきの二首は倭に向かう海路との見立てで「倭道」と詠み、あとの一首は筑紫からの海路との認識で「筑紫道」と詠んでいるのが興味深い。思うに、古代の瀬戸内航路全体を俯瞰した名称は、殊更なかつたのだろう。

二 倭王権の拠点港、難波津の生成（軍事、外交、交易）

（一）古代の大河内と摂津の枠組

律令時代の摂河泉の版図について、もともとは大河内地域としてあつたものが分割されて、結果的に三か国になったとの考えは早くからある。就中、和泉が霊亀二（七一六）年の和泉監の設置（『続日本紀』）を契機に国に格上げになったが、それにさきだつ摂津地域の分割は、本来、凡河内氏が奉斎していたとされる式内河内国魂神社が摂津の領域である菟原郡（現、神戸市）に所在していたことから類推し得る。こうした事例は、丹後国で

あった京丹後市峰山町に丹波の地名がいまに残ると同様、早くに創建された社寺や旧地名がのちの分国、分郡のありを喰った遺称で、ありがちなことだ。おそらく大河内から倭王権の直轄港を管理するための行政区、すなわち「(国家的な)津を押さえる」ための摂津の範囲が切り取られたのだろう。制度的な分割時期は明確でないものの、『記紀』^②に明示される墨之江津や難波津の成立状況を勘案すれば、少なくとも5世紀段階で王権の挺入れによる実質的な差配があったと思われる。

具体的には、神功紀の住吉の大江を先駆けとして、応神紀の大隅宮、武庫水門、仁徳紀の高津宮、難波堀江(≠墨之江津)、淀川左岸の茨田堤(淀川兩岸部は実質的に摂津領域と認識)の伝承があり、その後では継体紀の淀川左岸の樟葉宮(同様に摂津領域)、淀川右岸の藍野陵の造宮などがある。とりわけ淀川河口部を中心とする南摂の領域には、二つの王宮とともに住吉の大江、墨之江津、難波堀江が含まれる点が重要だ。通常、国境の線引きは分水嶺をはじめ、大河や海峡、岬など、自然地形に依拠した境界を設定するのが基本。摂津では、北摂、西摂の北辺ラインはその例に漏れないが、南摂だけはその基本を逸脱した人為的な線引きによる領域設定(上町台地北半部の切り取りと摂津への組み入れ)が画策されていて、外交や軍事面で不可欠な港津を直轄しようとする倭王権の思惑がうかがえる。のちの律令期の摂津職の設置も同様で、まさに政策的な措置だった。

(二) 淀川河口⇨瀬戸内海東端にあった倭王権の外港

倭王権は奈良盆地の東南部を拠点としていたが、この地域には水運を基

軸とした交易、外交、軍事の要となる大規模な津は設営できなかった。盆地内に扇のように広がる大和川の水系は、その流末が大阪平野に通じるものの、亀瀬に象徴されるように、中途の淵や瀬が多く舟運には適していなかった^③。それは後世も同じで、律令期の大和川水系には公的に管理された河津が一切設定されなかったことからわかる。

一方、低丘陵の平城(奈良)山を北に越えたところに流れる木津川は、やがて宇治川、桂川と合流し、淀川となって大阪湾に至る。泉津(木津)から淀川河口まで瀬はなく、律令期の河港が泉津から山崎津を経て難波津まで八か所^④あり、水運の盛んなことが明らかである。さらに古墳時代に目を向ければ、平城山のウワナベ古墳を視野に入れつつ、この流域に分布する上人ヶ平五号(木津川市)、鞍岡山三号(精華町)、久津川車塚(城陽市)、今城塚(高槻市)など、前期から後期にいたる諸古墳から、円筒埴輪にヘラ描きされた船絵資料が頻出^⑤。して、畿内の他地域にはみられない特段の在り様がうかがえる。

こうした木津川・淀川ルートの重要性は、邪馬台国や初期倭王権の時代にまでさかのぼり、椿井大塚山(木津川市)、芝ヶ原12号(城陽市)、安満宮山(高槻市)、岡本山(高槻市)など、幾多の古式古墳の展開がそのことを自ずと証明する。近年では向日市の五塚原古墳が当初期の古墳と判断^⑥され、木津川・淀川筋の乙訓あたりから派生する陸路で亀岡盆地、福知山、そして丹後半島へ抜ける丹波ルート(太迹波路)の起点としての位置を占めることが明らかになった^⑦。この二つのルートの目的地は、どちらも朝鮮半島や中国大陸だが、外海の日本海沿岸を進む丹波ルートに対し、瀬

戸内に直接つながる淀川ルートが倭王権の主要路になったことは疑いがない。

(三)『住吉大社神代記』の長柄船瀬と『延喜式』の「遣唐使時奉幣」祝詞の那我良船居

さて主要路の淀川ルートがはじめて海域に接する河口部に、外航船が係留されるに足る規模の港津が設営されたことは、論を待たない。筆者はかねてより、奈良盆地は倭王権の奥座敷、淀川河口の港津が表玄関で、この両方が相まってこそ倭王権の本体、と捉えている⁽⁸⁾。奈良時代の京職と撰津職の構図を先取りしたかたちだ。この思考のもと、以前に田中卓が考定した『住吉大社神代記』（天平三年原撰、以下、『神代記』と略す）所収の長柄船瀬の範囲⁽⁹⁾を、梶山彦太郎らが作成した河内湖Ⅰ・Ⅱの地形図⁽¹⁰⁾に落とし込み、大規模な天満砂州の東側一帯にひろがる港津の復元を思い描いた⁽¹¹⁾。それは長柄船瀬がじつは墨之江津（住吉津）にほかならないとする概念図で、その後の難波津の前段として位置付けるとともに、あわせて住吉津が現在の住吉大社の西浜にあったとする通説を否定するものだった。

今回、概念図の再提示にあたり、淀川デルタの規模を補正した想定図⁽¹²⁾を援用しつつ、上町台地の北側に延伸する天満砂州については難波の堀江の開削を事実とする立場から作成した。時期別の三枚の概念図に記入した住吉（澄之江）、鞆淵、長峡（長柄）、長柄船瀬、住吉津、難波津、高津宮などの用語は関連史料に拠っている。以下、解説する。

まずは『神代記』所収の「長柄船瀬本記」で、船瀬の範囲が明記されている。すなわち

四至 東限、高瀬・大庭。南限、大江。西限、鞆淵。北限、川埤。右の船瀬の泊は遣唐貢朝使の貢物を積む船舫の泊を造らむ欲と、天皇の念行へる時に、大神の調へ賜わく『我、長柄船瀬を造りて進らむ。』と造り□（奉）なり。

とある。このうち高瀬、大庭は守口市、鞆淵（友測）は大阪市都島区に遺称地名がみられ、川埤は長柄川の川岸で旧淀川筋、大江は大東市住道から西流する寝屋川とされた。おおむね妥当な見解で、実際に川岸は吹田市南辺にその地名が残り、大江については寝屋川の下流にも相当する八軒家浜あたりの大川筋を含めてもよいように思われる。

この長柄船瀬について、田中は『延喜式』の「遣唐使時奉幣」祝詞の新解釈を披露し、卓見を示した。すなわち

皇御孫尊の御命を以て 住吉に称辞竟へ奉る皇神等の前に申し賜はく大唐に使遣さむと為るに 船居無きに依りて 播磨国より船に乗ると為て使は遣さむと所念行す間に 皇神の命以て 船居は吾作らむと教へ悟し給ひき 教へ悟し給ひ那我良 船居作り給へれば 悦び喜しみ 礼代の幣帛を官位姓名に捧げ持たしめて 進奉らくと申す

の傍線部分の解釈について、本文中の「那我良」を、同じく「遷却崇神」祝詞などの割書の助詞「奈我良」と同様に理解してきたのは先人の失考であり、「教へ悟し給ひ 那我良船居作り給へれば」と（固有）名詞として判読すべしとした。詳しくは氏の論考に譲るとして、要点を記

せば、「遣唐使時奉幣」祝詞の那我良船居と『神代記』の長柄船瀬はどちらも淀川河口部にあつて、住吉大神が加護する同じ津であつて、仁徳期には住吉津とも難波津とも呼ばれていた、とした。

考えるに、『神代記』の四至の地名を冠した長柄船瀬や祝詞の那我良船居は住吉大神の神徳によつて設けられた津で、ひとえに神領内での取り扱ひ、呼称だったと考えられる。倭王権の立場からすれば、長柄船瀬は、より大きな領域である住吉地域に所在する「大津」であり、その公称が記紀万葉などに記される「住吉津」や「難波津」なのだろう。

それでは住吉の本源的な領域についてみてみよう。住吉は『古事記』や『万葉集』に「墨之江」津や「須美乃延」などの表記があり、スミノエと訓みならわしていた。ただ「墨之江」の字句では意味が通じず、先学が指摘するように本来は澄んだ入江、すなわち澄んだ水がよりくるところとしての「澄之江」が語源と考えられ、そこには聖地としての響きすらある。他方、古代の海浜地帯で一定の地形的な条件が備われば、そこは澄之江であり、ある意味いたるところに候補があるわけだが、淀川河口部のスミノエが殊更、諸史料に頻出するのは、その聖地が倭王権の重要地だったからにほかならない。前述のごとく長柄船瀬が淀川河口部にあり、それが「墨之江の津（住吉の津）」にも、「難波の津」にもあたるならば、国家津を包摂する本来の住吉の領域は、淀川河口部の天満砂州を含む上町台地の大部分を占める広大な地域とみられ、それは住吉郡の前段としての住吉評にも擬せられるものだったろう。

令制下では、南摂は住吉郡、東生郡、西成郡、百濟郡の四郡からなる。

このうち百濟郡は上町台地東南部一帯とされ、長屋王邸出土の「百濟郡」銘木簡の検討などから八世紀初頭には成立していたとみられ、その端緒は天智三（六六四）年の百濟善光王の居住だといわれている。また東生郡は上町台地北東部、西成郡は同じく台地北西部に比定され、『続日本紀』天平六（七三四）年条記載の難波宮東西二郡に相当する。東生と西成の立郡の経緯は不詳だが、東西に分郡する以前の成郡（評）が想定されるなら、ナリについては、雄略紀二十一年条にみられる百濟の「久麻那利（熊津）」の類推から、「津」を指すとの考えもあながち否定できない。だとしたらその津は、東生、西成の二郡の分郡が大宝律令施行期であれ、さかのぼつて前期難波宮造営期であれ、時期的にも、地理的にも難波津を指すことになる。ただ、いまここでは広大な住吉地域（住吉評）の北部の一画を割き、東生郡、西成郡、東部の一画に百濟郡が生起したとする事実経過を強く推認したい。

（四）『記紀』にみる淀川河口部の津

前述した住吉地域の大枠のもとに、あらためて淀川河口部の津の変遷を、記紀伝承、とりわけ書紀紀年の記載順に素描してみたい。『神功紀』撰政元年二月条に、新羅を討つた皇后が海路（瀬戸内）より京に向かったとき、麿坂王、忍熊王（仲哀天皇の御子）が策謀し一行を待ち受けたとの反乱伝承がある。その際、二人の王は菟飯野に出て勝否を占う祈符をしたところ、麿坂王が赤猪に殺されたため、軍を引いて住吉に屯つたとあり、対して皇后の船は難波を指すも叶わず、務古水門に還つて卜ない、諸神を祀つた

とある。そして

亦表筒男・中筒男・底筒男、三の神、誨へまつりて曰はく「吾が和魂をば大津の淳中倉の長峽に居さしむべし。便ち困りて往来ふ船を看さむ」とのたまう。

として、是に神の教の隨に鎮まり、海を渡ることができた、という。その後、忍熊王の軍が菟道（宇治）に退いたとする。

通説では、長峽を現・住吉大社の西浜とし、したがって住吉もいまの住吉大社あたり（¹¹大阪府住吉区）と狭義にとらえている¹²。筆者は本来の住吉地域について、天満砂州を含む上町台地周辺一帯、と広義にとらえる立場から、前述の動向を読み解く。まず、長峽は刊本『日本書紀』の注釈¹³などに解説する「長く尾をひいた地形」の意味合いから、南北に長く伸びた天満砂州とみるのが妥当で、その形状はまさに「長柄」と呼ぶに相応しい。さきの神功紀の大津もこの砂州に関わる津とみることができ、まさに住吉大神（三神）が誨へまつる津、すなわち長柄船瀬（¹⁴住吉の大津）を指すことになる（図①）。またそう考えることによって、淀川河口部における忍熊王と皇后の一連の軍事行動がビビッドに再現できる。砂州上に位置する菟餓野（現、大阪府北区兎我野町あたり）から住吉への軍の移動も、従前の理解では一〇kmも離れたところ（住吉大社付近）だが、いかに遠く、やはり長柄船瀬の一面を占める上町台地の北端部あたりとみるのが自然だ。なぜならば、直後に船で淀川をさかのぼり、宇治に退却するうえで地の利を得ることになるからである。一方皇后が、当初、難波（上町台地北辺部）を目指したことも、忍熊王軍が長柄船瀬を擁する台地北端

部に屯つていてこそ整合性がとれ、その後、務古水門に泊ったのも、天満砂州や台地北端部が指呼の間に捉え得るからだろう。この上町台地北部周辺の「住吉の大津」は、引き続き応神紀二十二年条の、難波の大隅宮に居します時に、吉備に向かう兄媛が発舟した「大津」と同じである。

ついで仁徳紀十一年十月条に、
（高津）宮の北の郊原を掘りて、南の水（大和川）を引きて西の海（大阪湾）に入る。困りて其の水を号けて堀江と曰う。又將に北の河（淀川）の澇を防かむとして、茨田堤を築く。

とある。仁徳記の難波堀江の開削、茨田堤の築造と同義で、さらには茨田三宅の設営などを加えた一連の土木建設事業が、田中や筆者が説く「墨之江津」の整備にほかならない。すなわち難波堀江の開削を軸とする新生住吉津で、図②がその想定図である。仁徳紀三十年九月条に、紀伊に御綱葉を採りに行った磐姫が船で難波の済に帰りついた際、天皇が八田皇女を召したと聞き、恨んで大津に泊らず、（淀川を）浜江りて、山背より倭に向つたとある。この大津は「墨之江津」にほかならず、同内容の記事を載せた仁徳記には御綱柏にからめた「御津前（崎）」の表記がある。そして

その御船を引き避きて、堀江に浜り、川の隨に山代に上り幸てましき。
との記事は、難波堀江開削直後の場景を示して余りある。すなわち仁徳三十年紀にいう「難波の済」は、津の重要施設として機能していた難波堀江の姿そのものをさし、そこには棧橋、取り付け道路、管理棟、倉などの付属建物が整備された埠頭¹⁵の存在が不可欠だろう。ちなみに仁徳六十二年紀には遠江の大井川より流れ出た大木で作った船を難波津に廻漕

した記事がある。この難波津は、後世の固有名詞の「難波津」ではなく、仁賢六年紀にある難波の御津と同様に、あくまでも難波にあった津と解すべきで、難波の地に堀江を開削したこと起因する言い様と考える。

その一方で雄略十四年紀には、身狭村主青らが呉の漢織・呉織、衣縫の兄媛・弟媛らを伴って住吉津に泊る、との記事がある。多くの研究者は直後の是の月条の

呉の客の道を為りて、磯齒津路に通ず。呉坂と名く。

との記述を絡めて、この住吉津こそ、住吉大社の西浜にあった港津とみている。筆者は「墨之江津」は、繰り返し言うように、淀川河口部にあった倭王権直轄の「住吉の大津（長柄船瀬）」を再整備したと考えており、住吉大社西浜に住吉津は存在しない立場である。そこであらためて是の月条を吟味すると、唯々、呉の来朝者のために（上町台地南部にある）磯齒津路に通じる道をつくり、呉坂と名付けた、というだけのこと、かならずしも住吉津が磯齒津路の近くにあったとは記していない。この記事については、「淀川河口部（換言すれば台地北端部一帯）にあった住吉津から台地南部の磯齒津路に至る呉坂を造った」とも解せよう。やはり、倭王権の国際外交にかかる国家津が上町台地の二か所にあるのは不自然で、埠頭並びに外交諸施設を含めた港湾の整備と管理が大規模に集約されていてこそ御津、大津（住吉津）であるべきもので、それはまた上述のように淀川・木津川を経て水運で大和に通じる難波につくられた津であり、難波の御津とも呼ばれていたのだろう。

しかして、上記した仁徳十一年紀の堀江の開削、茨田堤の築造に至る経

緯については、前段に、河口部での氾濫、長雨期の水位上昇による被害などを挙げている。その原因はいつに淀川、大和川による土砂の堆積が進み、津の機能が阻害されるほどの状況に陥ったからにほかならない。さきの『神代記』の「荷前二処・御帛浜等の本縁」項の御帛浜について、

一処。三国川尻より吾妻川尻に至る難破（波）浦とあり、その浜は

昔、気長帯姫皇后の寄さし奉るところなり。爰に三韓の国の朝貢は、この川より運び進る。而るに此の川に漂没れ、仍りて、制あり、運漕ばず。吾君（妻）川より運漕ぶ。茲に因りて御帛浜となす。（略）

と説明する。田中卓によれば、三国川はいまの神崎川で、吾君（妻）川は長柄川もしくは中津川を指すという。要点を記せば、神功皇后の時代、三韓の朝貢はもと三国川を利用してしたが、沈没事故のため通行不能となり、その後、吾君（妻）川経由で大津に至るというもので、図①に示した御帛浜（大阪市西淀川区の御幣島は遺称か）は数ある埠頭のひとつだったのだろう。いずれにしても、住吉の大津への進入路（航路）変更もまた、淀川河口部のデルタの発達や土砂堆積による潮口の閉塞化によって余儀なくされた対症療法にすぎず、倭王権にとっては、大津の機能維持への抜本的な解決策としての堀江の開削が、喫緊の課題になったと考えられる。

さて図②には、堀江のすぐ南側に法円坂倉庫群を記載した。この倉庫群は一九八七年に発見されたもので、十六棟以上の大型倉庫（平均床面積九〇㎡）が二列になって、堀江の流路に並行するかたちで東西方向に整然と設けられていた。住吉津にかかる倭王権の拠点的なクラとの評価は過た

(五)『万葉集』にみえる住吉と住吉津

これまで淀川河口部の天満砂州の東辺一帯に造営されていた港津について、『神代記』の「長柄船瀬本記」と「荷前二処・御帛浜等の本縁」、『延喜式』の「遣唐使時奉幣」祝詞、さらには『記紀』の神功期から欽明期の叙述を時系列で整理した。その結果、住吉大神の神徳により神領内に設けられていたとする長柄船瀬（＝那我良船居）は、本来的には倭王権の直轄港であり、「住吉の大津」から「墨之江津（住吉津）」や「難波津」に至る一貫した整備がおこなわれ、発展してきた、と読み解いた。その間にあつて、淀川デルタの発達に伴い港湾機能の低下に対処した仁徳紀十一年の堀江の開削は国際港として飛躍するうえで大きな画期だった。

いま前記した「住吉の大津」から「難波津」への一貫性をさらに検証すべく万葉集を繙き、住吉津の所在地に迫ってみる。管見では、直截にスミノエの文言を詠みこんだ歌は、短歌、長歌、旋頭歌など三十九首四十一例にのぼる。西本願寺本を底本とする岩波版「万葉集（日本古典文学大系）」によれば、表記は五種で、住吉二十八首二十八例、墨吉九首十例、清吉一首一例、須美乃延一首一例、須美乃江一首一例である。都合四十首で一首多くなるのは長歌 4 2 4 5 に一例ずつの住吉と墨吉が共存し、ダブルカウントしたことによる。用例的には「スミノエ」が三十八首二十三例、「スミノエに」が三首三例で、およそ二つの型にまとまる。

まずは大半を占める「スミノエの」型で、表記は「スミノエの + 名詞」となる。第一群は「スミノエの + 「特定の地名、施設」」で具体的な対象地、

施設が、第二群は「スミノエの + 「不特定の場所、地形、事物、催事」」で普通名詞による対象地、対象物が、第三群は「スミノエの + 「人名、人物」」で人名や対象人物が、第四群は「スミノエの + 「神名」」で対象神が、それぞれ記される。表1はこの四つの分類に基づき、具体の文言を一覧したものである。

もつとも注目する事例は第一群のうち港湾施設の「御津」と第四群の神名である「我が大御神」を詠み込んだ卷十九の『天平五（七三三）年 入唐使に贈る歌』4 2 4 5 で、

そらみつ 大和の国 あをによし 平城の都ゆ おしてる 難波に下り 住吉の 御津に船乗り 直渡り 日の入る 国に 遣はさる 我が背の君を かけまくの ゆゆし畏き 住吉の 我が大御神 船の舳に 領きいまし 船艫に み立たしまして さし寄らむ 磯の崎々 漕ぎ 泊てむ 泊泊に 荒き風 波に遭わせず 平けく 率て帰りませ もとの朝廷に

第一群 スミノエの	12例 13首 [地名、施設]	浅香の浦(0121)、得名津(0283)、野木(0295)、粉浜(0997)、名兒の浜辺(1153) 遠里小野(1156、3791)、波豆麻(1273)、出見の浜(1274)、浅沢小野(1361) 敷津の浦(3076)、岸野(3801)、御津(4245)
第二群 スミダノエの	6例 20首 [地形、情景]	岸(0932、1002、1144、1146、1147、1148、1150、1159、1740、2244、2735、3197)、浜(0394、0931、2797、4457)、沖つ白波(1158)、小田(1275) 里(1886)、小集樂(3808)
第三群 スミノエの	2例 2首 [人名、人物]	弟日娘(0065)、津守(2646)
第四群 スミノエの	3例 3首 [神名]	現人神(1020 + 1021)、我が大御神(4245)、我が須賣神(4408)

表1 万葉集にみる「スミノエの[名詞]」型の用語一覧 (4桁数字は国歌大観整理番号)

とある。詠み人不詳ながら、天平五（七三三）年の年紀から、多治比広成らが乗り込む遣唐使節団の派遣^⑤に際して詠まれたものと解る。歌意を要約すれば、「平城から難波に下り、住吉の御津で船に乗り、唐に遣わされる夫（ないし恋人）を住吉の大御神のご加護によって、さまざまに苦難をのりこえて無事に帰還してほしい」というほどの意となる。この「住吉の御津」についても、識者の多くは住吉大社の西浜にあったとするが、天平五年の遣使ということからは、淀川河口部で埠頭を備えた国際港・難波津を指すことは疑いのないところだろう。そうであればこそ、大和から平城山を北に越え、木津から船で木津川、淀川を經由してきた事実が「平城から難波に下る」との表現と整合することになる。奈良時代にあっても、難波津を住吉の御津と呼称している状況は、住吉神が加護する神港の長柄船瀬（＝那我良船居）を、倭王権が「住吉の大津」、「住吉津」、「難波津」と一途に発展させてきたことをものがたる。前述した麿坂王らの反乱伝承の舞台も、邪馬台国時代以来の大和から木津川・淀川筋を下りきたところの河口部で、その背景にあるのは、天満砂州の菟餓野の東浜を含む「住吉の大津」の確保が念頭にあったからだろう。やはりスミノエの故地は天満砂州を含む上町台地一帯の広大な領域だったと考えられる。

さて第一群の残り十一例は、特定の地名を詠み込んでいて、浅香、得名津、粉浜、遠里小野、敷津は、いずれも住吉大社の近傍地とされ、岸野は、竹取翁の説話にかかる長歌3791に対応する短歌の一つにあり、遠里小野を指すという。たしかに得名津を詠った高市連黒人の歌0283は

墨吉の 得名津に立ちて 見渡せば 武庫の泊ゆ 出づる船人

とあり、墨吉に所在する得名津での情景がうかがえるもので、実際に榎津（得名津）の所在地からしても、このスミノエは狭義のそれを指す可能性は高い。ただ歌3076の

住吉の 敷津の浦の 名告藻の 名は告りてしを 逢はなくもあやし
の敷津については、大阪市住吉区のほかに、浪速区にも敷津があり、敷津松之宮が鎮座するなど有力な候補地となる。もし浪速区であれば狭義のスミノエからは外れ、歌の住吉は広義のスミノエということになる。

そのほかの野木、名兒、波豆麻、出見、浅沢小野は、地名が明示されるものの、場所が特定できない。波豆麻は勝間（大阪市西成区）とも、波止場の意味とも推測されているが、

住吉の 波豆麻の君が 馬乗衣 さひづらふ 漢女を裾多て 縫へる衣
ぞ（旋頭歌1273）

の歌意「――の馬乗衣はおしゃべりの漢女を置いて縫った衣」からも、波止場では意味が通じない。波豆麻が勝間なら、この歌の「住吉」も広義のスミノエを指すものとなる。すぐさま証明はできないが、そもそも「スミノエの+「地名」」の場合、「地名」にかかるスミノエは郡名など、より大きな地域名であり、そのなかに榎津などの郷名や「地名」が包摂されるのは必然なことである。第一群で野木など場所が特定できない他の事例についても、広義のスミノエだった可能性は大いにある。

そこであらためて第二群をみると、二十首中、「岸」が十二首、「浜」が四首、「沖つ白波」が一首で、「スミノエの」海岸や水辺の情景を詠うものが圧倒的に多い。そして注釈書の大半は、大阪市住吉区あたりの、狭義の

スミノエとしている。果たしてそうだろうか。そもそも古墳時代から古代にかけて上町台地は西側が大阪湾、東側が河内湖で、北側は五世紀以降には倭王権の基幹港が整備されていた。いくなれば、陸続する南側を除いて、水域に囲まれていた広大な地域であり、なぜに場所が特定されていない「スミノエの「岸」、「スミノエの「浜」」が住吉区に集中的に比定されるのか、不自然で、合点がいけない。多分に、住吉大社の西浜に住吉津があったとの予断が作用しているようで、その延長線上で、万葉歌に詠われた「スミノエ」を広義に捉える視点があまり見受けられないように思われる。無論、狭義の住吉大社の西浜のラグーンに得名津（榎津）のような舟泊りの存在まで否定するものではないが、『記紀』や『住吉大社神代記』に記されるような倭王権の基幹を担うほどの大規模な港津はなかったと推断する。

つぎに第三群で注意を惹くのは、歌2646の「津守」で、

住吉の 津守網引の 泛子の緒の 浮れか行かむ 恋ひつつあらず

とある。歌意は「住吉にある津（港）の番人がする網引のウキ（泛子）の緒のように、浮いて漂っていかうか。恋に苦しんでいずに。」で、筆者の理解では、広義のスミノエにある津（港）の番人の所作をなぞった恋歌となる。この歌の津が何処かは明示されていないが、よしんば住吉津であれば、それは長歌4245の「住吉の御津」にほかならないのだろう。

第四群はスミノエが神にかかるとあるものである。三首とも表現の仕方が違いますが、いずれもスミノエと神名があわさって住吉大神のことを指す。ただし、第一、第二群に示したごとく、その根源を糺せば、広義のスミノエということになり、いつしか『神代記』第五段一書六にみえる底筒男命・中筒男

命・表筒男命の三神を続べた住吉大神の名辞として昇華したのであろう。

つぎに少数例の「スミノエに」型について、歌の要所のみ抜き書きしてみる。恋歌1149の「住吉に 行くとふ道に（略）」と長歌1740の撰津の浦島伝説にかかる「（略）墨吉に 帰り来りて（略）」は、前者が行く所としての住吉、後者が帰る所としての墨吉で、ともに目的場所を示す。ただ「スミノエの」型の第一、第二群と違って、下位にくる地名や場所が表記されていないので、この「住吉、墨吉」が広義、狭義のいずれを指すのかは判断できない。あと歌4243の「住吉に 斎く祝が（略）」は、「住吉神に仕える神職」の意で、「スミノエの」型の第四群と同様、住吉神を指す事例である。

以上、住吉津の追究の一環として、万葉歌のなかのスミノエの意味合いを探ってきた。その結果、長歌4245の「住吉の御津」の用例を広義のスミノエを指す確実な事例として認識するなかで、これまで狭義のスミノエとされてきたものの中には、多分に広義のスミノエが含まれるとみて過たない。

今回、スミノエを詠み込んだ万葉歌三十九首を通覧した結果、「住吉の御津」の表記はさきの4245の一首のみで、それは難波津を指すものだった。かつて住吉大社の西浜に住吉津があったとする歌や住吉津を懐かしむ歌は指摘できず、また万葉歌人自身が眼前の住吉津の情景を詠んだ歌がみられないことは驚きだった。やはり、「住吉の御津」は、淀川河口部に展開していた国家津とみるほかはなく、それが難波津と汎称され、万葉歌が詠まれた時代にはその公称が定着していたのだろう。実際に天平勝宝

二(七五〇)年二月の百首を超える「筑紫に遣わさるる諸国の防人の歌」シリーズのなかには、大伴家持の長歌4360の

(略)四方の國より 獻る 貢の船は 堀江より 水脈引きしつつ 朝
凧ぎに 楫引き沂り 夕潮に 棹さし下る(略)

があり、また歌4363や4330の

難波津に 御船下すゑ 八十楫貫き 今は漕ぎぬと 妹に告げこそ

難波津に 装ひ装ひて 今日の日や 出でて罷らむ 見る母なしに

など、難波津の場景、さらには防人など当事者の心情を詠った事例はふんだんにある。

ちなみに住吉大社西浜での住吉津不存在の傍証として、大伴の御津の万葉歌を掲げておこう。文武天皇時代の一連の歌に、

大伴の 高師の浜の 松が根を 枕き寝れど 家し俣はゆ 置始東人

0066

大伴の 御津の浜にある 忘れ貝 家なる妹を 忘れて思へや 身人部

王0068

が二首あり、また詠み人不詳の

大伴の 三津の浜辺を うち曝し 寄せ来る波の ゆくへ知らずも

1151

がある。高師浜は高石市に遺称地があり、やはりそこに現実に津(船舶泊り)があればこそ、さきの高市黒人の歌0283の得名津(榎津)や歌3076の敷津と同様に、歌にも詠まれようというものだろう。ましてや国家津である住吉津の埠頭は大伴津などの諸津にくらべて格段に規模が

大きいとみられることから、さきの難波津の歌のように具体的場景を詠つたもの、あるいは公津ゆえの情感を吐露した歌などがみられない以上、いよいよ住吉大社西浜説は怪しいと言わざるを得ない。

(六) 住吉津、難波津の管理豪族

住吉津といえ、住吉大社の宮司を歴代にわたって務めてきた津守氏が真つ先に思い浮かぶが、実際には、倭王権主導のもとに、阿曇、難波吉士、三宅忌寸など、海人や海運、施設管理にかかる多くの豪族が得意な分野で活躍し、複合的な管理が行われていたことは容易に察せられる。それぞれの豪族はさまざまに論及されているが、ここでは住吉津、難波津にかかる主要豪族として、阿曇氏と津守氏をとりあげる。

i) 阿曇氏

『日本書紀』神代上第五段一書第六第四段に黄泉国から還つた伊弉諾神が筑紫の日向の川の落ち口の櫛原で一連の禊除いの記事があり、八十枉津日神ら三神の誕生に続いて、

又海の底に沈き濯ぐ。因りて生める神を、號づけて底津少童命と曰す。次に底筒男命。又潮の中に潜き濯ぐ。因りて生める神を、號けて中津少童命と曰す。次に中筒男命。又潮の上に浮き濯ぐ、因りて生める神を、號けて表津少童命と曰す。次に表筒男命。凡て九の神有す。其の底筒男命・中筒男命・表筒男命は、是即ち住吉大神なり。底津少童命・中津少童命・表津少童命は、是阿曇連等が所祭る神なり。

とあり、阿曇連等が祀る底津少童命以下の三神と住吉大神である底筒男命

以下の三神が同根のセットとして、きわめて親縁性が高いことを記している。ただし阿曇連が祀る三神はワタツミの神であるのに対し、住吉大神の三神は海中での深浅と筒男の組み合わせで、筒は「つ（津）」と助詞の「つ」を意味し、「筒男命」は「津の男神」¹⁸だという。すなわち少童命の三神は明確な海神として祀られる一方で、筒男命は単に津に関わる神、ということになる。どちらも海運や港津にかかわる神としての立ち位置はかわらないものの、筆者は少童命三神の方に、より根源的な意味合いを感じる。ここでは阿曇連が祀る少童命三神が住吉大神と通底していることを確認し、長柄船瀬ひいては「住吉の天津」との関連性を強く示唆しておきたい。

ついで注目するのは、『応神三年紀』の
処死の海人、訕さだ叱めきて命に従はず。(略)則ち阿曇連の祖大浜宿禰を遣して、其の訕叱を平ぐ。因りて海人の宰とす

で、阿曇連大浜が海人の統率者となった記事である。年代も含め、事実かどうかは措くとして、さきの少童命三神を奉斎する状況と勘案することで、阿曇連の職掌が海運や港津の管理者であったことが強くうかがわれる。関連する記事として、『履中即位前紀』を抜き書きした

淡路の野嶋の海人なり。阿曇連浜子、(略)「住吉」仲皇子の為に太子を追はしむ

と、直統する『履中元年紀』の

阿曇連浜子を召して、詔して曰はく、「汝、仲皇子と共に逆ふることを謀りて、国家を傾むとす。罪、死に当れり。然るに大きな恩を垂れたまひて、死を免して墨に科す」とのたまひて、即日ひに黥む。此に因りて、時人、

阿曇目と曰ふ。

をあげよう。ともに住吉仲皇子の反乱に阿曇連浜子が加担したこと、そしてその罪が死に相当するも、免じて墨刑に処したことが記されている。もとより伝承の域を出るものではないが、阿曇連が淡路の野嶋の海人であったとする内容は、前掲の、阿曇連大浜が海人の統率者になった記事と整合性があり、あわせて阿曇連の根拠地について大きな示唆を与える。そもそも阿曇氏の本貫地は淡路や摂津とみる見方が有力で、孝徳朝に降るが、阿曇連百足等が居たとされる難波浦上(阿曇江の遺称地)の地名が『播磨風土記』にもみえる。ほかに筑前国糟屋郡阿曇郷も顧慮されるが、筑前国風土記の当該部分は『神功紀』の新羅征討記事の反映が色濃く、本拠とはなれないという。

『履中元年紀』の阿曇連浜子の記事に関して、阿曇目の謂れに注目する。まさに墨刑として黥面に処するわけだが、その実際を知る考古資料に黥面人物埴輪がある。伊藤純の分類案¹⁹に、顔の髭部分の刻線は除外し、黥面箇所をより限定的に捉える筆者の見解²⁰を踏まえれば、それは鼻から両頬にかけてと額に刻む資料が圧倒的に多い。なかでも畿内及びその周辺地域にあるけっして大規模でない古墳からの出土が目立ち、時期的には五世紀の後半に盛行し、一部六世紀前半までのころ。いま黥面人物埴輪についてはこれ以上に掘り下げないが、記紀には阿曇目以外にも、罰として刻む事例があるほか、猪飼部や馬飼部が習俗として刻んでいた事例などがみられる²¹。ただ、ここでは五世紀における阿曇氏の畿内地域、ひいては淀川河口部での活動実績に対し、六世紀以降の凋落ぶりが阿曇目伝承に暗

示されていると考えたい。それは住吉津の管理運営の主体を担っていた立場からの撤退を意味し、ここに先述した法円坂倉庫群の廃絶時期を考え合わせると、もともと倉庫群は阿曇氏が所管していたのかもしれない。

ii) 津守氏

津守氏については、まさに港津管理者としての負名氏であり、住吉津や難波津の管理者として、これほど適った字義はない。その分布も大阪湾岸の住吉郡、西成郡、菟原郡、武庫郡津門郷のほか、全国各地の港津地域を中心にみられる⁽²⁾。

『神功紀』撰政前紀（仲哀天皇九年十二月）の新羅征討後に、住吉三神の荒魂を穴門山田邑に祀れとの託宣につづいて、

時に穴門直の祖踐立・津守連の祖田裳見宿禰、皇后に啓して曰さく、「神の居しまさ欲しくしたまふ地をば、必ず奉るべし」とまうす。

の記事がみえ、津守氏の氏祖としての田裳見宿禰が記されている。記事自体は前述した『神功紀』撰政元年二月条の、住吉三神の和魂の鎮まる地を大津の淳中倉の長峽とする託宣につながるわけだが、津守氏が一族として顕在化するのには、この氏祖伝承を除けば、欽明紀の任那復興関連記事に、天皇の使いとしてしばしば登場する津守連（己麻奴跪、『百濟本記』にも）以降で、それもけっして雄族としての位置付けではない。

その一方で、津守氏と住吉神の関わりについては、『神代記』に住吉神の子神の一つに津守安必登神があり、この神は『延喜式』神名帳の住吉郡にある大海神社に注記されている津守氏（安）人神のことで、津守氏が奉斎する海神として位置付けられている。住吉津を護る海神として、さきの

阿曇氏が祀る少童三神が住吉大神と明確に対になっているのに対し、『神代記』の津守安必登神は阿曇氏の海神にとって代わるかたちで大海神社に架上された感が否めない。同じく『神代記』所載の手槎足尼（田裳見宿禰）が

己が家舎地等を以て、大神に寄さし奉らむ

として、住吉大神の鎮座地を提供したとする伝承とも通底するようである。

津守氏の住吉神奉斎について、古市晃は神功皇后伝承の成立期の上限から六世紀以降と認識するなかで、息長氏らと結びついた津守氏が「継体の倭王権中枢への進出にともなって興隆した」とみている。およそ五世紀代に住吉津を差配する豪族として海人集団の阿曇氏を充てる筆者にとっても首肯しうる、妥当な見解⁽²³⁾とみる。いま五〜六世紀の住吉津ないし難波津の主担豪族の変移を阿曇氏から津守氏の交代劇として俯瞰すると、雄略期から継体朝にかけて大型倉庫群の廃絶や難波館の建設などの再整備を含む大きな変革があったことがうかがえる。のちに再考したい。

三 瀬戸内の中継港・鞆と大山積神の遷座

(一) 瀬戸内航路の難所・芸予諸島

数ある古代瀬戸内の中継港のなかで、鞆の浦は随一の港津として夙に知られている。鞆が「汐待の港」と呼ばれる由縁は、東端の紀伊水道と西端の豊後水道からの潮の満ち引きの際、中間地点にあたる鞆付近が潮の境目になることから、潮流を上手く用いれば、瀬戸内航路の東西通行にとって

甚だ都合の良い港だったからだ。古来、畿内と大宰府の往還をはじめとして、多くの官人が輓に停泊したという。例えば『万葉集』卷三には大伴旅人が天平二（七三〇）年の大宰府からの帰任時、輓の浦にて亡き妻を偲んで詠んだ歌が三首収められている。そのうちの一首0446が、

我妹子が 見し輓の浦の むろの木は 常世にあれど 見し人そなき
である。冒頭の児島娘子を偲んで応えた歌0967と裏腹な感じがしないでもないが、旅人の多感な一面を示すものではある。

さて、この瀬戸内航路について、第一の難所はなんといっても芸予諸島であり、その島合いを大型船で無事に通過するには、動力船の現在でも難儀な操船を強いられるという。輓の浦は芸予諸島の北東部にあたり、そこから西に向かう船の多くは陸地に沿って尾道水道を抜けたものと思われる。一方、芸予諸島の南端には来島海峡があり、四国の北岸伝いのルートを利用する船が通行した。およそ古墳時代の瀬戸内航路の北岸航路（北路）と南岸航路（南路）については、これまでも多くの研究者が沿岸の古墳分布を手掛かりに復元している。早くに間壁忠彦は瀬戸内全域を見通すなかで、各地の大型古墳を総覧し、北路と南路を追究、成果をあげている²⁴。芸予諸島部の北路では、備後松永湾を見下ろす大元山古墳、黒崎山古墳、南路では伊予今治に相の谷一・二号墳の築造がみられ、そこには倭王権の承認のもとに地元豪族がルートの安全確保に一役買っている様子が読み取れる。

（二）大山積神の大三島への遷座伝承の背景

大山積大神を祀る大山祇神社は、芸予諸島の直中に浮かぶ大三島に鎮座しており、まずはその背景を探ってみたい。さきにもたように、瀬戸内の沿岸航路に展開する港津の近傍には、しばしば大形古墳が築造されているのに対し、大三島にはさしたる古墳はみられず²⁵、また地元の海人らが近隣海域での安全航海を期した祀りの痕跡、いわゆる祭祀遺跡も顕著でない²⁶。換言すれば、有力な豪族が存在しないわけで、地元頼らない、あるいは関わらないかたちで、国家神である大山積神を唐突に祀ることになり、そこには倭王権の一方的、直接的な関与が読み取れる。大山祇神社の社伝にいう小千命の勧請譚は措くとして、まずは『釈日本紀』卷七、『伊予国風土記』（逸文）の「御嶋」項について、逸文ゆえの揺らぎも押さえつつみてみる。いわく、

乎知の郡。御嶋。坐す神の御名は大山積の神、一名は和多志の大神なり。是の神は、難波の高津の宮に御宇しめしし天皇の御世に顕れましき。此神、百済の國より渡り来まして、津の國の御嶋に坐しき。御嶋と謂うは津の國の御嶋の名なり。

とあり、大意は「乎知郡の御嶋に鎮座する大山積神は、仁徳天皇の御世に現れた。この神、もとは百済から渡って来て摂津国の御嶋に遷座していた」というものである。ここでは「和多志の大神」、「津の國の御嶋」、「百済」などのキーワードを手掛かりにして、さらに読み解いてみよう。

大山積神は『記』では、伊邪那岐命と伊邪那美命との間に生まれたとされ、『紀』では、伊弉諾神が火の神、軻遇突智を斬った際に生まれたとしている。しかるに「御嶋」項では本来、山神である大山積神が和多志大神とも称さ

れていたことに留意したい。これは山神にわざわざ海神を併任させているわけで、この書きぶりからは、御嶋（大三島）への遷座の本来の目的が海の安全航海を期していたと読み取れる。また仁徳天皇の時代、倭王権が奉斎する海神の首座は、住吉津や難波津を加護する住吉大神であり、どうして大山積神に海神の役割を付与してまで遷座させているのか、解せない。

和銅六（七一三）年に官命によつてはじまった風土記編纂事業は、国毎にばらつきがあるものの、およそ数年〜二十数年をかけて完成をみた。これに先立つ国書の『古事記』は和銅五（七一二）年、『日本書紀』は養老四（七二〇）年に完成しており、両書には高津宮に居た仁徳天皇の事績、とりわけ住吉津整備にかかわる一連の土木工事はなばなく記述され、倭王権の瀬戸内海運の基点が確立していく様子が描写されている。思うに、『伊予国風土記』の撰述、なかでも瀬戸内航路の安全航海にかかわる御嶋や大山積神の記述にあたって、仁徳記などに肖るかたちで架上、あるいは逸文として収録する際に加除した可能性もあるのだろう。

そうしたとき、この大山積神の遷座伝承はいつたいつの時期を想定するのかという課題については、「津の国の御嶋」がキーワードになる。すなわち淀川右岸地域、律令時代の摂津国の北東部にある島上郡と島下郡が該当する。この両郡は大宝令施行時の分郡直後はそれぞれ三島上郡と三島下郡とされていたもので、もとは飛鳥時代の三島評を母胎とする。古墳時代、この三島地域をよりどころに最も大きな事績を残したのは継体天皇で、その御陵が藍野（富田台地）の中心部に築造された今城塚古墳であることは定説になっている。『伊予国風土記』逸文では摂津の三島を御嶋と美（敬）

称を冠して表記しているが、「御」の文言は万葉集などにみられる御熊野、御吉野などと同じく、倭王権の拠点、祭祀、軍事などの重要地を指すの、しばしばである。津の国の御嶋は継体天皇の事績を反映していればこそ、呼称であろう。むしろかつて御嶋と位置付けられていた地域名を、飛鳥時代以降、三島と表記したみる方が、適切なのかもしれない。

（三）「磐井の乱」時の大輸送船団の派遣と大山積神の奉斎

前項で、大山積神の御嶋（大三島）への遷座が継体期の伝承を下敷きとして記された可能性を指摘した。そして、この時期において芸予諸島中心部での海神鎮座の背景を探ったとき、すぐさま思い浮かぶのが、継体二十一年の南加羅・喙己吞の回復を期して任那に向けた六万の倭王権軍の派兵で、これをきっかけとして同二十三年に磐井の乱が勃発したことはよく知られている。この六万が実数かどうかは俄かに判断できないが、古代史上、最大の派遣規模だった、との認識は書紀編者の共有する思いだったのは間違いない。

以前に、今城塚古墳の幾多の円筒埴輪から大量にみつかった二本マストの停泊船の船絵資料と欽明紀十五（五五四）年条の百済への派遣船団の規模「助軍數一千・馬一百匹・船四十隻」の分析から、倭王権直属の輸送船の規模を少なくとも水主を含めて五〇〜六〇人が乗り込める手漕ぎ併用の帆船と考定、一隻あたりの積載量は装備なども含め、一〇t級と復元した²⁶。司令官の近江毛野臣は、龐大な兵員を輸送するため大船団を編成し、一路、瀬戸内を九州にむけて進発させるわけだが、従前の北路と南

路の沿岸航行にくわえて、芸予諸島の中心部を一気に突っ切る航路も選択されたに違いない。芸予諸島の中央部にあって北路と南路を見据えられる大三島へ、あたかも落下傘のように舞い降りたともいえる大山積神の遷座譚は、まさに倭王権の大船団の安全通行の祈願に端を発するゆえの伝承だったのだろう。遷座当初に地元豪族の関与がうかがえないのも納得がいく。

さて継体期の大船団編成について、いまひとつ、催馬楽『難波海』をとりあげよう。

難波海 難波海 漕ぎもてのぼる 小舟大舟 筑紫津までに いま少いのぼれ 山崎までに

がそれで、淀川河口部の難波海から川を漕ぎのぼる大小の舟が筑紫津に、さらに遡れば山崎にいたる、というほどの意である。歌自体は平安時代の作だが、古代の淀川筋に筑紫の名を冠した河津のあったことが詠われていて、大変興味深い⁽²⁸⁾。しかも、この筑紫津は山崎の少し下流にあったというから、淀川縁の梶(楫) 原から前島、三島江(いずれも高槻市) あたりの浜がふさわしい。いま催馬楽の筑紫津そのものを直截に継体期までひきあげては考えないにしても、淀川中流域に九州と往還する船が停泊していた河港があった事實は重要である。筆者はその端緒を継体期に倭王権が仕掛けた「磐井戦争」に対処する淀川筋の河津整備の一環だったと推定し、仁徳紀に記された茨田堤や堀江の開削に次ぐ、「継体大王による淀川ニューデール」と呼んでいる⁽²⁹⁾。それは大規模とはいえ、河口部の難波津だけでは大船団の編成に対応できなかったためとみる。

これまで『伊予国風土記』の「御嶋」項の大山積神の遷座について、継体期の磐井の乱に先立つ大船団の瀬戸内航行、とりわけ芸予諸島の乗り切りの安全を期したと推定してきた。そこでいまひとつ「御嶋」項で注意するのは、大山積神が百済国から渡り来て、摂津の御島(三島)に坐した、との件である。唐突に百済出自譚がでてくるあたり、この大山積神に瀬戸内航路の安全を期すだけでなく、百済方面への無事の渡海を願っているようにもみえる。かの隅田八幡神社人物画像鏡の銘文にある、癸未年を五〇三年、斯麻を武寧王とし、男弟王を継体とする私見⁽³⁰⁾は、両者の蜜月を顕示した資料との判断にほかならない。しかも書紀によると継体は百済への軍事支援もしばしばで、一方の磐井は新羅の唆しのもとに王権軍と敵対したとする構図が描写されていることも符合する。やはり『伊予国風土記』の「御嶋」項に記された、百済から摂津御嶋(三島)を経て、最終的に大三島へ遷座したとする大山積神の遷移譚は、継体期の軍事、外交事績に沿ったものとみることができようか。

四 倭王権と宗像神祭祀

(一) 倭王権と宗像神

北九州東北部の一画、宗像とその周辺地域は、古代、宗像氏が盤踞し、響灘西部から玄界灘を領域とする海人族として活動していた。奥津城としては四世紀後半の東郷高塚古墳をはじめ、上高宮古墳、勝浦峯ノ畑古墳の系列、前方後円墳五基・円墳三十五基・方墳一基からなる新原・奴山古墳

群（五〜六世紀）、さらには長大な横穴式石室をもつ宮地嶽古墳（七世紀）など、宗像・津屋崎地域に系譜を違えつつも、連綿と造営された諸古墳があげられる。宗像氏が奉斎する宗像三女神（田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神）は、記紀神話において、天照大神と素戔嗚尊の誓約によって生まれたとされ、現在はそれぞれ沖津宮（沖ノ島）、中津宮（筑前大島）、辺津宮（田島）に鎮まっている。

古代以来の宗像信仰にささえられた対外交流の歴史は、三女神の出生譚にもみられるように、倭王権との密接な関わりの中なかで立ち上がってきたように思われる。『雄略紀』九年二月条に

凡河内香賜と采女を遣わして、胸方神を祠らしめたまう。香賜、既に壇所に至りて將に事はむとするに及びて、其の采女を奸す。天皇、聞しめて曰く、「神を祠りて福を祈ることは、慎まざるべけんや」とのたまふ。乃ち難波日鷹吉士を遣して誅さしめたまふ。時に香賜、退り逃げ亡せて在らず。天皇、復弓削連豊穂を遣して、普く國郡縣に求めて、遂に三嶋郡の藍原にして、執らへて斬りつ。

とあり、凡河内香賜の凶行を罰するかたちながら、倭王権が宗像神をことさら祀ろうとする姿勢が示されている。物語的には、悪役の香賜が（摂津の）三島の藍原で捕らえられて斬殺されるものであり、この雄略期にあらわれる藍原はのちの継体期に築造された大王墓、すなわち三島藍野陵が造営された低位段丘の富田台地一帯を指す。筆者はこの台地西半部の一画こそ、安閑元年紀に記された三島県主飯粒が献上したとされる竹村（生）屯倉の所在地と考えている³¹⁾。ここでも香賜の同族である凡河内味張が良

田献上を拒否した悪役として登場し、畏まったすえに春秋に五百人の鏝丁を差し出したとする伝承地が西五百住、東五百住という地名としていまも台地上に遺存する。話がいささか宗像神から逸れたが、香賜と味張という凡河内氏の役柄を通して、宗像と畿内地域、とくに摂津三島とのつながりが強調、暗喩されているようだ。

さきの『雄略紀』九年二月条に引き続き同年三月条に、

天皇、親ら新羅を伐たむと欲す。神、天皇に戒めて曰はく、「な往しそ」とのたまふ

とある。この神は『日本書紀通証』によると胸方神とされ、天皇自身が新羅へ出陣するのを宗像神が諫めたとするものである。さきの二月条以上に、倭王権との濃密な関係が示唆されていて、宗像での神まつりが玄界灘から朝鮮半島南東部への渡海、さらには中国にいたる航路の安全にかかる国家的な祭祀だったことがわかる。

（二）解明進む宗像・沖ノ島祭祀

宗像・沖ノ島祭祀の実態については、昭和二十九（一九五四）年から同四十六（一九七二）年にいたる三次の沖ノ島の学術調査³²⁾の成果が随一で、ほかにも七世紀後半にはじまるとされる大島の御嶽山、辺津宮背後の宗像山の下高宮の祭祀遺跡、さらには前記した宗像・津屋崎地域の諸古墳の一連の調査が積み上げられている。とくに沖ノ島祭祀については岩上祭祀（四世紀後半〜五世紀中頃）、岩陰祭祀（五世紀後半〜七世紀）、半岩陰・半露天祭祀（七世紀後半）、露天祭祀（八・九世紀）の四段階の変遷が的確に捉

えられている。

また平成二十九(二〇一七)年には古代以来の宗像信仰にささえられた対外交流の歴史が評価され、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群として世界遺産に登録された。この登録にむけた取り組みや登録後の保存活用のなかで、宗像・沖ノ島祭祀の研究は一層深化し、個別の論究も数多くみられる⁽³³⁾。

(三) 宗像神と倭王権の制海権

さて小稿での宗像神に対する視点は、倭王権からみたり方である。前述のように、記紀神話や伝承では倭王権の関わりが明らかであり、考古学的にも首肯できる。一例を挙げれば、沖ノ島の岩上祭祀場である十七号遺跡に奉献された銅鏡二十一面のうち、三角縁神獸鏡が三面あり、その一面が倭王権の祭祀具として折り紙のつく仿製唐草文帯三神三獸鏡(十八号鏡、四世紀後半、大阪・紫金山古墳出土鏡と同型鏡)⁽³⁴⁾であった。これら古相の祭祀遺物の内容をみるかぎり、宗像祭祀は紛れもなく倭王権の関与のもとにはじまったのは疑いない。この時期、倭王権は大和を中心に大きな政治勢力となり列島各地に進出、北九州にあつては宗像氏を取り込み、玄界灘東部を望む宗像地域を橋頭堡として、朝鮮半島への独自の足掛かりを持つに至つたと考えられる。無論、それ以前においても宗像地域で海神を祀っていた可能性はあるだろうが、少なくとも倭王権にかかる祭祀物を沖ノ島に奉献するスタイルはなかった。

一方で、白石太一郎⁽³⁵⁾ら多くの先学が説くように、弥生時代以来、北九

州地方と朝鮮半島南部との往来は壱岐・対馬を経由する航路がメインルートで、人のみならず、物資も情報も行き来し、外交、軍事の主要路だった。小稿にかかる神功皇后による住吉三神加護の朝鮮出兵も対馬(和珥津)を経由している。時として倭王権は、壱岐・対馬ルートを活用するのだが、宗像地域の掌握と宗像神への排他的ともみられる拘りようと、どのような折り合いがつけられるのだろうか。

察するに、筆者は実際の制海権と緩やかな統治権の違いと認識する。すなわち宗像は倭王権と蜜月な宗像氏が継続的に治め、王権側に立脚する宗像三神が海の安全航海を司るといふ、いわば直轄地のような地域だったと思われる。それ故に、沖ノ島を含む玄界灘東部は宗像氏とともに倭王権が制海権を握っていたと考えるのである。それに対して玄界灘西部の諸津はいまだ地元豪族の管轄下であり、その差配は倭王権の及ぶところではなかったであろう。幾多の朝鮮出兵はあくまでも倭国(時の政権)の軍事行動として、盟主である倭王権の主導により各地の豪族が動員徴発され、従軍する態勢ゆえの壱岐・対馬ルートによる派兵であつて、倭王権はこのルートの直接的な制海権は十分に保持していなかったと推察する。言い換えれば、少なくとも制海権のないところに港湾管理や安全航海を直接的に担う海神の祭祀権は発生しないということであろう。九州島での倭王権のこうした状況(倭王権の橋頭堡が宗像地域周辺)が一変する出来事が、継体期の磐井の乱だった。

安全航海の神々	津の名称や所在地等	管理運営氏族(奉斎神)	地形環境や地名の推定等	関連遺跡・遺構等(史料の王宮等施設)	所載史料
住吉三神 (住吉大神)	淳中倉長峡に大津 (墨之江津の前身)	田裳見宿禰 [津守氏祖伝承]	上町台地北側の天満砂堆 押熊王の撤退経路(菟飯野→ 住吉→山背・宇治) (難波浦、御帛浜、三国川)	(大隅宮、武庫水門)	神功・応神紀 住吉大社神代記 (長柄船瀬本記)
	墨之江津の整備 長柄船瀬、 那我良船居 難波津の端緒 住吉津の再編	阿曇氏 (綿津見三神)	上町台地周辺一帯が住吉(評)堀 江に北面して住吉津 台地北端部の一画が本来の難波 住吉仲皇子反乱、安曇氏退潮	法円坂倉庫群設営 (高津宮、墨之江津、 難波堀江、茨田堤)法 円坂倉庫群撤収	仁徳記、仁徳紀 神代記(同上) 祝詞(遣唐使時奉幣) 履中即位前紀
	難波津(御津・大津)	津守氏(安人 神)[大海神社]	新生難波津 (+淀川中流域に筑紫津)	港湾施設整備 (難波館・難波大郡等)	(雄略紀) 継体・欽明紀
大山積神	芸予諸島の大三島	不存在 伊予・越智氏の 関与は7世紀以降	鷲ヶ頭山など三山 [沿岸部に尾道水道、来島海峡]	大三島に古墳、 祭祀遺跡未確認	記(神代上巻) 紀(神代上第五段) 伊予国風土記逸文
宗像三女神 (宗像大神)	道中の沖津、中津、 辺津	宗像氏(三女 神) 祭政一致	沖ノ島、大島、田島	沖ノ島・御嶽山・ 下高宮・各祭祀遺跡、 津屋崎古墳群	記(神代上巻) 紀(神代上第六段) 雄略紀

表2 倭王権差配の瀬戸内航路の主要津とその神々

(2023年1月作成)

五 継体期における倭王権の九州進出

これまで瀬戸内航路の住吉三神・大山積神、そして玄界灘東部の宗像三女神について、関連事象とともに、思うところを記してきた。本項では継体期に焦点をあて、あらためて倭王権の九州進出の動静をうかがってみたいと思う。

(一) 住吉三神とその港津(表2上段)

倭王権膝下の大津は、『記紀』と『万葉集』の検討の結果、淳中倉長

峡の大津であれ、住吉津、難波津であれ、淀川の河口部にあったとの結論を得た。それはまた同じ河口津で、住吉の神領内の呼称であった『神代記』の長柄船瀬も「遣唐使時奉幣」祝詞の那我良船居も同然である。およそ『記紀』との対応では、長峡の大津が神功・応神期、住吉(墨之江)津が仁徳ないし履中(即位前紀)期、難波津が雄略期あたりを端緒に継体期以降ということになるのか。各項目のうち、津の所在地が基本的に変わらず継承されているのは、淀川河口部の天満砂州に遮られたラグーンの主要沿岸部が、大規模な河津を整備するのに最適な場所だったからにはかならない。また津の設置主体である倭王権が不変なものも当然のことであろう。

管理運営氏族については、のちに架上された田裳見宿禰の津守氏始祖伝承はいま措くとして、安曇氏から津守氏への交替が目目される。これには豪族の盛衰が背景にあるわけだが、両者を相対化したとき、安曇氏に特徴的にみられる鯨面(顔へのイレズミ)に注目する。安曇氏はもともと大阪湾周辺に割拠していた海人の集団で、『記紀』には野蛮な習俗としてしばしば鯨面を施していた、とある。倭王権は、かれらの得意な航海技術や港湾管理を頼んで、住吉津の運営を担わせていたとみられるが、王権自身に鯨面を忌避する姿勢―刑罰として採用している―があり、本質的には権力に服わない集団とみなされていたようだ。結果的には、住吉仲皇子反乱に連座するかたちで、五世紀の後半には失脚したとみられる。構図としては、航海技術に長けた荒くれ集団の安曇氏は、軍事行動や埠頭や倉庫などでの荷役作業には向いているが、国家津が受け持ついま一つの側面である外交面では、館における賓客の接待等、時々の政権の意向を慮った言動は適わ

なかったのだろう。

その点、難波津にあった負名氏の津守氏はいかにも国家津の管理集団として相応しい官僚的一族で、外交館での賓客の応対にも長けていたとみられる。無談論、『記紀』にもイレズミを入れたとの記述はない。前述したように、基本的に六世紀になって台頭してくる新興集団であり、継体政権の時期と重なる点が、眼目の倭王権の九州進出と絡んで興味深い。

『継体紀』では、二一十一(五二七)年に近江毛野臣は「六万」の兵を率いて任那に向けて進発するわけだが、その実行には畿内地域での大規模な兵団と輸送船団の編成が不可欠である。だが実際には、継体政権は朝鮮半島への通交や外交権益の占有のために九州での覇権獲得を狙っていたのであり、当面の課題としては筑紫の大豪族である磐井の討伐であった。継体はそのために周到な計画を立てて準備を進めたというのが筆者の思考⁽³⁶⁾である。樟葉で即位し、その後、筒城、弟国へと王宮が変転したのは、木津川・淀川筋につきつぎに拠点を整備したためで、その間にそれこそ王権の威信をかけて津守氏や造船技術に熟達した船木連⁽³⁷⁾などを重用しての大形輸送船の建造蓄積と新生難波津の整備、さらには淀川中流域での筑紫津⁽³⁸⁾などの整備に注力したのだろう。継体は即位後二十年を経て磐余玉穗宮へ移り大和入りを果たすのだが、その翌年に大軍派兵を実現させたことになり、多大な年月を積み重ねた周到な準備が功を奏したといえる。また当初の朝鮮半島への大軍派兵が建前であったことは、磐井の乱後に近江毛野臣が渡海した際に大軍を率いていないことからみてもあきらかだ、派兵は端から北部九州の制圧が目的だったようだ。

(二) 大山積神とその港津(表2中段)

芸予諸島にある大三島への大山積神の遷座譚(『伊予国風土記』逸文の「御嶋」項)がいかに唐突で、しかも地元豪族が関与しないかたちだったことはすでに述べた。そして「御嶋」に記された内容を分析した結果、もとは継体期の事績、それも「磐井の乱」の際の大軍派兵の安全航海を期した大山積神の降臨伝承だったと推論した。実際にこれほどの輸送船団を派遣するには、それまでの北路、南路の沿岸航行だけではおぼつかなく、難所である芸予諸島の中央突破を図らざるを得なかったからだろう。まさに強行軍であり、その証左に船団が停泊する大規模な港津が整備された形跡もなく、当然に管理運営氏族も指摘できない。山の守り神である大山積神が海神の役目を付与されて鎮座するという対症療法的な様態も頷ける。

(三) 宗像三女神とその港津(表2下段)

宗像三女神の奉斎は倭王権の主導のもとに地元の豪族(宗像氏)が執行していた。沖ノ島では「磐井の乱」の前後はいわゆる岩陰祭祀が継続中で、祭祀自体の内容に劇的な変化はみられない。なおこの時期の宗像地域での港津については、田島(辺津宮)の東の旧入海が第一の候補で、規模などは今後の汀線の復元研究によってあきらかにされるだろう。いま一つの候補として、新原・奴山古墳群が展開する台地西側の旧入海を挙げたいと思う。この入海は大規模(奥行約6km、最大幅約一・五km)で、かつ大峰山を基軸とする渡半島を形成する砂州によって外海から守られ、古代の港津としての条件としてはより相応しく思われ、「磐井の乱」時の倭王権の輸

送船団の停泊も、一定、可能と考えられる。

さて「磐井の乱」の情勢だが、『継体紀』では「御井」での激しい戦いの末に、磐井は斬殺されたとし、『筑後風土記』逸文では豊前国の上膳県に逃亡したとする。筑後川沿いの御井の地は磐井の墓とされる岩戸山古墳にほど近い磐井一族の本拠地であり、そこまで倭王権軍が進入したからには、王権の輸送船団が有明海から筑後川を遡ってきた可能性が高いと考えられる。顛末の詳細は別稿³⁹⁾に譲るとして、そうした状況があればこそ、磐井が筑後川上流の豊前の山中への逃亡譚の真実味が増す。「岩戸山歴史文化交流館」に収蔵されている石人、石馬のほとんどがブロック状に割れている有様を見るにつけ、『風土記』の「古老」が語った土^{もの}による打ち毀しの信憑性も高まるというものだ。

いずれにしても乱自体は倭王権側の勝利で決着するのだが、乱直後には糟屋屯倉が設置されたのをはじめ、安閑二年には穂波など八か所の屯倉を筑紫、豊、火の国に設置したとある。まさに磐井など北部九州の豪族たちの支配地に楔を打ち込んだ格好だ。とりわけ重視するのは、「往来（外交）の関門」である筑紫の那津の口に官家を設け、各地の粉を運ばせ集積したとする宣化元年の記事である。那珂川河口部での那津の整備はまさに吉岐・対馬ルート、ひいては九州での制海権を倭王権が掌握したことを示すものである。

考古学的には、朝鮮半島南西部の栄山江流域で九州の豪族が独自に築造していた前方後円墳が一斉に頓挫する状況⁴⁰⁾があり、これなどは倭王権の意向に沿った新たな外交関係が構築され、九州の豪族への様々な規制が

おこなわれた結果とみる。とくに注目するのは、熊本宇土産の馬門石（阿蘇溶結凝灰岩）製石棺で、磐井の乱以前の舟形石棺（岡山県築山古墳、奈良県野神古墳、大阪府長持山古墳など）は蓋、身とも重量は一t前後であるのに対し、乱後に製作された家形石棺（今城塚古墳のほかにも滋賀県甲山古墳、円山古墳など）は身だけで約四tと格段に跳ね上がることである。これらの石棺の輸送にあたっては、前者の舟形石棺では準構造船での対応で可能と思われるが、後者の大形の家形石棺についてはやはり積載量一〇t級の輸送船が必要である。磐井の乱を制した倭王権が九州（全域）の制海権を獲得し、王権直属の大形船を用いて搬送したのだろう。逆に磐井の乱の以前は大形の石棺を製作しても、地元ではそれを運搬する術がなかったと考えられ、そうした意味合いでの今城塚古墳の馬門石製家形石棺は継体にとって記念碑的な意義があり、彼の亡骸がその棺に納められた可能性は高い。

話がいささか磐井の乱にそれだが、倭王権による九州の制海権の獲得後も、沖ノ島祭祀はおこなわれ、飛鳥・奈良時代を経て九世紀末まで継続する。その間にあって七世紀後半までには大島の御獄山や本土の下高宮での祭祀がはじまっていて、都合三か所での宗像祭祀の形態、すなわち『記紀』に記された宗像三女神による祭祀のかたちも明確になるようだ。これらのことは、磐井の乱後も、倭王権やその後の律令政府が引き続き安全航海を祈る沖ノ島や宗像の祭祀を重視しているあらわれと受け取られよう。宮地嶽古墳の造営や大海人皇子と宗形徳善の娘・尼子娘の間に生まれた高市皇子の活躍は宗像一族がなおも揺るがない存在であったことを示している。

宗像地域の三女神に対する信仰は現在までも引き継がれるわけだが、沖ノ島祭祀に関しては九世紀末で一旦停止する。その理由については、遣唐使の廃止が引き金になったとも言われている。いまそのことに定見を持たないが、政治・外交情勢の変化、航海技術の進歩、外洋船の発達、外航ルートの変更など、さまざまな要因があつたのことと思われる。

六 おわりに

これまで倭王権が差配した国家津にかかる海神と港湾管理豪族の動静をみてきた。倭王権の思惑のもとに、住吉大神は直轄港である住吉津(難波津)の安全管理にかかわり、大山積神は瀬戸内最大の難所である芸予諸島の大三島に唐突に降臨して王権軍の安全航行を期し、宗像大神は沖ノ島祭祀に象徴される玄界灘東部の安全航海を司るといった具合に、三者三様の神祀りの在り方が興味深かった。またそのことと連動して港湾管理豪族の在り方も異なり、倭王権の膝下の住吉津では海人族の安曇氏から官僚然とした負名氏の津守氏への交代劇があり、宗像では、田島の旧入海の津や渡半島の旧入海を大形津として想定するなかで、宗像氏が終始その任に当たった。その一方で、大三島ではさしたる津は指摘できず、なおかつ地元豪族が関与した形跡もなく、安全航海の神祀りの場としては、異様なかたちと言わざるを得ない。また小稿の後半では倭王権の制海権という視点からの歴史事象、とりわけ継体政権の九州進出を軸に辿ってみた。大方の叱正を願うものである。

なお本稿は世界遺産登録五周年記念「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺跡群公開講座の講演内容を補足し成稿したもので、説明的な文章が多いのはそれ故である。

(今城塚古代歴史館前特別館長)

註

- (1) 高木市之助ほか 一九五九 『萬葉集二』 日本古典文学大系5岩波書店(以下、引用する万葉歌とその校注は同シリーズの一〜四「一九五七〜一九六二」に拠っている。)
- (2) 日本書紀の記事と校注はワイド版岩波文庫二三〇〜二三四の『日本書紀(全5冊)』(坂本太郎ほか校注)「二〇〇三」同じく古事記は同シリーズ二四の『古事記』(倉野憲司校注)に拠っている。
- (3) 森田克行 二〇〇六 「三島古墳群の成立―古代淀川水運の一断章―」『三島古墳群の成立―初期ヤマト政権と淀川―』高槻市立しろあと歴史館
- (4) 松原広宣 一九八五 「第一編第二章 難波津と瀬戸内支配」『日本古代水交通史の研究』吉川弘文館
- (5) 森田克行 二〇一一 「第5章 継体大王と今城塚古墳 4 淀川の筑紫津」『よみがえる大王墓 今城塚古墳』シリーズ遺跡を学ぶ 〇七七 新泉社
- (6) 向日市埋蔵文化財センター二〇一九 『五塚原古墳後円部墳頂―第10次調査成果―』令和元年調査研究成果展解説シート
- (7) 今城塚古代歴史館 二〇一八 『古代の日本海文化―太邇波の古墳時代―』

春季特別展図録

- (8) 註3文献及び森田克行 二〇一一『三島と古代淀川水運Ⅰ』高槻市立今城塚古代歴史館など
- (9) 田中卓 二〇〇八「祝詞「遣唐使時奉幣」について、古来の誤解を正し、難波津の位置と成立時期を確定する」『遣隋使・遣唐使と住吉津』住吉大社編 東方出版
- (10) 梶山彦太郎・市原実 一九八六『大阪平野の私たち』青木書店
- (11) 註8の森田克行二〇一一 文献に同じ。
- (12) 趙哲済・松田順一郎 二〇〇三「河内平野の古地理図」『大阪100万年前の自然とくらし』日本第四紀学会 大阪大会実行委員会
- (13) 現在、住吉区に長峽町があるが、明治十五年に安立町新田を改称したあらたな町名。
- (14) 註2文献のうち、「神功皇后摂政元年紀」の長峽の注釈部分。
- (15) 数少ない埠頭の遺跡として韓国官洞里遺跡があり、棧橋、護岸施設、取り付け道路、大形建物が検出されている。古代の港津の実際がうかがえる数少ない遺跡で、かつての住吉津を彷彿とさせる。
蘇培慶「訳・武末純」二〇〇七「韓国・金海市官洞里遺跡の古代棧橋」『大王の棺を運ぶ実験航海』石棺文化研究会
- (16) 積山洋 二〇二〇「法円坂倉庫群の再検討」『共同研究成果調査報告』14大 阪歴史博物館
- (17) 上田雄 二〇〇八「遣唐使の船とその航海」註9文献に所収。
- (18) 青木紀元 一九七〇「第一編 第二章 第三節 土地の神」『日本神話の基礎的研究』風間書房
- (19) 伊藤純 一九八四「古代日本における黥面系諸説論」『ヒストリア』一〇四
- (20) 森田克行 二〇一五「塚原D1号墳の黥面人物埴輪―ヒゲとイレズミの統合表現―」『高槻市文化財年報』平成25年度 高槻市教育委員会
- (21) 設楽博己 二〇一一「入れ墨からみた邪馬台国の位置」『東京大学文学部次世代人文学開発センター研究紀要24』、設楽博己 二〇二〇「人物埴輪の顔の線刻はイレズミか」『顔の考古学』吉川弘文館
- (22) ほかでは越前国敦賀郡、隠岐国知夫郡由良郷、豊前国宇佐郡、同国仲津郡丁里、豊後国大分郡、遠江国浜名郡新居郷、伊豆国田方郡久寝郷坂本里などがある。古市晃二〇一九「第Ⅱ部 第二章住吉信仰の古層」『国家形成期の王宮と地域社会』塙書房
- (23) 註22文献に同じ。
- (24) 間壁忠彦 一九七〇「沿岸古墳と海上の道」『古代の日本』4 中国・四国 角川書店
- (25) 大三島の近隣島嶼に範囲を広げても、岡村島の正月鼻古墳(箱式石棺群、五世紀)、因島の王子塚(径七m、積石塚、五世紀)、伯方島の岩ヶ峯古墳(径十三m、横穴式石室、六世紀後半)、大島の藤崎古墳(横穴式石室、六世紀)などの小古墳が単発的に知られる程度である。
- (26) 妹尾周三 二〇二二「古代瀬戸内の神々と祭祀」、「討論」『宗像・沖ノ島と関連遺産群特別研究事業 第3回国際検討会「古代東アジアの航海と宗像・沖ノ島」報告書「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
- (27) 森田克行 二〇一六「水運王継体と「磐井の乱」」『継体大王と筑紫君磐井』高槻市立今城塚古代歴史館

(28) 森田克行 二〇〇七「今城塚古墳と筑紫津」註15文献に同じ。

(29) 王宮が樟葉、筒城、弟国と順次遷移したとする伝承は、淀川・木津川筋の整備遂行のための陣頭指揮の軌跡とも読み取れる。註5文献に同じ。

(30) 註5文献の「第5章 4 継体大王と「癸未年」銘鏡」。

(31) 森田克行 二〇一七「藍原の開発とヤマト王権」『太田茶臼山古墳の時代』高槻市立今城塚古代歴史館

(32) 宗像大社復興期成会編 一九五八『沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館

宗像大社復興期成会編 一九六一『続沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館

第三次沖ノ島学術調査隊 一九七九『宗像沖ノ島』宗像大社

(33) 具体には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議と「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会による『研究報告』、『沖ノ島研究』、『特別研究事業 国際検討会』など

(34) 註32の宗像大社復興期成会編 一九六一 文献の「第二章 十七号遺跡」

(35) 白石太一郎 二〇一一「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告I『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議

(36) 註27文献に同じ。

(37) 先述の2の(6)のi)安曇氏の項で、住吉仲皇子の反乱を契機に安曇氏の凋落を記したが、期を一にして、大阪湾岸を支配していた葛城集団もまた五世紀後半代に誅滅された、と古市晃は考えている。国家津の管理豪族の交替劇に厚み加わる事象である。ただ葛城氏とも密接な関係がある船木連に

ついでには、木材供給や造船にかかわる専門集団だけに、その後の難波津の発展を見通した場合、葛城氏や安曇氏と命運をともしたとは思われない。註22文献の「第二部 第二章 第三節 葛城集団と住吉地域」。

(38) 淀川中流域に想定される筑紫津に流れ込む芥川の西岸に津之江の集落があり、筑紫津神社が鎮座している。もとは牛頭天王社で、明治時代の神仏分離令で筑紫津神社に変わるが、牛頭天王社の前身社は追究できていない。津之江には弥生時代から奈良時代にいたる津之江南遺跡があり、地域名と相俟って、古来、淀川に通じる三島の交易要地であった。さらに津之江の上流約一・五kmの芥川西岸の郡家地域には式内阿久刀神社が鎮座し、住吉三神を祀る。域内には嶋上郡衙跡を中心に弥生時代から鎌倉時代の郡家川西遺跡が広がり、西端には真の継体陵の今城塚古墳が所在、神社との距離は約九〇〇mである。芥川筋に水運の神が息づいている事実は重要で、筑紫津との関連が考えられる。高槻市立しろあと歴史館 二〇一六『津之江』第34回企画展 シリーズ高槻の村と町

(39) 註27文献に同じ。

(40) 柳沢一男 二〇一四『筑紫君磐井と磐井の乱 岩戸山古墳』シリーズ遺跡を学ぶ〇九四新泉社

沖ノ島の自然と祭祀遺跡

岡 崇

はじめに

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産登録五周年を迎えたことを記念して、海の道むなかた館では「祈りの原風景―沖ノ島の豊かな自然展―」を開催した。この企画展は信仰の原点である自然をテーマに、戦前戦後に実施された沖ノ島の自然に関する調査報告をベースとして、二〇二二年五月末と六月上旬に実施した福岡県希少生物沖ノ島調査で得られた知見を踏まえ、現在の地質や植物、動物（哺乳類・爬虫類・鳥類・陸生貝類・昆虫類）を紹介した。

本稿では、沖ノ島研究の第一巻で「沖ノ島の自然」を寄稿して以来、これまで得られた沖ノ島の自然に関するトピックを紹介し、沖ノ島での祭祀の場となった巨岩と植物について再考する。

一 昭和十年代の沖ノ島の地名

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰに集録されている「宗像の島々…小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」pp. ⑤ - 27 (157) 服部英雄氏のなかでユス谷や山路川の所在が確認できないとされたが、一九三五年に発刊

された第一巻第六号福岡博物学雑誌には、著者の竹内亮（たけうちまこと）氏による原図である「沖の島の地形見取り図」のなかにそれらの地名と位置が記されていた。

ユス谷のユスはイスノキの方言であると書かれ、白岳の北側に延びる谷にイスノキが数多く生育していた場所であったことから名付けられたようである。さらに、山路川はオタカに流れ出る谷の名称のようで、実際には水量などはなくワジ川のようなものである。この谷とオタカの付け根には今も二つの井戸があり、これを当時は御神水と呼んでいたようである。神宝館に保管されている植物標本のなかにあった一九六二年に採集のミドリハコベのラベルには、採取地点の表記にビツクリ坂の名称が記されていた。このときビツクリ坂がどこなのか不明であったが、この原図によって、今の南側に面した管理道の急な坂道を指すことがわかった。

二 新種の発見と絶滅

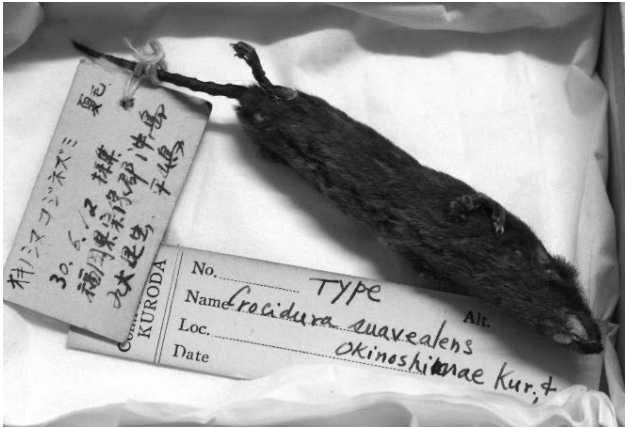
沖ノ島から過去の調査で新種として登録され、学名に沖ノ島を冠する三種を紹介する。

オキノシマコジネズミ→後にオキノシマジネズミと改名

(*Crocidura suavealens okinoshimae* (Kur. & Uchida))

名称からネズミのイメージが強いが、どちらかというとモグラに近い仲間である。だが、モグラのように地面に穴を掘って地中で過ごすという点とはなく、草原地帯の叢のなかをはい回って生息していたようである。

数多く生息していた昭和三十(一九五五)年代には、現地調査によってオス一匹が捕獲され、このときオキノシマコジネズミという名でタイプ標本として九州大学に保管された。その後昭和三十七(一九六二)年に三体のメスの死体が捕獲され顎などの特徴からジネズミの仲間であることが確認された。現在はオキノシマジネズミと呼んでいるが、それ以降沖ノ島では本種の



写真一 オキノシマジネズミの標本 (九州大学所蔵)

報告や確認がなされておらず、今年六月のほ乳類調査でも生息していそうな大麻畑に数多くの仕掛けを施したが全く捕獲することができず、死体すら見ることができなかったことから絶滅した可能性が高いと考えられている。このタイプ標本は九州大学移転に伴って標本の存在そのものが危ぶまれていたが、ほ乳類担当の渡部登氏の協力で、約七十年ぶりに九州大学の伊都キャンパスの冷蔵庫のなかで

保存されていることが確認できた。

残念ながら今は生きている姿を現地で見ることはできないが、今後、DNA鑑定などを行うことによって沖ノ島にいた単なるジネズミの仲間なのかオキノシマジネズミとしての固有の亜種なのか判別できる日も近いのではなからうか。

オオユリワサビ (*Eutrema okinosimense* (Taken))

沖ノ島がホロタイプとして昭和十(一九三五)年ごろに新種記載されたものである。当時のオオユリワサビの生育地については「溪谷の湿地に生じ大麻畑、御神水、ユス谷などに未らる。大麻畑には樹陰に稍大成る群落を成せり。特産なり。」と記され、湿った谷地にかんりの数の株が生育していたことが伺える。一九六四年の報告には、「大麻畑一ヶ所に群生している。御神水、ユス谷少。」と記され、戦後もまだ生育が確認されていた。ところが福岡県希少野生生物レッドデータブック二〇一一年ではついに絶滅となり今では沖ノ島での生育が確認できなくなりました。日本では、沖ノ島での発見後、徳島県や福島県、北海道からも生育が確認されている。



写真二 オオユリワサビの標本 (宗像大社神宝館所蔵)

る。御神水、ユス谷少。」と記され、戦後もまだ生育が確認されていた。ところが福岡県希少野生生物レッドデータブック二〇一一年ではついに絶滅となり今では沖ノ島での生育が確認できなくなりました。日本では、沖ノ島での発見後、徳島県や福島県、北海道からも生育が確認されている。

オキノシマツチゾウムシ (*Trachyphlus okinoshimanus* Morimoto)

昆虫では沖ノ島唯一の固有種で、二〇一五年に新種として登録された。ツチゾウムシ属としては大型で体長五〜五・五mm、緑と銅色の鱗片を持つ個体がある。沖ノ島に今も生息する唯一の新種である。

このほかにも沖ノ島に生息するパラタイプとしては、ヨツボシハナコブヒメゾウムシ (体長三〜四mm) やハマベヒメテントウ (体長二mm) が知られている。



写真三 オキノシマツチゾウムシの標本 (城戸克弥氏提供)

三 原始林のなかの植樹

「沖の島原始林」として国の天然記念物に指定され、現在も「一木一草一石たりとも持ち出してはならない」という禁忌によって手厚く保護されているが、逆に本土から植林された樹木も多く、現在の沖津宮のご神木と

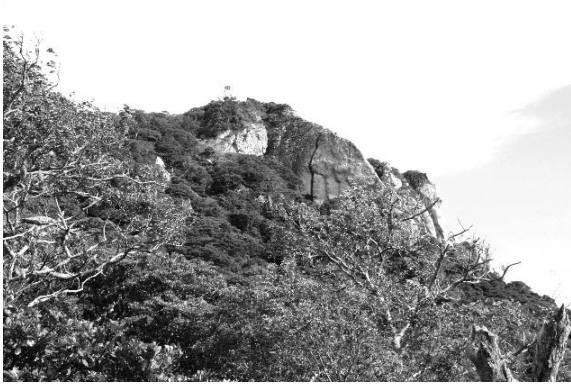
なっている杉も幹の大きさから約三〇〇年前に植樹されたものと考えられている。社殿が建立された際に植樹されたものなのかもしれない。

なかでも特筆すべきは、ウメ (献木一九三五社殿裏一九六四) やスモモ (献木一九三五)、ビワ (沖津宮社殿付近林下に点在。移植原木より繁殖させるものと思われる一九三五)、ミカン (献木一九三五)、ザボン (献木一九三五社殿裏献木一九六四) などの果物類が社殿周辺に生育していたということが知られている。沖ノ島に自生しない上記の果物類がいつごろ献木として移植されたのかはわからないが、島に食料として果実のなる樹木を植えたいという心理は、神様にも捧げるといふ意味も含め人の行為としてむしろ自然のことなのかもしれない。また、ミカンの原型とされるタチバナも (喬木林中に点在し稀なり一九三五社殿付近林中少一九六四) 生育していたとの報告もあり、青柳種信『瀛津島防人日記』の「家に有り橘樹をもてまいりて御前に植える。」が生育していたものであろうか。

いずれにしても戦前に渡島したものが植樹し、次に渡島したものが実った果実を口にできるよう代々植樹してきたものとも考えられるが、一九七〇年代以降、その必要性もなくなり、沖ノ島の自然環境にも適応できず絶えたと考えられる。

四 沖ノ島祭祀遺跡の巨岩群と植物

視覚的に圧倒される巨岩群とそれらを取り巻く植物群、聴覚的に心地の良い風の音、波の音、鳥のさえずり、嗅覚的に陸地を感じさせるシマモク



写真四、五 沖ノ島祭祀遺跡から見た一ノ岳と海域（九州本土側）

セイの花のさわやかな香りやオオミズナギドリの独得な香り、これらを総合的に感じ取ることによって沖ノ島に神の存在を意識する感覚が生まれるのであろうか。

それらが基盤となって構成される磐座神籬が沖ノ島祭祀の場として成立したと考えられる。

（二）祭祀遺跡の巨岩群

沖ノ島の巨岩群は、白色凝灰岩と呼ばれる火山由来の岩石である。沖ノ島そのものを構成する岩石は、南西隅の一部に露出する対州層群と呼ばれる頁岩と砂岩の互層で構成される堆積岩が基底層となり、その頁岩を巻き込んで堆積した凝灰岩とさらに島本体の大部分を占める白色凝灰岩に分類することができる。沖ノ島祭祀遺跡の巨岩は白色凝灰岩が節理にそって割れ、沖ノ島の母体から剥れ落ちたものが再度、転石として地

面に留まったものである。沖ノ島の全体的な地形を見ても島の北側は、比較的緩傾斜であるのに対し、南側は急傾斜となっていて、安定勾配となる標高九〇mより下方の谷地に巨岩の転石が認められる。このような場所は、黄金谷をはじめ兵舎跡付近など島の南側に点在するが、祭祀の場として使われた巨岩は沖津宮社殿の前を南北に走る小規模な谷地形に沿って点在する。それぞれの巨岩転石群の特徴は以下の通りである。

黄金谷は沖ノ島の中でも広く深い谷であり、巨岩群は祭祀遺跡周辺よりも個々の岩の規模が大きく数も多いことから人が一度入り込むと方向感覚を失い危険である。沖ノ島の最高峰である一ノ岳は直接望むことはできないが、全体的には直接海を望める場所は少ない。また、オオタニワタリの群生地もあり、常に湿度が高く風通しのあまりよくない環境である。

兵舎跡周辺の巨岩群は、沖ノ島祭祀遺跡周辺の巨岩群と似た規模で、主に沖ノ島の西側崖面から剥れ落ちたものである。転石の場所からは、直接一ノ岳を望むことはできないが、海（南側から南西側）を望むことはできる。このようにして考えると一ノ岳を望むことができ、海（南側から南東側）も望むことができる好条件に沖ノ島祭祀遺跡の巨岩群が位置していることがわかる。

（二）祭祀遺跡を取り巻く植物群

沖ノ島において生育していた植生が古代から現在にかけて全く同じ種類ということとは考えられないが、指定名称にもなっている「沖の島原始林」を代表するタブノキやシマモクセイ、マサキ、ムサシアブミなど大きく変



写真六 沖ノ島祭祀遺跡と植生（一例）

化することはないと考えられる。となると現在目にする沖ノ島祭祀遺跡の巨岩群と植物群が一体となった情景は、古代から現在までさほど大きく変化していないことになる。沖

ノ島全体をみると残念ながら、戦前戦中の軍道や砲台、弾薬庫、兵舎など軍事施設の整備が大きな影響を受け、所々伐採もおこなわれたようであるが、沖津宮社殿周辺は軍であっても手を付けないという宗像神社との約束が守られ今も原生状態が維持されている。

沖津宮社殿周辺の祭祀遺跡内は、どのよう

な植生で構成されているのであろうか。

高木層では、タブノキを筆頭にシマモクセイ、ホルトノキ、クワノハエノキ、ヤブツバキが上位を占める。中木層は、マサキ、アオキ、ヒゼンマユミ、ヤツデなどが主に生育し、低草層では、ヤブラン、ノシラン、オオナルコユリ、ムサシアブミ、ヒゲスゲなど、蔓性植物ではフウトウカズラが岩を覆い、シダ植物ではオオタニワタリを筆頭にオニヤブソテツ、オリヅルシダなどが祭祀遺跡を演出している。

五 自然調査の今後の展望

古くは正平年中行事のなかで「瀛より竹を従えり」とあるように十四世紀代には、沖ノ島に竹の存在が認められ、『瀛津島防人日記』では、ピロウの存在や金色の海鼠、ホトトギスの鳴き声を聞いたとも記されていた。大正十五年に「沖の島原始始林」として天然記念物に指定され、昭和に入ってから、動植物の調査も盛んに行われた。なかでも昆虫類や陸生貝類では、同種といえども対馬産と九州本土産とでは特徴が異なる事からその間に位置する沖ノ島ではどうなのかといった具合に、さまざまな研究者から注目を浴び調査報告としてまとめられた。

禁忌によって一般の人々の上陸を制限したことによって守られてきたとはいえ、一九七〇年代以降、オオユリワサビやオキノシマジネズミの絶滅（このほかにもヒゴタイ、コバノイラクサ、ハイビヤクシン、ツメレンゲも現在確認されていない）、小屋島では一九八七年以降ネズミの侵入によっ

て希少種のカンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメが激減し貴重な繁殖地が脅かされ、生息数は未だ戻っていない。最近では沖ノ島の特徴でもあった巨大化していたムサシアブミやナンゴクウラシマソウの葉の小型化やタブノキの枯損率の高さも危ぶまれている。

世界遺産の価値を保存することは祭祀遺跡のモニタリングと合わせ自然環境の変化もこれまで以上に観察していく必要がある。沖ノ島の基礎資料となるデータは比較的整っている方ではあるが、今回動植物の一覧表を整理する中で昆虫類では、ハチ目やバツタ目、トンボ目などの種類がほとんど分かっておらず、キノコ類や菌類の調査においては手つかずの状態である。また、島から持ち出して分析をすることも禁忌によって不可能であることから、島内での調査手法や保存の在り方についても今後検討していく必要がある。

(宗像市世界遺産課)

参考文献

一 植物

本田正次・吉川需・品田穰 文化庁文化財保護部 一九七二 「天然記念物辞典」

第一法規出版株式会社

竹内亮 一九三五 「沖の島産維管束植物目録」『福岡県博物学雑誌』 第一巻

第六号

福岡県高等学校生物部会 一九六四 「沖の島の種子植物」『生物福岡』 第四号

※植物については福岡県保健環境研究所須田隆一氏のご教授による。

二 動物

(ア) ほ乳類

黒木茂・林宏・吉田博一 一九六六 「沖の島のほ乳類について」『沖の島

生物総合調査報告 VII. 沖の島の陸生脊椎動物』 生物福岡 第六号

※オキノシマジネズミについては、渡部登先生はじめ九州大学岩森巨樹氏、金子たかね氏の協力で標本を確認することができた。コウモリ類などほ乳類全般については衣笠淳氏の協力を得た。

(イ) 爬虫類

黒木茂・林宏・吉田博一 一九六六 「沖の島のトカゲについて」『沖の島

生物総合調査報告 VII. 沖の島の陸生脊椎動物 生物福岡』 第六号

※ニホントカゲについては北九州市立自然史歴史博物館江頭幸士郎氏よりご教授いただいた。

(ウ) 鳥類

黒木茂・林宏・吉田博一 一九六六 「鳥類の生態観察」『沖の島生物総合調

査報告 VII. 沖の島の陸生脊椎動物 生物福岡』 第六号 黒

環境省自然環境局 生物多様性センター 二〇二二 『モニタリングサイト

一〇〇〇 小島嶼(海鳥) 調査報告書』

※沖ノ島の鳥類一覧や写真については九州環境管理協会岡部海都氏の実績によるものである。オオミズナギドリ、カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメについては北九州市立自然史歴史博物館中原亨氏からご教授いただいた。

(エ) 陸生貝類

山本愛三・魚住賢司・林敏雄 一九七七 「筑前・沖ノ島の陸生貝類 壱岐の生物―対馬との対比―」長崎県生物学会

※沖ノ島の陸生貝類の種数は、宮崎晋介氏、石橋猛氏の実績によるものである。

(オ) 昆虫類

福田浩・志賀正和・大熊千代子 一九六七 『沖ノ島生物総合調査報告Ⅷ 沖ノ島の陸産脊椎動物』・pp.53―61

城戸克弥 二〇〇七 「福岡県宗像の甲虫相」『KORASANA』通巻75号別冊 久留米昆虫研究会

城戸克弥・江頭修志 二〇一八 「福岡県沖ノ島産甲虫類の追補」『KORASANA』通巻八十八号別冊 久留米昆虫研究会

矢田脩 二〇一九『昆虫と自然 特集 / 世界遺産「宗像・沖ノ島」の昆虫たち』ニューサイエンス社

※甲虫目は城戸克弥氏が網羅的にまとめられている。またチョウ目チョウ類は西田迪雄氏、鈴木光氏、田中隆義氏、蛾類は佐々木公隆氏からご教授いただき、写真撮影では加藤陽一氏、大山憲男氏の協力を得た。

(カ) 全体共通

福岡県 二〇一七 『福岡県レッドデータブック 福岡県の希少野生生物』

福岡県 二〇一四 『福岡県レッドデータブック 福岡県の希少野生生物』

宗像市自然環境調査研究会 二〇〇七 『宗像市自然環境調査結果報告書』(目名、科名は Wikipedia を参照)

宗像市自然環境調査研究会 二〇一七 『宗像市自然環境調査結果報告書』(目名、科名は Wikipedia を参照)

宗像大社所蔵「河野家文書」の紹介

津江 聡実

宗像大社所蔵「河野家文書」は、平成四（一九九二）年、佐藤千里氏より宗像大社へ奉納された。総点数は四十三点（史料番号十二番は欠番）である。奉納時の目録には「宗像神社旧文書河野家分」、「河野家所蔵文書（宗像神社古文書その二）」という史料名が記録されている。史料名からは、宗像神社の所蔵する古記録類の中で河野家が関わったものを河野家所蔵文書と区分し、二甲斐河野家（越智家）当家の所蔵となっていたという経緯がうかがえる。寄贈者の父・佐藤市五郎氏は大正、昭和期に中津宮と沖津宮の現地管理に携わっており、その関係から後に息子である千里氏から宗像大社へ奉納されている。

河野家は中世以降大島に居住した神職の一族で、沖津宮に勤仕した一族を一甲斐河野家、中津宮に勤仕した一族を二甲斐河野家という。「応安神事次第」中に「甲斐近弘」という神職の名前が見え、この人物から後に一甲斐家、二甲斐家という両家に分かれたものかと考えられているが、他に関連史料もなく判然としない。史料に「一甲斐」とされる人物は、古くは天正十三（一五八五）年成立の「宗像宮御庁着座次第」に見える「一甲斐河野助五郎安通」、「二甲斐」は天文二十二（一五五三）年の「同宮（大島第二宮）年中御供ノ次第」に見える「二ノ甲斐河野吉通」である。以上に挙げた史料はすべて『宗像大社文書』に収録されており、また両家に関し

てこれまでの研究成果は『宗像神社史』下巻（以下『神社史』と表記）にまとめられているので、ご参照いただきたい。

「河野家文書」に含まれる史料はほとんどが書冊で、史料には原本の上一枚紙の表紙がつけられ、そこに史料名と号数が記されている。今回の目録は、基本的にこの史料名と号数に従い作成した。この号数は宗像大社に奉納される以前に各史料につけられたもので、いつ頃つけられたものは分からない。表紙の筆跡は複数確認でき、また表紙はほとんどが無地の紙を用いているが、一部に昭和期の印刷物の裏紙が用いられるなど、定期的に表紙の付け替えなどの整理がなされていたことがうかがえる。表紙に書かれた史料名は、元の史料に表題があれば基本的にその通りに書かれており、無いものには「諸記録」などと仮題が付されている。また現在欠番となっている史料番号十二番の史料は、奉納時には既に失われていた。

史料は江戸後期から明治時代にかけてのものが中心で、口上覚や日記類、祈祷の記録などの古記録が主になる。沖津宮や中津宮に関する記録はもちろん、福岡藩歴代藩主の奉納の記録や、天気快晴や市中疫病退散の祈祷の記録なども含まれ、当時の一甲斐河野家、二甲斐河野家の活動を知ることができる。また二甲斐河野家の社職相続問題からは、両家の関係もうかがえる。調査中、興味をひかれた点であるので、簡単に紹介したい。

二甲斐河野家の通頼ははじめ齋といい、文化八（二八一）年十二月二十日に生まれ、同十一年に中津宮の社職を継いだ（『神社史』五三一頁。ただし、史料目録 B17-1 には相続当時齋は「六歳」と見える）。幼年の齋の相続には寺社奉行も難色を示し、他の親族を推薦するよう求めたが、交渉に当たった河野遠江頭は、沖津宮・中津宮は「他家より相務め申す儀、相成り難き御社格」（B17-1）であることを理由に、二甲斐河野家の齋以外に相続にふさわしい人間はいないとして、数回に渡り相続の許可を願っている。齋の相続は、しばらく重要な神事は遠江頭が勤めることを条件にして認められた。この遠江頭は、祖父は二甲斐河野通秀、叔父は二甲斐河野通房（齋の父、通秀の次男）と「河野家文書」中の史料に見える。つまり遠江頭は、通秀の長男・通照の子である二甲斐河野通次であろう。通照は幼少の頃から通秀の兄・通時の養子となっており、通時から沖津宮の社職を相続した（宗像大社所蔵「家記録」）。通次は通照から社職を継いでいる。

この通次も、齋の父・通房が存命の頃は通房と二人で様々な神事の齋行に勤めていた。このような前例に則り、二甲斐河野家の齋の社職相続の際も、二甲斐河野家の通次が補佐役となったのかもしれない。二甲斐河野家と二甲斐河野家は共に沖津宮、中津宮に奉仕する特別な社家と自任し、相互に補助しながら活動していたと考えられる。

以上、簡単に史料の一部の内容に触れたが、今回はあくまで目録の形で史料を紹介することを目標にしている。詳細な検討は他の大社所蔵河野家関係史料と相互に参照しながらの検討が望ましく、今後の課題としたい。

「河野家文書」は一部『宗像神社史』にも参照、引用されているが、寄贈当時に作成された目録は公開されることなく今日に至っており、当史料が十分に研究に活用されてきたとは言いがたい。当史料は近世後期から近代にかけての沖津宮と中津宮、そしてそこに奉仕する二甲斐河野家、二甲斐河野家の活動を記した史料であり、関連研究の発展に寄与できるものと考え、今回その概要を紹介する。奉納当時の目録は各史料名のみを記したものであったが、今回は古記録類の中に納められた各文書類にも枝番号を付け、できるだけ詳細に史料の内容が目に触れるように作成した。今後の研究の一助となれば幸いである。

（宗像大社神宝館学芸員）

史料番号	題	年	西暦	月	日	作成者(差出人)	宛名	内容	形態	法量(縦×横, cm)	紙数	備考
B1	口上之覚								書紙綴	24.7×17.7	19	
B1-1	口上之覚	(明治5?)申	1872	2月		河野通信	庶務課	大島漁民の澳嶋での漁に関する出願書について。	書紙綴		2	
B1-2	[書紙綴]								書紙綴		12	
B1-2-1	奉願口上之覚	(慶応元年丑)	1865	(9月)				沖ノ島での漁に関する沖ノ島掛り大宮司への初穂料について。	書紙綴			「大島浦漁人共より願書之写、総抜書」
B1-2-2	証札	慶応元年丑	1865	9月		神吉三兵衛、井手勤兵衛	河野伊豆守(通信)	大島漁民に対し沖ノ島での漁事心得を発したことの証明書。	書紙綴			
B1-2-3	別紙之写	慶応元年丑	1865	9月		三兵衛、勤兵衛	大島浦庄屋、船頭、漁人中	沖ノ島漁事心得。	書紙綴			
B1-3	奉願口上之覚	明治5年申	1872	2月		大島浦漁人総代佐藤平五郎ほか	河野信濃頭(通貫)	大島漁民への沖ノ島漁に関する初穂の負担増についての訴え。	書紙綴		5	端「大島浦漁人共より願書之写」
B2	神祇殿門并左右之塙修理願出候控書	寅		3月				神祇殿門と左右の塙の修理について。	縦帳	24.8×15.7	9	別紙表紙「口上之覚」。
B3	口上之覚								綴	25.6×15.7	22	
B3-1	(書状)			7月	14日	河野伊豆守(通信)	小笠原新・奥山小十郎	祈禱執行に関する初穂料について。	縦紙		1	
B3-2	[縦帳]								縦帳		10	
B3-2-1	口上之覚	文化14年丑	1817	12月	20日	河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎・宮本吉之丞	御遷居(沖嶋御嶽宮か)の頼銀百十疋の請取について等。	縦帳			
B3-2-2	口上之覚			4月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	河野齋服忌により沖津宮、中津宮の社役代を立てていたが、復帰することについて。	縦帳			折紙の写。
B3-2-3	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野若狭之進(通秀)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目の御礼(藩主交代時の儀式)について	縦帳			
B3-2-4	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目のお祓守の献上について。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-5	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野若狭之進(通秀)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御上総目の御礼のため出福すべきも、正五九月大島沖津宮遷拜所での御祈禱のため行くことができないことについて。	縦帳			
B3-2-6	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	遠江頭不快につき、出福できないことについて。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-7	口上之覚	(文化8力)未	1811	9月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	御殿替りの御祈禱の為の御金蔵からの銀子の支出について。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-8	奉願口上之覚	(文化8力)未	1811	5月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	沖ノ島の波戸口の石垣などに大風波で損害が出たため、修理について願ひ上げるもの。正三位・荒船の末社も雁木坂(階段)の通路が被災し、修繕を喫願。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-9	指出之事	文化8年未	1811	6月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎・郡九郎右衛門	五月から八月にかけての修理の申請(沖ノ島波戸口・地行石垣・正三位荒船末社雁木坂・御本社鳥居迄雁木坂・御本社渡殿板・大島沖津宮遷拜所石垣)。当年は御普請付藤田茂作が渡海して波戸口のみ修理。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B3-2-10	口上之覚横折	文化13年子	1816	正月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	祖父河野若狭之進の喪に服する河野遠江頭と河野齋のため、今村和泉に社役代を申しつけることについて。	縦帳			
B3-2-11	(証拠)	文化13年子	1816	正月		河野遠江頭(通次)	木村左内・井戸清左衛門	沖津宮での御殿替りの御祈禱と大島沖津宮御遷拜所でお務めに対する入切銀のための証拠。	縦帳			「遠江頭」署名の横に「息中につき今村和泉代判」
B3-2-12	口上之覚	文化13年	1816	2月		河野遠江頭(通次)	井手勤七・小南基三郎	河野齋の宗旨改めについて。	縦帳			
B3-2-13	(例文)							大島中津宮御普請についての遷座料銀の受け取り証書の案文(文例)。	縦帳			
B3-3	口上之覚	(明治3年)午	1870	4月		河野通徳・河野通信	司祭局主事様	御奉幣祭の再興にあたり、神祇官へ古例について報告するもの。三社格として取り扱うように要請。	縦帳		7	
B3-4	口上之覚	(明治4年?)未	1871	2月			社寺御掛	お宮のために自分たちで支出している内容についての報告(遷拜所・岩津丸・神祇殿・玉垣・切石・遷拜所付の御供屋・沖ノ島の御番人及び御■(呼か)之用心木屋)。岩津丸という神祭のための船の修理については、五ヶ年毎に宗像の浦々で作り替えていたが、藩(上)から遣替してもらったこともあった。	縦帳		4	
B4	口上之覚								縦帳	25.6×18.7	79	
B4-1	(縦帳)								縦帳		55	
B4-1-1	(内容目録)							B4-1の冒頭に記された内容目録。	縦帳			
B4-1-2	(証拠)	寛政9年	1797	正月		河野右門(通照)		大島沖津宮遷拜所での御殿替りの御祈禱に対する入切銀の受け取り証拠。	縦帳			
B4-1-3	(証拠)	寛政8年辰	1796	9月		河野右門(通照)		同上。	縦帳			
B4-1-4	口上之覚	寛政8年辰	1796	2月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	延享4年(1747)からの正五九月の沖津宮での祈禱について、武運長久・国家安全のお守りを願っていることを報告。	縦帳			「右門」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-5	奉願口上之覚	寛政7年卯	1795	11月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	出福の際の宿継ぎ人馬について。御神具を持ち運ぶことも想定。	縦帳			「右門」署名の横に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-6	河野勝馬家格覚書							大宮司を号しないなど、四つの禁止事項について。	縦帳			
B4-1-7	奉願口上之覚	寅		2月	5日	河野若狭進(通秀)	寺社奉行名留■	沖津宮へ御寄付の品ならびに御神具を納めるために渡海する船の用意を願う。寄附の品々と神具を積む「いさば船」一艘と、お備えの御魚を釣るための漁船を一艘。	縦帳			
B4-1-8	奉御伺口上之覚	丑		3月		河野若狭進(通秀)		沖津宮へ国中から神納する御供米20俵について、福岡からの殺留めの例外とすることについて。	縦帳			
B4-1-9	奉御伺口上之覚	卯		11月		河野右門(通照)	森六蔵、四宮基大夫	代替わり後のお札守りを差し上げることについて。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-10	(書状)	寛政4年子	1792	12月		河野右門(通照)	三好甚左衛門、森半兵衛	沖津宮御末社正三位社荒船宮の御普請に伴う遷座のための船の用意を依頼するもの。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-11	奉願口上之覚	とら		5月		河野右門(通照)	森半兵衛、宮川次郎左衛門	中津宮社人河野勝馬のための拝借銀について。	縦帳			「右門」に「年若二付河野若狭進代判」

B4-1-12	(控)	寛政6年寅	1794	2月	後見河野若狭進(通秀)、河野右門(通照)、河野勝馬		宗像郡江口浜の沖津宮御遷拜所の御用お手宛道具の控。「於神湊江中津宮」も同じ。	縦帳		
B4-1-13	口上之覚	寛政8年辰	1796	5月	河野若狭進(通秀)	四宮甚大夫、森六蔵	沖島藩宅の船賃借について、高額のたため借借が叶わない旨の報告。	縦帳		
B4-1-14	(証拠)	寛政6年寅	1794	6月	河野右門(通照)	森惣左衛門、大森善左衛門	拝借の金小判十三兩などの請け取り証拠。	縦帳		「右門」に「年若二付河野若狭進代判」
B4-1-15	(証拠)	寛政8年辰	1796	12月	河野右門(通照)	堤草左衛門、平野忠次郎	沖津宮遷拜所の門松の受け渡しについての証拠二通。	縦帳		
B4-1-16	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月9日	河野右門(通照)	森六蔵、居鈴兵左衛門	沖津宮御供新について、当年九月から来年五月までの分の請け取りについての証拠。	縦帳		宛名、「四宮甚大夫殿」、「木山安平殿」を消す。
B4-1-17	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)	「但御勘定名当之」	寛政八年分沖津宮社領所替え、ならびに河野右衛門丞知行・宗像郡吉留村の物成米、大豆の請け取りについての証拠。	縦帳		
B4-1-18	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)	「御勘定奉行当名吉留村二同シ」	寛政八年分沖津宮社領所替え、ならびに河野右衛門丞知行・宗像郡武丸村の物成米、大豆の請け取りについての証拠。	縦帳		
B4-1-19	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野右門(通照)		当年九月より来年八月までの沖津宮下社人へ下米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		
B4-1-20	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		大嶋中津宮寄附米につき、当年分の半分を御代官米より請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭之進代判」
B4-1-21	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年分の大嶋中津宮の御祭礼新米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭之進代判」
B4-1-22	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年九月から来年八月までの大嶋御嶽宮の寄附米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭之進代判」
B4-1-23	(証拠)	寛政8年辰	1796	11月	河野勝馬		当年九月から来年八月までの大嶋御嶽宮の御祭礼新米について、御代官米をもって請け取りの証拠。	縦帳		「河野勝馬」に「年若二付若狭之進代判」
B4-1-24	(書状)	寛政8年辰	1796	12月	河野右門(通照)	■井仁左衛門、富永群左衛門	当年十一月朔日の米の請け取りについて、改めて受け取り証拠五枚を確認する。	縦帳		
B4-1-25	指出之事	寛政8年辰	1796	9月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	証書の内容について把握した旨。	縦帳		
B4-1-26	差出之事	寛政11年	1799	正月	河野長門守(通照)	森六蔵、木山甚平	配下に九十歳・百歳の人物はいない旨の届け出。	縦帳		
B4-1-27	口上之覚	辰(寛政8年カ)	1796	9月16日	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	十二月六日、中津宮への太刀の奉納について。	縦帳		
B4-1-28	御触状通書						御触書の大嶋支配社家中の受け取りについてなどの覚え書き。	縦帳		
B4-1-29	口上之覚	己		11月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	眼病治癒につき、河野が社役に復帰する旨。	縦帳		
B4-1-30	(証拠)	寛政4年	1792	9月	河野右門(通照)	(奉行奥次、但蔵奉行名当殿書之)	沖津宮末社正三位宮・荒船宮の上下御遷座につき新米受け取りの証拠。	縦帳		
B4-1-31	口上之覚	午(寛政10年)	1798	5月	河野長門守(通照)		上京のため代理に任せていた沖津宮社役について、四日に帰国のため復帰する旨。	縦帳		
B4-1-32	束帯附指之事	寛政10年	1798	9月13日	河野長門守(通照)		束帯の着方について。図あり。	縦帳		
B4-1-33	(党書)						金子十九兩二歩を吉田に納めた旨党書。	縦帳		
B4-1-34	(党書)						吉田、本所での御見について。	縦帳		
B4-1-35	(党書)						九月十三日の上京と儀式についての党書。	縦帳		
B4-1-36	口上之覚	午		11月	河野長門守(通照)		来年頭の御祝儀のため、御館へ向かう旨。	縦帳		
B4-1-37	(党書)	(寛政8年)	1796		河野若狭進(通秀)、河野右門(通照)		信濃守(通時)後の後見人について。	縦帳		「寛政八年辰ノ年ニ相改ル」
B4-1-38	口上之覚	未		3月	河野長門守(通照)		神明寺の大嶋への御遷座について。	縦帳		
B4-1-39	(党書)						神明寺遷座について必要な品を書き上げ、経緯を記す。	縦帳		
B4-1-40	(党書)	午		9月9日	河野長門守(通照)		九月の祈禱等に必要な品を書き上げる。	縦帳		
B4-1-41	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)		官位のため上京の間若狭進に沖津宮の留守を任せる予定だったが、眼病のため今村清記を代理とする。	縦帳		
B4-1-42	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)		二月上旬の上京の許可のため、吉田御家老への添触を願う。	縦帳		
B4-1-43	口上之覚	午		正月	河野右門(通照)	森六蔵	二月の上京で定める官位について、上京前にあらかじめ和泉守・長門守・豊前守・因幡守・安芸守の中から圍で候補を決めることについての伺い。	縦帳		
B4-1-44	(書状)			11月朔日	奉行所	右門(河野通照)	御寝所の沖津宮御守について。	縦帳		
B4-1-45	(書状)			11月朔日			御寝所の沖津宮御守について。	縦帳		
B4-1-46	(書状)	巳		3月	河野長門守(通照)		御寝所の御守の取り扱いについて。	縦帳		
B4-1-47	(書状)	寛政11年	1799	8月19日			御守の引取について。	縦帳		
B4-1-48	口上之覚	巳		12月	河野右門(通照)		上京のため拝借した銀子の返済について。	縦帳		
B4-1-49	口上之覚	辰		5月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	河野若狭進出福の際、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けのこと。	縦帳		
B4-1-50	口上之覚	巳		2月15日	河野右門(通照)		臨時の呼び出しによる出福のため、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けのこと。	縦帳		
B4-1-51	(証拠)	寛政11年未	1799	8月	河野長門守(通照)		臨時の呼び出しによる出福のため、人足三人と伝馬一匹を渡すよう仰せ付けの証拠。	縦帳		
B4-1-52	奉願口上之覚	寅		5月	河野若狭進(通秀)	森六蔵、宮川孫右衛門	旅宿が大破し不便のため、借宅のための援助を求める。要求は後に差し返しになり、経緯の確認のため記録するとある。	縦帳		
B4-1-53	奉願口上之覚	寛政9年巳	1797	4月	河野右門(通照)	森六蔵、四宮甚大夫	河野右門の沖津宮社務職相続の際、官位を得るための上京の資金について拝借を願い出る。	縦帳		
B4-1-54	(借状)	寛政9年巳	1797	4月	河野右門(通照)	(奉行衆当)	上京のため願い出た銀子の借状控え。	縦帳		
B4-1-55	(借状)						上京のため願い出た銀子の請取額の控え。	縦帳		

B4-1-56	(証拠)	寛政9年巳	1797	11月		(金奉行名当)	上京のため願ひ出た銀子の返済についての証拠。	縦帳			
B4-1-57	(請取状)	寛政9年巳	1797	5月		河野右門(通照)	森忠右門、大森善右門	上京の際の借銀請取のこと。	縦帳		
B4-1-58	覚	巳(寛政9年)	1797	8月				河野信濃守の上京の際、博多津中、惣郡中、宗像郡中より出された銀子の覚え。	縦帳		
B4-1-59	(書状)			10月	28日			暑中見舞い。木山安平からの書状の控えと、返信の控え。	縦帳		
B4-1-60	沖津宮御備諸品入用之覚			12月		河野長門守(通照)	横江九大夫	諸品控え。河野長門守の不調のため例年十二月下旬の渡海が叶わず、名代に正月の作業を依頼する。	縦帳		
B4-1-61	(書状)	申		正月				支配社人中に九十歳、百歳の者がいないことを報告。	縦帳		
B4-1-62	奉願口上之覚	申		8月				殿様へ旅中安全の御守をさしあげることにしているの伺い。	縦帳		
B4-1-63	(口上覚)	寛政11年申	1799	8月	17日			殿様御寝所の御札守について。	縦帳		文書全体が上から「×」で消してある。(寛政11年は未年)
B4-1-64	(覚書)							八月十八日の臨時人足について役所へ願ひ出る。	縦帳		
B4-1-65	(覚書)	寛政12年申	1800	10月	6日			沖津宮御札御守について、御居間より返納され、沖津宮御神前に納める。	縦帳		
B4-1-66	口上之覚	申(寛政12年)	1800	6月		河野長門守(通照)		沖津宮五社の末社の営繕について。	縦帳		
B4-1-67	(証拠)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	四宮左衛門、今田権平、小河織記、永井修	沖津宮五社の末社の営繕につき、遷座のため受け取った新米の証拠。	縦帳		
B4-1-68	(口上覚)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	森六蔵殿、木山安平殿	沖津宮五社の末社について、遷座の執行のため沖嶋へ渡海する船・漁船を書き出し、渡航の許可を願う。	縦帳		
B4-1-69	(口上覚)	寛政12年申	1800	6月		河野長門守(通照)	(寺社奉行)	沖津宮五社の末社について、遷座の執行のため沖嶋へ渡海する船・漁船を書き出し、渡航の許可を願う。	縦帳		
B4-1-70	(口上覚)	申	1800	8月		河野長門守(通照)	森六蔵	お清め(祈禱)のことについての相談。	縦帳		
B4-1-71	(覚書)	寛政年間						寛政十一年の事柄についての覚え書き。下部破損。	縦帳		
B4-2	[縦帳]								縦帳		24
B4-2-1	安政六年未五月寺社奉行より左之御書付被相渡控	安政6年未	1859	5月				妻作のため天気快晴の祈禱を箱崎・宰府・宝満・雷山・田嶋・沖嶋・桜井の七社に命じる。	縦帳		
B4-2-2	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	6月	晦日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱のため銀三枚等の費用を神納する。	縦帳		
B4-2-3	御書付写	(安政6年)	1859	6月		町奉行		昨年の病氣流行を受け、今年も四民安全のための祈禱を箱崎、宰府、宝満、雷山、田嶋、沖嶋、桜井の七社に命じる。	縦帳		
B4-2-4	右返書	(安政6年)	1859	7月	2日	河野伊豆守(通信)	濱兵大夫	前号への返書。祈禱は三日に開白、五日に結願の予定。費用についても了解した旨。	縦帳		
B4-2-5	右御祈禱にて御代参御神日限奉行衆より申来之写	(安政6年)	1859	7月	5日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱へ代参する小姓について神社へ連絡する。	縦帳		
B4-2-6	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	7月	5日	濱兵大夫	河野伊豆守(通信)	祈禱のため銀子五枚を渡し、御供物は急いで用意し、納めることを連絡する。	縦帳		
B4-2-7	御達所書付写	(安政6年)	1859			町奉行		長浜に急病流行のため、祈禱を箱崎、宰府、沖嶋の三社に命じる。	縦帳		
B4-2-8	覚書写	(安政6年)	1859					中老諸士、足軽、家来などの人数を書き出し、一人につき御札守一枚と御洗米一包を記す。また「御小屋」百二十八軒の門口などに張り付けるための札守は一件につき一枚。	縦帳		
B4-2-9	返書写	(安政6年)	1859	7月	7日	河野伊豆守(通信)	濱兵大夫	五日の御用札への返書。祈禱は七日より二夜三日執行。また祈禱費用の受取等を報告する。	縦帳		
B4-2-10	右御祈禱結願之所御祈禱物送り共とて申添状控	(安政6年)	1859	7月	9日	河野(伊豆守・通信)	濱(兵大夫)	三日間の祈禱で差し出しの品を報告する。B4-2-8「覚書写」の記録内容と一致。	縦帳		
B4-2-11	御札仕立方	(安政6年)	1859					「大札」「切札」等に用いる紙の種類や切り方、札の書き方について。	縦帳		
B4-2-12	奉行衆より御用札写	(安政6年)	1859	7月	10日	家中	河野(伊豆守・通信)	七月に行った祈禱について、費用や供物の用意、代参者についての連絡。	縦帳		
B4-2-13	御書付控	(安政6年)	1859	7月	(11日)	町奉行、惣郡奉行、浦奉行		悪病流行のため、田嶋、大嶋、沖嶋を含む十五社に祈禱を命じる。	縦帳		
B4-2-14	返書写	(安政6年)	1859	7月	13日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	十一日の御用札への返書。十五社の祈禱は二十一日より執行の予定を報告。	縦帳		
B4-2-15	右御祈禱にて開白に但状控	(安政6年)	1859	7月	21日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	十五社の祈禱は二十一日開白、二十七日結願の予定を了解する。	縦帳		
B4-2-16	御用札写	(安政6年)	1859	7月	28日	団■十郎	河野(伊豆守・通信)、河野	十五社の御祈禱について、代参は二十八日に小姓・山田新三郎が勤めることを連絡。	縦帳		
B4-2-17	右返書	(安政6年)	1859	7月	20日	遠久	団一(■十郎)	小姓・山田新三郎の代参について了解。二十八日には新三郎へお話し、御守、御供えの献上が行われる。	縦帳		
B4-2-18	寺社役所より書翰之写	(安政6年)	1859	7月	12日	寺社役所	河野伊豆守(通信)	祈禱の件について、出福の要請。	縦帳		
B4-2-19	右返書控	(安政6年)	1859	7月	14日	河野(伊豆守・通信)	寺社御役所	祈禱の件について、祈禱は二十一日より開白予定と連絡、出福の了解。	縦帳		
B4-2-20	急病御祈禱追々被仰付候御祈禱額銀請取之儀申来之写	(安政6年)	1859	7月	20日	団■十郎	河野(伊豆守・通信)	急病祈禱の費用を渡す。	縦帳		
B4-2-21	右返書控	(安政6年)	1859	7月	23日	河野(伊豆守・通信)	団一(■十郎)	急病祈禱の依頼への返書。	縦帳		
B4-2-22	当市中御祈禱之儀に付役所掛合来之写	(安政6年)	1859	7月	23日	寺社役所	河野(伊豆守・通信)	市中急病退散の祈禱のため出福を要請。	縦帳		
B4-2-23	右返書控	(安政6年)	1859	7月	24日	河野(伊豆守・通信)	寺社御役所	市中急病退散の祈禱について了解。まだ出福はせず。	縦帳		
B4-2-24	当市中御祈禱之儀に付奉行衆掛合書之控	(安政6年)	1859					再度急病流行のため、早く出福するよう求める。後欠。	縦帳		後欠

B5	諸記録							雑多に史料が一括される。他史料から脱落した頁等を一括保存したものか。	綴	25.8×17.9	25.5	「奉納歌三首」(近代?)の一紙あり。紙が新しく、B5から脱落したなどの形跡はないため、関連は不明。	
B5-1	〔竖帳一部〕								竖帳			4	
B5-1-1	神秘記録目録							祭礼等に関する項目の目録。	竖帳				
B5-1-2	御祭礼度々献供并万事心得方之事							沖崎の祭礼の準備や供物の扱いについての心得。	竖帳			後欠カ	
B5-2	〔竖帳一部〕								竖帳			1	
B5-2-1	右御前に御守御供添御代参え引渡候事							覚書。家老中より祈祷の依頼。結願の証に塩川兵衛の名札を届ける。	竖帳				
B5-2-2	御祈禱物同人え引渡候事							覚書。御祈禱御供の引き渡し控。	竖帳				
B5-3	(書状控)		10月		「姓名」	庶務御懸		第一宮、第二宮、第三宮と末社の神饌についての報告。	書紙			1	
B5-4	〔竖帳一部〕								竖帳			6	
B5-4-1	目録							石灯笼、金灯笼の一对について、神饌により石灯笼の奉納が決まる。	竖帳				目録の前に一文あり。前欠カ。
B5-4-2	「三月」目録		3月					神饌にて「子灯明」が望まれる。	竖帳				
B5-4-3	「三月」(記録)		3月					奉納の石灯笼の建立場所と経緯についての覚書。但書に十二、三才頃に奥父から聞いた話として経緯が記録される。	竖帳			後欠。	
B5-4-4	「三月」(口上覚)		3月					沖津宮祭礼の執行について報告。	竖帳			前欠カ。	
B5-4-5	覚							「一 銀預」。	竖帳			冒頭のみを写し。	
B5-5	「祭典略」写					従五位下藤原朝臣宣隆 撰 正四位下賀茂縣主経春 閱		「祭典略」の写し。一部のみ。	書紙綴			5	錯簡あり。
B5-6	〔竖帳一部〕								竖帳			5	
B5-6-1	(覚書)	午	9月			沖津宮神官河野通信		位階、造営に関する先例、家系や社人についてなど、宗像社に関する事柄の覚書。	竖帳				
B5-6-2	(覚書)							人数など、雑多に書き留める。	竖帳				
B5-7	〔竖帳一部〕								竖帳			3.5	
B5-7-1	口上覚		9月			河野若狭之進(通秀)	濱兵大夫、鈴木古十郎	沖津宮での祈祷の御奉物について。	竖帳				
B5-7-2	当市中御祈禱二つ奉行衆より掛合写并町方更持手附より書付写		9月	朔日		鈴木古十郎	河野若狭之進(通秀)	市中祈禱のため出福を求める。	竖帳				
B5-7-3	当処返書急刻付と■送出に相成候て町方更持手附より差出候書付写							博多での祈禱について。	竖帳			後欠	
B6	各書状控								竖帳	25.1×18.7		43	
B6-1	木山平助書状		5月	朔日	木山平助	河野遠江守(通次)	(本文欠)		竖帳				前欠カ。日付、宛名の部分のみ。
B6-2	河野遠江守書状		5月	6日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮、中津宮への代参について承知する。		竖帳				
B6-3	河野遠江守書状控		5月	6日	河野遠江守(通次)	河野出雲守(通正)	河野出雲守へ、代参の件について通達する。		竖帳				
B6-4	口上覚		5月		河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮神祇殿の御供等について。		竖帳				
B6-5	書状控		5月	6日	河野遠江守(通次)	木山平助様、三好市大夫	B6-4の添状。上記再度願ひ出る。		竖帳				
B6-6	書状写		5月	10日	葦市大夫、山崎民八郎、都筑源一郎	河野遠江守(通次)	御構御用聞からの書状写し。大宮への書状について。		竖帳				
B6-7	大宮中の一対左之記							B6-6の書状の図。	竖帳				
B6-8	大宮への返書							返書の図。	竖帳				
B6-9	御構御用聞への返書控		5月	11日	河野遠江守(通次)	都筑源一郎、山崎民八郎、葦市大夫	返書差し出しの旨を報告。		竖帳				
B6-10	御米拝借之儀御記置有之候にて拝借申出候書状控		5月	11日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	米の拝借について。		竖帳				
B6-11	新御宮御祭礼に付可致書之処沖崎渡海日和海中にて下社家之者指出旨御構御用聞へ懸合二及書状控		5月	13日	河野遠江守(通次)	都筑源一郎、山崎民八郎、葦市大夫	新御宮御祭礼につき沖崎へ渡海の天候待ちの最中である旨を報告。		竖帳				
B6-12	五月十三日宗旨方役所より人高之儀懸合来候書状写		5月	13日	宗旨方役所	大嶋大宮司	社内人数目録の差し出しを求める。		竖帳				
B6-13	右返書控		5月	19日	河野遠江守(通次)	久野喜平、前田源八郎	B6-12への返書。人数二十人とその内訳を記す。		竖帳				
B6-14	五月十七日御触状写		5月	17日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	盗難に遭った際の対応について。		竖帳				
B6-15	御殿代り於御遙拝所御祈禱執行相務之儀にて当五月廿八日例之通致執行之旨申出候控		5月	29日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	沖津宮遙拝所での祈禱執行の報告。		竖帳				
B6-16	五月廿五日御触之写		5月	25日			紙の拝借についての触書。		竖帳				
B6-17	家来別之儀兼て申出置之処、五月廿八日寺社奉行より懸合来候書状写		5月	28日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	沖津宮神祇殿の御供について。		竖帳				
B6-18	寺社奉行より被相違候西役除御触書状之写						百姓の「面役」免除の条件について。		竖帳				
B6-19	右返書控		6月	3日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	B6-17への返書。沖津宮神祇殿の御供について。		竖帳				
B6-20	寺社方付直記頭殿野崎勇七江下社家之養子一件之儀覚書ヲ以同合控		6月	3日	河野遠江守(通次)	野崎勇七	下社家養子の社役相続等の取り扱いについての伺い。		竖帳				
B6-21	添状控		6月	3日	河野遠江守(通次)	野崎勇七	B6-20の添状。		竖帳				
B6-22	右返書写		6月	13日	野崎勇七	河野遠江守(通次)	B6-20への返書。別紙覚書の通りと指示する。		竖帳				
B6-23	宗旨帳曲之儀に付寺社奉行衆より懸合写		6月	朔日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	宗旨帳面を早々に役所へ差し出すように指示。		竖帳				
B6-24	子六月七日別衆御触之写	子	6月	3日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	「若様」ご逝去につき普請や鳴物の停止を命じる。		竖帳				
B6-25	右披見之上早々役等被可差返		6月	5日	三好市大夫、木山平助	河野遠江守(通次)	B6-24の触があり引揚のため、金銭は二十日までに銀倉へ差出すこと等。		竖帳				
B6-26	掛合一件之控		6月	6日	河野遠江守(通次)	河野出雲守(通正)	金毘羅社の新造について。		竖帳				
B6-27	六月朔日寺社奉行より指出之書状同四月相違返書控		6月	5日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	六月朔日に寺社奉行に宛てた宗旨帳面の修正を行う旨報告する。		竖帳				

B6-28	奉行被申出之書状控			6月	13日	河野遠江守(通次)	久野喜平、前田源八郎	先日提出した宗旨帳面の家内人数について、厄介の伯母一人の記載を忘れたため修正の許可を求める。	縦帳		
B6-29	寺社方へ増減帳指図候に付書状控			6月	10日	河野遠江守(通次)	木山平助、三好市大夫	寺社方へ人数の増減表を提出した旨報告する。	縦帳		
B6-30	子六月河野出雲守横折を以東之出嶋魚被頼社建書翰写							(本文欠)	縦帳		校文のみ。後欠。
B7	鈴屋翁略年譜	文政9丙戌年	1826	9月	29日			鈴屋翁略年譜の写。本文は序、世系、略年譜、後書を修めるが、後書は後欠。	縦帳	23.7×16.8	14
B8	天気快晴麦作豊熟御祈禱の一件					河野遠江守通次		天保八年に執行された祈禱関連の書状写し、経緯の覚をまとめる。	縦帳	25.6×18.0	32
B8-1	今般於遙拝所天気快晴順氣麦作豊熟致候様御郡奉行中より頼に依て天保八四年三月廿五日より同廿七日迄二夜三日之間御祈禱執行の一件	(天保8年)	1837	3月	20日	伊丹九郎左衛門	河野遠江守(通次)	沖津宮遙拝所での天気快晴、麦作豊熟の祈禱を依頼する。	縦帳		
B8-2	右返書に候て宮繼を以差越候控	(天保8年)	1837	3月	22日	河野遠江守(通次)	伊丹九郎左衛門	祈禱依頼の経緯と承諾の旨。	縦帳		
B8-3	(書翰写)	(天保8年)	1837	3月	22日	木村市助、山田新三郎、平野権九郎、頭山伝、平野茂平	河野遠江守(通次)	郡奉行から宗像社へ祈禱の速やかな執行を依頼する。必要経費と初穂料三両を吉村久八、富永久米次郎を使者として渡す。	縦帳		
B8-4	(記録)	(天保8年)	1837	3月	23日	河野遠江守(通次)		祈禱について神聞により日程、費用、供物を決定したこと等を記す。祈禱に必要な諸品の目録、参詣した宗像郡内の庄屋の名前を含む。	縦帳		
B8-5	(口演控)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	吉村久八、富永久米太郎	渡海の苦勞を労り、祈禱の札守と鯛一匹をさしあげること。	縦帳		
B8-6	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	花田源八	沖津宮御祈禱の札守と鯛二匹を用意するよう諭す。	縦帳		
B8-7	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	惣代庄屋衆中	沖津宮御祈禱の札守と鯛二匹を用意するよう諭す。	縦帳		
B8-8	(書状控)	(天保8年)	1837	3月	28日	河野遠江守(通次)	平野茂平、頭山伝、平野権九郎、山田新三郎、木村市助	三月二十八日の経過と、二十五日からの祈禱の終了を報告する。	縦帳		
B8-9	翌廿九日御札守御洗米致出来候にて左之兩人え当テ田嶋村大庄屋所之送出候事	(天保8年)	1837	3月	29日	河野遠江守(通次)	吉村久八、富永久米次郎	二十九日に御札守、御洗米を吉村、富永兩人へさしあげる。	縦帳		
B8-10	田嶋村大庄屋え送り出候文面	(天保8年)	1837	3月	29日	河野遠江守(通次)	田嶋大庄屋花田源八	祈禱の御札守一箱を郡役所へ差し出すよう諭す。	縦帳		
B8-11	(上包文面)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	両粕屋・宗像御郡役所	祈禱の御札守、御洗米など五通を箱に入れ、上包上書して納める。その文面。	縦帳		
B8-12	(案文写)	(天保8年)	1837	(3月)		河野遠江守(通次)	両粕屋・宗像御郡役所、両粕屋・宗像・遠賀・鞍手村々庄屋衆中	追記。今回の祈禱に際して糟屋郡・宗像郡・遠賀郡・鞍手郡の各庄屋に宛てた沖津宮神祇殿鳥居、左右門の修理、再建を求めるための書状の案文五通。	縦帳		案文の署名に「沖津宮大宮司」とつくものあり。
B9	沖津宮御宝箸御神具帳	文化7年	1810	9月		河野遠江頭(通次)	四宮甚大夫、皆田藤七	福岡藩歴代藩主(黒田忠之、光之、綱政、継高、治之)からの奉納品の控え。	縦帳	24.8×18.6	7
B10	禁裏御束帯具其他							禁裏における衣裳に関する資料。	縦帳	23.3×18.4	23
B11	御讓位事・御即位事・御禊行幸事							故実書(一、御讓位事。二、御即位事。三、御禊行幸事。四、大嘗会事。)。 「右此事君後成恩寺殿所作也」	縦帳	27.3×19.4	35
B12	(欠番)							—		x	x
B13	御構一之御宮記録	安政4年	1857			一開通俊(河野通俊)		安政四年の御宮、御社地替の御祭札についての記録。	縦帳	24.9×16.4	51
B14	嘉永二年酉十月書上控沖津宮記録	嘉永2年酉	1849	10月					縦帳	25.5×16.7	15
B14-1	嘉永二年酉十月書上控沖津宮記録	嘉永2年酉	1849	10月				文化二年丑五月に執行された祈禱の願文等、古来よりの藩からの奉納品を記録。	縦帳		7
B14-2	嘉永二年酉十月書上控沖津宮御奉納物控	嘉永2年酉	1849	10月				福岡藩歴代藩主(黒田忠之、光之、継政、治之、斎清(長順)、斎淳)からの奉納品の控え。	縦帳		8
B15	沖津宮中津宮両社末社員数神聖目録	天明3年卯	1783	3月		河野信濃守(通時)		沖津宮、中津宮末社の目録。	縦帳	25.6×18.0	6
B16	中臣被監土伝(シホツタへ)					紫陽 大里土言写		享保3年(1718)谷重遠(泰山)著の神道書の写し。	縦帳	26.7×19.2	14
B17	口上之覚								縦帳	25.7×18.5	8
B17-1	奉願口上之覚	文化11年戌	1814	正月		河野遠江頭(通次)	奉行名当	二甲斐河野齋(通頼)の社職相続を願い出る。齋は幼年のため、遠江頭が補佐を務める。	縦帳		
B17-2	口上之覚	戌	1814	正月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	二甲斐河野齋(通頼)の社職相続についての陳情。	縦帳		
B17-3	口上之覚	戌	1814	2月		(河野)遠江頭(通次)	奉行名当	沖津宮御祈禱御札の配札により神納の米について、大島への移送のため船の出航の許可を請う。	縦帳		
B17-4	(口上覚)	戌	1814	2月		(河野)遠江頭(通次)	当奉行名当	殿替り御祈禱の頼銀について。	縦帳		
B17-5	口上之覚	戌	1814	3月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	齋(二甲斐河野通頼)の社職相続の嘆願。	縦帳		
B17-6	(覚書)	文化11年戌	1814	3月	15日	河野遠江頭(通次)		二甲斐河野齋(通頼)の社職相続について、皆田宅にて口頭で了承を得る。その覚書。	縦帳		
B17-7	奉願口上之覚	文化10年酉	1813	6月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	河野遠江頭の後見を退き、以後は主に遠江頭、重要な神事は安芸頭へ申しつけるよう願う。	縦帳		
B17-8	口上之覚	文化10年酉	1813	12月		河野遠江頭(通次)	皆田藤七郎、小南甚三郎	河野安芸頭(通房)急病により、当月五日死去。安芸頭は遠江頭の叔父にあたるため、忌中社役は下社人の今村和泉に任せる旨を伝える。	縦帳		

B17-9	口上覚	成	1814	3月	河野遠江頭(通次)	奉行名当書	当月五日、忌明けのため社役に復職することを報告。	縦				
B17-10	(控)	成	1814	4月			遠江頭出福の際に請取の銀について	縦				
B18	中津宮記録						中津宮本社、末社の書き出し。表題にはないが沖津宮の本社、末社と神具の奉納記録、由緒を取録。	縦	26.4×18.6	10	別紙表紙「中津宮」	
B19	沖津宮社記						沖津宮由来、御島古跡、御供、沖津宮本社末社社号并開敷書差上供目録写、沖津宮御祭礼月の項目別に記録。	縦	25.0×17.5	15	表紙「沖津宮社記/沖津宮大宮司」、一部書状の裏紙を使用。	
B20	奉幣例調書(右例取調書)						奉幣祭典再興のための調書。	縦	25.4×16.3	3		
B21	神祇官御布告誌							書紙綴	25.0×17.4	19	「伊藤所蔵/本書ヲ写之越智所蔵」とあり。	
B21-1	神祇官御布告誌控						全国の官幣大社名、規則等の控え。	書紙綴		18		
B21-2	官幣国幣社新嘗祭式						官幣国幣社新嘗祭についての諸事控え。	書紙綴		3		
B22	沖津宮仮遷座祭事務分担表・調度品調書・祭典所役表				河野			縦	24.0×16.7	5.5	印刷物に見える。	
B22-1	沖津宮仮遷座祭分担表						沖津宮仮遷座祭の分担表。各係と仕事内容、担当者名の記録。	縦		1		
B22-2	沖津宮仮遷座祭調度品調書						沖津宮仮遷座祭の調度品調書。神饌品、祭具、関係者への記念品等祭典に関する用品の記録。	縦		1		
B22-3	沖津宮仮遷座祭日程表						沖津宮仮遷座祭日程表。十月二十五日、二十六日の時間割を細かく記す。	縦		1		
B22-4	御仮遷座祭式次第						沖津宮仮遷座祭の祭式次第。	縦		1		
B22-5	祭典所役(表)						斎主など担当者名の記録。	縦		0.5		
B23	中津宮御寄附米内譯書同神職姓名秩祿簿同神饌色目盛立器機寸尺之図面				河野通徳			綴	27.5×20.0	18		
B23-1	中津宮御寄附米内訳書	(明治3年)庚午	1870	10月	何日	神官 河野通徳	用度司	中津宮寄付米についての報告書。	綴		2	
B23-2	中津宮御寄附米并神職姓名秩祿簿	明治3年庚午	1870	10月		神官 河野通徳	用度司	中津宮寄付米の記録と、神職姓名、下社人、巫女等の状況についての報告書。	綴		3	
B23-3	神饌色目盛立器機寸尺之図面	(明治3年)庚午	1870	10月		神官 河野通徳	用度司	大晦日、元日、節句等の神饌についての図面。	綴		13	
B24	文化十三子年諸記録	文化13子年	1816			一甲斐		縦	24.4×18.0	37	表紙に「本帳こうつし済一甲斐」とあり、途中以降頁が破損、後欠。	
B24-1	(記録)						文化十二年二月から同十四年秋までの沖嶋関連の修繕・普請についての箇条書き。	縦				
B24-2	口上覚	文化14年	1817	10月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	御詠歌、石灯籠、白木御号の奉納について、圍にて白木御号の奉納が決まる。	縦			B24-10本文によれば黒田斎清は文化15年4月に中津宮・沖津宮の両社へ御号を納めている。	
B24-3	口上覚	文化15年	1818	正月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	白木御号の掛場所を沖津宮御内陣として、寸法を測り圍にて場所を決めるため来月渡海する旨を報告。	縦				
B24-4	口上覚	文化15年	1818	2月	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	沖ノ島へ渡海し、白木御号の掛場所を改める。圍にて御内陣正面にすると決まる。御内陣正面の寸法は鯨尺七尺。	縦				
B24-5	四月三日小南基三郎殿より急直飛札に候右之通り申来			4月	2日	小南基三郎	河野遠江頭(通次)	大島中津宮への御号奉納につき、神前左右のどちらかに掛ける予定を勝手に正面と変更したことについて尋ねる。	縦			
B24-6	(返書案文)			4月	3日	河野遠江頭(通次)	(小南基三郎)	B24-5への返答。予定は承知しており、委細は口上書にて報告する旨。	縦			
B24-7	口上覚			4月	3日	河野遠江頭(通次)	「奉行衆三人の各当て」(井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞)	大島中津宮への御号奉納について、御号の掛け場所を変更した理由を述べる。当初予定の場所は狭く、正面なら一丈七尺で適していると判断した旨。	縦			
B24-8	奉願口上之覚	文化15年子	1818	3月	河野斎(通類)	寺社御役所	宗像郡田嶋村が担うべき大島中津宮への御社料を滞納している旨を訴える。	縦				
B24-9	(控)	文化15年	1818	1月	(河野遠江頭・通次)		松平越前守ご依頼の沖津宮御供十五包を役所へ差し出した旨と、その上書の控。	縦				
B24-10	覚						黒田斎清による沖津宮、中津宮への白木御号奉納の経緯と、奉納品の目録覚。	縦				
B24-11	請取申事			4月		河野遠江頭(通次)	寺社御役所	松平越前守からの初穂の受取書。	縦			
B24-12	口上之覚			6月	13日	河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	白木御号について、当月朔日に沖嶋に渡海し、同八日祭礼を済ませ神前正面に懸けた旨を報告。	縦			
B24-13	(添状)			6月	13日	河野遠江頭(通次)	「両奉行名当」	B24-12の添状。白木御号奉納の完了を報告。	縦			
B24-14	口上之覚			10月		河野遠江頭(通次)	「三奉行衆当」	十月分御供の延着について、経緯等の報告。	縦			
B24-15	口上之覚			閏8月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	神明宮へ勤仕につき、河野遠江頭か、遠江頭の都合がつかない時は下社人が勤めるとの報告。	縦			
B24-16	口上之覚			閏8月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎	毎月の神明宮での祈禱につき、出福の間の人足と馬の用意を願い出る。	縦			
B24-17	口上之覚	卯		2月		河野遠江頭(通次)	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	御前様御奉納の神饌について、寸法は六寸が良いと聞きまわったことを報告する。	縦			
B24-18	口上之覚			11月		深田遠江頭	井手勘七、小南基三郎、宮本吉之丞	河野斎が田嶋村の中津宮への寄附米が近年納められていないことを訴え出した件に関する返答。	縦			
B24-19	奉願口上之覚					深田遠江頭(江頭)		宗像三宮に勤仕する社家の由緒を書き、黒田光之の判物や配当目録等を添えて、河野斎家の社領高三石を頂戴すべきことを訴える。	縦		末尾以下頁破損	
B25	宗像家系図写							第一清氏から七十九代氏貞までの系図の写し。	縦	26.1×18.5	6	破損激しく一部欠落。
B26	神饌献儀に関する記録	庚午(明治3年)	1870	10月				綴	27.8×19.8	26	一部に上下逆の頁や白紙の頁あり。	

B26-1	沖津宮下行米内訳書							沖津島四月十一日大祭に関し、下行米の内分を報告する。	綴		6
B26-2	大祭献備之品々図							沖津島四月十一日大祭の神饌の図面。	綴		6
B26-3	神饌色目盛立并器械之図面大略							正月や節句の神饌の盛付けの図面。	綴		14
B27	沖津宮御事略	享保14年	1729	5月		貝原常春		沖津宮(奥津宮)事略。	縦帳	26.9×19.6	24「社室」
B28	宗像三前大神御鎮座記	(慶應4年)	1868					『古事記』『筑前国続風土記』『宗像三社縁起』『沖津宮御事略』(B27)等、古代から近世までの文献から宗像三神についての項目を引用しまとめた記録。	縦帳	27.3×19.7	21 本文頭注に引用史料の年代と「慶應4年」までの隔たりを記す。慶應4年に書かれたものか。
B29	掟書	明治3年	1870		12日	河野通信		沖ノ島に関する掟書。	縦帳	25.0×18.2	13
B30	伺書								綴	27.3×19.3	15
B30-1	〔書紙綴〕								書紙綴		7
B30-1-1	奉伺書							宗像神社に関する諸事の伺い書。	書紙綴		
B30-1-2	祭典式之中							神事、祭典に関する諸事の書書。	書紙綴		
B30-2	仮名中津宮書上							大嶋中津宮に関して、由緒や末社、奉納品等を記録する。	縦帳		8
B31	御寄付書上帳	文化5年辰	1808	8月		河野遠江頭			縦帳	27.6×20.7	7
B31-1	御寄付書上帳	文化5年辰	1808	8月		河野遠江頭		沖津宮社領六拾六石六斗五升五合の内訳、祈禱料等の銀子、米の寄附を記す。	縦帳		4 「河野遠江頭」の署名の横に「年若二付河野若狭進代判」、黒印あり。
B31-2	御寄付書上	文化5年辰	1808	8月		河野安芸頭、河野遠江頭	高屋久右衛門、皆田藤七郎	大嶋中津宮、大嶋御嶽宮への米、銀子の寄附を報告する。	縦帳		3 「河野遠江頭」の署名の横に「年若二付河野若狭進代判」、黒印あり。
B32	沖津宮狛犬寄附帳	嘉永2年酉	1849	5月		発起大島御加子代半次郎、同浦庄屋重平、世話人	河野信濃頭(ただし×で消す)	大嶋加子代半次郎、同浦庄屋重平など、沖津宮への狛犬寄附を志し、その費用のため寄附を願う。	縦帳	24.5×17.9	10 佐藤市五郎氏のメモ書つき
B33	大嶋宮御宝著御神具帳							福岡藩歴代藩主(忠之、綱政)からの中津宮への神具等の奉納品の記録。天明六年午八月の目録の写。末尾に役所から河野遠江頭宛の書状の一部が写される。	縦帳	24.6×16.5	7 表紙「大嶋宮御宝著御神具帳」大宮司手元控
B34	明治九年調査ノ分 筑前国宗像郡村々社寺境内外反別区分調帳 絵図面共大島村	明治9年	1876					明治九年の荒船神社、巖島神社、貴布祢神社、御岳神社の社地調査表。図面有り。	綴	24.9×16.6	5 表紙「中津宮保存(重要)社地調査表(荒船宮・木船宮・御嶽宮)大島村」
B35	河野清磨遺伝								書紙綴	27.4×20.1	65
B35-1	社掌人名届(控)	明治29年	1896	12月	15日	河野幸作、船越時治郎、中村清三	福岡県知事男爵岩村高俊	宗像郡大島村の各神社を挙げ、神社社掌について本村須賀神社社掌河野清磨の兼務の認可を求める。	書紙綴		4
B35-2	社掌設置人数認可願	明治29年	1896	12月	15日	河野幸作、船越時治郎、中村清三	福岡県知事男爵岩村高俊	宗像郡大島村の各神社を挙げ、神社社掌について信徒窓代の協議の結果須賀神社社掌河野清磨に兼務を以て来することになったので、その認可を求める。	書紙綴		2
B35-3	河野清丸遺書祝詞集	大正12年	1923	12月				各祭礼の祝詞の記録。	書紙綴		27
B35-4	改籍願(控書)	明治16年	1883	9月	21日	河野清丸	福岡県令岸良俊介	河野清丸、平民から士族への改籍を願い出る。	書紙綴		2
B35-5	改籍願草案	明治16年	1883	9月		河野清丸	福岡県令岸良俊介	前項(「改籍願」)の草案。	書紙綴		2
B35-6	尊属之親実家え復籍願					河野清丸、河野清津、越智正人、河野通夫、毛利猪三郎		河野清丸等、継母ますの実家への復籍を願い出る。	書紙綴		2
B35-7	(神官等戸籍)							宗像郡大島浦の沖津島宗像社神官河野通信親族、博多大清新丁の沖津島宗像社下官今村重成親族、福岡奥町武内の沖津島宗像社下官永田儀行一族の年齢、氏神等の情報を記す。	書紙綴		18
B35-8	宗像神社祭典年中行事稿							月ごとに宗像神社で行う祭典、その神饌等を書き記す。	書紙綴		8
B36	諸記録								綴	25.2×19.1	8 外題「三十六号 雑録」
B36-1	相对勸化(表粕屋)					河野伊豆守(通信)		表粕屋での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-2	相对勸化(表粕屋)					河野伊豆守(通信)		表粕屋での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-3	相对勸化(宗像)					河野伊豆守(通信)		宗像郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-4	相对勸化(遠賀)					河野伊豆守(通信)		遠賀郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-5	相对勸化(嘉麻)					河野伊豆守(通信)		嘉麻郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-6	相对勸化(穂波)					河野伊豆守(通信)		穂波郡での相对勸化の許可。来午三月限り。	一紙		1
B36-7	(断簡)							藩知事からの社領現米高や、社中の職名、古来よりの官位、家系(後欠)についての諸記録。	断簡		1 一枚紙。B5-11(党書)と項目名は同じだが書かれた内容は異なる。
B36-8	瀛津宮下行米内訳書							朝廷や藩知事からの祈禱の依頼に応じて増減する下行米等の員数を書き記す。	断簡		1 一枚紙。途中で写しをやめている。
B37	中津宮御鎮座御神号之事 撰社御岳宮御鎮座御神号之事／末社之御社号并御合殿御神号之事／外二邑中造堂之小社神社号之事并右宮社尺寸之事								綴	24.5×18.2	19
B37-1	中津宮御鎮座御神号之事 撰社御岳宮御鎮座御神号之事／末社之御社号并御合殿御神号之事／外二邑中造堂之小社神社号之事并右宮社尺寸之事							中津宮、同撰社、同末社の社号や祭神、社殿の寸法等を記す。	縦帳		15
B37-2	記							大島村内の各神社社殿、遙拝所等の寸法、堂縁の有無を記す。	書紙綴		4
B38	葬祭に関する記録								綴	28.0×20.8	58
B38-1	葬祭略式					正二位大教正近衛忠房・従五位大教正千家尊福(「致定」)		葬儀に関する記録。絵図あり。	縦帳		19
B38-2	庶人葬儀式	明治7年戊	1874	11月		二甲斐越智		葬儀に関する記録の写。絵図あり。	縦帳		13 「二ノ甲斐」「越智蔵書」の朱印あり。

B38-3	(記録)								服眠についての記録。	縦帳			19	真破損有り。後欠カ。
B38-4	大宮司系図	元禄8年乙亥	1695	2月	21日				「三十 中納言氏実」から「中納言氏貞」までの系図。	縦帳			7	前欠カ。
B39	天保十亥年二月兩粕屋宗像三郡より頼二依而二夜三日之間於遷擇所五穀成就天氣繞宜妻作爲豊熟御祈禱致執行其後爲寸志一七日之間致執行候一件覚書	天保10亥年	1839	2月		遠江守藤原通次(河野通次)				縦帳	25.6×18.2		18	
B39-1	覚	(天保10年)	1839						天保十年二月十一日から十三日までの祈禱について、兩粕屋郡、宗像三郡からの依頼により執り行うこと。またその費用と、各村庄屋等関係役人の名前の覚え書き。	縦帳				
B39-2	書状	(天保10年)	1839	2月	28日	河野遠江守(通次)	頭山伝		祈禱中神聞をうかがい、結果が思わしくなかったためさらに遷擇所にて七日間の祈禱を行う。祈禱の供物、配布の札守等の数量を記した覚を添えて報告する。	縦帳				
B39-3	書状	(天保10年)	1839	3月	9日	神屋宅左衛門、山田新三郎、頭山伝、村上弥左衛門、平野茂平	河野遠江守(通次)		B39-2への返書。祈禱の執行と追加の祈禱への礼状と、改めて金千五百疋を神納すること。	縦帳				
B39-4	書状	(天保10年)	1839	3月	25日	河野遠江守(通次)	平野茂平、村上弥左衛門、頭山傳、山田新三郎、神屋七左衛門		B39-3への返書。追加の祈禱は当初予定になく、社の判断で行ったため、金千五百疋の初穂の請け取りを辞退。	縦帳				
B39-5	書状	(天保10年)	1839	4月	19日	頭山傳	河野遠江守(通次)		妻作が順調だったのは祈禱の利益であるとして、改めて初穂金子千五百の神納を願い出る。	縦帳				
B39-6	書状	(天保10年)	1839	5月	9日	河野遠江守(通次)	頭山傳		B39-5への返書。金子千五百疋は返却せず、神納すると返答。	縦帳				
B40	明治二年諸御用日記	明治2年己巳	1869	正月	吉日	一開通信(河野通信)			明治二年の社務記録。	縦帳	24.4×18.2		20	表紙「明治二年己巳正月吉日／諸御用日記／一開通信誌」。
B41	明治三年諸御用日記	明治3年	1870	正月		斎殿主人(河野通信)			明治三年の社務記録。	縦帳	25.2×18.2		39	表紙「明治三年諸御用日記／庚午正月改斎殿主人、裏表紙「■■／■■処 江上澄」
B42	出崎御届									罫紙綴	24.6×16.7		13	
B42-1	出崎御届	明治7年	1874	9月	30日	宗像神社権宮司兼権大講義 江上澄	福岡県参事山根秀介		当社主典兼少講義今村積海の長崎出張費についての届け出。	罫紙綴			1	
B42-2	(書状)	明治7年	1874	8月	24日	牧聞神社宮司兼大講義 井上祐文、他3名	三瀬県筑後国高良神社、福岡県筑前国香権宮、宗像神社、大宰府神社 正権宮司		宣教のため各社有志に長崎への出張を呼び掛ける。	罫紙綴			4	
B42-3	今般於崎陽表五大学区官国幣社神官中會議條目	明治7年	1874	10月		宇佐神宮大宮司兼権少教正到津公館代理少宮司兼大講義 杉岡真蔭、他19名			長崎での会合により会議所条約の次第を決定する。	罫紙綴			4	「宗像神社権宮司兼権大講義江上澄代理主典兼少講義 今村積海」の署名あり。
B42-4	會議所ノ方法概略								會議所運営についての取り決め、事務章程。	罫紙綴			2.5	
B42-5	出崎旅費日当各社ノ適宜と雖も預かり合儀計等ノ条目								長崎出張費用についての細則。	罫紙綴			1.5	
B43	慶応四年諸御用日記	慶應4年	1868	正月	吉日	斎殿通信(河野通信)			慶応四年の御用日記。	縦帳	25.3×18.4		29	
B44	祝詞集								祝詞文案を集めたもの。	綴	25.6×16.8		12	
B44-1	寸誌止雨祝詞					縣林大宮司内人／少輔繁三郎大三輪姓尾形義冽			祝詞。	綴			4	
B44-2	(祝詞)								祝詞。	罫紙綴			1	
B44-3	初宮諸祝詞								祝詞。	罫紙綴			2	
B44-4	(祝詞)	明治17年	1884						明治十七年末の大祭に関する祝詞。	断簡			1	断簡か。一頁。
B44-5	(祝詞)								「御大祭奉仕」に関する。文中に権宮司江藤澄隆の名前が見える。	罫紙綴			3	
B44-6	毎月十五日祭祝詞								中津宮に関する。後欠。	断簡			1	

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究事業

二〇二二年度調査概要

はじめに

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関する調査研究は、福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会によって進められている。

今年度は、令和二年度から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の流行も沈静化し、漸く人流が戻るとともに、対面でのイベントや調査なども行われるとともに、これまでの遅れを取り戻すように慌ただしく過ぎ去った一年であった。以下、各調査研究の概要を以下に報告する。

一 特別調査研究事業

世界遺産委員会登録時の勧告にもとづき、本遺産群に関わる古代東アジアにおける航海や交流、祭祀についての調査研究を二〇一八年より進めてきた。二〇二〇年度から二〇二一年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされたが、今年度は、ようやく沈静したこ

ともあり、対面で行う調査や会議を再開することができた。

現地調査については、国内における航海・交流・信仰に関する文化遺産や博物館等の視察として能登半島と対馬を訪れた。

また今年度は本事業の最終年度として、古代東アジアにおける航海や交流、海洋信仰に関するこれまでの視察および三度の国際検討会での議論を踏まえ、宗像・沖ノ島をどう理解すべきかについて、各委託研究者がそれぞれの専門的見地から報告文を作成した。

総括検討会では、各委託研究者が提出した報告文に基づき報告を行い、それを元に航海・交流、祭祀・信仰のそれぞれの側面から討論を行い現時点での到達点を確認するとともに、今後の課題について整理を行った。

成果報告会は本事業の成果を一般向けに公開するもので、各報告者が講演するとともに、これまでの議論を総括する形での討論が行われた。

各委託研究者の報告文を含む本事業の成果をまとめた報告書は、今年度末に刊行予定である。

視察一 石川県能登地方 令和四年八月一〇日から一二日

八月一〇日 羽咋市歴史資料館、シャコデ廃寺、寺家遺跡、気多大社、

滝大塚古墳、福浦港

八月二一日 舳倉島、真脇遺跡縄文館、穴水大宮、重蔵神社

八月二二日 白山神社、岩倉寺・石倉比古神社、上時国家、祿剛崎、

須須神社、見附島

参加者：

佐藤信（専門家会議副委員長、東京大学名誉教授、歴史学）

秋道智彌（山梨県立富士山世界遺産センター）

笹生衛（國學院大学教授、考古学（祭祀・神道））

田中史生（早稲田大学教授、歴史学（交流））

禹在柄（韓国・忠南大学校教授、考古学（交流））

王海燕（中国浙江大学教授、歴史学（交流））

岡寺未幾（福岡県九州国立博物館・世界遺産室）

大高広和（九州国立博物館）

池ノ上宏（福津市文化財課）

福嶋真貴子（宗像大社文化局）

視察二 長崎県対馬市 令和四年一月四日から六日。

当初、令和四年三月の予定がコロナにより延期。九月に予定していたが台風により中止、再調整の上、十一月の実施となった。

一一月四日 小船越・西漕手、小船越・阿麻氏留神社、梅林寺、烏帽子岳展望所、仁位・和多都美神社、千尋藻・六御前神社、

佐賀・円通寺、佐賀・和多都美神社（宗像八幡宮）、胡

籙御子神社、大増・宗像神社

一一月五日 豊・那祖師神社、千俵蒔山展望台、佐護・天神多久頭魂

神社、佐護・神御魂神社、木坂・海神社、黒瀬・黒瀬

観音堂、鶏知（けち）・根曾古墳群、対馬博物館、巖原・

八幡宮神社

一一月六日 豆酸・多久頭魂神社、浅藻・天道法師塔（表八丁角）、

天道法師祠（裏八丁角）、小茂田浜、小茂田・矢立山古墳、

曲集落、鶏知・住吉神社

参加者：溝口孝司（専門家会議委員、九州大学教授、考古学）・秋道

智彌・田中史生・禹在柄・岡寺未幾・大高広和

総括検討会 令和四年二月一七・一八日（土・日）

場所：アクロス福岡（福岡市内）

報告一 秋道智彌

「先史・古代の東アジア海域世界―航海と海域ネットワークからみた世界遺産モデル―」

らみた世界遺産モデル」

報告二 禹在柄

「沖ノ島祭祀遺跡と竹幕洞祭祀遺跡からみた倭国と百済との交流」

報告三 笹生衛

「宗像・沖ノ島にみる祭祀の意味と中世への変容」

報告四 田中史生

「秦氏本系帳」と宗像の神」

事務局報告 岡寺未幾・岡崇・池ノ上宏

「登録後五年間の調査研究成果について」

討論

議長 長 佐藤信・溝口孝司

討論参加者 王海燕

岡田保良（日本イコモス国内委員会委員長）

鈴木地平（文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室）

成果報告会 令和五年三月一二日（日）

場所 九州国立博物館ミュージアムホール

報告一 秋道智彌

「航海と海域ネットワークからみた世界遺産モデル」

報告二 禹在柄

「沖ノ島祭祀遺跡と竹幕洞祭祀遺跡からみた倭国と百済との交流」

報告三 高田貫太

「古墳時代の日朝交渉における海の道―朝鮮半島南・西海岸地域の倭系資料の分析を中心に―」

報告四 田中史生

「秦氏と宗像の神―「秦氏本系帳」を手がかりとして―」

報告五 笹生衛

「宗像・沖ノ島における祭祀の意味と中世への変容―人間の認

知機能と環境変化の視点から―」

パネルディスカッション

「沖ノ島研究の新地平―五年間の研究を振り返って」

議長 長 佐藤信（司会）・溝口孝司

パネリスト 岡田保良・鈴木地平

（福岡県九州国立博物館・世界遺産室 岡寺未幾）

二 宗像大社にかかる調査研究

（一）考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社・宗像市文化財課を中心として、福岡県文化財保護課、同世界遺産室、同九州歴史資料館、宗像市世界遺産課で行っている。

ア．沖ノ島祭祀遺跡出土の奉獻品の保存管理

宗像大社の所蔵する国宝沖ノ島出土品は、宗像市沖ノ島で四世紀後半から九世紀にかけて行われた国家的祭祀の奉獻品で、昭和二九（一九五四）年から四六（一九七一）年にかけて実施された三次の学術調査の出土品と島内で不時発見され辺津宮へ移され保管されてきた伝世品がある。これら約八万点を数える国宝は、昭和三四（一九五九）年の指定から六〇年以上経過し、近年、保存管理の上でさまざまな課題が生じてきた。

そこで、本国宝を後世へ確実に継承できるよう、適切な保存管理および

活用等の基本指針を定めるため、所有者である宗像大社が事業主体となり令和四年度から二ヶ年で国宝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品ならびに国宝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品(以下「国宝沖ノ島出土品」)保存活用計画を策定することにした。本年度は国宝沖ノ島出土品保存活用計画策定委員会及び、宗像大社・福岡県九州歴史資料館・宗像市で構成される国宝沖ノ島出土品保存活用計画策定ワーキンググループを立ち上げ、月一回程度のワーキング及び三回の委員会を開催、さらに出土品や施設環境に関するオブザーバーや策定委員会委員の現地調査を行った。計画の章構成は全一三章とし、八章までの作成と審議を終えた。なお、現段階の章構成は次のとおりである。

- 第一章 計画策定の経緯と目的
- 第二章 指定に至る経緯と基本的情報
- 第三章 本質的価値と新たな価値評価の視点
- 第四章 現状と課題
- 第五章 大綱と基本方針
- 第六章 調査研究
- 第七章 保存・管理
- 第八章 活用
- 第九章 防火・防犯
- 第一〇章 施設整備
- 第十一章 運営・体制
- 第一二章 施策の実施計画の策定と実施

第一章 経過観察

(宗像市文化財課・白木英敏)

イ. 国宝管理台帳

二〇一八年度以降、宗像大社、福岡県、宗像市と一体で国宝管理台帳の作業を進めている。国宝沖ノ島出土品の管理は、これまで紙台帳で管理されてきたが、二〇二〇年以降、国宝管理台帳のデジタル化作業を進めてきた。デジタル・アーカイブ MUNKAKATA ARCHIVES に管理者のみ閲覧可能なデータベースを作成してきたが、個別データの入力・確認作業をおこなった。データベースは基本台帳・土器台帳・貸出履歴・保存処理履歴からなり、基本台帳・土器台帳が管理の基本となるものである。

基本台帳は、国宝の管理番号にもとづくもので、現時点で管理番号から分割可能な個別データを登録。管理番号に基づく紙台帳は五〇四頁であったが、登録された個別データは七七六四点となる。

土器台帳は土器詳細遺物台帳掲載のデータを格納するものである。土器については、国宝のうち管理番号を持たないものや、国宝に登録されていないものもあり、別途台帳を作成している。土器台帳については、第一・二次調査にかかるもの一三四三点、第三次調査にかかるもの二二二八点、計三五七一点の登録を行なった。

また、現時点で登録可能な貸出履歴・保存処理履歴についても入力作業を行った。
(岡寺未幾)

ウ．土器詳細遺物台帳の作成

(宗像市文化財課 原俊一)

二〇一七年度より報告書に基づく土器詳細遺物台帳の作成作業を九州大考古学研究室と行っている。本年度の作業は、新型コロナウイルス感染拡大の時期を避けながら、二〇二二年五月一三日から二〇二三年三月下旬までに計一四回、沖ノ島祭祀遺跡調査報告書と照合できなかった土器・土製品資料約二五〇点のうち、昨年度未着手だった約六〇点について、台帳化作業ならびに作成台帳の内容見直しを行った。二〇二三年三月、関係者で協議し、今年度作業の進捗と来年度の作業内容を確認した。

(宗像大社文化局 福嶋真貴子)

エ．沖ノ島祭祀遺跡に関連する写真・図面資料

沖ノ島祭祀遺跡関連写真の整理作業については、前年度分のスライドフィルム及び焼付け写真整理登録作業を二〇二二年二月八日の通算一三四回目に一九九冊から着手し、三月二三日の通算一四〇回目に第二〇三冊の途中まで行った。内容は第三次調査の現地調査状況や報告書作成のための中国大陸現地調査、沖ノ島の自然と植物である。

当該年度は四月六日の通算一四一回目に第二〇三冊の第三次調査の現地調査状況の登録作業に着手し、八月九日の通算一五二回、第二〇五冊までの作業を終了した。内容は第三次調査の現地調査及び報告書作成に伴う関連調査である。このほかに、宗像大社蔵鏡・馬具の焼付写真を第三一〇冊から三一五冊として整理登録した。下半期は本作業を中断した。

沖ノ島祭祀遺跡の学術調査にかかる写真のデジタル化については、二〇二〇年から作業を進めてきたが、なお膨大な量が残されている。今後作業を進める上で管理を容易にするため主要な写真アルバム八九冊をスキャン、PDF作成作業を行った。また一部、特に祭祀遺構に係る部分については、画像の切り抜き作業を行った。

図面に関しては、神宝館に収蔵されていた「沖ノ島祭祀遺跡調査報告図」の青焼き図面のスキャンを行った。これは昭和五八(一九八三)年に国立歴史民俗博物館の委託を受け株式会社トータルメディア開発研究所が作成したものであり、現在、展示されている実物大の沖ノ島祭祀遺跡の模型制作のため、測量および植生調査を行なった際の記録と考えられる。

(岡寺未幾)

(二) 文献資料

二〇一七年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」のうち書簡・公文書などの一紙ものの目録作成作業を行っているが、二〇二〇・二〇二一年度と新型コロナウイルス感染症の影響を受けてほとんど作業ができなかった。今年度もオミクロン株による感染拡大や関係者のスケジュールの都合によりなかなか作業が実施できなかったが、一二月から作業を再開した(年度内計四度実施予定)。作業は新修宗像市史編集作業も兼ねて、宗像大社文化局に加え、九州国立博物館(福岡県立アジア文化交流センター)、九州歴史資料館が協力して行っている。来年度も継続して行う予定である。

(三) 経過観察

ア. 「宗像神社境内」全体に関する調査

宗像大社沖津宮である沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩の構成資産については、周辺海域を含めた釣人などのモニタリング調査を一回（一月九日、二月一日、三月二日、四月二七日、五月三日、七月二日、八月二八日、九月二七日、一〇月一五日、十一月一九日、十二月一〇日）実施した。その内、一〇月一五日には各祭祀遺跡の詳細なモニタリング調査を行った。

また、中津宮では、十一月一九日に祭祀遺跡等のモニタリング調査を行った。辺津宮では、一〇月四日に宗像市市民の会と共に資産の見回り活動を実施、一月二四日には祭祀遺跡等のモニタリング調査を行った。現地調査関係者は以下の通りである。

宗像市世界遺産課 合島賢二・岡崇・池田拓・高村光司郎・鎌田隆徳
福岡県九州国立博物館・世界遺産室 正田実知彦

イ. 宗像大社沖津宮の調査

昨年に引き続き、9号遺跡及び10号遺跡における遺物の出土状況について、重点的にモニタリング調査を実施した。その結果、新たに確認された金銅製品は1点に留まったものの、昨年までに確認されていた遺物を再確認することはできなかった。このことから、今年は遺跡内におけるオオミズナギドリ営巣活動が少なかったものの、遺跡内を通過するオオミズナ

ギドリは例年どおり存在したことが想定される。

また、一〇号東側遺跡については、金銅製品の破損や遺物の移動が認められた。これは、台風の通過やオオミズナギドリの移動に伴って生じたものと想定される。

遺跡全体を通じて、台風通過による小枝の折損や落葉によって、地面が覆われ、遺物の出土状況が分かりにくい状態となっている。

なお、小屋島・御門柱・天狗岩については、大きな変化は認められなかった。

ウ. 宗像大社中津宮の調査

御嶽山祭祀遺跡では、昨年と同様、御嶽神社南側の斜面において、須恵器片や土師器片の散布を確認した。その他、大きな変化は見られなかった。

エ. 宗像大社辺津宮の調査

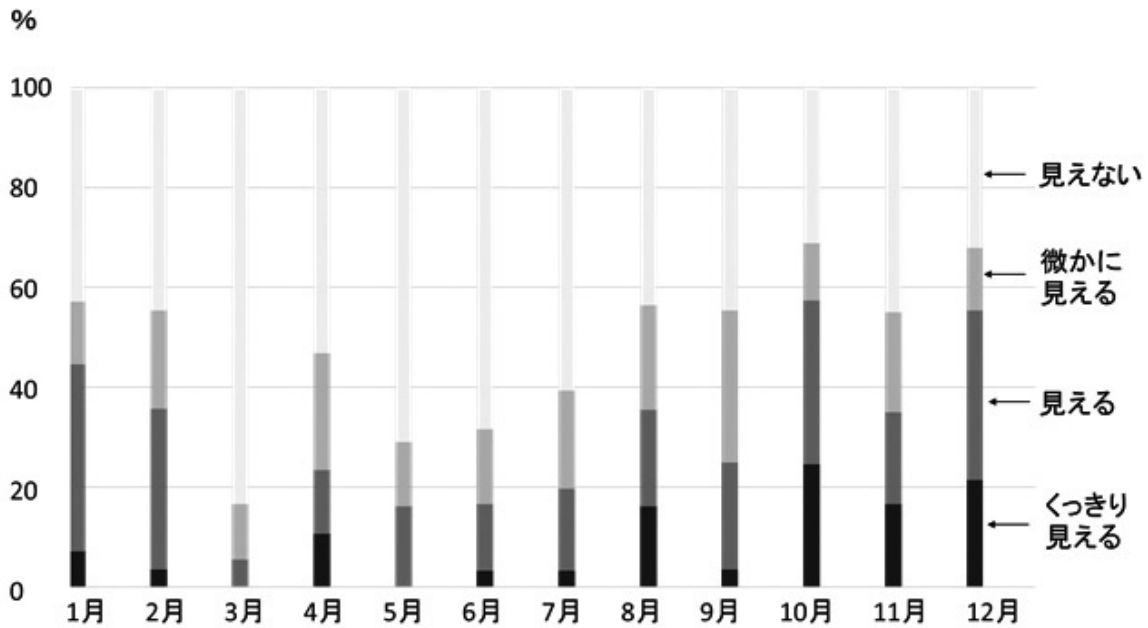
下高宮祭祀遺跡では、昨年と同様、高宮祭場周辺の四ヶ所から、須恵器片や土師器片の散布が確認された。その他、大きな変化は認められなかった。

オ. その他の調査

・台風による影響

二年連続通過した台風の影響で、やや衰弱していたタブノキ等の多くが枯損し、その影響で祭祀遺跡内は徐々に明るくなってきている。そのため、

2022年沖ノ島視認割合表



1年間の内 くっきり見える9% 見える22% 微かに見える17% 見えなし52%

図一 2022年沖ノ島視認調査結果

今後は遺跡内にも下草が繁茂する可能性が高くなると思われる。

なお、沖の島漁港においては、西側テトラポットに溜まっていた漂着ごみが今回の台風による高波によって海洋に放出され残されていなかった。

また、沖の島漁港東側ののり面裾部が高波によって削られ、その土砂がコンクリート基礎の空洞部に堆積しつつある。

・沖ノ島視認調査

大島の北側砲台跡近くにあるトイレの壁に設置したカメラから、約50km沖に浮かぶ沖ノ島の視認調査をほぼ毎日、午前午後と実施している。

例年通り三月から七月までは、PM2.5等による霞などで見えない日も多かったが、八月以降見える日も多くなっており、特に十月と十二月はくっきり見える日が多かった。

(宗像市世界遺産課 岡崇・)

福岡県九州国立博物館・世界遺産室 正田実知彦

三 新原・奴山古墳群の調査

三四号墳は、六世紀中頃後半に築造された円墳で、現存する墳丘の直径は約十九m、高さは約六mである。墳丘周囲は開墾により平坦に削平されている。墳丘中央部には幅三m長さ六m程度の陥没があり、石室の南壁天井石付近に達している。これまでに発掘調査は行われておらず、築造当時の規模や周溝の有無等は不明である。二〇二一年度、墳丘西側崩落面の



写真一 三四号墳調査状況



写真二 三四号墳石室内部の状況

調査を行い、墳丘盛土と墓道を確認した。二〇二二年度は古墳の規模・形状を確認するため、墳丘周囲のトレンチ調査を行った。調査では周溝が確認された(写真一)。周溝からは須恵器と土師器の破片が出土した。須恵器は甕が出土した。そのほか、性格不明の遺構より土師器の集中的な出土が見られ、坏、高坏等が出土した。土器の年代は六世紀中頃を示す。また、墳頂部の盗掘坑に関して腐植土と崩落土砂の除去を行った。崩落土砂からは須恵器と土師器の破片が出土した。石材が抜かれ開口した右側壁上部から石室の保存状態を確認した。一九七七年に報告されていたとおり、石柵をそなえる横穴式石室であることを確認した(写真二)。三四号墳では二〇二二年度に調査及び保存修理工事を完了する予定である。

また、二基の円墳と考えられていた一五号墳と一九号墳については、二〇一八年度の確認調査によって一基の前方後円墳である可能性が想定されており、二〇二〇年度に追加でトレンチ調査を実施した。前方部角部の周溝と考えられる溝状遺構を検出した。二〇二一年調査では、一五号墳と一九号墳の境付近においてトレンチ調査を実施する。また、一九号墳の墳頂部陥没について、腐植土及び流入土砂を除去する調査を行う。一九号墳の調査は令和五年三月に調査を終了する予定である。

このほか、航空レーザー測量の結果発見された古墳状の地形について確認調査を実施する。古墳分布確認調査は令和五年度に継続して実施する予定である。(福津市文化財課 永島聡士)

四 その他

(一) 宗像市管内遺跡調査

光岡六助遺跡・上高宮古墳の遺物整理作業及び浜宮貝塚の報告書刊行を行った。光岡六助遺跡は古墳時代前期末から後期にかけての集落遺跡で、今年度は接合・復元作業及び遺物実測・トレース図作成を行った。上高宮古墳は、宗像大社辺津宮境内に所在する直径23m前後の円墳で、長方形革綴短甲、蕨手刀子、鏡など約300点の遺物が出土した。今年度は、遺物クリーニング及び甲冑については九州国立博物館でX写真撮影し、接合作業を実施した。浜宮貝塚は、五世紀後半から七世紀にかけて営まれた海浜集落遺跡である。平成三〇年度から令和二年度にかけて3次にわたる調査の結果をまとめた報告書『浜宮貝塚Ⅱ』(註)を刊行した。

(註) 豊崎晃史編 2023 『浜宮貝塚Ⅱ』宗像市文化財調査報告書第83集

(白木英敏)

(二) 新修宗像市史編纂事業

今年度は本編五巻目(全六巻)『祈りとまつり』の編さんを実施した。内容は、沖ノ島祭祀に代表される原始・古代の祈りとまつりから現代に残る山笠・宮座などの伝統行事、宗像大社をはじめ多彩な宗教建築、宗教美術など、宗像の祈りとまつりをテーマとした最新の調査・研究成果である。

(白木英敏)

(三) 福津市管内遺跡調査

今年度は三件の埋蔵文化財発掘調査を実施した。調査の概要は、宮司浜ノ久保遺跡第二地点（古墳・近世・集落）、津屋崎塩田遺跡第四地点（近世・近代・生産）、在自西ノ後遺跡第六次（古代末から近世初頭・集落）である。

（福津市文化財課 松永通明）

(四) デジタル・アーカイブに関わる調査

二〇一九年度年より本遺産群に関わる文化財のデジタル化およびその公開を推進する事業を継続している。

今年度は沖ノ島祭祀遺跡学術調査関係者の聞き取りを全六回行っている。調査成果については次年度以降の沖ノ島研究で報告予定である。

第一回 小田富士雄氏（福岡大学名誉教授） 聞取調査

日時：令和四年六月七日（火） 場所：九州歴史資料館

第二回 小田氏・松本肇氏（元宗像大社文化財管理局） 聞取調査

日時：令和四年六月一六日（木） 場所：九州歴史資料館

第三回 松本氏聞取調査

日時：令和四年一〇月一八日（火） 場所：海の道むなかた館

第四回 小田氏聞取調査

日時：令和四年一二月一〇日 場所：小田氏自宅

第五回 小田氏聞取調査

日時：令和四年一月一六日 場所：九州国立博物館

第六回 佐田 茂氏（佐賀大学名誉教授） 聞取調査

日時：令和四年一月一〇日 場所：宗像大社神宝館

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 デジタルアーカイブウェブサイト MUNAKATA ARCHIVES のデータベースの充実を図るための作業は、以下の通りである。沖ノ島祭祀遺跡に関連するデジタル化については、宗像大社に関わる調査研究（一）考古資料を参照いただきたい。古文書データベースについて、宗像大社文書は第四巻の文字データ作成を行ない、公開に向けての作業を進めている。映像データベースについては、宗像大社所蔵の映像ファイルのデジタル化を実施した。

またウェブサイトが多言語対応を進めるため、宗像地域の文化財データベース掲載データの翻訳を実施した。今後もウェブサイト全体のさらなる充実を図っていく。

(五) 公開講座について

本遺産群の価値をわかりやすく伝え、遺産への関心を深めるとともに、新たな調査研究の契機となることを目指し、令和元年（2019）度から「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座を行なっている。

令和元年（2019）度は平成二十二年から二十四年（2010 - 2012）にかけて行われた顕著な普遍的価値を探るための委託研究の成果について行った。

表1 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群公開講座
(令和元(2019)年度から令和四(2022)年度)

	テーマ	講師	会場	開催日	
令和元年度	第1回	「沖ノ島祭祀遺跡の調査と成果」	小田 富士雄	海の道むなかた館	令和元年7月15日(祝)
	第2回	「宗像・沖ノ島祭祀の実像－古代の祭祀からみた沖ノ島祭祀遺跡－」	笹生 衛	海の道むなかた館	令和元年7月15日(祝)
	第3回	「古代宗像の渡来人」 「文献史料から見た古代豪族宗像氏の交流」	亀田 修一 森 公暲	カメラリア・ホール	令和元年9月7日(土)
	第4回	「沖ノ島祭祀の成立前史」 「沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀」	武末 純一 柳田 康雄	海の道むなかた館	令和元年9月21日(土)
	第5回	「5世紀における石製祭具と沖ノ島の石材」 「文献からみた古代王権・国家のカミマツリと神への捧げ物」	篠原 祐一 西宮 秀紀	海の道むなかた館	令和元年10月26日(土)
	第6回	「日本民俗学(伝承分析学・traditionology: the study of traditions)からみる沖ノ島」 「古代神祇祭祀制度の中の宗像社」	新谷 尚紀 加瀬 直弥	海の道むなかた館	令和元年11月16日(土)
	第7回	「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」 「宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀」	白石 太一郎 重藤 輝行	カメラリア・ホール	令和元年12月7日(土)
	第8回	「神道史上における沖ノ島の祭祀」 「国家形成から見た沖ノ島」	福山 林継 ウエルナー・シュタインハ ス	海の道むなかた館	令和2年1月18日(土)
	第9回	「宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌」 「宗像大社の無形民俗文化財」	服部 英雄 森 弘子	海の道むなかた館	令和2年2月15日(土)
	第10回	「神話と建築にみる宗像信仰」 「近世宗像郡の寺社建築と宗像社」	亀井輝一郎 山野 善郎	コロナにより中止	令和2年3月14日(土)
令和2年度	第1回	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産としての価値	西谷 正	オンラインのみ	令和2年7月23日(土)
	第2回	沈没船から読み解く造船技術と航海	佐々木 蘭貞	オンラインのみ	令和2年9月19日(土)
	第3回	近世宗像郡の寺社建築と宗像社－建築が伝える記憶－	山野 善郎	オンラインのみ	令和2年10月17日(土)
	第4回	中世宗像における宗像三女神信仰	河窪 奈津子	オンラインのみ	令和2年11月14日(土)
	第5回	世界から見た沖ノ島－祭祀、政治、交易の物語の創造－	サイモン・ケイナー	オンラインのみ	令和2年12月19日(土)
	第6回	竹筒洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡	禹 在 柄	オンラインのみ	令和3年1月16日(土)
	第7回	世界遺産の保存管理－文化、自然、人々を中心としたアプローチ－	ガミニ・ウィジェスリヤ	オンラインのみ	令和3年2月20日(土)
	第8回	世界遺産の景観を守る－宗像・福津の風景－	仲間 浩一	オンラインのみ	令和3年3月20日(土)
令和3年度	第1回	「海の古墳」としての新原・奴山古墳群	魚津 知克	カメラリアホール	令和3年7月22日(木・祝)
	第2回	「沖ノ島の奈良三彩」	高橋 照彦	オンラインのみ	令和3年8月21日(土)
	第3回	「沖ノ島の鏡」	岩本 崇	オンラインのみ	令和3年9月18日(土)
	第4回	「沖ノ島の馬具を復原する」	桃崎 祐輔	海の道むなかた館	令和3年10月23日(土)
	第5回	「沖ノ島の玉、滑石製品を中心に」	清喜 裕二	海の道むなかた館	令和3年11月20日(土)
	第6回	「沖ノ島の紡織具」	東村 純子	海の道むなかた館	令和3年12月18日(土)
	第7回	「宗像・沖ノ島の武器と武装」	齋藤 大輔	海の道むなかた館	令和4年1月14日(金)
	第8回	「沖ノ島のガラス」	中井 泉、福嶋 真貴子、四角 隆二、阿部 善也、加藤 千里、村串 まどか	オンラインのみ	令和4年2月23日(水・祝)
令和4年度	第1回	「瀬戸内航路の神々と倭王権－住吉・大山祇・宗像－」	森田 克行	カメラリアホール	令和4年7月16日(土)
	第2回	「毛岐・対馬の海洋信仰と祭祀」	堀江 潔	海の道むなかた館	令和4年9月10日(土)
	第3回	「古代北陸の航海・境界に関わる祭祀遺跡－寺家遺跡を中心に－」	中野 知幸	海の道むなかた館	令和4年10月15日(土)
	第4回	「古代瀬戸内海の島々と祭祀遺跡」	妹尾 周三	海の道むなかた館	令和4年11月19日(土)
	第5回	「日本の神々と海から考える宗像信仰の意義」 「日本近世の航海信仰からみた古代の持衰」	ファビオ・ランベッリ 山内 晋次	オンラインのみ	オンラインのみ
	第6回	「南方世界の造船・航海術と信仰」	後藤 明	アクロス福岡	令和5年2月18日(土)

※過去の公開講座はすべて MUNAKATA ARCHIVES・YouTube で動画を公開しており、下記より閲覧可能。



<https://www.munakata-archives.asia/>



<https://youtube.com/@okinoshimaheritage5116>

令和二年（2020）度は、本遺産群の世界遺産としての価値、国際的な価値と保存管理をテーマに行った。

令和三年度（2021）度は「沖ノ島祭祀と人の関わり」という観点から「古墳群」や「奉獻品」の考古遺跡に焦点をあて講座を行なった。特に、奉獻品についての報告では、いくつもの最新の知見が示される。この講座では事前に講師が実際に展示されている奉獻品を前に、そのみどころを解説する「解説動画」の制作を行った。

令和四年度（2022）は、特別研究事業と連携して「海と人々の関わり」をテーマに海の信仰に関わる遺産について国内外の事例について報告が行われた。

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和元年度第10回の講座は中止となり、令和二年度は録画配信に特化した形で行った。令和三年度は感染状況をみながらの開催であったが、令和四年度は全て対面での開催することができた。

全ての講座については録画をMUNAKATA ARCHIVES、本遺産群の公式ホームページで公開しているので、ぜひご覧いただきたい。

（岡寺未幾）

宗像大社辺津宮境内「高宮出土として伝世する品」 が提起する問題について

清喜 裕二

はじめに

本稿では、宗像大社辺津宮境内の「高宮出土として伝世する品」のうち石製模造品を取り上げ、その資料が提起する問題について論じる。沖ノ島をはじめとする宗像周辺の遺跡からは、多種多様な石製模造品の出土が知られているが、沖ノ島祭祀の実態を解明する上で、他の遺物とともに石製模造品がひとつの要素になることは確かであろう。その中でも、本稿では起点として1点の資料に注目して、そこから派生する問題について考察を進めたい。

1. 伝高宮出土品について

(1) 検討の経緯

起点となる資料は、本誌第4号で福嶋真貴子氏が「高宮出土として伝世する品」（以下、伝高宮出土品）のうち滑石製不明品として報告されたものである（福嶋報告第2図-4第1図1）⁽¹⁾。偶然別の資料の調査で宗像大社宝物館に伺った折、同氏より不明品として報告した滑石製品が何であろうかとの質問をいただいた。以下に述べるように、筆者は一見してその形態が岐阜県大垣市遊塚古墳から出土した鉤形の石製模造品（以下鉤形と表記）の一部によく似ているとの印象をもった。つまり、鉤形の一部と推定できるのではないかと考えたのである。しかし同時に、全形が不明であることや調整その他の特徴、分布上の問題など外形上の類似だけでは早計に結論を下せないとも感じた。そこで、まずは推定どおりの資料として位置づけが可能であるかを検討していきたい。

(2) 伝高宮出土品の特徴

福嶋報告によれば、獣形状を呈する欠損のない完形品、もしくは刃部を欠く刀子などの柄部の可能性を挙げており、筆者の考えは後者に沿うものである。鉤形の一部と述べたが、当然全形を表しているものではなく、後述するとおり、具体的には柄尻部分に相当すると考えられる。報告によると長さ5.85cm、最大幅2.8cm、最大厚1.57cmを測る。広い範囲に茶褐色の付着物が見られ、1ヶ所の穿孔がある。付着物により表面の状態は不明瞭だが、側面では明瞭な削り痕が見られ、上端面には細かい擦痕が残る。形態上の細かい点については、既出の鉤形との比較において示していきたいが、ここであらかじめ確認しておくことは以下の2点である。断面に顕著であるが一部丸みを帯びた面もありつつ、全体としては角ばっており、作りとしては粗雑である点が、まず挙げられる。また、ところどころ石材表面の剥離もみられる。もう1点としては、明瞭な欠損部が確認できない点である。欠損しているのであれば、第1図1に図示した上端面に欠損の痕跡が残ると考えられるが、観察しても現状で明瞭な痕跡は認められない。欠損箇所を相当入念に研磨したと考えない限り、福嶋報告にもあるようにほぼ「欠損のない完形品」のように見えるのである。この点が伝高宮出土品の最大の問題点である。

2 鉄製鉈について

鉈形を含む農工具形の石製模造品は個別の形態や組合せなど、鉄製農工具を写し取ったと考えられ、そこには石製品として製作されるにあたって新たに付与された性格があると思われるが、基本的には鉄製品に与えられていた性格を基盤にしていたと考えられる。ここでは、鉈形の検討の素地として、鉄製鉈についてごく簡単に整理しておきたい。

(1) 研究抄史

鉄製農工具については、弥生時代のうちに基本的な構成が生まれ、機能分化も果たしながら古墳時代に引き継がれていくことが指摘されている。鉄製鉈は、考古学の側から弥生時代における道具の鉄器化の問題と絡み、岡崎敬⁽²⁾、岡村秀典⁽³⁾、野島永⁽⁴⁾らの研究があり、古墳出土品について三木文雄の一連の検討⁽⁵⁾をはじめ、古瀬清秀の研究で大きく前進した⁽⁶⁾。また、田中謙が現段階での理解をわかりやすく整理しており、鉄製鉈の全体像が把握できる⁽⁷⁾。

また、建築に関わる側面からは大工道具としての視点で鉈の位置づけがおこなわれてきた。鉈形は古代の特に出土品としての鉄製鉈について鉄部の錆や木質の腐朽による情報の欠落を補う位置づけで紹介されることがあった⁽⁸⁾。村松貞次郎⁽⁹⁾や吉川金次⁽¹⁰⁾成田寿一郎⁽¹¹⁾らの研究を経て、渡邊晶の研究では古墳時代以前の鉈は大工道具（建築工具）としては含めないことが明確化される⁽¹²⁾。

(2) 用途

このような研究の進展状況の中、本稿で扱う鉈形の製作対象となった鉄製鉈は古墳時代前期後半～中期初頭に属するもので、その刃部の大きさなどから、およそ建築材のような大型材の表面を調整するには非効率である点、実際の建築材に鉈の調整痕と思しき跡が見出しがたい点などから、用途としては建築工具としてではなく、木工具として位置づけられている。

一方、それ以外の工具類は木工具としても建築工具としても使用できるものであることに注意しておきたい。ひとつの形態で様々な道具としての使用法があったことは既に指摘されているとおりである。実際に弥生時代から大型建物は存在しており、仮屋も多くあったと思われる。鉈にしても、古代以降の鉈のような使用法に限定しなければ、使用方法のあり方は木工具としてであっても、建築工程のある部分での使用というように少し幅広く考えることも可能であろう。

3 鉈形について

(1) 鉈形の諸要素

伝高宮出土品の検討の前段階として、鉈形の各種事項について確認しておきたい。主な項目については表1にまとめた。また、必要に応じて鉄製鉈との比較にも触れていきたい。

魚津知克は、鉄製農工具と「農工具形石製祭器」の対応関係、石製化における器種選択の問題、副葬のあり方における比較検討などを行う中で、鉈形の特徴を示し、茎が長い「長茎形」、刃部幅が茎幅より広い「Ⅱ類」を形象しているとする⁽¹³⁾。筆者も同様に考えており、以下に挙げる鉈形に関する特徴も魚津の指摘と重なるところがある。

表1 鉈形一覧表

番号	出土地域	出土地	墳形	現存長	刃部長	茎	線刻	穿孔	柄元の削り	欠損	石材
1	中国(岡山県)	岡山県内	—	9cm	1.5cm※	長茎	×	×	○	なし	滑石
2	近畿(奈良県)	富雄丸山古墳	円墳	12.5cm	1.7cm	長茎	○茎	×	○	なし	滑石
3	近畿(奈良県)	ナガレ山古墳	前方後円墳	9.4cm※	1.8cm※	長茎	×	—	—	あり	滑石
4	近畿(三重県)	石山古墳	前方後円墳	15.8cm	3.2cm	長茎	○茎	○	—	なし	滑石
5	東海(岐阜県)	遊塚古墳	前方後円墳	15cm	3.2cm	長茎	○柄巻	○	○	なし	滑石
6	関東(群馬県)	群馬県藤岡市神田	—	13cm	2.1cm※	長茎	×	○	○	なし	滑石
7	関東(群馬県)	上野	—	10.6cm	2.2cm	長茎	×	×	○	なし	滑石
8	関東(茨城県)	茨城県内	—	13.4cm	2.5cm※	長茎	×	○	×	なし	滑石
9	関東(茨城県)	鏡塚古墳	前方後円墳	14.5cm	2.8cm	長茎	×	○	○	なし	滑石

凡例：
 ・現存長の※は欠損が大きく全長の把握に影響を及ぼすもの
 ・刃部長の※は先端の欠損により本来の刃部長より短いもの
 ・刃部長は先端から柄元までを計測
 ・茎の表記は魚津論文〔註(13) 文献〕による
 ・—は欠損ほかの理由で確認できていないもの
 ・欠損は意図的である可能性があるもの
 ・石材は、慣用的に用いられる広義の滑石の意味で用いている

個体数 筆者の管見に触れる限り、9個体を確認している(第1図2~10)⁽¹⁴⁾。

分布 西から、中国地方に1個体(吉備1)、近畿地方に3個体(大和2・伊賀1)、東海地方に1個体(美濃1)、関東地方に4個体(毛野2・常陸2)、である(第2図)。分布の議論に堪えるほどの個体数ではないとも言えるが、近畿地方よりも東の地域に集中しており、東日本への偏在という形で明確な傾向が認められる。

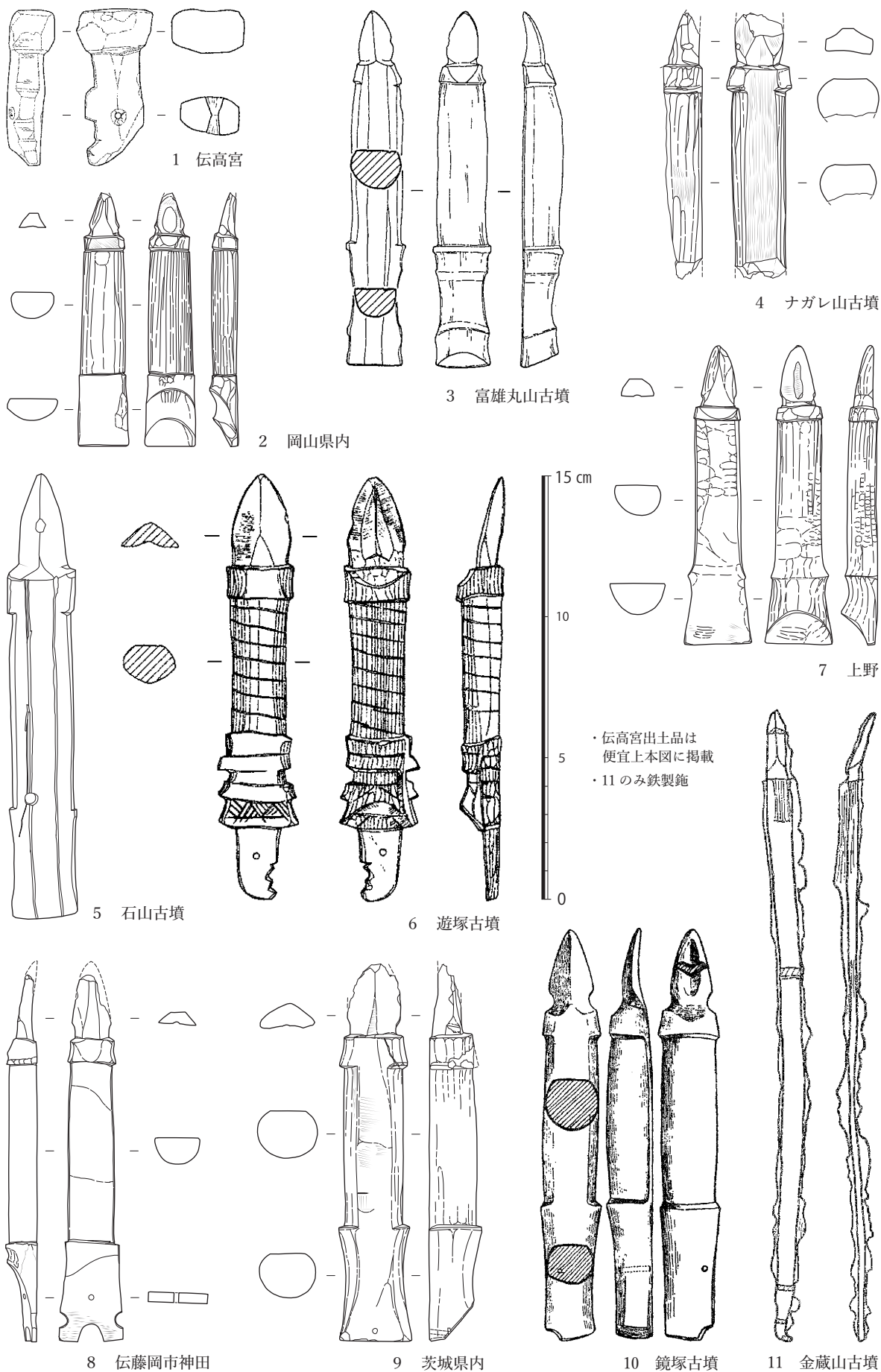
出土遺跡は明確なものはすべて古墳である。農工具形の石製模造品の多くの出土例から、出土地が明確でないものも古墳からの出土であったと考えられる。

時期 これまでにも指摘されてきているように、農工具形の出現当初に存在するが、短期間のうちにみられなく器種である。おおむね古墳時代前期後半から中期初頭の間 positioning つけられよう。

形態・表現 鉈は構造として鉄器部分(刃部・茎)と木器・骨角器部分(柄)から構成され、鉈形はそれらが石材で一体的に製作されているが、構造や意匠がわかるような表現が施されている個体が多い。

【刃部】平面形としては、茎幅より広い刃部を表現したものが多くと考えられ、石山古墳出土品は茎幅と同じであるタイプの可能性もあるが、石製品でもあり、意図した表現かどうかは判断が難しいものもある。側面形は先端に向かって上方に伸びる形態を示し、鉄製鉈に通有の形態といえよう。また、裏すきが明瞭に表現されている個体が多い。刃部長は最も長い遊塚古墳、石山古墳出土品で3.2cmを測る。これは、田中が示すように当該期の鉄製鉈の刃部長が3cm程度であるとされていることと矛盾しない。

【茎】茎の表現は、魚津が示すとおり「長茎式」で占められる。茎尻が柄から突き出ている状態を表している遊塚1号墳出土品(第1図6)を除くと、刃部から2本の並行する線刻を施すことにより、茎部を表現している個体を挙げられる。富雄丸山古墳出土品(第1図3)、石山古墳出土品(第1図5)があり、それ以外は線刻がないが、柄の表面が平滑であることから表現が省略されたと考えられる。また、茎尻が柄の中に納まっている状態が表現されている例が多いが、実際は茎尻が突き出ているものは多いと思われ、石製品故の省略であると考えられる。



第1図 鉞形・鉄製鉞実測図 (Scale=1/2)

【柄】柄はただの持ち手というよりは、刀装具のように一定の意匠をもっているようにもみえる。平面形態としても側面形態としても、削りを多用した曲線的な形状が特徴的である（第1図8、10など）。横断面のうち、特に持ち手部分は蒲鉾形を呈するものが多い。装着方法は基本的に共通していると考えてよいだろう。

また、側面形態については1点新たに気づいたことがある。第3図に挙げた写真は、宮大工の方が使用されている鉈である⁽¹⁵⁾。柄元下端部を斜めにカットしている（矢印箇所）。これは削りの作業を行う際に、柄元の下端部が材に当たってしまうことを避けるためご自身で削ったものである。刃部の反り具合や刃部のどのあたりを使用するかによって変わってくるため、必ず削るものでもないとのことであったが、鉈形の側面形を観察すると、富雄丸山古墳出土品をはじめ、少なくとも6個体について同様の形状を確認できる。石製の加えられた意匠である可能性はあるが、大型化してくる前の古墳時代前期後半から中期初頭の時期にみられる鉄製鉈の刃部は短いことが指摘されており、使用にあたって柄元が材に当たることは十分に考えられよう。鉈形が当該期の鉄製鉈をかなり忠実に写し取っていると考えられると同時に、その鉄製鉈が実用品であった可能性が高いことも示しているといえよう。

田中が良好な事例として挙げる中峰2号墳の鉄製鉈（第4図4）⁽¹⁶⁾と富雄丸山古墳の鉈形を比較すると（第4図3）、柄部の形状が酷似していることが注目されるほか、莖尻が鉤状になるものは先の中峰2号墳や金蔵山古墳出土の鉄製鉈（第1図11）と遊塚1号墳出土の鉈形（第4図2）で共通するなど、過度な誇張や省略はなかったとみてよく、これは鉈形と共伴する各器種についても概して当てはまる。鉄製鉈の場合は木製の柄の細かい形状までの把握が難しいことを考えると、鉈形の個体数は少ないが、鉄製鉈の復元的な所見を得るにあたって腐朽しにくい石製品の素材的特性が活かされているといえる。

しかし、多くの鉄製鉈がこれらと同様の特徴をもっていたかどうかはわからないところが多く、装着方法の違いもあるが、多くは正倉院の工匠具のように単純な棒状の柄で簡素なものが一般的であったとも考えられる。時期は下るが宮崎県えびの市島内21号地下式横穴墓出土品のように横断面が円形を呈する鹿角製の柄が装着されている例もある。それなりの多様性をもっていたと考えられよう。

大きさ 全長は最も大きな石山古墳例が15.8cm、最も小型品は岡山県内出土例で9cmである。鉄製鉈の中には鉈形より長いものも多くみられ、田中が挙げる良好な状態で残る中峰2号墳や板切遺跡出土品は20cm前後である⁽¹⁷⁾。短い個体も存在するが、そのような個体を積極的に写し取ったというよりは、長さに関しては、製作時に準備できる石材の大きさに左右され鉄製鉈と同サイズの製作に至らない場合が多かったと考えられる。

個体間の共通性 全体として、平面・側面形態、横断面等、共通性が高いことを指摘できる。製作にあたって一定の仕様のようなものがあり、それがかなり守られているような状況が推定される。しかし、特定の場所で製作されたものが展開しているような状況は認められない。その中でも、遊塚1号墳出土品は特に精巧な作りである。

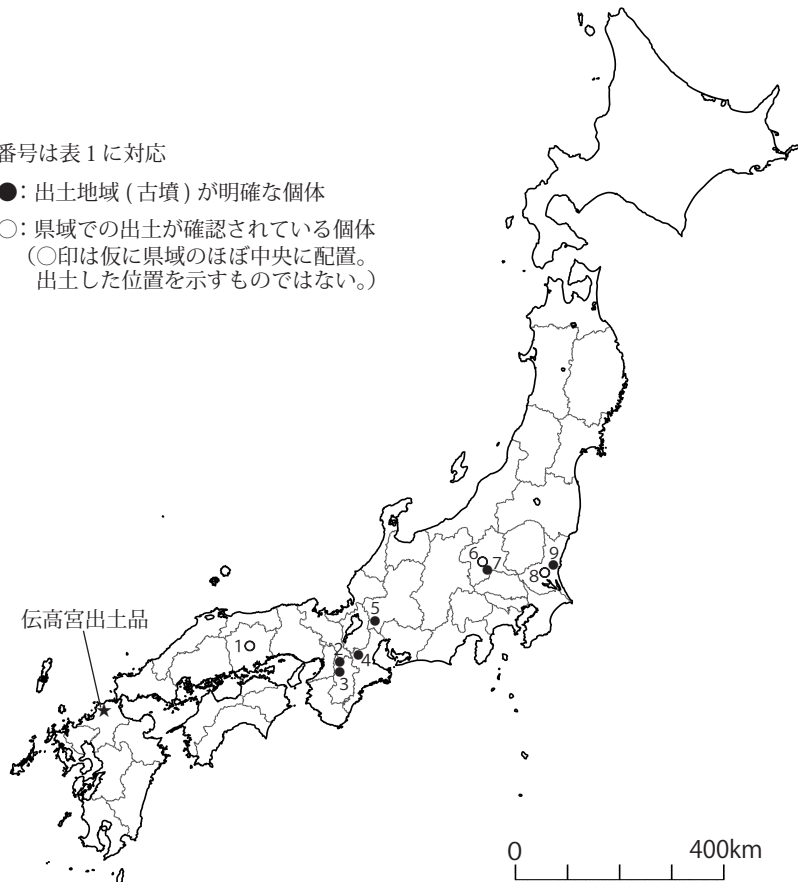
（2）鉈形との組合せ

これまでも指摘されているとおり、この鉈形は単独で存在するものではなく、刀子・斧（袋状、短冊形、板状）・鉈・鑿・鎌など弥生時代から次第に出揃ってきた基本的な鉄製農工

具の組合せを継承した古墳時代の鉄製農工具を反映して石製化したの中で一器種である。また、鉄製品としては短冊形⁽¹⁸⁾など一部を除き各器種が存続していくが、石製模造品としては、刀子形、斧形、鎌形が存続する一方で、鉈形は早々に姿を消し、同様の器種として斧形（短冊）、鑿形が挙げられる。このことにより、この三種については組合せにかなり有意な関係があったと推測される。石山古墳、遊塚古墳、鏡塚古

番号は表1に対応

- ：出土地域（古墳）が明確な個体
- ：県域での出土が確認されている個体
（○印は仮に県域のほぼ中央に配置。
出土した位置を示すものではない。）



第2図 鉈形分布図

墳の良好な出土状況を示す事例をみても、一部欠くものもあるが、基本的にこれらは組合せとして存在していると解してよいだろう。よって、東博所蔵の茨城県内出土品として鉈形があるが、そのほかに斧形（短冊）や斧形があり、石材の特徴をみても本来の組合せを反映していると考えられ、群馬県伝藤岡市神田出土品の鉈形と鑿形なども同様であろう。また鉈形はないが、群馬県前橋市総社町附近出土品（斧形（短冊）、鑿形）や千葉県香取郡小見川町一ノ分目 1-272 出土品（刀子形、斧形（短冊）、斧形）なども、良好な事例に類する組合せであった可能性が高い。

この視点でみると、東北歴史博物館所蔵の杉山コレクションの鉈形は、出土地が「上野」であり、同じく所蔵されている刀子形・斧形と組合せ関係にあると考えられ、さらにその刀子形・斧形の特徴が群馬県高崎市下佐野長者屋敷古墳のものと同じであることから、同館所蔵の鉈形と刀子形・斧形は本来同古墳に副葬された石製模造品の一群を構成していた可能性が高いと考えられる。現在知られる同古墳の石製模造品の器種構成は、刀子形、斧形、鑿形で鉈形を欠いており、組合せを復元的にみても矛盾はない。

ただし、千葉県多古町多古台No.8-6 号墳のように、未盗掘資料で緑色凝灰岩製石釧を共伴することから、築造時期としては上記の古墳などと並行関係にあると考えられるものの、石製模造品としては刀子形、斧形、鎌形の組合せのみが確認されている事例や群馬県高崎市吉井町の片山1号墳も刀子形と斧形の組合せである。必ず鉈形、斧形（短冊）、鑿形が組合せに加わるわけではないことに注意が必要である。

ここで重要なのは、鉈形だけのカウントにとどまらず、これらの資料も加えていくと、



第3図 鉈 柄元の削り

さらに関東地方での事例が増え、偏在の様相がより顕著になるということである。

(3) 伝高宮出土品との比較

ここでは伝高宮出土品と鉈形とを細部まで対比しつつ検討したい。検討にあたって先にもふれたように、9個体が知られるうちで遊塚古墳出土資料の特徴に比較的近いと考えられることから、直接的に比較するとともに、標準的形態として富雄丸山古墳出土資料、鉄製鉈として中峰2号墳出土資料も配置した(第4図)。対応すると考えられる細かい部位の範囲を線でつなぎ、アルファベットを振った。

鉈形の基本形態 鉈形は、第4図に示したようにA～DもしくはEで示した4～5の部位で構成されている〔A:刃部、B:柄元、C:柄、D:柄尻、E:鉄茎端部〕。AとEが鉄器の露出部、B～Dが素材としては木質を中心とする柄部分を表現していると考えられる。柄は部位としては分かれるが一体で製作されているものであろう。

部位 第4図のとおり、伝高宮出土品は鉈形のうち、D・Eに該当する部分と考えられる。Eの部位を確実に表現しているといえるものは、不明なものを除くと現状9例の中でも遊塚例のみである。

遊塚古墳出土例との比較 鉈形の形態は共通性が高く、特にA～Cの部位は形態上ほとんど差はなく、Dの違いやEの有無によって区別され、Dの表現も一定のパターンに収まるものである。その中で、Eを確実に表現している点、D・Eが複雑かつ精巧な作りをもつ点で、遊塚例は他の個体と一線を画する特徴をもつといえる。

伝高宮例は、部位Eの存在とその端部形態が、遊塚例にもっとも類似する個体であるといえるため、遊塚例と比較してみる。

【平面】以下の3点が挙げられる。1) Dの柄(柄尻)を表現したと考えられる部位で幅が広がる。2) 鉄柄(E)端部を鉤状に曲げた表現が類似する。3) 鱗飾の表現が明瞭である

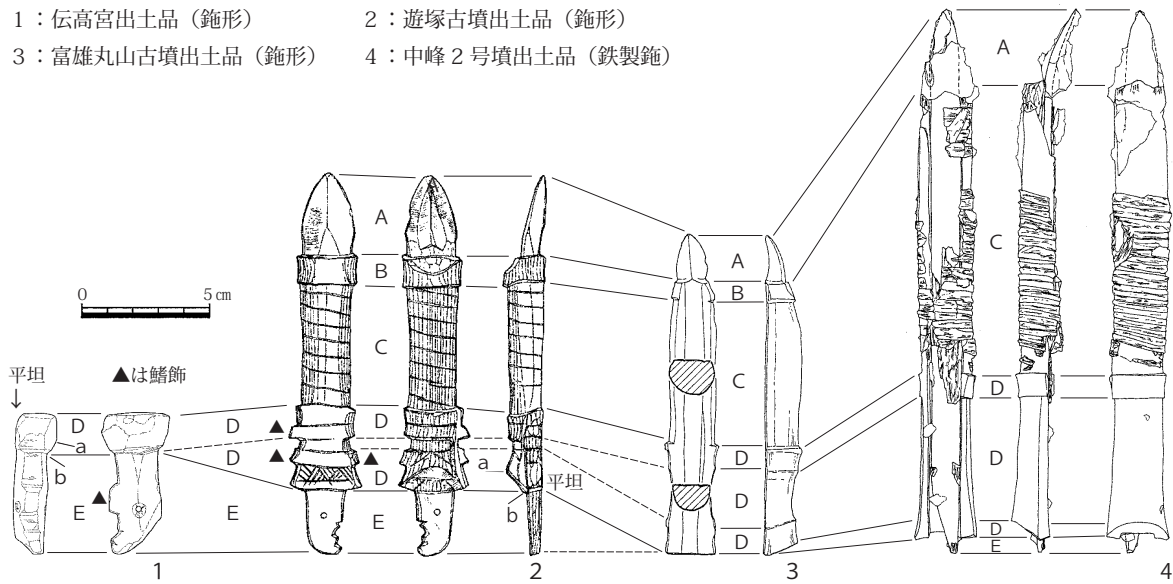
【側面】ケバ線a・bで示した段差と反対面の平坦面の存在は、鉈形の側面観に特有といえる。

【大きさ】各部位では幅・厚みに違いがあるが、D・Eを合わせた長さはほぼ同じであり、全体のサイズ感も鉈形を大きく逸脱したものではない。しかし、鉄茎端部の表現としてはかなり厚く、全体の作りも丁寧さに欠けるなど、基本的に精製品である鉈形としては、現状知られている個体の中でもっとも大作りの個体といえそうである。

【その他】穿孔の位置もほぼ同じ箇所である。

個体ごとに特徴が異なる部分もあるため、すべて1対1の対応関係とはいかないが、おおむねきれいな対応関係を示すといえよう。鱗飾と考えられる部分やEが鉤状に屈曲しているなど、細かい点も一致している。特に側面からみると、他の9個体ほどきれいな仕上がりではないが、鉈形の特徴である鉄器部分を装着する側が平坦で、反対面に段差がみられる点は表裏を意識して作り分けていることがうかがえる。

- 1：伝高宮出土品（鉈形） 2：遊塚古墳出土品（鉈形）
 3：富雄丸山古墳出土品（鉈形） 4：中峰2号墳出土品（鉄製鉈）



第4図 鉈形・鉄製鉈部位比較図 (Scale=1/3)

以上のことから、伝高宮出土品は、木器部分の柄尻と柄から抜き出た鉄器部分の茎であると理解できそうである。しかし、鉈形9個体と比較して、製作上の丁寧さにおいて懸隔が大きく、形態上もっとも類似すると考えられ、鉈形の中でももっとも精巧といえる遊塚古墳出土品と対照的である。

なお、鉈形は古墳出土が通有であると考えられるが、本資料については高宮出土ということ以外詳しいことは知られていない。ただ、上高宮古墳が副葬品に銅鏃が含まれるなどその様相から古墳時代中期前半とされており、比較的時期も近いことから候補のひとつであるとはいえそうである。

ここまでみてきた通り、伝高宮出土品が鉈形の一部であることに矛盾はなさそうである。しかし、当初から一部だけの造形にとどまると考えるのは、他の資料はすべて全形を表現していることから不自然であろう。中井正幸も指摘しているとおり、儀礼に伴う所作などによる欠損の可能性が指摘されている事例もあり、欠損自体が珍しい訳ではない⁽¹⁹⁾。当面のところ、本来は刃部・柄部を含めた全形の資料であったものが欠損して、その部分を研磨によって平滑にした可能性を考えておきたい。ただし、欠損部はそのままの状態であることが多く、鉈形として認定できるかどうかは保留すべき点があることも明記しておきたい。

4 鉈形をめぐる視点

ここまで、伝高宮出土品がいかなる遺物であるかの検討に紙面を割いてきた。鉈形との認定に保留すべき点はあるものの、既出資料との比較により一定の見通しは得られた。

ひとまず鉈形と考えた場合に、次に問題となるのは、農工具形が希薄というより現状皆無の地域において、その存在の可能性があることの意味であろう。それを探るために、本章では幾つかの視点で考えてみたい。特に鉈形を多く出土している関東地方の様相についてみておくことは有効と考えられる。そこから得られた見通しで、改めて宗像や沖ノ島に

ついて考えてみることに多少なりとも意義が見いだせるのではないだろうか。

(1) 鉈形の分布

あらためて、鉈形の分布をみておきたい。関東地方の様相は後述するとして、まず近畿地方をみると、奈良盆地北部の富雄丸山古墳と西部のナガレ山古墳からの出土である。近畿地方の中にあつて鉈形を含む農工具形の創出にあつて、関係が深いとされる古墳が展開する地域である。また、石山古墳は東海地方を目前に控えた上野盆地の一角に位置する。中国地方は吉備である。刀子形が出土する金蔵山古墳などは出土地の候補であるが、特定することは難しい。現在の岡山平野南側は内海が広がっていたことが知られているが、そこからやや西に位置する鞆の浦は、瀬戸内海の東西からの潮の干満の分かれ目であり、海上交通の要衝といえる。

一方、東に目を向けると、遊塚古墳が近江から伊吹山の南を抜けて濃尾平野が広がり始める地に築かれている。関東地方は出土地が不明の個体もあるが毛野の2点は、いずれも現在の高崎市、藤岡市あたりの出土とみられる。信濃から碓氷峠を越えるルートや荒川低地沿いに北上するルートなどの結節点にあたる。常陸は、1個体は出土地不明であるが、鏡塚古墳が太平洋を望む那珂川河口域に築かれており、海上・河川交通の要衝として評価される地から出土している。

以上のことから、鉈形（を含む構成をとる農工具形）は陸上、海上、河川などの各種交通の要衝、境界域に築かれた古墳から出土していることがわかり、まずはそのような側面をもつと考えられる。

(2) 農工具形の構成

現在の鉄製鉈を含む弥生時代からの鉄製工具の組合せの流れから考えるならば、鉈形は木工具としての用途を主としつつ、建築の場面を含む、ある程度幅広い機能も想定できると考えられる。ここで、鉈形を含む出土例での農工具形の器種を挙げていくと、〔農具〕：鎌・鋤、〔工具〕：鉈・鑿・斧（手斧含む）・斧（短冊形）・刀子、となる。農具は、魚津が指摘しているように、鏡塚古墳の鋤を除くと鎌に限られる。手鎌の可能性のある資料もあるが、確定は難しいという⁽²⁰⁾。これは鉄製農工具の構成を忠実にトレースしている状況ではなく、工具が主体を占める様相といえ、木工具・建築工具を祭器として石製化したと考えることができよう。また、木工にしろ建築にしろ工程ごとに必要な器種を揃えているような構成と考えることもできる。農具に限られていることとは対照的ともいえよう⁽²¹⁾。

(3) 関東地方の様相

境界域と鉈形 分布の様相からは、これまで古墳の立地について語られることの多い交通の要衝、境界域という側面をまずは指摘できそうである。しかし、交通の要衝や境界域は日本列島の中に幾つもあり、それだけではなぜ関東地方に分布が偏るのか、農工具形であるのか、ということへの説明としては不十分である。これまでも古墳の副葬品から当時の「東国」や「アヅマ」の範囲や境界を検討する研究はあるが⁽²²⁾、古墳時代前期において前方後円墳は仙台平野まで広がりを見せている⁽²³⁾。当時の王権が領域としての境界に強い意識があり、広がり志向するのであれば、鏡塚古墳築造時期には分布域前端的古墳に農工具形が副葬されていても不思議ではない。それが、毛野・武蔵・常陸と限られた地域に集中的にみられる状況は、当時の王権が考える領域の広さではなく、そこに集中す

る特別な意味を持った地域（境界域）であった可能性があるろう。

石製模造品と呼ばれる遺物は、ヤマト王権の東国進出という脈絡で理解されることが多く、その側面はこれまでの研究が示すとおりであるが、拡大や進出の段階を示すとという以外の意味もあるように思われる。

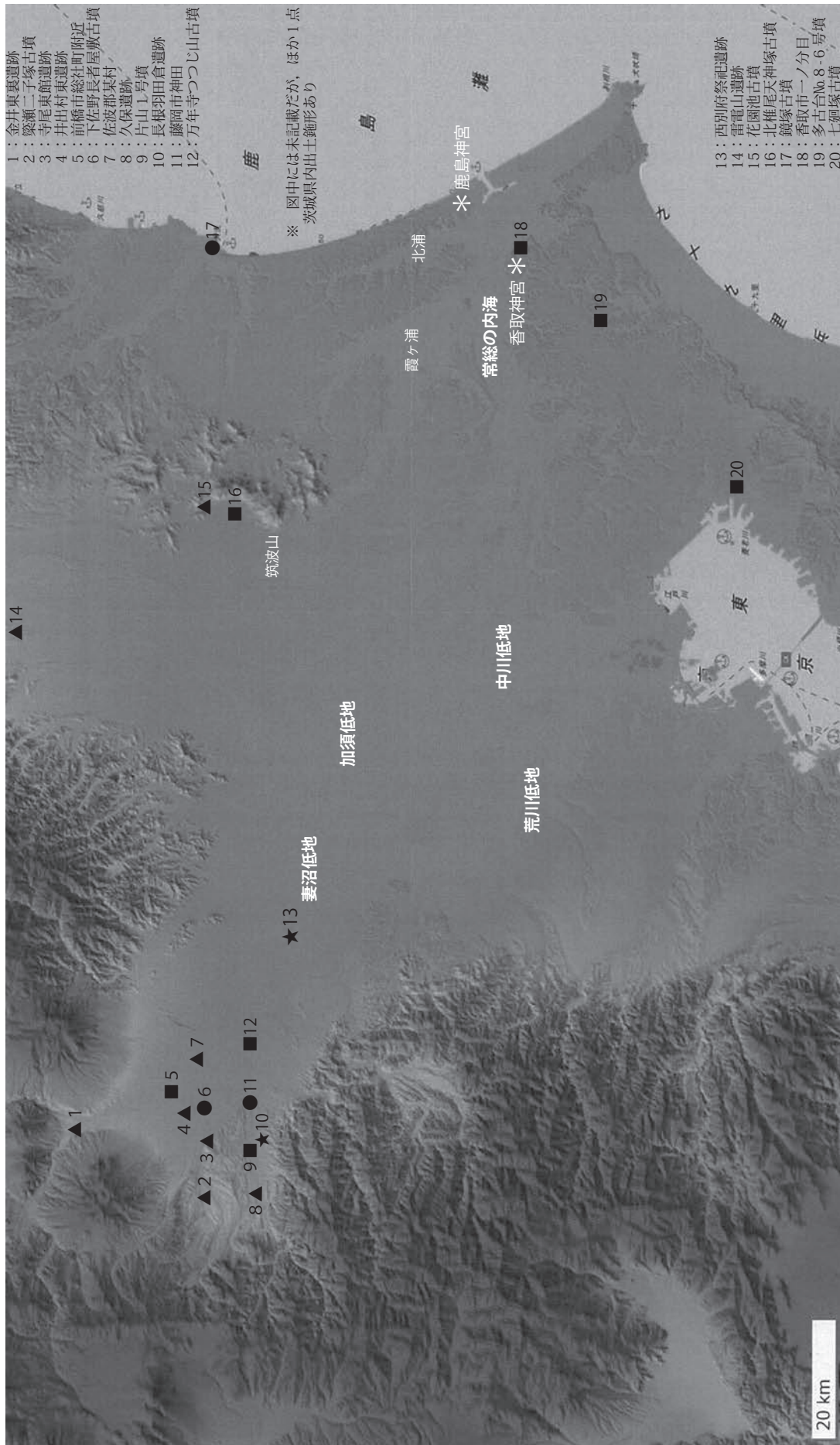
低地と内海 日本列島の多くの地域で海浜部に内海や潟湖が形成され、これが古代の地域間ネットワークを支えたことは既によく知られていることである。先にみたように関東平野は列島最大の平野部であるが、「関東造盆地運動」⁽²⁴⁾の影響で地盤の沈降により地中に沈み込む遺跡も多い⁽²⁵⁾。よって、特に妻沼低地、加須低地、中川低地と低地部が広がる武蔵北部から東部では安定した平野が形成されにくく微高地と後背湿地が続く景観が広く形成されており⁽²⁶⁾、古墳時代には、前期から果敢にこの低地部への働きかけがあったことが指摘されている⁽²⁷⁾。武蔵はこのように、川・沼・湿地帯の織り成す景観が東京湾に向けて広がっていくとともに、下総台地にも接続していくが、常総地域に入ると「香取海」や「常総の内海」（以下、「常総の内海」とのみ表記）と呼ばれる内海世界に変わっていき、当該地域の環境を視野に入れた研究の蓄積も多い⁽²⁸⁾。この時、下総と武蔵の間には分水界が形成されているが、その標高は低く千葉県関宿付近では10 m程度で、「人間の目には到底識別できないような、ほんのわずかな地形的高まり」だという⁽²⁹⁾。また、台地部分でも河川をうまく使うことで、効率的に常総の内海世界に接続していたことが知られる。これは、東京湾と「常総の内海」の間でも同様である⁽³⁰⁾。よって、視覚的にも武蔵の低地部と常総の内海は遮蔽されるような関係ではなく、地形と水をめぐる環境の上では一体の地域として捉えなおすことができると考えられる。このようにみると、武蔵の低地部と「常総の内海」を挟んで西側一帯（内陸側）に毛野、東側一帯（海側）に常総地域という位置関係で把握できるのではないだろうか。

そこに、鉈形を含む農工具形、鉈形はないが並行すると考えられる農工具形、及び後述する古墳時代後期の武器形などの分布を重ねてみる（第5図）。粗密はあるものの、低地と内海をめぐる範囲に多くみられることが確認できよう。

王権の世界観 それでは、なぜ上記の地域に集中するのであろうか。交通の要衝、特に水上交通に関わる部分については、既にこれまでの研究で明らかにされているとおりである。それ以外の理由が考えられるのか、異なる視点からのアプローチを試みてみたい。

北條芳隆は、太陽・星の運行や山並、火山などの既にある自然環境との関わり、観測などを経て、例えば弥生時代から古墳時代の「方位理念」として東西優位があり、「日の出方位」が重視されてきたことを示した⁽³¹⁾。鉈形を含む農工具形が近畿地方より東方、しかも関東地方にかなり集中的に分布することに対して、これまで「東国」という「範囲」が対象として考えられることが多かったように思われるが、器種や構成によってはこれとは異なる側面、「方位」に基づいた分布の可能性も加えうのではないかと考えられる。

関東地方を境に北東へ折れ曲がる列島の地形からは、関東以北の地域が、東に太平洋と面することになるが、東が太平洋に面していることに加えて、国土の表現として、8世紀には「豊葦原水穂国」（『古事記』）「豊葦原瑞穂国」（『日本書紀』）と呼ばれる、代表的な景観がある⁽³²⁾。葦原と水域の広がるこの景観は古墳時代に列島各地で見られたであろうが、ここまで広大な範囲に広がる場所は他にないであろう。東が太平洋と面し、内陸（西）



- 1: 金井東裏遺跡
- 2: 築瀬二子塚古墳
- 3: 寺尾東遺跡
- 4: 井出村東遺跡
- 5: 前橋市総社町附近
- 6: 下佐野長者屋敷古墳
- 7: 佐波郡長村
- 8: 久保遺跡
- 9: 片山1号墳
- 10: 長根羽田倉遺跡
- 11: 藤岡市神田
- 12: 万年寺つづじ山古墳

- 13: 西別府祭祀遺跡
- 14: 雷電山遺跡
- 15: 花園池古墳
- 16: 北椎尾天神塚古墳
- 17: 鏡塚古墳
- 18: 香取市一ノ分目
- 19: 多古台No.8-6号墳
- 20: 七廻塚古墳

※ 図中には未記載だが、ほか1点
茨城県内出土鉦形あり

●: 鉦形出土地 ■: 鉦形と関係が深い石製模造品出土地 ▲: 武器形石製模造品出土地 ★: 馬形石製模造品出土地

第5図 関東地方関連遺跡の分布

に向かって広がる葦原という二つの条件を備え、さらに、そこに視界を大幅に遮る山塊などもない地形的な特徴を加味したとき、ヤマト王権がその一帯に特別な意味を見出した可能性を考えたい。つまり、後の国土観の表現つながる原初的なイメージをヤマト王権がある程度もっており、王権所在地の東において、それに叶う地域として認識したことによると考えられないだろうか。また、その海の先には大和王権にとって重要な理念上の世界(仮にカミの世界とする)が設定されていたかもしれない。

太平洋を望むカミの世界に向けての、毛野から常陸(鹿島)に至る広大な奥行をもつ境界域が形成されたと考えられないだろうか⁽³³⁾。

櫛引台地の縁辺部あたり、現在の埼玉県熊谷市付近から東へと広がっていた妻沼低地、加須低地、中川低地には葦原の広がる湿地帯が多かったと考えられ、その中を沼や河川などの水域を利用しつつ、明瞭な内海の広がる常総地域や総武地域(東京湾方面)に入っていくことは、実際の距離以上にスピード感のある移動が可能であったとも考えられ、王権からは毛野から常総地域が地域性を越えたある種の一体性をもつという認識を形成したと考えられる。鉤形などを含む農工具形石製模造品の構成から見た毛野・常総の様相は、この古墳時代前期後半のヤマト王権が考える東方の世界観に支えられたものであったと考えられる。

そして、そのひとつの表れとして(農)工具形の導入があったのではないかと考えてみたい。鉄製工具は石材に対しても相当の効力を発揮すると考えられるが、一番の対象は木材に対してであろう。そこから工具形の性格を考えてみると、木材の伐りだし、木材加工全般、特に祭具製作や祭祀に関わる機能をもつ建築物造営などに関わる一連の作業に必需品として使用されることに依拠することで、祭器として石製化した可能性が考えられよう。分布からみられる(農)工具形の存在の背景として、交通の要衝との関係性に加えて、関東地方においては王権の世界観とそれに伴う祭祀・儀礼との関わりを推定しておきたい。そしてそれらは、工具の使用目的でもある各種製品の製作や建築物の造営等に関わるものであったのだろう。

しかし、水路のみでは常総地域には到達できないため、王権の世界観とは別に、地形などから古墳時代以前に形成されてきた在来の領域があったのではないかと考えられる。これが、石製模造品を個別に検討して見えてくる地域による製作体制の違い⁽³⁴⁾や刀子形の形態のまとまり⁽³⁵⁾に反映しているのではないかと考える。

つまり、鉤形などを含む石製模造品には、在来の領域に規定された製作に関わる位相と、王権の世界観・空間認識を基にした器種構成に関わる位相を見出すことができると言えよう。

佐紀古墳群と工具形 佐紀古墳群は馬見古墳群とともにその出土数の多さから農工具形の創出と展開に関わった人物が被葬者像として考えられることが多い。鉄製農工具という弥生時代以来の伝統的な副葬品をベースにしつつ石製化という形で新たに祭器を登場させるが、鉤形などの欠落など初期の豊かな構成は程なく縮小してしまう。この動向の理解は簡単ではないが、主導した当初の意義が何らかの理由により早々に失われたと考えられる⁽³⁶⁾。一方、北條は佐紀古墳群が前後の大型古墳群とは異なる方位理念で築造されるが、程なく「伝統方位軸への軌道修正」がはかれるとする⁽³⁷⁾。この軌道修正の契機が鉤形

などの欠落に影響を与えたか否かは即断できないが、寺沢知子がこの時期の政権が「脆弱な体制」であったと指摘しているように、佐紀古墳群造営とも関係する創出に関わった勢力の動きと連動する可能性も想定しておく必要がある⁽³⁸⁾。

さらに、ここでは工具形の存在意義を考えるために、佐紀古墳群との関係をみておきたい。先に工具形は鉄製工具の使用目的に関係する行為に伴って行われた儀礼とのつながりで石製化したと考えたが、一番の対象が木材で、それによって製作、建造されるものということになる。北條は、佐紀古墳群の造営にあたって当該地域での開発に触れ、方位との関係も含めた計画的な古墳の配置を指摘し、開発範囲の移動、拡大を「大型前方後円墳の築造地は開発指向領域と一致する」として、若狭徹の指摘との関係で評価している⁽³⁹⁾。この動向で重要なのは、林野を新たに伐開すると同時に伐り出した木材の利用が行われた可能性が高いことであろう。そして、これらの一連の事業の具体的な作業工程において鉄製工具が大いに力を発揮したことは想像に難くない。

加えて、木材の利用と一口に言っても、開発地において伐採された樹種が利用目的に合致する特徴を持っているとは限らず、日常生活あるいは開発に伴う利用目的に対して必要な樹種などの様々な需要を満たすために、開発地のみならず別途の森林開発も並行したことが推測される。青柳泰介は、奈良盆地東部山間地域で古墳時代初頭から有用樹種の変化に伴い、他地域に供給するための木材生産が開始された可能性の高いことを指摘した⁽⁴⁰⁾。さらに、木材の奈良盆地への搬入ルートとして佐紀古墳群を挟む形で「秋篠越え」と「ウワナベ越え」の2ルートを考え、西側の「秋篠越え」ルートと佐紀古墳群西群の築造と菅原東遺跡や西隆寺下層遺跡など大規模遺跡との関係を考える。また、築造が東群へ移動するに伴い、「ウワナベ越え」の必要性が出てきたことも推測する。佐紀古墳群の造営と現地の開発が木材生産とも絡みつつ活発に行われた状況が想定されよう。

また、これと同様の状況が毛野においてはかなり具体的に確認されており、その古墳築造のあり方は「象徴行動」と表現される⁽⁴¹⁾。古墳の築造のみならず居館の建築、低地の開発など、木材利用が日常生活を越えたレベルで行われ、製品や資材へと姿を変えていたことが考えられる。さらに、この時の最大規模をもつ浅間山古墳の墳形は、佐紀古墳群西群の佐紀陵山古墳と同じ墳丘規格が採用されているとの指摘も示唆的である。

このような奈良盆地や毛野西部での動向から、木材利用の高まる需要に鉄製工具の必要性、存在価値がさらに高まっていたことが推測される。このような状況が工具形出現の背景として考えられよう⁽⁴²⁾。また、これらの動きが佐紀古墳群との関係性をもってつながることは工具形の創出とも絡み注目に値すると考えられる。

農工具形以外の様相 これまで伝高宮出土品が鈍形であるという理解を基に記述を進めてきた。農工具形、特に工具形を中心にみてきたが、宗像・沖ノ島ではまだ確定的とは言えないため、他の資料から共通点について簡単にみておきたい。

盾形、短甲形については佐久間正明の検討があり、古墳時代後期に至り、宗像・沖ノ島と毛野・武蔵・常陸という列島の東西で石製模造品について共通化が認められる部分がある⁽⁴³⁾。それら以外にも、子持勾玉が毛野、常陸は出土数が多く、近年は武蔵地域でも行田市北大竹遺跡で45点が出土するなど集中地帯である。さらに、西日本では宗像・沖ノ島が含まれる筑前が突出して出土数が多い点も共通点として挙げられよう。さらに、馬形

などは沖ノ島に先駆けて毛野（長根羽田倉遺跡）、武蔵（西別府祭祀遺跡）で確認されており、古墳時代後期以降は、後の宗像大社、鹿島神宮、香取神宮と神郡の設置など類似した経過をたどる⁽⁴⁴⁾。

農工具形の分布の上では、現状の中にそのまま落とし込むとその範囲から大きく外れることになるが、他の石製模造品でみた場合、古墳時代後期に至り宗像・沖ノ島の祭祀と毛野・武蔵・常陸での祭祀具に共通性が指摘される。伝高宮出土品が鉈形だとすると関東地方に多く出土する鉈形とそれを含む農工具形の存在から、宗像・沖ノ島が地域の特性として鉈形を導入し得る背景をもつということもいえるのではないかと考えられる。あわせて、両地域の共通性が古墳時代前期後半頃までさかのぼる可能性を示すことにもなる。

また、列島の東西という視点では、吉野裕子は古代日本人の「基本世界像」「人間界（日本の国土）」での東西は「観念的なものとしてではなく、地理的な現実の地点としてある」として、東に鹿島の地（鹿島神宮）、西に出雲の地（出雲大社）を挙げる⁽⁴⁵⁾。鹿島の地は本稿で対象とした農工具形が集中的に出土する地域の最東端にあたる。また、出雲は、出雲大社境内遺跡において、メノウ勾玉や滑石製白玉が出土し、古墳時代前期から王権との関わりが考えられる祭祀が行われていた可能性が高いという⁽⁴⁶⁾。一方、常総の内海周辺での祭祀遺跡については、現在の知見では、祭祀遺物の年代はさかのぼっても5世紀代までということである⁽⁴⁷⁾。現状は少し違いがあるものの、後に重要な位置づけとなる神社の周辺には顕著な出土遺物が確認されることがあり、重要な土地であるという意識があることで、その後の神社の成立につながっていった可能性が考えられよう。

西と東の境界域 このように西と東の祭祀をめぐる境界域について、両者がそれぞれ接する境界域の特徴を考えると、西（宗像・沖ノ島）は、朝鮮半島や中国という海を越えた先にある国家、社会から絶えず情報が入り、緊張感を伴いつつ状況によっては難しい対応を迫られる不安定で現実的な対外関係を背景とした境界域ということができよう。一方、東（毛野・武蔵・常総）は理念としてある比較的安定した世界（カミの世界）との境界域ということができよう。同じ境界域でも異なる対象を前にすることで、あるいは王権の動向や在地の対応などによっても使用する祭器に違いが出てきて、考古資料の分布としての現状が見えてきているのかもしれない。それぞれに重層的なものを想定する必要があり、王権レベルの位相と地域レベルでの位相を読み解いていければ、それぞれの特徴をさらに見出していけるのではないかと考えられる。

まとめ

本稿は、伝高宮出土品が鉈形であるか否かを判断するために、鉄製鉈や既出の鉈形と比較検討するところからスタートした。そして、保留すべき点はあるものの、それが認められるとの見通しを得た上で、宗像・沖ノ島の祭祀遺物の中に存在する意味を考えるために、鉈形を含む農工具形の特徴を検討して、鉈形そのものは木工具としての機能が中心と考えられるものの、他の工具形は木工や建築など幅広い木材加工具としての機能を考え、これらが林野の開発や木材加工全般に必要不可欠、特に祭具製作や祭祀に関わる機能ももつ建築物造営などに使用されることに依拠した祭器と考えた。さらに、それらが毛野・武蔵・

常総地域に多くみられることについては、古墳時代における「方位理念」との関係から王権として東方にカミの世界を設定した可能性を考え、そこに対して地理的、景観的にもっともふさわしい地域として位置づけられたことと、毛野に顕著な地域の開発とそれに伴ったであろう祭儀などと関連して集中的に分布している可能性を考えた。これは、出雲大社境内遺跡での滑石製玉類の出土など、日本列島の中での方位を意識した位置にあり、かつ後に神郡の設置を伴う神社の存在につながる共通点をもっており、この経過のもとに理解していく必要があるのではないかと考えられる。その意味で、伝高宮出土品を鉦形と考えることに一定の背景を与えるものであり、古墳時代後期に石製模造品で共通点が認められる関東地方との関係性が、古墳時代前期後半から中期初頭あたりまでさかのぼる可能性も示唆する。

鉦形の検討だけで後半に述べたような問題を解決できる訳ではなく、本稿では器種の違いの意味など考古資料の検証作業は極めて不十分である。この問題点への取り組みを経た上での当否は今後の検討課題であるが、関係地域の共通性の背景などを意識しつつ宗像・沖ノ島祭祀の理解につなげていければ、と考えている。引き続き、さらに視野を広げて取り組んでいきたい。

謝辞

本稿作成にあたって、資料調査や実測図の掲載等において、下記の皆様、機関に多大なるご配慮を賜った。以下に記して感謝申し上げたい（敬称略、五十音順）。

小野章太郎、河野正訓、菊池望、谷川一雄、中井正幸、伴祐子、福嶋真貴子、古谷毅、間壁忠彦、間壁霞子、森郁夫、山本亮、吉村公男

大垣市歴史民俗資料館、河合町教育委員会、木組み博物館、京都国立博物館、倉敷考古館、國學院大學博物館、東京国立博物館、東北歴史博物館、宗像大社宝物館

註

- (1) 福嶋真貴子2018「下高宮を中心とした辺津宮境内発見の祭祀品について」『沖ノ島研究』第4号 53-58頁 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
- (2) 岡崎 敬1956「日本における初期鉄製品の問題—壱岐ハルノツジ、カラカミ遺跡発見資料を中心として—」『考古学雑誌』第42巻第1号 14-29頁 日本考古学会
- (3) 岡村秀典1985「木工具」『弥生文化の研究』第5巻 道具と技術Ⅰ 65-76頁 雄山閣
- (4) 野島 永1993「弥生時代鉄器の地域性—鉄鎌・鉦を中心として—」『考古論集 潮見浩先生退官記念論文集』433-454頁 広島大学文学部考古学研究室
野島 永2000「鉄器からみた諸変革—初期国家形成期における鉄器流通の諸相」『国家形成過程の諸変革』75-102頁 考古学研究会
- (5) 三木文雄1953「古墳時代前期の鉄製木工具」『日本考古学協会彙報 第12回総会研究発表要旨』18-19頁 日本考古学協会
三木文雄1957「古墳出土の鉦に就いて」『考古学雑誌』第42巻第3号 37-46頁 日本考古学会
三木文雄・村井崑雄1957「鉦について(鉄製工具の考察2)」『小川町古代文化研究会編 那須八幡塚』120-131頁 吉川弘文館
三木文雄・村井崑雄1957「けずり小刀について(鉄製工具の考察3)」『小川町古代文化研究会編 那須八幡塚』131-136頁 吉川弘文館

- (6) 古瀬清秀1977「古墳出土の鉈の形態的変遷とその役割」『考古論集』257-270頁 松崎寿和先生退官記念事業会
古瀬清秀1991「鉄製農工具」『古墳時代の研究』8 古墳Ⅱ 副葬品 71-91頁 雄山閣
- (7) 田中 謙2017「木工具」『モノと技術の古代史 金属編』13-51頁 吉川弘文館
- (8) 中村雄三1967『図説 日本木工具史』新生社
- (9) 村松貞次郎1973『大工道具の歴史』(岩波新書867) 岩波書店
- (10) 吉川金次1984『斧・鑿・鉈』(ものと人間の文化史51) 法政大学出版局
- (11) 成田寿一郎1984『木の匠—木工の技術史—』鹿島出版会
- (12) 渡邊 晶2004『日本建築技術史の研究—大工道具の発達史—』中央公論美術出版
なお、今後の検討課題として「鉈屑」の問題も指摘されている。
青柳泰介編2003『南郷遺跡群Ⅲ』(奈良県立橿原考古学研究所調査報告74) 奈良県立橿原考古学研究所
平井洸史2022「南郷大東遺跡の「鉈屑」について」『青陵』第166号 1-4頁 奈良県立橿原考古学研究所
- (13) 魚津知克2005「鉄製農工具の副葬と農工具形石製祭器の副葬」『古代』第118号 79-103頁 早稲田大学考古学会
そのほか、鉈の構造に着目した既往の研究を踏まえて、古墳時代の鉈装具について理解が深まっているが、近年のそれらの研究に対照させると、磯貝龍志による刃部がコテ状を呈し、柄は柄縁を一回りたく作出する2類に該当すると考えられる(2a類か2b類かの峻別は困難である)。
磯貝龍志2019「鉄鉈」『伯耆国分寺古墳の研究』35-42頁 鳥根大学法文学部考古学研究室 伯耆国分寺古墳研究会
また、平井洸史による鉄身Ⅲb類、装具落込式2a類に該当すると考えられる。あるいは蓋を有する2b類の可能性も考えられる。
平井洸史2021「古墳時代鉈装具の基礎的検討」『技と慧眼—塚本敏夫さん還暦記念論集—』55-66頁 塚本敏夫さん還暦記念論集事務局
- (14) 註(13) 文献に岡山県内出土を追加。
- (15) 木組み博物館長である谷川一雄氏、及び同氏を通じてご紹介いただいた宮大工の方から鉈について色々とお教示いただいた。記して感謝申し上げたい。
- (16) 倉吉市教育委員会編1998『中峰古墳群発掘調査報告書』倉吉市教育委員会
- (17) 註(7) 文献
- (18) 以下、短冊形の斧形のみ斧形(短冊)と表記して、個体数の多い袋状の斧形については、単に斧形と表記する
- (19) 中井正幸1993「古墳出土の石製祭器—滑石製農工具を中心として—」『考古学雑誌』第79巻第2号 31-61頁 日本考古学会
- (20) 註(13) 文献
- (21) 農具形については別途検討すべきであるが、ここではいったん対象を工具形に絞ることとしたい。また、刀子形についても、魚津が指摘しているように「刀子固有にこめられた副葬意識」は筆者も認められると考えている。石製模造品は葬送儀礼との関わりも深いと考えられており、その多義性には注意したい。
- (22) 徳田誠志1993「第二のアズマの前期古墳—その特質の検討—」『関西大学考古学研究室開設四十周年記念 考古学論叢』129-186頁 関西大学
松尾昌彦2011「古墳時代前期における「東国」の範囲」『東国の地域考古学』151-162頁 六一書房
- (23) 藤澤 敦2018「弥生時代後期から古墳時代の北海道・東北地方における考古学的文化の分布」『国立歴史民俗博物館研究報告』第211集 447-486頁 国立歴史民俗博物館

- (24) 日本地質学会編2008『日本地方地質誌3 関東地方』朝倉書店
- (25) 堀口万吉1981「関東地方中央部における考古遺跡の埋没と地殻変動」『地質学論集』No.20 79-94頁
日本地質学会
堀口万吉1981「歴史時代の沈降運動と低地の形成」『アーバンクボタ』No.19 6-9頁 株式会社クボタ
- (26) 久保純子2007「常総の内海」香取平野の地形と歴史時代における環境変遷『中世東国の内海世界』39-64頁 高志書院
久保純子2011「関東平野中央部における旧石器時代以降の地形変化」『季刊 考古学』第115号（特集 低地の考古学）89-92頁 雄山閣
- (27) 黒濟和彦2011「利根川・荒川中流域地域」『季刊 考古学』第115号（特集 低地の考古学）29-31頁 雄山閣
- (28) 白井久美子2002『古墳から見た列島東縁世界の形成—総武・常総の内海をめぐる古墳文化の相剋—』（千葉大学考古学研究叢書2）平電子印刷所
- (29) 高橋雅紀2022「東京湾の誕生と成り立ち—東京湾がそこにある理由—」『土木技術』77-11 7-13頁 土木技術社
- (30) 青山宏夫2004「干拓以前の潟湖とその機能 樺海と下総の水上交通試論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第118集 193-217頁 国立歴史民俗博物館
田中 裕2012「古墳と水上交通—茨城県域とその周辺及び「畿内」の古墳立地を比較して—」『第17回東北・関東前方後円墳研究会大会 シンポジウム 東日本における前期古墳の立地・景観・ネットワーク 発表要旨資料』67-80頁 東北・関東前方後円墳研究会
- (31) 北條芳隆2017『古墳の方位と太陽』（ものが語る歴史36）同成社
北條の一連の研究を本稿に絡めて考えるならば、後述する佐紀古墳群に関する部分のほか、重要なポイントとしてあと1点挙げることができよう。平原1号墓の検討から「日の出農事暦」の存在を考え、墓と農事が密接な関係にあることを示した点である。墓に農事暦を読み取る機能が付加されていることが示されたことで、これまでとは別の視点から鉄製農具や農具形が墓（古墳）の副葬品として重要な位置を占める理由の一端を示していると考えられる。
筆者は、鉄製農具・農具形がもつ諸要素を検討するにあたって、示唆に富む成果と考えている。
- (32) 西郷信綱1999「豊葦原水穂国とは何か—その政治的・文化的な意味—」『思想』No.895 56-74頁 岩波書店
西谷地晴美2009「水穂国の変換と統治理念」『国立歴史民俗博物館研究報告』第152集 329-356頁 国立歴史民俗博物館
- (33) ただし、毛野は東日本の中での結節点として多様な位相を内包していると考えられ、その側面のひとつという理解が実態に即していると考えられる。
- (34) 佐久間正明2011「関東地方における古墳出土石製模造品の製作構造について」『考古学研究』第58巻第2号 54-73頁 考古学研究会
- (35) 清喜裕二2010「東日本における農具形石製模造品出現期の様相」『比較考古学の新地平』331-340頁 同成社
- (36) 註（13）文献において、魚津は異なる系統の祭器を統合する動きの中で欠落していった可能性を指摘している。
- (37) 註（31）文献
北條芳隆2009「第二の『大和』原風景—佐紀古墳群と平城京条坊地割—」『日々の考古学』2 243-262頁 東海大学考古学研究室
- (38) 寺沢知子2017「古墳の属性と政権動向—4世紀前半期を中心に—」『纏向学研究』第5号 55-94頁 桜井市纏向学研究センター

- (39) 若狭 徹2002「古墳時代の地域経営—上毛野クルマ地域の3～5世紀—」『考古学研究』第49巻第2号 108-127頁 考古学研究会
- (40) 青柳泰介2009「木材の「原材」生産と流通に関する一考察—奈良県東部山間地域での古墳時代～中世の事例をもとに—」『木・ひと・文化～出土木器研究会論集～』43-54頁 出土木器研究会
- (41) 若狭 徹2018「東国における古墳時代地域経営の諸段階 上毛野地域を中心として」『国立歴史民俗博物館研究報告』第211集 307-350頁 国立歴史民俗博物館
- (42) 小林行雄は、「・・(略)・・鉄製農具や・・(略)・・鉄製工具が古墳の副葬品の中に加えられている理由は、実はこれらが古代の祭儀の実施に欠くことのできない土木建築用具として取り扱われたから・・(略)・・」と述べる。
- 小林行雄1956「古墳文化 社会生活の向上」『図説 日本文化史大系』1 縄文・弥生・古墳時代 220頁 小学館
- そのほか、石山古墳出土農具形石製模造品の写真図版解説に「神霊を祭るには、そのための祭物がある。祭場建設は大工道具が象徴し得る」との記載がある。
- 小林行雄1960「天皇家の伝承」『図説 世界文化史大系』20 日本I 196頁 角川書店
- また、北山峰生は生産具形の石製模造品の意義について、「社会の方向性と首長の性格を視野に入れて、初めて理解できる」と指摘しており、特に古墳時代中期における治水や新田開発などの推進を求められた首長の役割との関係の中で把握すべきという重要な指摘を行っている。これは、本稿で考えた内容とも通底するものであり、持ち続けるべき視点であろう。
- 北山峰生2005「古墳出土の石製模造品」『古墳時代の滑石製品—その生産と消費—』（第54回埋蔵文化財研究集会発表要旨・資料集）157-180頁 第54回埋蔵文化財研究集会事務局
- 鉢形など程なく姿を消すような工具形については、日常の定例的な行為に付随する祭儀とは別に、それまでとは異なる大規模な開発や建築物などの出現などを契機にそれに伴う祭儀用具として、既に出現していた他の滑石製品（祭器）に加わる形で新たに石製化したと理解することもできようか。そして、その動向に深く関わった有力者が葬られた古墳に副葬されたと考えられよう。
- (43) 佐久間正明2017「武具形石製模造品考」『考古学雑誌』第99巻第1号 1-46頁 日本考古学会
- (44) 笹生 衛2012『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館
- (45) 吉野裕子1974「古代日本人における世界像と現世世界像」『日本古代呪術 陰陽五行と日本原始信仰』7-38頁 大和書房
- (46) 松尾充晶2019「古墳時代の祭祀と玉—出雲における石製模造品の展開—」『古墳時代の玉類の研究』（島根県古代文化センター研究論集第21集）143-158頁 島根県古代文化センター
- (47) 石川 功2011「霞ヶ浦周辺地域」『季刊 考古学』第115号（特集 低地の考古学）35-37頁 雄山閣
- 塩谷 修2011「古代筑波山祭祀への視角—内海をめぐる交流・交通と祭祀の源流—」『東国の地域考古学』219-242頁 六一書房

表1に挙げた資料の文献・所蔵機関

- 1 倉敷考古館編1969『古代吉備の鉄』倉敷考古館（所蔵：倉敷考古館）
- 2 八賀 晋1982『富雄丸山古墳・西宮山古墳出土遺物』京都国立博物館（所蔵：京都国立博物館）
- 3 泉森 皎1990「河合町ナガレ山古墳の調査」『季刊 明日香風』第36号 飛鳥保存財団
河合町教育委員会生涯学習課編1998『ナガレ山古墳：国史跡』河合町（所蔵：河合町教育委員会）
- 4 京都大学文学部考古学研究室編1993『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館（所蔵：京都大学総合博物館）
- 5 大垣市編2011『大垣市史 考古編』大垣市（所蔵：大垣市歴史民族資料館）

- 6 東京国立博物館編1983『東京国立博物館図版目録』古墳遺物篇（関東Ⅱ）東京国立博物館（所蔵：東京国立博物館）
- 7 東北歴史博物館編2004『古墳時代関係資料図録 杉山コレクション』東北歴史博物館（所蔵：東北歴史博物館）
金田一京助・杉山寿栄男1943『アイヌ芸術』第3巻（金工・漆器篇）第一青年社
- 8 東京国立博物館編1980『東京国立博物館図版目録』古墳遺物篇（関東Ⅰ）東京国立博物館（所蔵：東京国立博物館）
- 9 大場磐雄・佐野大和1956『常陸鏡塚』國學院大學考古学研究報告第1冊 綜芸舎（所蔵：國學院大學博物館）

挿図出典

第1図 1：註（1）文献 第2図4を転載

2：筆者実測・トレース

3：八賀 晋1982『富雄丸山古墳・西宮山古墳出土遺物』京都国立博物館 第8図1を転載

4：筆者実測・トレース

5：京都大学文学部考古学研究室編1993『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館

39頁図版49の写真をトレース

6：大垣市編2011『大垣市史 考古編』大垣市 833頁第24図を転載

7：筆者実測・トレース

8：筆者実測・トレース

9：筆者実測・トレース

10：大場磐雄・佐野大和1956『常陸鏡塚』國學院大學考古学研究報告第1冊 綜芸舎 第18図を転載

11：註（10）文献 172頁（二）図を転載

第2図 筆者作成

第3図 筆者撮影

第4図 1：註（1）文献 第2図4を転載

2：大垣市編2011『大垣市史 考古編』大垣市 833頁第24図を転載

3：八賀 晋1982『富雄丸山古墳・西宮山古墳出土遺物』京都国立博物館 第8図1を転載

4：註（16）文献 第30図F 1を転載

第5図 筆者作成 下図は国土地理院 地理院地図GSIMapsを使用。また、武器形の分布は註（43）文献を参考にした。

本誌の既刊行分データは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第九号

2023(令和5)年7月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課

九州国立博物館・世界遺産室

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

9

CONTENTS

	Page
IWAMOTO Takashi The Movement of Okinoshima Rituals from viewpoint of Ancient Mirrors in Kofun period	1
UOZU Tomokatsu The Changes of Iron Tools at the End of the Fifth Century and the Shimbaru-Nuyama mounded tombs	29
MORITA Katsuyuki The Gods of the Seto Inland Sea and the Yamato Kingship	47
OKA Takashi The Nature and Ancient Ritual Sites of Okinoshima	71
TSUE Satomi The Kawano Family Documents in the Munakata Taisha Collection	79
Summary report of the investigation on the Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region in the fiscal year 2022	89
SEIKI Yuji The Issues Raised by the Artifacts Excavated from Takamiya in the Shrine Precincts of Hetsu-miya, Munakata Taisha.	(1) /120

2023

Preservation and Utilization Council of the
“Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region”